

一般社団法人 国立大学協会

ANNUAL The Japan Association of National Universities REPORT

令和7年度

はじめに

2025年度は、6月の総会において藤井東京大学総長が国立大学協会会長に選出されました。そして、寶金北海道大学総長、梅原横浜国立大学長、越智広島大学長、喜納琉球大学長がそれぞれ副会長に就任し、新たな運営体制が発足しました。国立大学の使命は、わが国の発展を支える「知の拠点」として新たな知を生むとともに、わが国全体の「知の総和」の向上に貢献することにあります。国立大学協会は、新体制のもと、すべての人が心豊かにくらせるウェルビーイングな社会の実現に向けて一層の努力を続けてまいります決意です。

さて、国立大学を支える国立大学運営費交付金については、法人化以降毎年度削減が続く、第3期中期目標期間以降は前年度同額が続いてきました。しかし2026年度には、対前年度188億円増となる1兆971億円が2026年度当初予算として措置されました。このことは、国立大学への強い期待の表れであると受け止めています。

こうした期待に応えるため、国立大学協会では、2025年3月に取りまとめた「わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像」に掲げる国立大学システム構築に、鋭意取り組んでいます。具体的には、新体制発足直後にワーキンググループを立ち上げ、その下に3つのテーマ（人材育成、教育連携、地方創生）に応じたタスクフォースを設置し、課題や推進策の検討を行っています。これらの場での議論を踏まえ、実現可能な施策から速やかに実施に向むかって進んでいきます。急速な少子化と人口減少が進行する2040年に向け、これまでとは異なる理念と価値観の下で、新しい国立大学の姿が求められていると思うからです。

全国の国立大学、および全国立大学が構成する国立大学協会の活動に、引き続きご理解とご支援をお願いいたします。

一般社団法人 国立大学協会
専務理事 林 佳世子

目 次

I	令和7年度事業報告	3
	【会議の開催】	
	（1）総会	
	（2）理事会、常任理事会及び政策会議	
	（3）各委員会等	
	（4）その他の会議等	
	【その他の活動】	
	（5）意見、提言、要望書等の提出、面談等	
	（6）広報活動	
	（7）研修事業等の実施	
	（8）その他の活動	
II	各種会議等議事録、議事概要	12
	（1）総会	
	（2）理事会	
	（3）各委員会等	
	入試委員会	
	国際交流委員会	
	経営委員会	
	広報委員会	
	事業実施委員会	
	政策研究所運営委員会	
III	意見、提言、要望書等	134
IV	令和7年度 国立大学協会概要	213
	（1）国立大学協会組織図	
	（2）会員及び学長・機構長一覧	
	（3）役員、委員会委員等名簿	

I 令和 7年度事業報告

【会議の開催】

(1) 総会

令和 7年 6月25日	第1回
令和 7年11月 7日	第2回
令和 8年 1月21日	第3回
令和 8年 3月 6日	第4回

(2) 理事会、常任理事会及び政策会議

①理事会

令和 7年 4月25日	第1回
令和 7年 5月28日	第2回
令和 7年 7月18日	第3回
令和 7年10月15日	第4回
令和 7年12月12日	第5回
令和 8年 2月13日	第6回

②常任理事会

令和 7年12月12日	第1回
-------------	-----

③政策会議

令和 7年 5月28日	第1回
令和 7年 7月18日	第2回
令和 7年10月15日	第3回
令和 8年 2月13日	第4回

(3) 各委員会等

①入試委員会

令和 7年 5月 1日	第1回
令和 7年 6月16日－ 6月20日	書面審議
令和 7年 7月 8日－ 7月10日	書面審議
令和 7年 7月28日－ 8月 4日	書面審議
令和 7年10月21日	第2回
令和 7年12月11日	国立大学の入学者選抜に関する中長期的課題検討WG（第1回）
令和 8年 1月19日－ 1月22日	書面審議
令和 8年 2月24日	国立大学の入学者選抜に関する中長期的課題検討WG（第2回）
令和 8年 3月24日	国立大学の入学者選抜に関する中長期的課題検討WG（第3回）

②教育・研究委員会

令和 7年 4月30日		男女共同参画小委員会専門委員会（第1回）
令和 7年 5月 1日－ 5月13日		男女共同参画小委員会 書面審議
令和 7年 5月13日－ 5月20日		教育・学生小委員会 書面審議
令和 7年 5月22日		研究インテグリティ・研究セキュリティに関する専門調査会（第1回）
令和 7年 7月10日－ 7月14日		書面審議
令和 7年10月 6日		男女共同参画小委員会（第1回）
令和 8年 1月 5日－ 1月 9日		教育・学生小委員会 書面審議
令和 8年 1月 5日－ 1月 9日		研究小委員会 書面審議
令和 8年 1月 5日－ 1月 9日		男女共同参画小委員会 書面審議
令和 8年 1月20日－ 1月26日		書面審議
令和 8年 2月 4日－ 2月12日		男女共同参画小委員会 書面審議
令和 8年 2月13日－ 2月20日		書面審議

③大学評価委員会

令和 7年 7月 3日－ 7月 9日	書面審議
令和 8年 1月13日－ 1月21日	書面審議

④国際交流委員会

令和 7年 5月22日	第1回
令和 7年 5月22日	研究インテグリティ・研究セキュリティに関する専門調査会（第1回）
令和 7年 7月 8日－ 7月10日	書面審議
令和 7年10月 7日	第2回
令和 7年11月12日－11月19日	書面審議
令和 7年12月 9日	第3回
令和 8年 1月30日	第4回
令和 8年 3月10日	第5回

⑤経営委員会

令和 7年 7月15日－ 7月17日	書面審議
令和 7年10月 6日	病院経営小委員会（第1回）
令和 7年10月20日－10月24日	人事労務小委員会 書面審議
令和 7年12月25日	人事労務小委員会（第1回）
令和 8年 1月26日	経営委員会（第1回）、人事労務小委員会（第2回）、財務・施設小委員会（第1回）、病院経営小委員会（第2回）合同開催
令和 8年 2月26日－ 3月 4日	人事労務小委員会 書面審議

⑥広報委員会

令和 7年 7月10日－ 7月17日	書面審議
--------------------	------

令和 7年 7月28日	第1回
令和 7年 9月16日ー 9月25日	書面審議
令和 7年11月 4日	第2回
令和 8年 1月 7日ー 1月14日	書面審議
令和 8年 1月15日ー 1月26日	書面審議
令和 8年 3月 5日	第3回

⑦事業実施委員会

令和 7年 6月 3日	ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ (UDWS) ファシリテーター会議 (第1回)
令和 7年 7月29日ー 8月 4日	書面審議
令和 7年 8月 4日	ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ (UDWS) ファシリテーター会議 (第2回)
令和 7年 9月29日ー10月 6日	書面審議
令和 7年12月15日ー12月18日	書面審議
令和 8年 1月22日	第1回
令和 8年 2月26日	研修企画小委員会 (第1回)
令和 8年 3月 2日ー 3月 9日	書面審議
令和 8年 3月17日	ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ (UDWS) ファシリテーター会議 (第3回)

⑧国立大学法人総合損害保険運営委員会

令和 7年 9月 5日	第1回
-------------	-----

⑨適格性審査会

令和 7年11月 4日ー11月12日	書面審議
令和 7年12月23日	第1回
令和 8年 1月29日ー 2月 4日	書面審議
令和 8年 2月13日ー 2月18日	書面審議

⑩政策研究所

令和 8年 1月20日ー 2月 2日	書面審議
令和 8年 2月17日	政策研究所 研究会 (第1回)
令和 8年 2月25日	政策研究所運営委員会 (第1回)

**⑪地域と国の発展を支え世界をリードする国立大学の機能強化を促進するガバナンス
制度改革ワーキンググループ**

なし

⑫第4期中期目標期間における運営費交付金検討ワーキンググループ

令和 7年 4月 9日ー 4月14日	書面審議
令和 7年 6月 4日	運営費交付金に係る課題検討タスクフォース (第1回)
令和 7年 6月30日	運営費交付金に係る課題検討タスクフォース (第2回)

令和 7年 7月29日	運営費交付金に係る課題検討タスクフォース（第3回）
令和 7年 9月10日	運営費交付金に係る課題検討タスクフォース（第4回）
令和 7年10月 7日	運営費交付金に係る課題検討タスクフォース（第5回）
令和 7年12月 2日	運営費交付金に係る課題検討タスクフォース（第6回）
令和 8年 2月16日	運営費交付金に係る課題検討タスクフォース（第7回）
令和 8年 2月25日	第1回

⑬将来像実現のための国立大学システム検討ワーキンググループ

令和 7年11月19日－11月26日	書面審議
令和 8年 1月13日	人材育成タスクフォース（第1回）
令和 8年 1月20日	教育連携タスクフォース（第1回）
令和 8年 2月10日	人材育成タスクフォース（第2回）
令和 8年 2月12日	教育連携タスクフォース（第2回）
令和 8年 2月19日	地方創生タスクフォース（第1回）
令和 8年 3月12日	地方創生タスクフォース（第2回）
令和 8年 3月19日	教育連携タスクフォース（第3回）
令和 8年 3月26日	地方創生タスクフォース（第3回）

（４）その他の会議等

なし

【その他の活動】

（５）意見、提言、要望書等の提出、面談等

※各資料は「Ⅲ 意見、提言、要望書等」のページに掲載

令和 7年 5月12日	国立大学法人等の機能強化に向けた検討会（第9回）ヒアリング〔資料1〕
令和 7年 6月 3日	科学技術・イノベーション戦略調査会ヒアリング（自由民主党）
令和 7年 8月27日	予算・税制改正の要望書提出〔資料2〕 （文部科学大臣・文部科学省幹部）
令和 7年 8月27日	国公立大学振興議員連盟総会（第30回） 令和八年度予算における国公立大学法人関係予算の拡充等に関する決議〔資料3〕 （武部文部科学副大臣）
令和 7年10月10日	大村全国知事会文教・スポーツ常任委員会委員長と意見交換
令和 7年10月28日	令和8年度税制改正要望等ヒアリング （立憲民主党文部科学部門会議）
令和 7年11月 5日	国公立大学振興議員連盟総会（第31回） 物価・人件費高騰への対応のための国公立大学法人関係の基盤的経費拡充等に関する緊急決議〔資料4〕（11月5日 中村文部科学副大臣、11月10日 片山財務大臣）

令和 7年11月10日	令和8年度税制改正・政策要望等ヒアリング (公明党文部科学部会)
令和 7年12月 9日	大学関係予算についての懇談 (日本共産党国会議員団)
令和 7年12月22日	松本文部科学大臣と意見交換
令和 8年 1月13日	松本文部科学大臣と意見交換
令和 8年 3月24日	第5期中期目標期間における国立大学法人運営 費交付金の在り方に関する検討会(第2回)ヒ アリング〔資料5〕

(6) 広報活動

- ・国立大学協会 概要'25(会員名簿)
- ・国立大学協会 2025(リーフレット/和文・英文)
- ・広報誌(国立大学)の刊行(第75号~77号、別冊第23号)
- ・一般ウェブサイトリニューアル
- ・ウェブサイト(一般・会員)の随時更新
- ・国立大学法人等職員統一採用試験に関する広報

(7) 研修事業等の実施

令和 7年 6月 9日	国立大学法人等担当理事連絡会議
令和 7年 7月24日~25日	国立大学法人等部課長級研修
令和 7年 8月28日~29日	国立大学法人トップセミナー
令和 7年 9月11日~13日	ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ (UDWS)
令和 7年10月 7日	国立大学法人等広報担当者連絡会
令和 7年11月21日	国立大学法人等担当理事等連絡会議
令和 7年12月 4日~5日	国立大学法人等若手職員勉強会
令和 8年 2月 9日	国立大学法人新任学長(就任予定者)セミナー
令和 8年 3月16日	新規理事・事務局長就任予定者研修会

・未来共創シンポジウム

令和 8年 1月16日	第24回国立大学未来共創シンポジウム (社会と学術をつなぐ人材の育成)
-------------	--

・未来共創シンポジウム(地方開催版)

令和 7年 9月 4日	日本台湾大学地方連携及び社会実践連盟国際学術 研究会 ―地方創生と国際連携：持続可能な国境 を越えた実践に向けて― (高知大学)
令和 7年11月28日	“オールやまがた”で拓く地域共創の未来 ～やまがた社会共創プラットフォーム(やまぷら) の挑戦～ (山形大学)

令和 7年12月13日	第2回 こどもまんなかシンポジウム —教職と教育支援職の魅力再発見！— (愛知教育大学)
令和 8年 1月10日	地域医療教育研究拠点市民公開講座 (滋賀医科大学)
令和 8年 1月24日	認知症との地域共生社会の実現を目指して ～“さいたま”での領域を超えた協働の可能性～ (埼玉大学)
令和 8年 1月24日	若者はなぜ地域を出るのか／残るのか？ ～静岡県高校生の進路意識に関するパネル調査から～ (静岡大学)
令和 8年 1月25日	令和7年度 横浜国立大学D&I教育研究実践セン ター 公開シンポジウム (横浜国立大学)
令和 8年 1月31日	のと里山里海未来創造シンポジウム (金沢大学)

・レジリエント社会・地域共創シンポジウム

令和 7年 4月30日	第2回山口大学地域レジリエンス研究センターシ ンポジウム (山口大学)
令和 7年 9月18日、令和 7年12月 5日	地域防災シンポジウム2025 首都直下型地震と 首都圏大規模水害における栃木の役割を探る (宇都宮大学)
令和 7年10月28日	2025年度 香川大学危機管理シンポジウム (香川大学)
令和 7年10月30日	レジリエント社会構築シンポジウム in 宮崎 2025 (宮崎大学)
令和 7年11月22日	災害治療学シンポジウムin千葉2025 (千葉大学)
令和 7年12月 6日	レジリエント社会・地域共創シンポジウムin 銚子 2025 分断から融和へ：食の視点から考える人と地域の well-being (千葉大学)
令和 7年12月20日	日本一の原子力立地 福井県における防災危機管 理XIII 「原子力災害医療の現状」 (福井大学)
令和 7年12月21日	大規模火山噴火における災害医療の課題解決に向 けて ～多職種連携に挑む～ (鹿児島大学)
令和 8年 1月11日	防災人材交流シンポジウム「つなぎ舎」 (名古屋大学)

令和 8年 1月25日

減災シンポジウムin杵築市―持続可能な減災社会
の実現へ―（市民参加型による3つの事業）
（大分大学）

・国際交流事業

令和 7年 5月16日	日豪科学協力45周年記念会
令和 7年 5月17日	2025 大阪・関西万博カナダ・ナショナル・デイ
令和 7年 5月26日	第25回日独科学技術協力合同委員会
令和 7年 5月29日	日伊大学学長フォーラム
令和 7年 6月26日	カナダ建国記念日祝賀レセプション
令和 7年 7月16日	2025日台大学学長フォーラム
令和 7年10月 2日	大韓民国「国慶日及び国軍の日」記念レセプション
令和 7年10月 8日	中華民国（台湾）114年国慶節祝賀式典
令和 7年10月10日	大阪・関西万博 日加交流レセプション
令和 7年12月 4日	2025日独大学リーダー会議

（8）その他の活動

①関係団体等の諸会合への参加

【就職関係】

・文部科学省関係

令和 7年 6月 9日	就職問題懇談会（第1回）
令和 7年 7月29日	就職問題懇談会（第2回）
令和 7年10月31日	就職問題懇談会（第3回）
令和 8年 2月24日	就職問題懇談会（第4回）

・日本経済団体連合会関係

令和 7年 5月 9日	採用と大学教育の未来に関する産学協議会（第9回）
令和 7年 6月17日	博士人材に関する産学協議会合（第1回）
令和 7年 9月16日	博士人材に関する産学協議会合（第2回）
令和 7年12月16日	博士人材に関する産学協議会合（第3回）
令和 8年 2月 9日	博士人材に関する産学協議会合（第4回）

【研究インテグリティ関係】

・内閣府関係

令和 7年 4月18日	研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議（第1回）
令和 7年 5月26日	研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議（第2回）ヒアリング
令和 7年 6月11日	研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議（第3回）
令和 7年 6月30日	研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議（第4回）
令和 7年 7月18日	研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議（第5回）
令和 7年10月23日	研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議（第6回）
令和 7年12月 1日	研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議（第7回）

【国際関係】

・JACUIE（国公立大学団体国際交流担当委員長協議会）関係

令和 7年 6月 6日 国公立大学団体国際交流担当委員長協議会
(JACUIE) (第21回)

令和 7年 7月11日－ 7月14日 書面審議

令和 8年 2月17日－ 3月 3日 書面審議 (第22回)

・IAU（国際大学協会）関係

令和 7年10月22日－10月24日 IAU 2025 Global Meeting of Association

・UMAP（アジア太平洋大学交流機構）関係

令和 7年 6月27日 UMAP国際理事会

令和 7年 9月10日－ 9月26日 第2回UMAP日本国内委員会（書面審議）

令和 7年10月10日 UMAP専門委員会

令和 8年 1月30日 第3回UMAP日本国内委員会

【著作権関係】

令和 7年 6月 2日 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム2025年度定時総会

【その他】

令和 7年 6月10日 教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ（第3回）ヒアリング

令和 7年 6月26日－ 6月27日 第79回国立大学病院長会議

令和 7年 7月 9日 留学生の就職状況と課題解決に向けたセミナー

令和 7年10月16日 2025年度日本留学試験実施委員会（第1回）

令和 7年11月 4日 NIAD 国際質保証制度設計業務成果発信シンポジウム

令和 7年11月14日 国立大学法人留学生センター長及び留学生課長等合同会議

令和 8年 3月11日 2025年度日本留学試験実施委員会（第2回）

②報告書等の刊行等

- ・2024年度国立大学法人基礎資料集
- ・国立大学協会 概要'25（会員名簿）
- ・国立大学法人職員必携（令和7年版）
- ・国立大学協会 2025（リーフレット／和文・英文）
- ・国大協広報誌「国立大学」第75～77号
- ・広報誌「国立大学」別冊第23号
- ・政策研究所受託研究成果報告書『国立大学法人における寄附金獲得のための新しい制度・スキームに関する調査研究』
- ・政策研究所受託研究成果報告書『国立大学大学院の領域横断的な人材養成実態に関する調査研究』
- ・国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第22回追跡調査報告書
- ・政策研究所レター第8号（2026年3月号）

③要望書等の受理

令和 7年 6月 9日 「公正な入学者選抜」の実施について（依頼）
令和 7年 7月 1日 大学入学者選抜実施要項の趣旨を踏まえた適切な大学入学者選抜の実施について（意見書）
令和 7年 7月23日 産業教育の振興に関する要望書
令和 7年10月 1日 家庭に関する学科で学ぶ生徒の進学機会の拡大についての要望書
令和 7年10月30日 第67回全国産業教育振興大会（福島大会）における大会決議について
令和 7年12月19日 令和7年度夜間教育実施大学学部長・第二部主事会議議事録及び要望書
令和 8年 1月 5日 高校・大学生、青年の修学・就職保障と働くルールの確立を求める要請書

④外国からの訪問者（団体）対応

令和 7年 7月30日 Jacqui Smith英国技能／女性・平等担当大臣 来訪

Ⅱ 各種会議等議事録、議事概要

(1) 総会	・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(2) 理事会	・・・・・・・・・・・・・・・・	64
(3) 各委員会等 (各委員会に置く小委員会等の議事概要を除く。)		
入試委員会	・・・・・・・・・・・・・・・・	113
国際交流委員会	・・・・・・・・・・・・・・・・	117
経営委員会	・・・・・・・・・・・・・・・・	124
広報委員会	・・・・・・・・・・・・・・・・	126
事業実施委員会	・・・・・・・・・・・・・・・・	131
政策研究所運営委員会	・・・・・・・・・・・・・・・・	132

一般社団法人国立大学協会
令和7年度第1回通常総会（令和7年6月）議事録

日 時 令和7年6月25日（水） 10:02～10:45（午前の部）
10:45～14:28（休会）
14:28～16:52（午後の部）

場 所 学術総合センター 2階 中会議場

出席者 正会員代表者
副会員
特別会員代表者

- 永田会長（議長）から、総会の公開について諮る旨の発言があり、総会の午前中は人事に関する事項である新会長選出の意向投票に係る開票を行うことから非公開とし、14:30から再開する総会については公開することとした。
- 議長から、開会の発言があった。
- 正会員81名のところ、77名の出席及び4名の委任状を得ており定足数を満たしていることについて確認がなされた。
- 議事録署名人として、議長、寶金副会長及び佐々木副会長の3名を選出した。
- 4月1日付で新たに学長等に就任された方々に関して紹介があり、就任された学長等の挨拶があった。

議 事

1. 支部推薦理事の選任について

議長から、配布資料1に基づき、役員の任期が満了することに伴い、各支部から支部推薦理事の推薦があった旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり選任した。

2. 支部推薦委員の所属委員会について

議長から、配布資料2に基づき、支部推薦委員の所属委員会について各支部から選出された旨の説明があり、これを確認した。また、本確認をもって、支部推薦委員の所属委員会についての委嘱手続きとすることを確認した。

3. 会長選出に関する議論について

各支部の代表者から、配布資料3に基づき、支部会議における会長選出に関する議論の結

果について報告があった。

4. 会長選出の意向投票について

議長から、会長選出の意向投票を行う旨の発言があった。

次いで、村田常務理事から、配布資料4に基づき、会長選出の手続き及び意向投票の具体的手順について説明があり、これを確認した。

続いて田野監事及び伊藤監事の立会いのもと投開票が行われ、田野監事から結果について次のように報告があった。

投票総数：76票、有効票数：76票、無効票数：0票

得票のあった者：

寶金清博（北海道大学）、富永悌二（東北大学）、藤井輝夫（東京大学）、
永田恭介（筑波大学）、松尾清一（東海国立大学機構）、湊 長博（京都大学）

（10：45から14：28まで休会した。）

5. 会長の選考結果について

議長から、本日開催された支部推薦理事就任予定者の会議において、次期会長として、藤井輝夫 東京大学長が選考された旨の報告があった。

6. 会長指名理事の選任について

及び

7. 専務理事、常務理事の指名について

議長から、会長指名理事候補者として、永田 敬 総合研究大学院大学長、岡本幾子 大阪教育大学長、那須保友 岡山大学長、喜納育江 琉球大学長、林佳世子氏、村田善則氏の6名を指名し、このうち林 佳世子氏を専務理事、村田善則氏を常務理事とする旨の説明があり、審議の結果、これらの候補者を選任した。

8. 副会長の選考結果等について

議長から、次期副会長候補者として、本日開催された理事就任予定者の会議において、寶金清博 北海道大学長、越智光夫 広島大学長、梅原 出 横浜国立大学長、喜納育江 琉球大学長が選考された旨の報告があった。

また、議長から、本協会定款第23条第3項に基づく副会長の職務順位について、寶金清博 北海道大学長、越智光夫 広島大学長、梅原 出 横浜国立大学長、喜納育江 琉球大学長

の順とされた旨の報告があった。

9. 理事の役割分担等について

議長から、資料1及び2に基づき、理事の役割分担等及び支部推薦理事の所属委員会への委嘱について、本日開催された理事就任予定者の会議において決定された旨の説明があり、審議の結果、これを承認した。

10. 監事の選任について

議長から、次期の監事候補者として、本日開催された支部推薦理事就任予定者の会議において、春名展生 東京外国語大学長及び受田浩之 高知大学長が選考された旨の説明があり、審議の結果、これらの候補者を選任した。

11. 顧問の委嘱について

議長から、顧問として、永田恭介 筑波大学長が指名された旨の報告があった。

12. 会長補佐の指名について

議長から、会長補佐として、長谷山彰 北海道国立大学機構理事長、南谷佳弘 秋田大学長、田野俊一 電気通信大学長、中村和彦 山梨大学長、小畑 誠 名古屋工業大学長、竹村彰通 滋賀大学長、川合眞紀 自然科学研究機構長が指名された旨の報告があった。

13. 各種報告事項

(1) 事業報告

議長から、前回総会以降の国立大学協会の活動について、資料3のとおり事業報告を取りまとめた旨の報告があった。

(2) 理事会等の審議状況について

村田 常務理事から、理事会等の審議状況等について、資料4のとおり報告があった。

(3) 各委員会等の活動状況について

議長から、各委員会等の活動状況について、資料5のとおり取りまとめた旨の報告があった。引き続き、各委員長等から報告があった。

① 児玉 入試委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・ 3月10日（月）と5月1日（木）に開催した入試委員会の主な活動内容は6件あるが、

本日は、5月1日開催の入試委員会の議題から、6「国立大学の2027年度入学者選抜についての実施要領（案）」についてご説明する。

- 2027年度実施要領（案）については、事務局で案を作成後、事前に各大学へ意見照会のうえ、入試委員会で審議を行い、資料9のとおり案をとりまとめた。後ほど協議事項においてご審議をお願いする。

②藤井 教育・研究委員長から、以下のとおり報告があった。

- 主な活動内容についてご報告する。
- 1点目として、男女共同参画小委員会の専門委員会が4月30日に開催され、現行アクションプランが今年度で最終年度を迎えるため、次期アクションプランの策定に向け、意見交換を行った。
- 2点目として、毎年実施している、「国立大学における男女共同参画推進の実施に関する調査（第22回）」について、6月18日付で各大学へ調査依頼を発出した。回答期限は7月31日までとしているので、各大学においては、ご協力をお願いする。
- 3点目として、研究インテグリティ・研究セキュリティに関する専門調査会が5月22日に開催され、最新の動向について意見交換を行った。詳細は後ほど国際交流委員会からご報告いただく。
- その他報告事項として、就職・採用活動関係の動きについてご報告する。
- 令和6年度第4回就職問題懇談会が開催され、令和8年度の卒業・修了予定者に係る就職についての申合せ及び企業への要請内容について審議し、通し番号 29 ページから 44 ページのとおり、3月21日付で申合せをとりまとめ、各大学へ周知するとともに、経済団体等への要請を行った。
- 併せて、政府においても同様の内容にて取りまとめられ、資料 45 ページから 56 ページのとおり、同日付で経済団体等への要請が行われている。
- また、令和6年度第5回就職問題懇談会が3月26日に開催され、就職・採用活動の在り方に関する今後の検討の方向性について議論した。
- 現状の課題として、就職・採用活動の早期化、長期化、それによる学生の学修時間への悪影響、及び企業側が大学等における学修成果を十分に評価できていないのではないか、ということが挙げられ、これらの課題を踏まえた就職・採用活動の在り方について議論した。
- その後、令和7年度第1回就職問題懇談会が6月9日に開催され、5月9日に公表された「採用と大学教育の未来に関する産学協議会 2024 年度報告書」について紹介があったほか、学生の学修時間の確保の観点からも、企業、学生、大学等が最低限守るべき点などについて議論した。今後は、就職問題懇談会として就職・採用活動の在り方に関する方向

性を取りまとめる予定としている。

③牛木 国際交流委員会副委員長から、以下のとおり報告があった。

- 5月22日に国際交流委員会を開催したので、報告する。

- 「1.（1）今後の国際交流事業計画について」

2025年度、2026年度の国際交流事業の実施計画について議論した。7月16日の熊本大学をホスト校とする日台学長フォーラムについては、日本からは国公立48大学83名、台湾からは29大学53名計136名の参加登録がされている。また、12月4日にオンラインで、日独大学リーダー会議を「研究セキュリティ」をテーマに開催することを確認した。韓国、オーストラリアについては2026年度以降に日本で開催する方針とした。

- また、同日に研究インテグリティ・研究セキュリティに関する専門調査会を開催したので、報告する。

- 「2.（1）国立大学協会の方針について」

内閣府、文部科学省をはじめ関連機関の研究インテグリティ・研究セキュリティに関する動向を踏まえ、内閣府が取りまとめる予定の手順書の素案について、意見を取りまとめて提出することを確認した。

内閣府主催の有識者会議においては、本専門調査会から委員を推薦しているが、第2回有識者会議においては、榎木専門調査会委員から、通し番号59ページ 資料5-3-1に基づき、手順書、及び手順書に則った実効的な研究セキュリティ確保に必要な体制整備に向けた国からの支援等に関する要望について発言いただいた。

内閣府の手順書については、通し番号63ページ 資料5-3-2のように研究領域によって3つの階層に分け、上部の「リスクの高い研究領域を含む特定の領域において各府省が決定するプログラム」を手順書の対象として、国、ファンディング・エージェンシーが研究セキュリティに関与する仕組みを設けるということで、現在詳細について有識者会議で議論が進められているところである。

- 6月6日にJACUIEの会議を開催したので、報告する。

- 「3.（1）JACUIEの今後の体制について」

国際交流事業への対応の増加に伴い、協定締結団体と自国で交流事業を実施する場合、協定締結団体ごとに国公立の輪番でホスト校を選定することについて、承認された。

- 今後の国際交流事業として、2026年度に、オーストラリアとの交流事業を日本で開催することを計画しており、ホスト校の選定にあたり、お声がけさせていただきたいと考えている。ホスト校についてご協力いただける場合は、国大協事務局までご連絡いただきたい。

・「4.終了した国際交流事業について」

5月には多くの交流事業が開催され、国大協を代表して、藤澤副会長、牛木国際交流委員会副委員長、位田参与に各イベントにご参加いただいたことに、感謝申し上げます。

④藤澤 経営委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・3月の総会にて、人事労務小委員会による人件費等に関する調査のうち、人事院勧告に伴う対応等についての追加調査を行うことを報告したが、本追加調査について全大学からご回答をいただいた。お忙しいところ、調査にご協力いただき感謝申し上げます。調査の結果については、4月22日に各会員大学へ提供した。
- ・また、あわせて依頼させていただいた人件費等、財務状況のシミュレーションデータについても、多くの大学から資料をご提供いただいた。あわせて御礼申し上げます。

⑤松尾 事業実施委員長から、以下のとおり報告があった。

・1. 研修等事業について

今後の研修事業について、トップセミナーを8月28日（木）から29日（金）に行うこととなっている。開催場所については、昨年度、台風の影響により叶わなかった、名古屋で開催する。開催通知は6月3日に発出したので、各学長等の先生方においてはご参加いただきたい。

また、ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ（UDWS）は9月11日（木）から13日（土）にL stay & grow 南砂町にて開催予定である。

両研修とも、昨年度末に公表した「わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像」を踏まえたディスカッションを予定している。特にUDWSについては、次の世代のマネジメントを担う教職員のご参加についてお願いする。

・2. 令和7年度国立大学法人総合損害保険の契約締結について

令和7年度における国立大学法人総合損害保険（国大協保険）への各大学法人の加入状況は、資料5-5-1のとおりである。

令和4年度以降、2度にわたり保険料の値上げ等により損害率の改善に努めてきたが、被害額が高額である火災事故が複数件発生しており、令和6年度も8件の火災事故が起きている。

ここ数年損害率が悪い状態が継続しており、一部の引受保険会社からは、「損害率の改善がない場合、令和8年度以降の引き受けに支障をきたすことがある」とご意見をいただいている。

今後、多額の保険金支払いをともなう火災事故が続くと、各法人でご負担いただく保険料

が増加するだけでなく、引受保険会社からのご意見のとおり国大協保険の制度維持が危ぶまれる状況となる。

なお、今年度すでに高額な損害が見込まれる火災事故が1件発生しており、資料5-5-2「新規火災事故発生時の事故報告及び現地調査」のスキームに基づき、現地調査を実施した。事故調査報告書を取りまとめたら、各法人へ注意喚起のための共有を予定している。さらに、今月、新たに3件の火災事故が発生しており、事故状況の確認及び現地調査の実施について検討を進めている。各法人においては、火災事故の防止に向けた取り組みの一層の強化をお願いする。

⑥林 政策研究所長から、以下のとおり報告があった。

・1. 「2024年 国立大学法人 基礎資料集」の発行について

政策研究所が作成している「2024年 国立大学法人 基礎資料集」について、資料5-6-1のとおり、取りまとめた。

本資料集は、国立大学協会のホームページへ既に掲載しているため、各大学における資料作成やIR業務等に活用いただきたい。

⑦藤澤 地域と国の発展を支え世界をリードする国立大学の機能強化を促進するガバナンス制度改革ワーキンググループ座長から、以下のとおり報告があった。

- ・ガバナンス・コードにかかる適合状況等の報告は、各法人が自主的に取り組むべき事柄であり、定期的な点検や公表を通じて、社会からの理解と信頼を得ることが重要であると認識している。
- ・昨年度は法改正等に伴い、法人によって公表時期が異なったが、今年度は例年どおり10月末までに報告書の作成、公表を行うこととなっている。継続的なガバナンス体制の見直しや強化に向けて、より一層取り組んでいただきたい。
- ・なお、公表後の報告書についても、記載内容等に大幅な変更等が生じた場合には、年度途中でであっても自主的に更新を行うことができるので、各法人においては、適宜修正等をお願いする。更新を行った際には、当協会までご報告いただきたい。

⑧寶金 第4期中期目標期間における運営費交付金検討ワーキンググループ座長から、以下のとおり報告があった。

- ・前回の総会にて文部科学省から、第5期中期目標・中期計画期間に向けて、令和7年度中に「改革基本方針」が提示され、「第5期交付金在り方検討会」における議論が開始する予定が示された。
- ・「第4期中期目標期間における運営費交付金検討ワーキンググループ」としても、第5期に向けて、運営費交付金に関する議論を進めてまいりたいと考えている。

- このため、運営費交付金に関する具体的な課題整理等を行うことを目的として、本ワーキンググループの下に、「運営費交付金に係る課題検討タスクフォース」を設置することとして、4月9日～4月14日に書面審議を行い、了承された。
- 6月4日に、第1回「運営費交付金に係る課題検討タスクフォース」を開催し、第4期における運営費交付金の在り方をはじめとする課題について意見交換を行った。
- 課題検討タスクフォースの設置要項及び委員名簿は、通し番号 89～90 ページをご覧ください。
- 委員は、理事、事務局長、部長級で構成している。本日まで出席いただいている先生方の大学において、委員として参加いただく方がいるので、ご協力いただきたい。

(4)各支部の活動状況について

議長から、各支部会議の活動状況について、資料6のとおりとりまとめた旨報告があった。

(5)会長からの報告

会長から、以下の事項について報告があった。

①採用と大学教育の未来に関する産学協議会について、資料7-1-1をご覧ください。

5月9日に開催された「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」において、2024年度報告書が取りまとめられ、同日付で公表されたので報告する。

現行体制での産学協議会の活動が2024年度までで終了となることに伴い、93-99ページのとおり、これまでの活動総括が公表された。また、100-108ページには、採用・インターンシップ分科会の検討成果がまとめられており、2024年度は「様々な選択に対応可能な採用」と「選択の多様化を実現するためのキャリア教育のあり方」について議論された。

当日私からは、本協議会をとおして、産学では就職採用をとりまく課題や、これからの大学教育のあり方について十分に議論できたと認識しており、これからはこれをどう実現させていくかが重要なので、今後は行政も巻き込んだ産学官での議論も必要になるのではないかと発言した。

取りまとめられた報告書については、会員大学へ国大協事務局からも周知済である。

また、資料7-1-2のとおり、「科学技術立国」に向けた国際的な研究者の交流促進に向けて」を産学協議会委員の連名にて公表した。

とりまとめにご尽力いただいた藤井 東京大学長より一言いただきたい。

続いて、藤井 東京大学長から以下の発言があった。

会長のご説明にもあったとおり、これまで産学協議会では、大学教育や産学連携の在り方

などについて、産学の間で率直な意見交換を行ってきた。その結果、産学協働による人材育成推進という点は、一定の相互理解を進めることができていると感じている。そうした中で、現在のトランプ政権の状況に対しても、どう対応するべきかという議論があった。アメリカから研究者が離れるという事態が進んでいる中で、世界中の優秀な研究者が我が国でしっかり活動してもらうためには、組織的な対応が必要であり、政府には国を挙げて早急に対応していただきたいことを、産学協議会委員の連名で政府に申し入れた。今後も産と学の対話を継続し、連携して対応することが必要である。

藤井 東京大学長からの発言は以上である。

②教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ（第3回）ヒアリングについて、資料7-2をご覧ください。

中教審「教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ」において、認証評価制度の見直しに向け現在関係団体などへヒアリングが行われている。国大協には6月10日にヒアリングが行われ、大学評価委員会の委員であり、かつ大学基準協会の理事でもある横手 千葉大学長にご対応いただいた。ヒアリングの内容について、横手 千葉大学長よりご発言いただきたい。

続いて、横手 千葉大学長から以下の発言があった。

116 ページをご覧ください。認証評価に対する現状認識として、大学は複数の評価への対応が必要で、負担感が大きく、また、基準を満たしているかどうかの形式的な対応にとどまっている点や、評価結果もどこを見てよいのか分かりにくいということについて言及した。

その上で、千葉大学の取組を説明させていただいた。具体的には、実質的な評価とするための内部質保証の仕組みの再構築に向けた取組として、「大学評価部門」を中心とした全学的な改善・向上活動の推進等について紹介した。

最後に、117 ページのとおり、新たな認証評価制度には、大学が過度な負担をせずに、効果的かつ効率的で、評価結果に納得感のある評価の仕組みが構築されることへの期待を述べさせていただいた。

当日、ワーキンググループ委員からは、効果的かつ効率的な制度の構築に向け、各評価をどのように整理するべきかとの質問があり、私からは、各評価で共通する評価項目を明確にして必須項目とし、評価機関側が各大学の公開情報を活用して評価を実施する。他方で、固有の評価項目には個別に対応するような整理の仕方があるのではないかと提案した。

新たな認証評価制度が、大学の教育・研究の質向上に資する持続可能なものとなることに

期待する。

横手 千葉大学長からの発言は以上である。

③「わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像」の公表及び文部科学省国立大学法人等の機能強化に向けた検討会ヒアリングについて、資料7-3-1をご覧ください。

既にメールで連絡済みであるが、前回の令和6年度第4回通常総会後にメールによる意見交換を経て、3月31日付けで「わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像」を公表した。約1年半に及ぶ議論を取りまとめていただいたことに感謝申し上げる。

関係各所に説明を行っているが、2040年を見据えた決意と覚悟を明確に示した点は画期的であるとの評価をいただいております、社会から国立大学に対して大きな期待を寄せられていると感じている。

5月12日には、文部科学省の「国立大学法人等の機能強化に向けた検討会」において、国大協に対してヒアリングが行われ、「わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像」を中心に、私と梅原 新たな将来像ワーキンググループ座長で対応した。

当日は、はじめに梅原座長から資料7-3-1により、国大協でのこれまでの検討経緯と、本「将来像」の概要についてご説明いただいた。

その後、私から資料7-3-2により、「国立大学システム」を通じた教育・研究・社会貢献の展開による国立大学の機能の更なる強化について、取組の具体例を示しながら説明した。

また、人口減少するわが国において、2035年までに各国立大学、学部・研究科が行う「選択」の例として、「国立大学システム」の中で、教育・研究・社会貢献などの機能のうち、どのような機能を中心として、わが国の「知の総和」の向上に取り組むのかを、ステークホルダーとの間で、また、国立大学間で真摯なかつ十分な議論を行い、自ら選択することを示し、選択した機能を強化するための方策の具体例を示した。

検討会の委員からは、「国立大学システム」を国立大学がわが国の「知の総和」向上に資する取組を実践するための仕組みとして、好意的に評価する意見が寄せられた。また、特に相澤座長からは、今後は「国立大学システム」として取組を進めるうえでの、いわば「舵取り」をどうするのか、踏み込んだ議論を進めてもらいたいとの意見があった。

これから「国立大学システム」としてわが国の「知の総和」向上に向けて具体的に実行に移していく必要があると考えている。

④自民党科学技術・イノベーション戦略調査会ヒアリングについて

自民党の科学技術・イノベーション戦略調査会が、次期科学技術基本計画に向けた議論を

行っているが、同調査会より、我が国の研究力低下について、国立大学の立場からのヒアリングの依頼があり、6月3日、資料7-4に基づき説明を行った。

ヒアリングにあたり、調査会事務局からは、調査会でまとめている論点整理における研究力低下の原因仮説のうち、どの仮説が重要で優先度が高いのか、そのための取組みができている大学ではどのような取組みを行っているかを説明してほしいとの依頼があり、資料では、若手への支援と国際頭脳循環を優先事項として、事例としては筑波大学の取組みを紹介させていただいた。

出席の議員からは、「人事給与マネジメントだけでなく、私立大学を含めた大学の最適化も必要ではないか。少子化による大学の統合はありえるか。」といった発言や、「昨今のアメリカの危機をチャンスととらえ、優秀な者を日本へ引き入れるべき。」といった意見があったほか、「次期科学技術基本計画では大学の研究力強化のため、大学の経営改革を推進する施策が必要」という指摘もなされた。

今回は時間があまりない中での対応が必要であったため、発表内容について会長判断となったことについて、ご了承いただきたい。

⑤経済財政運営と改革の基本方針 2025（骨太の方針）等について、資料7-5をご覧ください。

政府の政策文書の閣議決定があったので報告する。

まず、いわゆる 2025 年版の骨太の方針が、6月13日に閣議決定された。国立大学に關係する主な記述としては、物価上昇等を踏まえつつ運営費交付金等の基盤的経費を確保すること、高度専門人材の育成・確保、博士課程学生や若手研究者の安定ポスト確保による処遇向上を図ること、大学病院における教育・研究・診療機能の質の担保に向けた医師の働き方改革の推進などによる研究環境の確保などが記載された。

また、同日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」では、適切な価格転嫁の項目において、義務的経費の物価上昇対応分として、国立大学法人運営費交付金についても、現場の実情を踏まえて適切に対応することや、若手研究者支援や基盤的な経費の確保の項目で、若手研究者の育成若しくはポスト確保のための人事給与マネジメント改革及びガバナンス改革等を進めることと、これらの改革とあわせて、近年の物価・人件費等の上昇等も踏まえつつ、運営費交付金等の基盤的経費を確保することなどが記載された。

とりわけ交付金の扱いについて、物価を踏まえた措置について言及があったこともあり、今後の概算要求においてしっかりと反映してもらえるよう関係各所に対して働きかけてまいりたい。

⑥最近の CSTI の動向について、事務局経由で情報を受けたものを報告する。

内閣府で、令和7年6月13日付けで“J-RISE Initiative”という国際頭脳循環の取組強化に向けたイニシアティブを取りまとめたとのこと。

資料7-6-1のとおり海外在住の日本人も含めた優秀な海外研究者等の戦略的な招へい等に向けて、政府全体で1,000億円規模の関連施策を総動員して各種取組を強化するもので、緊急的に大学ファンドを活用するとのことだが、詳細は検討中とのこと。

また、2026年度から始まる次期科学技術・イノベーション基本計画の策定に向けて議論が進められており、基本計画専門調査会において、資料7-6-2のとおり、中間取りまとめに向けた論点整理案について、意見交換があったとのこと。

14. 令和6年度の実績報告について

議長から、令和6年度の実績報告について、資料8-1のとおり事業報告書及び資料8-2のとおり決算報告書の案を取りまとめた旨報告があった後、続けて村田 常務理事から詳細について説明があった。

続いて、監事監査結果について、資料8-3の監事監査報告書に基づき田野 監事から報告があった。審議の結果、原案のとおり承認された。

15. 国立大学の2027年度入学者選抜についての実施要領（案）について

児玉 入試委員会委員長から、資料9のとおり、「国立大学の2027年度入学者選抜についての実施要領（案）」について説明があった。審議の結果、原案のとおり承認された。

16. その他

(1) 関係機関からの情報提供等について

①大学改革支援・学位授与機構

服部 大学改革支援・学位授与機構長から、資料10-1-1及び資料10-1-2に基づき、国立大学教育研究評価委員会専門委員及び大学改革支援・学位授与機構への職員派遣について説明があった。

②大学入試センター

山口 大学入試センター理事長から、資料10-2-1及び資料10-2-2に基づき、令和8年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施要項及び試験問題作成委員の派遣について説明があった。

③日本学生支援機構

吉岡 日本学生支援機構理事長から、奨学金事業について説明があった。

(2) 第2回通常総会のエクスカーショング程について

議長から、資料11に基づき、11月7日(金)予定している第2回通常総会については、旭川医科大学のご協力のもと開催を予定していることが紹介された。また、西川 旭川医科大学長から、エクスカーショウの内容について紹介された。

(3) 国立大学法人を巡る状況について

議長から、国立大学法人を巡る状況について自由に意見交換を行いたい旨の提案があり、「骨太の方針について」「令和8年度概算要求に向けて」等について、意見交換を行った。

(4) その他

令和7年9月30日をもって退任される兒玉 佐賀大学長から、挨拶があった。

以 上

この議事録が正確であることを証するため、議事録署名人は次に記名押印する。

令和7年6月25日

議事録署名人（議長） 永 田 恭 介

議 事 録 署 名 人 寶 金 清 博

同 佐々木 泰 子

一般社団法人国立大学協会
令和7年度第2回通常総会（令和7年11月）議事録

日 時 令和7年11月7日（金） 14:55～16:47
場 所 北海道旭川市7条通6丁目29番地2 アートホテル旭川 3階 ボールルーム
出 席 者 正会員代表者
副会員
特別会員代表者

- 議長から、総会の公開について諮る旨の発言があり、了承を得たので、公開することとした。
- 議長から、開会の発言があった。
- 議長から、大阪大学の坂口 特任教授がノーベル生理学・医学賞を、京都大学の北川 特別教授がノーベル化学賞を受賞されることが決定した旨の報告があり、祝意が表された。
- 正会員81名のところ、74名の出席及び7名の委任状を得ており定足数を満たしていることについて確認がされた。
- 議事録署名人として、議長、寶金 副会長及び越智 副会長の3名を選出した。
- 議長から、10月1日付で新たに学長に就任した 野出 孝一佐賀大学長について紹介があり、野出 学長から一言挨拶があった。続いて、7月1日付で学長に再任された西川 祐司旭川医科大学長の紹介があった。

議 事

I 報告事項

1 事業報告

議長から、前回総会以降の国立大学協会の活動について、資料1のとおり事業報告を取りまとめた旨の報告があった。

2 理事会等の審議状況について

村田 常務理事から、理事会等の審議状況について、資料2のとおり報告があった。

3 各委員会等の活動状況について

議長から、各委員会等の活動状況について、資料3のとおり取りまとめた旨の報告があった。引き続き、各委員長等から報告があった。

（1）梅原 入試委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・昨年度公表した「国立大学の2026年度入学者選抜についての実施要領」に改訂が必要となったので6月16日から6月20日の期間で入試委員会書面審議を行った。後ほど協議をお願いするので、詳細はあらためて説明させていただく。

- ・7月28日～8月4日に実施した書面審議の内容のうち、筑波技術大学からの2件の協議依頼についてご説明する。

- ・まず筑波技術大学からの1件目の協議依頼①についてご説明する。筑波技術大学から、試験種ごとの募集人員の割合について協議の申し出があった。内容としては委員会報告に記載のとおりであるが、国立大学の入学者選抜についての実施要領において、「学校推薦型選抜の募集人員については、学部・学科等募集単位ごとの入学定員に占める割合が、当該学部・学科等の総合型選抜の募集人員とあわせて5割を超えない範囲として、これを実施する大学・学部の定めるところによる」と定めており、これと異なる場合には、入試委員会が個別に対応することとしている。

今回、筑波技術大学の学校推薦型選抜・総合型選抜の募集人員が合わせて5割を超えることについて、入試委員会で審議した結果、筑波技術大学における出願資格が障害を有する者に限定されており、筆記試験等による選抜の困難さや受験者の数が極めて少数である等の特殊事情を持つことに鑑み、協議の内容について承認したのでご報告する。

- ・次に2件目の協議依頼②についてご説明する。共生社会創成学部の入学者選抜欠員補充第2次募集における出願条件の特例措置について、協議の申し出があった。内容としては委員会報告に記載のとおりで、国立大学の入学者選抜についての実施要領において、欠員補充第2次募集の出願要件の1つとして、大学入学共通テストを受験することを定めているが、これと異なる場合には、入試委員会が個別に対応することとしている。

今回、筑波技術大学の欠員補充第2次募集においては、共通テストを課すことを出願条件としないことについて入試委員会で審議した結果、筑波技術大学における出願資格の特殊事情に鑑み、協議の内容について承認したのでご報告する。なお、本協議内容については、既に令和元年に協議の上認めているものの、令和7年度4月から新設された学部についても改めて協議したものである。

- ・10月21日第2回入試委員会の内容のうち、まず、東京藝術大学からの協議依頼についてご説明する。

内容としては、委員会報告に記載のとおりであるが、東京藝術大学においては、芸術系大学のため、2次試験（実技）に約2週間程度の日数を要しており、こうした例外的な場合には特例を考慮する必要があるとして、従前より特例日程での選抜が認められているところである。しかし、近年の受験者数の増加や配慮が必要な受験生の増加により、試験室の確保が難しく、当該日程での試験実施が難しくなったため、現状の特例日程の変更について協議した。東京藝術大学における選抜の特殊事情に鑑み、協議の内容について承認した

のでご報告する。

- 入試委員会では、令和3年度に策定した「2024 年度以降の国立大学の入学者選抜制度-国立大学協会の基本方針-」のうち、「大学入学者選抜制度の継続的検討」で挙げられている事項の検討を行うこととしている。今回、継続的検討事項のうち優先度が高い事項として「外国人留学生選抜の在り方」について、入試委員会の中長期的課題検討 WG で検討を進めていくこととしている。
- また、令和7年3月に公表した「わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像」において留学生比率を2040年には30%以上とする目標を掲げている。その実現については10月15日の理事会で了承された「将来像実現のための国立大学システム検討 WG の体制」の中で既存委員会で議論・検討することとしているので、同 WG で国立大学システムに係る事項として検討を行っていく。
- なお、WG の座長については、室蘭工業大学の松田先生にお引き受けいただいている。
- また、その他として、各種団体から入試に関する要望書が届いている。例年通り各大学に対して参考までに共有させていただいている。内容についてはご確認いただき、各大学において適切な入学者選抜の実施に努めていただくようお願いする。

(2) 富永 教育・研究委員会副委員長から、以下のとおり報告があった。

- 1点目として、第1回男女共同参画小委員会を10月6日に開催した。内閣府および文部科学省より、政府における最新の動向について説明があった後、意見交換を行った。また、現行アクションプランが今年度で最終年度を迎えるため、次期アクションプラン策定に向けて議論を行った。
- 続いて、その他報告事項として、就職・採用活動関係の動きについてご報告する。
- 第2回就職問題懇談会が7月29日に開催された。当日は、例年、企業・大学等に向けて実施している「就職・採用活動に関する調査」の令和7年度の実施について報告があった。
- また、「就職・採用活動の在り方に関する今後の検討に向けた意見のとりまとめ」の素案について意見交換が行われた。就職・採用活動の早期化・長期化の現状を改善し、学修時間の確保、学生のキャリア観の醸成、ミスマッチ解消に向けた就職・採用活動の在り方について議論され、今後の検討の方向性がとりまとめられた。
- また、第3回就職問題懇談会が10月31日に開催された。当日は、「令和7年度就職・採用活動に関する調査」の結果報告のほか、就職・採用活動の在り方に関する今後の検討に向けた意見のとりまとめ後の検討状況の共有、大学等が取り組むべき事項について議論された。
- なお、第1回までは前教育・研究委員長であった藤井 会長が参画されていたが、第2回からは後任として湊 委員長が参画している。

(3) 永田 国際交流委員長から、以下のとおり報告があった。

- 10月7日に国際交流委員会を開催したので、報告する。
- 国際交流委員会で協議した事項は主に2つある。
- 1つ目は将来像実現に向けた検討についてである。国際交流委員会は「留学生のリクルート拠点」及び「日本語教育等の国内教育拠点の在り方」の2点について、8月のトップセミナーで出た意見も踏まえた、国立大学システムとしての方向性に関する議論を開始した。
- 2つ目は協定締結団体等との国際交流事業についてである。12月4日にオンラインで開催する日独大学リーダー会議は、日本からは国立大学31大学52名の参加登録がされている。2026年に開催予定のオーストラリアとの学長フォーラムでは広島大学にホスト校をお引き受けいただくことが決まり、具体的な開催日時や場所について調整を進めている。加えて、2026年に英国と、2027年には韓国との国際交流事業を実施する計画で検討を重ねている。

(4) 越智 経営委員長から、以下のとおり報告があった。

- 経営委員会では、10月6日に第1回病院経営小委員会を開催した。当日の議論について、横手 病院経営小委員会委員長からご報告いただく。

続いて、横手 病院経営小委員会委員長から以下の発言があった。

- 今回の病院経営小委員会では、文部科学省からの令和8年度概算要求（大学病院経営基盤強化）についてのご説明を踏まえ、意見交換を行った。
- また、国立大学病院長会議から令和7年度収支見込等についてのご説明を踏まえ、意見交換を行った。資料36ページのとおり、令和6年度と比較すると、現金収支マイナスの病院は25病院から8病院増えて33病院となり、42病院合計の現金収支見込は▲126億円増加し、▲330億円となった。令和6年度の現金収支と損益収支差から、令和7年度の損益見込は▲400億円を超える可能性があり、さらに深刻な状況となっている。そのほか、支出増加の要因、人件費増の実態、厚生労働省で検討している特定機能病院の要件の拡大について説明があった。また、資料44ページのとおり、都道府県知事、学長、病院長等が参画するプラットフォームを作り、地域医療や大学病院を支えていくことが提案されている。
- 次に、毎年継続的に実施している「附属病院の経営問題に関するアンケート」について、国立大学協会やフィードバック後の各大学における活用状況、様々な調査依頼に対応している各大学の事務の負担軽減も考慮し、アンケートを廃止することが承認された。なお、

今後は必要に応じて、法人全体の経営に関わる調査については、国大協と病院長会議の連名にて実施し、病院経営に関わる基礎的な情報等については、適宜病院長会議からデータを共有いただくこととなった。

- 大学病院の経営状況は、既に厳しい状況である中、再開発の債務償還に加えて、人件費や物価の上昇を受けてますます悪化しており、来年度も更に厳しい状況が見込まれる。引き続き病院経営小委員会では、附属病院の諸課題に関する事項について、関係省庁から説明聴取・意見交換等を行い、各機関と連携しながら検討していく。

横手 病院経営小委員会委員長からの発言は以上である。

(5) 松尾 事業実施委員長から、以下のとおり報告があった。

- 「1 研修等事業について」(1)に記載のとおり、8月28から29日に、「令和7年度国立大学法人トップセミナー」を開催し、70名の学長先生にご参加いただいた。お忙しい中出席いただいた先生方には、この場を借りて御礼申し上げます。

また、9月11日から13日に「ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ」を開催し、理事、副学長、学長補佐等68名の方にご参加いただいた。

本研修は将来の経営人材育成とマネジメント力向上及び参加者間のネットワーク構築を目的に開催しており、今年度は「2040年に向けた国立大学の将来像」をテーマとして、分科会及び全体討議を通して活発な議論がなされた。先生方においては、ぜひ参加者とお話しいただきたい。

続いて、(3)「令和7年度「国立大学未来共創シンポジウム」及び「レジリエント社会・地域共創シンポジウム」の採択結果についてご説明させていただく。

応募のあった実施計画書について事業実施委員会にて採点を行い、その採点結果に基づいて、「国立大学未来共創シンポジウム」は14件中8件、「レジリエント社会・地域共創シンポジウム」は20件中10件を採択することに決定した。採択事業の詳細は資料3-6-1のとおりである。採択通知については既に応募大学へ発出している。

- 9月5日開催の保険運営委員会にて協議を行い、令和8年度に向けた「国大協保険の運営及び改善に関する意見書」がとりまとめられた。

これをもとに事業実施委員会にて資料3-6-2「令和8年度国大協保険基本方針」を策定したのでご報告する。

基本方針には、今年度より新たに「火災以外への事故防止の対策」の必要性について記載している。例えば漏水等の事故防止のための施設・設備の老朽化対策や、学生事故防止のための安全管理の徹底といった、火災以外への事故防止の対策の重要性についても記載している。

なお、基本方針については、近日中に各大学へ通知させていただく。

- 資料3-6-4のとおり、各大学へは8月5日付けで「火災防止チェックリストの周知・活用をお願い」を発出し、9月30日を締切として火災防止チェックリストの周知・活用状況の報告をお願いしている。各大学においては、ご協力いただき感謝申し上げます。なお、集計結果は、次年度引受に向けた保険会社との協議に利用させていただく予定である。また、取りまとめ次第、各大学へも共有する。
- 4月25日に発生した東京科学大学における火災事故について、令和6年度に策定した「新規火災事故発生時の事故報告及び現地調査」のスキームに基づき、リスクマネジメント専門会社による現地調査を行い、資料3-6-5のとおり、火災事故調査報告書を作成した。調査報告書の内容について、村田 常務理事からご説明をお願いします。

続いて、村田 常務理事から以下の発言があった。

東京科学大学において発生した火災事故に関する事故調査報告書について、簡潔にご説明する。

今回の火災事故は、被害想定額が約1億円と高額な保険金の支払いが想定される火災事故のため、6月24日にリスクマネジメント専門会社による現地調査を行った。

調査の結果、今回の火災事故は実験後廃棄物の処理方法が不十分であったため、出火した可能性が高いと考えられる。

また、損害の拡大要因としては、実験後の廃棄物が研究室に隣接した小部屋で保管されていたため、火災で発生した煤や煙により高額研究機器に損害があったものと考えられる。今回の火災事故は、原因物質は異なっても、誤った廃棄物の処理方法や保管方法により、どのような研究内容でも起こりうるものであると考えられる。また、高額かつ重要な研究機器等の損害額拡大についても同様といえる。

この調査報告書は、追って各大学の国大協保険担当者へ共有するので、報告書を参考に、今一度学内での火災防止に向けた対策及び注意喚起をお願いします。

今年度は、近年でも類を見ないほどの頻度で火災事故を確認しており、今後も火災事故が頻発する場合、次年度以降、保険料が増加するだけでなく、引受保険会社の撤退による国大協保険の制度維持が危ぶまれる状況も考えられる。各大学においては、火災事故防止の取組についてより一層の強化をお願いします。

村田 常務理事からの発言は以上である。

続いて、大竹 東京科学大学理事長から、当該火災事故によりご心配をおかけしたことにつ

いてお詫びがあった後、改めて国大協保険制度の重要性を強く感じた旨の発言があった。

(6) 梅原 地域と国の発展を支え世界をリードする国立大学の機能強化を促進するガバナンス制度改革ワーキンググループ座長から、以下のとおり報告があった。

- 国立大学法人ガバナンス・コードについて、毎年度10月末までに適合状況等の報告書を公表することとなっているが、この度、全ての法人において各法人のウェブサイトにて公表いただいた。公表状況について国大協事務局へご報告いただき感謝申し上げます。
- また、文部科学省の協力者会議において令和6年度分の報告の確認が行われた。
- 通し番号99ページのとおり、令和6年7月1日に改訂された、運営方針会議の責務についての原則や、研究インテグリティ確保のための取組の部分を中心に優良事例等をまとめた「事例集」が、既に文部科学省より各法人に送付されている。
- 「事例集」には、適合状況について十分に説明がなされていない事例も示されている。令和7年度分の報告書は公表後であっても、年度内は自主的に更新を行うことができるので、自大学の報告書の記載内容を今一度ご確認いただき、適宜ご対応をお願いします。
- なお、修正を行った際には、事務局までご報告いただきたい。

(7) 寶金 第4期中期目標期間における運営費交付金検討ワーキンググループ座長から、以下のとおり報告があった。

- 運営費交付金に関する具体的な課題整理等を行うことを目的として、今年4月に、理事・事務局長、部長で構成された「運営費交付金に係る課題検討タスクフォース」を設置した。本タスクフォースは、これまでに5回開催し、運営費交付金の在り方をはじめとする諸課題の整理及び改善案の検討を進めてきた。
- 本タスクフォースにおけるこれまでの検討状況について、8月29日に文部科学省の「国立大学法人等の機能強化に向けた検討会」が「改革の方針」を公表した。その中で示された「運営費交付金の在り方の見直しに当たっての基本的な視点」に沿って、主な意見をご説明する。
 - ①基盤的な経費の期中の見通しを立てやすい配分ルール構築という視点について、運営費交付金の中でも基幹部分については予見性を確保するために、中期目標期間中のルール変更をしない制度設計が必要という意見や、基礎体力に当たる予算を確保しつつ、機能強化のために追加の予算措置が必要という意見などがあった。
 - ②シンプルな仕組みによる指標を基にした成果測定という視点について、共通指標は必ずしも教育研究の質向上のインセンティブとはなっていないという意見や、教育研究活動は法人評価で確認し、機能強化のためのプロジェクトを指標で成果測定することが望ましいという意見があった。

③最低限必要な経費は物価等を対応させる仕組みという視点について、運営費交付金の基幹部分について、物価や人事院勧告を反映させる仕組みが必要という意見があった。

最後に、④その他の事項として、附属病院運営費交付金の適用や、物価上昇等を踏まえた施設整備予算の措置が必要という意見があった。

- 国立大学法人等の機能強化に向けた検討会による「改革の方針」を受けて、今後、文部科学省が「改革基本方針」を提示し、「第5期運営費交付金在り方検討会」を立ち上げて、運営費交付金ルールの検討等を開始する予定となっている。
- 平行して、国大協では、運営費交付金検討ワーキンググループ及び課題検討タスクフォースにおいて、継続的に検討会の議論を見据えながら、場合により検討会に対して意見をすることを含めて議論を進める予定である。

4 各支部の活動状況について

議長から、各支部会議の活動状況について、資料4のとおりとりまとめた旨報告があった。

5 会長からの報告

会長から、以下の事項について報告があった。

(1) 昨年度より「博士人材に関する産学協議会合」が発足し、経団連と国公立大学の間で博士人材の育成・活躍促進に向けた議論を行っている。今年度末に向けて「産学が目指すべき姿と具体的な取り組み」について取りまとめを行っていく予定である。今後も状況に応じて情報共有する。

(2) 8月27日(水)に、令和8年度における国立大学関係予算の充実及び税制改正等要望のため、越智 副会長、梅原 副会長とともに文部科学省を訪問し、武部 前副大臣に要望書を手交した。その他、省内関係各所にも要望書を配布した。武部 前副大臣からは、国立大学が置かれた厳しい状況をふまえ、予算についてしっかりと対応していく旨のご発言をいただいた。

(3) 8月27日(水)に衆議院議員会館にて、「国公立大学振興議員連盟第30回総会」が開催された。国大協からは資料5-2-1のとおり、将来像実現のための取組みや、その実現に向けて、運営費交付金の拡充・安定化等、国立大学関係予算の充実の必要性についてご説明をさせていただいた。そのほか、公立大学協会からの説明、文部科学省からも概算要求の検討状況について説明が行われ、全体を通じた質疑・意見交換が行われた。

続いて、資料5-2-2のとおり令和8年度予算における国公立大学法人関係予算の拡充等に関する決議が採択され、渡海 会長から武部 前文部科学副大臣へ決議書が手交された。

また、11月5日（水）には、同じく衆議院議員会館にて「第31回総会」が開催された。これは、補正予算の動きが予想よりも速いことから、急ぎで開催が決定されたもので、国大協からは資料5-2-3に基づき、現在の厳しい状況を説明した。公立大学からの説明、意見交換の後、資料5-2-4のとおり物価・人件費高騰への対応のための国公立大学法人関係の基盤的経費拡充等に関する緊急決議が採択され、渡海 会長から中村 文部科学副大臣へ決議書が手交された。

両日とも、会場の都合により、会長・副会長にて対応させていただいた。お忙しい中出席いただいた越智 副会長・梅原 副会長には御礼申し上げます。

- （4）10月10日（金）に、全国知事会の文教・スポーツ常任委員会委員長である、大村 愛知県知事を訪問し、国立大学はこれまでも各地方において知の拠点として地方創生に貢献してきたが、これからも一層その役割を果たす覚悟であることを説明し、地方国立大学をはじめとした国立大学全体がおかれた危機的な状況へのご理解とご支援をお願いした。
- また、10月28日（火）に、立憲民主党文部科学部門会より令和8年度における国立大学関係予算の充実及び税制改正、政策要望についてヒアリング依頼があり、林 専務理事にご対応いただき、国大協の要望書に沿って説明を行っていただいた。

- （5）10月の理事会において、3月に出された国立大学の新たな将来像の具体化を実現するために、「将来像実現のための国立大学システム検討ワーキンググループ（WG）」の設置が了承された。

資料5-3-1がWGの設置要綱となる。本WGでは、将来像を実現するための制度面や予算面での課題整理、WGで議論するテーマに応じて設置するタスクフォースにおける議論や既存委員会での国立大学システムの具体的な検討の全体調整を行い、国立大学システムの具体化や加速化させるための具体的な仕組みを検討していく。

WGの委員構成については、資料5-3-2のとおりである。WGの座長には、梅原 副会長にお願いするとともに、他の副会長にも参加いただき、更に各タスクフォースの取りまとめを行う学長にも参加してもらうこととした。

今後、本WGでの議論が深まったものから、随時実行に移すとともに、来年前半にはWGとしての中間的な方向性を示していくつもりである。本件について、梅原 座長から一言お願いする。

続いて、梅原 同座長から以下の発言があった。

- ・理事会の下にWGを設置し、その下にタスクフォースを置く。加えて、各委員会でも議論

を深めていただくが、WGはその意見を取りまとめたり、全体像を構築したりするような役割と理解している。

- ・委員構成には記載がないが、オブザーバーとして藤井 会長と永田 顧問にご指導いただくという体制にしている。皆様方にもぜひともご協力をお願いします。

梅原 同座長からの発言は以上である。

Ⅱ 協議事項

1 「国立大学の2026年度入学者選抜についての実施要領」の改訂について

梅原 入試委員長から、資料6のとおり、「国立大学の2026年度入学者選抜についての実施要領（改訂案）」について説明があった。

審議の結果、原案のとおり承認された。

2 第3回総会の開催方法について

議長から、令和8年1月21日（水）に予定している第3回総会の開催方法について、会長が海外出張のため対面での開催が困難であることから、資料7のとおりオンライン形式での開催に変更したい旨の説明があり、これを確認した。

また、地方開催の総会について、全国の学長等が地方に集まり懇親を深めるとともに、開催地の首長にご挨拶いただく等、国立大学のアピールや地域の活性化につながる一方で、当番大学の負担が大きいとの声があることから、地方開催の総会の在り方について、今後アンケートを実施する旨の説明があった。

Ⅲ その他

1 関係機関からの情報提供等について

○大学入試センター

山口 大学入試センター理事長から、令和8年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト及び試験問題作成委員の派遣について説明があった。

○大学改革支援・学位授与機構

服部 大学改革支援・学位授与機構理事長から、同機構への事務職員派遣の推薦依頼について説明があった。

2 国立大学法人を巡る状況について

議長から、国立大学法人を巡る状況について自由に意見交換を行いたい旨の提案があり、

「授業料」、「国立大学に附属する施設である附属学校、農場、演習林等の大学における経営負担」等について、意見交換が行われた。また、横手 千葉大学長から、11月7日（金）午前中に開催された令和7年度医学系出身国立大学長懇談会において、「国立大学病院の経営危機に関する緊急要望」を厚生労働省医政局 中田 医事課長、文部科学省高等教育局医学教育課 松本 企画官に手交した旨の報告があった。

以 上

この議事録が正確であることを証するため、議事録署名人は次に記名押印する。

令和7年11月7日

議事録署名人（議長） 藤 井 輝 夫

議 事 録 署 名 人 寶 金 清 博

同 越 智 光 夫

一般社団法人国立大学協会
令和7年度第3回総会（令和8年1月）議事録

日 時 令和8年1月21日（水） 15:50～17:11

場 所 遠隔会議（Web 会議）により開催

出席者 正会員代表者

副会員

特別会員代表者

- 議長から、総会の公開について諮る旨の発言があり、了承を得たので、公開することとした。
- 議長から、開会の発言があった。
- 議長から、12月8日に発生した青森県東方沖を震源とする地震及び1月6日に発生した島根県東部を震源とする地震により被災された方々へ、お見舞いの意が表された。
また、文部科学省からの報告によると、物的・人的被害ともに国立大学の学校管理下での大きな被害報告はなされていない旨説明があった。
- 正会員81名のところ、78名の出席及び3名の委任状を得ており定足数を満たしていることについて確認がされた。
- 議事録署名人として、議長、梅原 副会長及び寶金 副会長の3名を選出した。

議 事

I 報告事項

1 事業報告

議長から、前回総会以降の国立大学協会の活動について、資料1のとおり事業報告を取りまとめた旨の報告があった。

2 理事会等の審議状況について

常務理事から、理事会等の審議状況について、資料2のとおり報告があった。

3 各委員会等の活動状況について

議長から、各委員会等の活動状況について、資料3のとおり取りまとめた旨の報告があった。引き続き、各委員長等から報告があった。

（1）梅原 入試委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・国立大学の入学者選抜に関する中長期的課題検討 WG（第 1 回）を、12 月 11 日に開催した。詳しくは、松田 国立大学の入学者選抜に関する中長期的課題検討 WG 座長からご報告いただく。

続いて、松田 同座長から以下の報告があった。

- ・昨年12 月、第1 回目を開催した本WG では、その検討テーマを「外国人留学生選抜の在り方」として議論を開始し、WG の基本的方向性の確認及び、各大学が実施している外国人留学生選抜においての日本留学試験等の利用状況や渡日前入学制度の導入状況等について情報共有を行ったうえで、現状の外国人留学生選抜に対する課題点等について意見出しを行った。

また、各大学が実施している外国人留学生に対する個別試験の実施状況や各大学の好事例・課題点等の把握のため、全大学にアンケート調査を実施することとなった。アンケートについては 1/28 締切でお願いしている。ご多用のところかとは存じあげるが、各大学においてはご対応の程よろしく願います。

- ・国大協として「全学生の3割まで留学生の受け入れ拡大を図り、世界から多様な頭脳を我が国に導き入れる」という目標を掲げているので、その実現のためには、入り口となる入学者選抜が重要となってくる。

今後、データなどに基づきながら現状把握するとともに問題点を整理し、その問題点に対するアプローチ方法について、議論をすすめ、まとめ次第入試委員会にご報告していく。

松田 同座長からの報告は以上である。

(2) 湊 教育・研究委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・就職・採用活動関係の動きとして、「2027 年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」についてご報告する。
- ・就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議において「2027 年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」が取りまとめられ、12 月 26 日付で内閣官房ホームページに公表された。
- ・2027 年度卒業・修了予定者については、これまで通り広報活動3月、採用選考活動6月、正式内定 10 月という現行と同様の日程を原則とした上で、経済団体等に対し、当該ルールの遵守やオワハラ等の防止に向けた取組みの要請が示された。
- ・また、今後の方針として、2028 年度（2029 年3月）以降の卒業・修了予定者の就職・採用活動については、就職・採用活動の早期化・長期化により、学生が学業・研究活動等

に専念することが困難な現状を踏まえた、就職問題懇談会での考え方や経済界からの指摘を踏まえて、見直しの検討を進めることが示された。

- 就職問題懇談会での考え方については、通し番号 26 ページ以降をご覧ください。就職・採用活動日程については、学生が学業等に専念する時間を十分に確保することができるよう、採用選考活動は学期期間中には行わず、卒業・修了前年度の春休み以降の長期休業期間に行われるものとすべきとしている。
- この度公表された、「2027 年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」は、文科省から各大学へも周知がなされているので、各大学においても、学生・教職員や企業等への適切な周知にご活用いただきたい。

(3) 永田 国際交流委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- 12月9日に開催した国際交流委員会について、報告する。

国際交流委員会では10月に開催した第2回国際交流委員会に引き続き、将来像実現に向けた「留学生のリクルート拠点」及び「日本語教育等の国内教育拠点の在り方」の2点について、集中的に議論を重ねた。

特に第3回委員会では、国立大学システムとして海外拠点に必要な現地学校のリサーチ等の機能や各関係機関との連携の在り方及び渡日前後の日本語・日本語文化教育に向けた既存のリソースの利活用等、具体の検討に入っている。

今後は、いただいたご意見を踏まえ、将来像実現のための国立大学システム検討ワーキンググループへの報告の作成に着手する予定である。

- 12月4日に HRK（ドイツ大学学長会議）と国大協の共催で 2025 日独大学リーダー会議を、オンラインで開催したので、報告する。本会議には、日本からは 32 機関 60 名、ドイツからは 40 機関 48 名、計 72 機関 108 名が参加し、「研究セキュリティ」をテーマに両国の最新動向や各大学での取組みについて、活発な意見交換が行われた。

ご登壇いただいた藤井会長、岡山大学的那須学長、東北大学、東京科学大学及び京都大学の先生方、またご参加いただいた皆様には、この場をお借りして改めて御礼申し上げます。

- 令和 5 年 6 月に策定された「国立大学グローバル化アクションプラン（NUGLAP）」について、フォローアップ調査を 3 年に 1 度実施することとしており、令和 6 年度の状況を反映した調査結果について、資料 3-3-1 に取りまとめたので、後ほどご覧ください。

(4) 越智 経営委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- 経営委員会では、12月25日に第1回人事労務小委員会を開催した。当日の議論について、石橋 人事労務小委員会委員長から報告する。

続いて、石橋 同小委員会委員長から以下の報告があった。

- 12月25日に第1回人事労務小委員会を開催した。
- 今回の人事労務小委員会では、まず、国大協が提供する参考給与表における主務教諭の追加等への対応について審議を行った。
- 国大協では、法人化以降、各法人が給与体系を検討するための参考資料として参考給与表等を作成している。
- 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」等が一部改正されたことで、公立学校では、令和8年4月から「主務教諭」という新たな職を置くことができるようになる。
- アンケート調査を実施した結果、主務教諭の設置は未定であると回答した大学が7割以上を占めたこと等を踏まえて、今年度は主務教諭用の級を追加した参考給与表等の参考資料を作成しないが、次年度以降、今後の状況に応じて引き続き対応を検討することとした。
- 次に、例年実施している「障害者雇用及び高年齢者雇用に関する調査」について、調査結果の説明があり、了承された。調査結果については、1月26日に経営委員会にて報告の上、各会員大学へ提供する予定である。
- アンケート調査にご協力いただき、感謝申し上げます。

石橋 同小委員会委員長からの報告は以上である。

(5) 佐々木 広報委員会副委員長から、以下のとおり報告があった。

- 「3. 一般ウェブサイトのリニューアルについて」に記載のとおり、昨年12月15日に国立大学協会の一般ウェブサイトをリニューアルした。

リニューアル後のウェブサイトは、国立大学に関わる各ステークホルダーが必要な情報にアクセスしやすい構成とし、特にニーズの高い入試や就職関係、各国立大学の情報への入口をトップページに大きく配置した。さらに、広報誌「国立大学」をより多くの方に読んでもらうためにウェブマガジンを導入した。

デザインは、国大協カラーを取り入れながら、幅広い年代の方が親しみやすいイラストを用いた。

トップページのコピーは「85の国立大学、日本を動かす知の拠点」である。全国85の国立大学が、教育・研究・社会貢献を通じて知を創出し、地域や社会と連携しながら日本の発展に寄与していることを表現した。

各大学においては、本ウェブサイトについてご周知いただき、ぜひとも広くご活用いただ

くようお願いする。

(6) 松尾 事業実施委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

・ 1. 火災防止チェックリストの周知・活用状況報告について

8月5日付けで各大学へお願いしていた、火災防止チェックリストの周知・活用状況の報告について、資料3-6-1のとおりとりまとめた。詳細について、村田常務理事からご説明をお願いする。

続いて、村田 常務理事から以下の説明があった。

「国立大学向け火災防止チェックリスト」の学内周知及び点検での活用状況について、すべての機関からご回答をいただいた。各大学においては調査にご協力いただき感謝申し上げます。このたび集計結果をとりまとめたので、ご報告する。58 ページをご覧ください。

まず、火災防止チェックリストの学内周知の状況について、約 7 割の機関が周知しており、残りの機関も年度内には周知予定である。

次に、チェックリストを用いた点検状況について、集計が終わっていない機関を含む約 39%の機関がチェックリストを用いた点検を実施し、約 52%の機関が独自のチェックリストを用いた点検を実施しており、合計で 91%の機関が点検を実施していることが確認できた。しかし、残りの 9%の機関からは点検を実施していないという回答を得ており、当該機関においては、あらためて点検の実施をお願いする。

また、59 ページのとおり、チェックリストを用いて点検を実施した 31 機関のうち、約 6 割の機関が機関内のすべての研究室・事務室等で点検を実施していた。

次に、点検実施後の改善状況について、何らかの対策を行った機関は全体で 71 機関となり、点検を実施した機関の約 9 割は、改善点が判明すると迅速に対応していただいていると考える。一方で、対策について現在検討中であるとした機関はそのほかの回答との重複を含め 23 機関あり、早急な対策の実施をお願いする。

最後に、61 ページ以降であるが、各機関のその他の火災事故防止に向けた取組について分類ごとにご紹介している。各機関においては、火災事故防止のための取組の強化にご参考いただきたい。

この集計結果は、次年度引受に向けた保険会社との協議に利用させていただく予定である。また、各大学へも追って共有する。

村田 常務理事からの説明は以上である。

依然として損害率が高い状況であり、引受保険会社の撤退による国大協保険の制度維持が危ぶまれる状況である。ほとんどの機関において、チェックリストの学内周知や、点検の実施を行っていただいているが、残念ながら点検を行っていない機関もいくつかあった。また、点検後の改善状況について、いまだ検討中との機関も少なくはなく、これらの機関においては、早急な点検実施及び対策をお願いする。

なお、点検や対策の実施を行っていても火災が発生する可能性はある。点検を実施している機関を含め、各機関においては、火災防止に向けた取組の更なる強化をお願いする。

- 2. 新規火災事故発生時における現地調査について

6月11日に発生した佐賀大学における火災事故について、令和6年度に策定した「新規火災事故発生時の事故報告及び現地調査」のスキームに基づき、リスクマネジメント専門会社による現地調査を行い、資料3-6-2のとおり、火災事故調査報告書を作成した。調査報告書の内容について、村田常務理事からご説明をお願いする。

続いて、村田 常務理事から以下の説明があった。

佐賀大学において発生した火災事故に関する事故調査報告書について、簡潔にご説明する。今回の火災事故は、高額な保険金の支払いが想定される火災事故のため、7月29日にリスクマネジメント専門会社による現地調査を行った。

調査の結果、70 ページのとおり、今回の火災事故はタコ足配線により電源タップやケーブルが許容される電気容量を超過した状態で使用されていた可能性があり、過熱や延長コードの劣化等による電気配線の短絡（ショート）による可能性が高いと推察される。

また、損害の拡大要因としては、第一発見者から守衛への即座の連絡ができなかったことによる公設消防への通報遅延や、初期消火の際、すでに火災が進行しており、火源を視認できず、的確な消火薬剤の噴射ができなかったこと等の要因により、消火に失敗したことが考えられる。

また、本件においては、火災のあった建物内に一人で利用できる消火栓が設置されており、屋内消火栓を使用していれば、被害を低減できたと考えられる。

各大学・機構においては日常的に様々な実験・研究に伴い、数多くの電気機器を取り扱っている。したがって、いま一度各研究室等におけるコンセントや電源ケーブルの管理状況について、「火災事故防止チェックリスト」の活用と併せて再確認と点検が望まれる。

また、屋内消火栓については、たとえ設置されていても操作経験がなければ初期消火での使用が困難なため、消火器のみならず消火栓による放水訓練の実施も望ましいと考える。

この調査報告書は、追って各大学の安全衛生管理担当理事及び国大協保険担当者へ共有するので、報告書を参考に、今一度学内での火災防止に向けた対策及び注意喚起をお願いする。

村田 常務理事からの説明は以上である。

続いて、野出 佐賀大学理事長から、当該火災事故によりご心配をおかけしたことについて発言があった後、当該事故調査報告書の再発防止対策の提案に対する改善を行っている旨の発言があった。

(7) 林 政策研究所長から、以下のとおり報告があった。

- 1. 研究成果報告書について

政策研究所にて委託していた調査研究について、「国立大学法人における寄付金獲得のための新しい制度・スキームに関する調査研究」及び「国立大学大学院の領域横断的な人材養成実態に関する調査研究」において、それぞれ別添資料3-7-1、別添資料3-7-2のとおり、研究成果報告書が提出された。報告書については、国立大学協会 会員専用 HP にて公表する。

- 2. 政策研究所 研究会の開催について

成果報告書が提出された「国立大学法人における寄付金獲得のための新しい制度・スキームに関する調査研究」に関する成果発表会として、令和8年2月17日に「令和7年度第1回政策研究所 研究会」をオンラインで開催する。申込方法等の詳細は今後、各大学にお知らせするが、ご周知いただき、ぜひとも広くご参加くださるようお願いする。

(8) 梅原 将来像実現のための国立大学システム検討ワーキンググループ座長から、以下のとおり報告があった。

- 資料111ページのとおり、11月26日に、「将来像実現のための国立大学システム検討WG」の下に、「人材育成」、「教育連携」、「地方創生」の3つのタスクフォース（以下、「TF」）を設置した。各TFの委員名簿は113～115ページのとおりである。
- 「人材育成TF」は和田 金沢大学長、「教育連携TF」は大竹 東京科学大学理事長、「地方創生TF」は中村 山梨大学長にそれぞれTFリーダーをお務めいただく。
- TFには、「将来像」で示した国立大学システムを具体化・加速化させるために必要となる個別テーマごとの課題の整理や、既存制度の改善案などの検討を進めていただくことになる。

- 令和8年6月の中間的なまとめ、令和9年3月の最終まとめに向け、国立大学システムとしての効果的・効率的かつ具体的な仕組みについて議論をすすめていくこととなるため、各委員にはご負担をおかけすることとなるが、精力的なご検討をお願いします。
- その他、以前ご提案をいただいていた附属病院や臨床研修等、医師養成についての国立大学システムに関連する検討は、全国医学部長病院長会議や国立大学病院長会議と連携を図りながら、まずは病院経営小委員会において、附属学校についての国立大学システムに関連する検討は、日本教育大学協会と連携を図りながら、それぞれどのような形で議論すべきかも含めて検討を進めていただきたい。
- 既に議論を開始している TF から議論の状況についてご報告をお願いします。はじめに、人材育成 TF 和田 学長からお願いします。

続いて、和田 人材育成 TF リーダーから以下の発言があった。

第1回人材育成TFを1月13日に開催した。当日は、本TFでの検討事項、今後の進め方について整理したのち、博士人材育成の現状と課題を踏まえて意見交換を行った。

和田 同リーダーからの発言は以上である。

続いて、大竹 教育連携 TF リーダーから以下の発言があった。

第1回教育連携TFを1月20日に開催した。当日は、本TFでの検討事項、今後の進め方について整理したのち、各大学の教育連携状況や近年のオンライン教育システム等について情報共有を行った上で、現状各大学が抱える教育連携の課題や、今後のリソースの共有化の可能性について意見交換を行った。

大竹 同リーダーからの発言は以上である。

4 各支部の活動状況について

議長から、各支部会議の活動状況について、資料4のとおりとりまとめた旨報告があった。

5 会長からの報告

会長から、以下の事項について報告があった。

(1)「博士人材に関する産学協議会合」について報告する。

昨年度発足した「博士人材に関する産学協議会合」において、経団連と国公立大学の間

で、博士人材の育成・活躍促進に向けた議論を行っている。

この2年間の議論の成果を「産学が目指すべき姿と具体的な取り組み」として取りまとめ、3月7日に開催するシンポジウムで、社会に広く発信する予定である。

シンポジウムの概要については、資料5-1のフライヤーをご覧ください。第一部では、電気通信大学の田野学長に登壇いただき、大学と企業による先進的な支援・教育プログラムの事例紹介をいただく。第二部のパネルディスカッションでは、コメンテーターとして筑波大学の永田学長に登壇いただく。

本シンポジウムの開催については、すでに事務局より各大学にメールにて案内済みである。フライヤーに「博士進学やその先のキャリアを考える学生、必見！」とあるとおり、特に学生に参加いただきたい。また、当日は交流会も設けられており、学生が博士人材の採用に前向きな企業と直接交流できる貴重な機会でもある。経団連とは、これまでも、またこれからも密な関係を築いていきたいと考えているので、是非各大学でも積極的な周知とご参加をお願いしたい。

(2) 国公立大学振興議員連盟決議の財務大臣手交等について報告する。

資料5-2-1、資料5-2-2をご覧ください。

昨年8月27日の第30回国公立大学振興議員連盟にて決議された「令和8年度予算における国公立大学法人関係予算の拡充等に関する決議」及び11月5日の第31回議連総会で決議された「物価・人件費高騰への対応のための国公立大学法人関係の基盤的経費拡充等に関する緊急決議」について、11月10日に、議員連盟の渡海 会長らが財務省へ赴き、片山 財務大臣に対し手交した。

当日は梅原 副会長と、佐々木 理事、横手 理事にご同行いただいた。お忙しい中ご対応いただき感謝申し上げます。

また、11月10日に、公明党文部科学部会より令和8年度における税制改正・予算要望についてヒアリング依頼があり、林 専務理事に国大協の要望書に沿って説明を行っていただいた。さらに、12月9日には、日本共産党国会議員団から大学関係予算に関する政府への要望について懇談の依頼があり、こちらも林 専務理事・村田 常務理事にご対応いただいた。

(3) 松本文部科学大臣との意見交換について報告する。

昨年12月22日に、梅原 副会長、大竹 東京科学大学理事長、田中 東京科学大学長、中野 一橋大学長、村田 常務理事とともに松本 文部科学大臣を訪問し、令和7年度補正予算に関するお礼とともに令和8年度の当初予算の更なる支援について要望し、意見交換を行った。

また、年明け1月13日に、寶金 副会長、越智 副会長、梅原 副会長、大竹 東京科学大学理事長、田中 東京科学大学長、國分 東京学芸大学長、中野 一橋大学長、村田 常務理事とともに再び、松本 文部科学大臣を訪問し、令和8年度予算案閣議決定に関するお礼とともに「わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像」の概要や「将来像実現のための国立大学システム検討WG及びTF」の検討スケジュール等について説明し、意見交換を行った。

大臣からは、国立大学が置かれた厳しい状況や課題を踏まえ、必要となる予算についてしっかりと対応していく旨ご発言をいただいた。

当日、お忙しい中出席いただいた先生方には御礼申し上げます。

(4) 高校教育改革グランドデザインについて報告する。

昨年12月の理事会前の文部科学省からの行政説明の際に、「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン（仮称））骨子」について説明があった。

具体的には、現在文部科学省において、資料5-3-1のとおり、大臣のもとに「人材育成システム改革推進タスクフォース」を設置し、高校から大学、大学院までを通したシステム改革の取り組みを進めているとのことであり、検討事項の1つである「高校教育の振興」について、資料5-3-2のとおり、11月にその基本方針の骨子を取りまとめ、公表したということで、その内容について説明があったものである。

説明の際に、文部科学省から、この骨子について関係団体からの意見を書面でいただきたいとの依頼があったため、直後の理事会で意見交換を行い、今回、その内容を踏まえて資料5-3-3のとおり提出した。

意見の内容については、以下のとおりである。

- ・高校に関することなので、国立大学法人がメインというものではないが、その趣旨は賛同し、実現に向けて貢献していきたいということ、
- ・骨子内で言及のあった大学入試に関しては、従前より国立大学は多面的・総合的に評価する選抜を行っているので、引き続き取り組むということ、
- ・各都道府県の改革実行計画の協力や高校教育への協力についても、国立大学は「知の拠点」として貢献するとともに、その際の大学側の人的・財政的負担への配慮もお願いしたいということ、
- ・都道府県による実行計画は主に公立高校が念頭にあり、私立高校も記載可能となっているものの、国立附属に関する記述が全くないことから、国立側も何か協力や貢献ができるように、対象として明確に文書に加えていただきたい、

本骨子については、文部科学省が一般からのパブコメや、他団体からの意見聴取も行って
おり、これらの意見も踏まえて今年度内の早い時期に、基本方針が確定するとうかがって
いる。

今回は高校改革ということで、国立大学は後方支援という形になるのではないかと思うが、
各大学におかれても、引き続きこの基本方針の行方を見守り、各地域で関わっていただき
たい。

(5) 地方総会の開催方法について報告する。

昨年 11 月に開催された総会において、地方総会の在り方についてアンケートを実施する
こととしていたが、各会員大学等から回答に協力いただき集計結果がまとまったのでご報
告する。

資料 5-4 をご覧いただきたい。地方総会の継続については 78% の大学等が継続を希望
されており、開催地の決定方法については、継続を希望する大学等の 58% が各地区支部
持ち回りでの開催との回答があった。

アンケート結果をもとに 12 月の理事会において、地方総会の開催方法について審議し、
令和 9 年度以降の地方開催についても、従前どおり各地区支部持ち回りで開催することが
了承された。

また、担当大学の業務負担や経費負担の軽減、各支部内での開催地の選定方法についてご
意見があった。担当大学においては、総会会場の検討や情報交換会、エクスカージョンの
準備等の業務に加え、100 万円程の経費負担をいただいている。今後担当となる支部と
国大協事務局において、業務負担や経費負担の軽減について検討を行っていききたい。

Ⅱ 協議事項

1 定款の変更について

(1) 定款の変更について

村田常務理事から、資料 6 に基づき説明があった。審議の結果、原案のとおり承認された。

Ⅱ その他

1 関係機関からの情報提供等について

○ 大学入試センター

山口 大学入試センター理事長から、1 月 17、18 日に実施された大学入学共通テスト
について、ウェブ出願方式に変更となったことによる大きな混乱はなかったこと、志願者
数や当日の実施状況等の報告があった。追試験は 1 月 24、25 日に実施する予定であり、
追試験会場について追加の報告と、試験の円滑な実施に向けて準備を行うよう依頼があっ

た。

○ 大学改革支援・学位授与機構

服部 大学改革支援・学位授与機構理事長から、同機構への国立大学教育研究評価に係る事務職員派遣の推薦依頼について報告と実施協力にかかる御礼があった。なお、いまだ必要な人員を確保するには至っていないことから、4月以降においても引き続き事務職員派遣の推薦をご検討いただきたい旨説明があった。

また、令和7年度補正予算において成長分野転換基金の積み増しがなされた「大学・高専機能強化支援事業」について、同事業の円滑な実施に向けて事務職員の拡充が必要であり、ご協力いただきたい旨説明があった。

○ 日本学生支援機構

吉岡 日本学生支援機構理事長から、学生生活支援に関する各種実態調査について調査日程や実施状況等の報告があり、円滑な実施に向けて各大学等の事務部門並びに関係者への協力依頼があった。

2 国立大学法人を巡る状況について

議長から、国立大学法人を巡る状況について自由に意見交換を行いたい旨の提案があり、「令和9年度以降の概算要求」等について、意見交換を行った。また、令和8年1月22日に開催される「令和7年度障害学生支援大学長連絡会議」について周知があった。

3 その他

令和8年1月31日をもって退任される牛木 新潟大学長から、一言挨拶があった。

○ 議長が閉会を宣した。

以 上

この議事録が正確であることを証するため、議事録署名人は次に記名押印する。

令和8年1月21日

議事録署名人（議長） 藤 井 輝 夫

議 事 録 署 名 人 寶 金 清 博

同 梅 原 出

一般社団法人国立大学協会
令和7年度第4回通常総会（令和8年3月）議事録

日 時 令和8年3月6日（金） 15：25～16：54

場 所 学術総合センター 2階 中会議場

出席者 正会員代表者

副会員

特別会員代表者

- 議長から、総会の公開について諮る旨の発言があり、了承を得たので、公開することとした。
- 議長から、開会の発言があった。
- 正会員81名のところ、78名の出席及び2名の委任状を得ており定足数を満たしていることについて確認がされた。
- 議事録署名人として、議長、越智 副会長及び喜納 副会長の3名を選出した。
- 議長から、2月1日付で新たに学長に就任した 染矢 俊幸 新潟大学長について紹介があり、染矢 学長から一言挨拶があった。

議 事

I 報告事項

1 事業報告

議長から、前回総会以降の国立大学協会の活動について、資料1のとおり事業報告を取りまとめた旨の報告があった。

2 理事会等の審議状況について

常務理事から、理事会等の審議状況について、資料2のとおり報告があった。

3 各委員会等の活動状況について

議長から、各委員会等の活動状況について、資料3のとおり取りまとめた旨の報告があった。引き続き、各委員長等から報告があった。

（1）梅原 入試委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・国立大学の入学者選抜に関する中長期的課題検討WGを、2月24日に開催した。詳しくは、本WG座長の松田先生からご報告いただく。

続いて、松田 同座長から、以下のとおり報告があった。

- 2月24日に第2回目を開催した本WGでは、その検討テーマを「外国人留学生選抜の在り方」として議論を行っており、今回は各大学が実施している外国人留学生に対する個別試験の実施状況や各大学の好事例・課題点等の把握のため全大学に回答いただいたアンケート調査の集計結果を基に、外国人留学生選抜の効率化や実施の負担軽減等、課題解決に向けた意見出しを行った。
- また、国際交流委員会における外国人留学生の「マッチング（選抜・入試）」にかかる案についても議論し、当該委員会へ共有すべき事項等について意見出しを行った。
- 今後も議論をすすめ、まとめ次第入試委員会に報告していく。

松田 同座長からの報告は以上である。

(2) 湊 教育・研究委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- 国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第22回追跡調査報告書について、男女共同参画小委員会の塩崎 委員長からご報告いただく。

続いて、塩崎 男女共同参画小委員長から、以下のとおり報告があった。

- 昨年6月～7月に実施した、「国立大学における男女共同参画の推進状況に関する調査（第22回）」の結果について、報告書を取りまとめた。調査結果の概要については25ページをご覧ください。
- 報告書及び概要版は、2月下旬に国立大学協会のウェブサイトで公表し、その旨を各大学及び関係機関に周知している。
- 「わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像」では、女子学生や女性研究者・教員の活躍を促進し、「共生社会の実現を目指す」こととしている。各大学においては、本報告書を積極的に活用いただき、男女共同参画の更なる推進に引き続き取り組んでいただくようお願いする。

塩崎 男女共同参画小委員長からの報告は以上である。

- 続いて、その他報告事項として、就職・採用活動関係の動きについてご報告する。
- 第4回就職問題懇談会が2月24日に開催された。当日は、現在の学部2年生にあたる、令和9年度の卒業・修了予定者に係る就職・採用活動に関する政府要請や就職問題懇談会

の申合せ等について意見交換が行われた。令和9年度卒業・修了予定者については、これまで通り広報活動3月、採用選考活動6月、正式内定10月という現行と同様の日程が原則となるが、今後関係各所との調整を経て、各大学へ周知と企業等への要請が行われる予定である。

- また、令和10年度以降の卒業・修了予定者の就職・採用活動の在り方についても意見交換が行われ、今後も引き続き、経済団体や関係省庁との議論を深めていくこととなった。

(3) 永田 国際交流委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- 1月30日に開催した第4回国際交流委員会について、3点報告する。
- 1点目は、将来像実現に向けた検討についてである。

国際交流委員会では12月に開催した第3回国際交流委員会に引き続き、将来像実現に向けた検討事項のうち、「留学生のリクルート拠点」について、集中的に議論を重ねた。

特に第4回の委員会では、留学生と国立大学のマッチング機能について、既存の留学生入試制度の活用改善や利便性の向上等の意見があがった。また、広報活動に主体的に取り組む施策については、「日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業」の継続・拡大に向けた文科省への要望・提案や、当該事業の対象国以外の国・地域に必要な広報機能、関係機関やアルムナイとの連携の在り方について議論を行った。

今後は、報告書の作成を進めるとともに、本委員会の委員を中心に「とにかく一歩踏み出す」策を試行していこうと考えている。

- 2点目は、国立大学グローバル化アクションプラン（NUGLAP）の改訂についてである。NUGLAPの当初の計画では、フォローアップ調査を毎年度実施することとしていた。しかし、2024年度中の本委員会において、フォローアップ調査の目的である、大学の国際化の進捗状況を適切に把握することに鑑み、3年に一度の実施が適当であると整理されていた。これに基づき、NUGLAPを改訂することを資料3-3-1のとおり承認した。ただし、調査項目のうち「留学生受入れに係るプログラム」については最新の情報を公表するため、毎年度更新を行うこととした。
- 3点目は、KCUE（韓国大学教育協議会）との交流事業についてである。KCUEとの交流事業は、国公立大学団体国際交流担当委員長協議会（JACUIE）において、2026年度以降に日本で開催することを決定し、国公立の各大学団体の会員大学宛てに、ホスト校の立候補を呼びかけていた。この度、北海道大学から立候補の手が上がり、JACUIEにおける書面審議の結果、ホスト校として承認された。

(4) 越智 経営委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- 1月26日に第1回の経営委員会及び第2回人事労務小委員会、第1回財務・施設小委

員会、第2回病院経営小委員会を合同で開催した。

- 人事労務小委員会が例年実施している「障害者雇用及び高年齢者雇用に関する調査」については、事務局から調査結果の説明があり、了承された。調査の結果については、2月18日に各会員大学へ提供した。

本アンケート調査にご協力いただき、深くお礼申し上げます。

- 令和7年度の職員統一採用試験実施状況について、試験を実施する各地区の幹事大学を代表して東京大学人事部長から説明を受け、意見交換を行った。

職員統一採用試験については、受験者数の減少や大学独自採用実施機関数の増加などの課題を踏まえ、今後も見直しが必要であることを確認した。

- 国立大学病院の経営状況と今後の見込みについて、国立大学病院長会議 理事・事務局長から、令和7年度補正予算及び令和8年度の施設整備費予算等について、文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部 計画課長から説明を受け、それぞれ意見交換を行った。

(5) 松尾 事業実施委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- 1. 令和8年度研修等事業計画について

1月22日に事業実施委員会を開催し、来年度の研修事業計画については、資料3-6-1のとおりとしたのでご確認いただきたい。

トップセミナーの開催についてご報告する。日程は8月27日から28日となっている。開催場所について、令和7年度は名古屋で実施したが、次年度は横浜での開催となる。前後日程について、ご配慮いただきたい。

また、ユニバーシティ・デザイン・ワークショップは9月10日（木）～12日（土）にL stay & grow 南砂町にて開催予定である。次の世代のマネジメントを担う教職員の推薦についてご高配のほどよろしくお願いする。

- 2. 国立大学法人総合損害保険（国大協保険）について

同じく1月22日に開催の事業実施委員会において、令和8年度国立大学法人総合損害保険（国大協保険）のメニュー2～4の引受保険会社を決定し、1月28日付で各引受保険会社に決定通知を送付した。

なお、メニュー1については、保険会社4社による共同保険であるため、各保険会社に従前の共同引受割合にて共同引受の依頼を行ったところ、一部の保険会社から、現行の保険料レート水準では従前の割合での引受は大変厳しい状況にあるとし、引受割合について0.5%のシェアダウンの申し入れがあった。当該シェアダウン分については、各保険会社との調整の結果、三井住友海上火災保険株式会社（以下、三井住友海上）から追加で引受可能との回答があった。最終的な引受割合の決定については、現在事業実施委員会で書面審議を行っている。なお、三井住友海上からは、追加引受の回答に併せて、令和9年度以

降に向けた保険料水準の見直しの申し入れがあったため、今後事業実施委員会および保険運営委員会にて検討を行う予定である。

現在、国大協保険制度は、保険会社からシェアダウンを求められるほど極めて厳しい状況にある。直近５年間で２度の保険料改定等を行い、損害率の改善に努めてきたところであるが、今年度も高額な火災事故が複数発生しており、依然として損害率は高い状態にある。今後も火災事故が続けば、今回と同様に保険会社からシェアダウンを求められる可能性は解消されない。制度を安定的に維持するためには、損害率の改善が不可欠であり、各法人等においては、火災事故の防止に向けた取り組みをこれまで以上に強化していただくよう、強くお願いする。

(６) 林 政策研究所長から、以下のとおり報告があった。

- ・ １．研究成果報告書について

２月２５日に政策研究所運営委員会を開催し、高等教育をとり巻く環境が大きく変化する中で、政策研究所が担うべき役割や求められる調査研究のあり方について整理し、今後国大協で求められる機能に対応することを目的として、政策研究所運営委員会の下に「調査研究のあり方に関するワーキンググループ」を設置することが了承された。

「調査研究のあり方に関するワーキンググループ」の設置要項及び委員名簿は、通し番号４６～４８ページをご覧ください。

なお、本ワーキングの実施スケジュールとしては令和８年度上半期に２回程度開催し、議論をとりまとめた上、政策研究所運営委員会へ報告することを予定している。その後、報告を受けて政策研究所運営委員会にて今後の体制等も含めて検討を行い、令和８年度内に理事会へ提案、総会にて報告を行う予定である。

(７) 實金 第４期中期目標期間における運営費交付金検討 WG 座長から、以下のとおり報告があった。

- ・ 運営費交付金に関する具体的な課題整理等を行うことを目的として、昨年４月に「運営費交付金に係る課題検討タスクフォース」を設置したが、本タスクフォースで、これまで行われた７回の会議における議論について、「中間まとめ」としてまとめられた。

また、文部科学省「第５期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会」において、前期と同様に国立大学協会としてヒアリングを受ける可能性がある。

- ・ ２月２５日に開催した令和７年度第１回の運営費交付金検討 WG では、本タスクフォースの「中間まとめ」について報告を受け、意見交換を行った。資料３-８-１をご覧ください。

- 昨年 8 月に公表された「改革の方針」で示された、「基盤的経費の在り方の見直しの際の基本的な視点」は、国立大学協会として求める方向性とおおむね一致しているものと受け止めている。本中間まとめでは、この基本的な視点に施設と病院を加えた5つの視点に基づき、課題や改善案を整理している。

- 1) 基盤的な経費の期中の見通しを立てやすい配分ルール構築について

第5期においては、中長期の予算の安定性や予見性等の確保が重要であり、中期目標期間中の配分ルールの変更は、大学運営の安定性を阻害する要因となっているといった課題が挙げられている。

これに対して、本WGでは、中期目標期間中に配分ルールを変更すべきでないという点について合意が得られた。また、高い評価を受けた補助事業等に対する自走化の支援も必要ではないかといった意見があった。

- 2) シンプルな仕組みによる指標を基にした成果測定について

客観共通指標については交付金の内数で配分するのではなく、高い成果を上げた大学に上乘せする仕組みが必要といった意見が挙げられている。

これに対して、出席委員からは、客観共通指標については、教育に係る指標は差がつきにくいいため廃止するなど、仕組みの簡素化を要望してはどうかといった意見があった。

- 3) 最低限必要な経費は物価等を対応させる仕組みについて

昨今の人件費上昇に対応できなければ優秀な人材確保は難しく、現在の運営費交付金の最大の課題は物価高騰と人事院勧告対応であり、それらを反映する仕組みが最も重要であるといった意見が挙げられている。

- 4) その他の事項（施設整備に係る支援）及び 5) その他の事項（大学病院支援）について

施設整備や大学病院への支援不足も、大学経営を大きく圧迫する要因であり、補正予算頼みではない安定的な施設予算の確保や、病院経営に対するセーフティーネットの仕組みも必要であり、運営費交付金だけでなく、施設整備に係る支援や大学病院支援を含め、大学の支援全般に関して検討が必要であるといった意見が挙げられている。

- 加えて、目的積立金の柔軟な運用や附属学校への支援等に関する意見があった。

本中間まとめに対して、ご意見等があったら、この後の意見交換の時間にご発言いただきたい。

(8) 梅原 将来像実現のための国立大学システム検討ワーキンググループ座長から、以下のとおり報告があった。

- 1月21日の第3回総会以降に開催したタスクフォース（以下、「TF」）について、各TFリーダーからご報告いただきたい。

- はじめに、人材育成 TF 和田 学長から願います。

続いて、和田 人材育成 TF リーダーから以下の発言があった。

- 人材育成 TF（第2回）を2月10日に開催した。
- 当日は、「博士3倍」に向けて目指すべきゴールと、そのゴールを実現するための手段は何か考えられるか、議論を行った。
- ゴールとしては、博士人材を国際標準で育成し、かつ学生主体であることを前提に、国立大学システムとして共通化できるものは共有し、大学間や大学共同利用機関、企業等と共同で博士人材を育成すること、学生は1つの大学に所属しながら複数の大学から学位を出せる仕組みの構築などを議論した。また、こうしたことを実現するためには博士課程学生を「職」として位置づけ、地位と給与を確保することが必要であるというご意見もあった。
- このゴールを実現するための具体的な手段について、引き続き議論を行っていく。

和田 同リーダーからの発言は以上である。続いて、大竹 教育連携 TF リーダーから以下の発言があった。

- 教育連携 TF（第2回）を2月12日に開催した。
- 当日は、学生目線で学びたいコンテンツを視聴できる環境を整えることを目指し、複数の大学で連携して教育を行う際の共修可能な知識とは何か、という点を中心に検討し、教育コンテンツ等のリソース共有化において、どのような具体的な仕組みが有効なのかという観点で議論を行った。その中では、たとえば、国立大学共通の基盤科目を用意するとか、コンテンツの共有を階層に分けて共通化することなどの意見がでている。

大竹 同リーダーからの発言は以上である。続いて、中村 地方創生 TF リーダーから以下の発言があった。

- 地方創生 TF（第1回）を2月19日に開催した。
- 当日は、本TFでの検討事項、今後の進め方について整理したのち、各大学の連携事例について情報共有を行った上で、各大学における地方創生の現状と課題について意見交換を行った。
- その中では、地方創生は地域ごとに多様な状況であり、好事例を共有するということが望ましいとか、地域間での連携の際には形式的なものにならないよう、都道府県との連携のアプローチ方法も含めて意見が出された。

中村 同リーダーからの発言は以上である。続いて、梅原 同座長から以下のとおり発言があった。

- ・各 TF 及び委員会において、活発にご議論いただいていることに、感謝申し上げます。議論の中では、中長期的に実現を目指す「ビジョン」と、まずは一歩踏み出すための「具体的な提案」の両輪で検討いただいていることと思うが、6月の総会で中間的なまとめを示せるよう、引き続き議論をお願いする。

4 各支部の活動状況について

議長から、各支部会議の活動状況について、資料4のとおりとりまとめた旨報告があった。また、東海・北陸地区支部代表校の松尾 東海国立大学機構長から、2月 16 日に開催された支部会議の報告及び令和9年度地方総会のホスト校が静岡大学に決定した旨の報告があった。

続いて、日誌 静岡大学長から、ホスト校として挨拶があった。

5 会長からの報告

会長から、以下の事項について報告があった。

- (1) 博士人材に関する産学協議会合について報告する。資料5-1 をご覧いただきたい。

昨年度発足した「博士人材に関する産学協議会合」において、経団連と国公立大学の間で、博士人材の育成・活躍促進に向けた議論を重ね、2月 10 日に「博士人材が活躍する社会の実現に向けて-目指すべき姿と具体的な取り組み-」を取りまとめ、公表した。

大学側は、国大協から、私と永田 顧問、佐々木 理事の3名が参加し、公大協・私大連・私大協とともに経団連と議論を行った。

本取りまとめは、大学と企業がこれからの時代に必要とされる人材像と育成環境をともに設計していくための第一歩と位置付け、63 ページのとおり、産学が目指すべき姿や 5 年後の目標、今後取り組みが期待される事項を記している。

具体的には、2030 年に向けて、博士号取得者数の増加やキャリアパスの拡大を大学側の目標としている。これは、「博士号取得者数を3倍に増やす」という国立大学の目標とも合致するものである。

具体的な取り組みの進め方については、77 ページ以降をご覧いただきたい。

産学連携の具体的な取り組みの進め方については、77 ページのとおり、ジョブ型の長期インターンシップの拡充や、コーオプ教育や Industrial PhD 等の企業と連携した教育プログラムを 2029 年の運用開始に向けて調整していくことを記している。

大学の具体的な取り組みの進め方については、79 ページのとおり、博士拡充のための産学協働の環境整備、キャリア形成支援、大学院教育改革、大学の財源多様化の要望等を行っていくことを記している。

なお、今後の進め方として、大学側の取組を具体的に実行していくために、国大協・公大協・私大連・私大協で調整し、大学側が継続的に議論する枠組みの立ち上げの検討を行う予定である。

各大学において、本取りまとめも活用し、それぞれの大学の特色に応じて取り組んでいただくことを期待している。

また、明日 7 日に産学協議会合主催の、博士人材に関するシンポジウムが経団連会館で開催予定である。大学・企業、そして企業の博士人材が参加し、博士人材の活躍とともに進めていこうというもので、国大協からは私と永田 筑波大学長、田野 電気通信大学長が登壇予定である。こうした産学連携による博士人材の活躍促進に向けた取組を今後も継続していくため、来年度以降も産学間での対話を行っていく予定である。

(2) 最近の CSTI の動向について、事務局経由で情報を受けたものを報告する。

令和 7 年 12 月 24 日に第 2 回日本成長戦略会議が開催され、成長戦略の検討体制について意見交換が行われたとのことである。

資料 5-2 のとおり 17 の戦略分野と 8 つの分野横断的課題についてそれぞれ対応を検討し、今年夏の成長戦略の取りまとめに向けて連携して取り組む予定とのことである。

分野横断的課題において、大学が主に関係する「新技術立国・競争力強化」「人材育成」分野の検討の方向性については 110～113 ページのとおりである。なお、「人材育成」分野の分科会には大竹 東京科学大学理事長が構成員として参画されるとのことでよろしくお願ひする。

また、関連して、2 月 24 日に第 2 回経済財政諮問会議が行われ、資料 5-3-1 のとおり大学改革などのイノベーション促進について意見交換があったとのことである。民間議員からは、科研費を始めとする基礎研究費の計画的な予算措置や、大学改革の推進と合わせて物価・人件費の上昇を踏まえた運営費交付金の確保などについて提案があり、高市総理からは、議論を踏まえ、「『新技術立国』を目指し、まずは第 7 期『科学技術・イノベーション基本計画』の策定を進めてください」などの指示があったとのことある。

II 協議事項

1 理事の交代等について

(1) 理事の交代について

議長から、学長任期の満了に伴い三浦 浩喜 福島大学長が、令和 8 年 3 月 31 日をもっ

て理事を退任される旨説明があった。

支部推薦理事である三浦 浩喜 福島大学長の後任理事について、本協会役員選任手続等に関する規程第2条第3項では、「支部推薦理事の任期中に学長の交代があるときは、当該大学の次期学長が支部推薦理事として残余の任期を務める」とある。

それに基づき、佐野 孝治 次期福島大学長予定者が、令和8年4月1日付けで学長に就任することを条件として、令和8年4月1日付けで本協会理事に就任することについて、お諮りしたい。

新理事の任期については、国立大学協会定款第25条第2項の定めにより、令和9年6月開催される通常総会の終結の時までとなる。

審議の結果、これらを承認した。

(2) 会長補佐について

議長から、学長任期の満了に伴い田野 俊一 電気通信大学長が、令和8年3月31日をもって会長補佐を退任される旨説明があった。

(3) 理事の役割分担等について

議長から、令和8年4月1日に理事が交代することに伴う理事の役割分担の変更については、本協会の申合せに基づき、会長が後任者の業務執行の担当分野を指定する旨説明があり、資料6-2のとおり指定したことについて確認した。併せて、三浦 福島大学長の後任である 佐野 次期 福島大学長予定者には、入試委員会の副委員長をお願いすることについて確認した。

また、令和8年4月1日付け就任予定の新任学長を含めた委員会体制について確認した。

2 令和8年度事業計画および収支予算について

村田 常務理事から、令和8年度事業計画及び収支予算について、資料7-1 および資料7-2に基づき説明があった。審議の結果、原案のとおり承認された。

3 令和8年度総会及び理事会の日程について

議長から、資料8に基づき説明があった。審議の結果、原案のとおり承認された。

II その他

1 関係機関からの情報提供等について

○ 大学入試センター

山口 大学入試センター理事長から、1月17、18日に実施された大学入学共通テスト

について、志願者数や当日の実施状況等の報告があった。

○ 日本学術振興会

大野 日本学術振興会学術システム研究センター所長から、令和9年度学術システム研究センター新規研究員候補者の推薦依頼について説明があった。

2 国立大学法人を巡る状況について

議長から、国立大学法人を巡る状況について自由に意見交換を行いたい旨の提案があり、「運営費交付金に係る課題検討 TF における議論の中間まとめ」について、意見交換が行われた。田中 東京科学大学長から、運営費交付金について、「期中は固定」という表現があるが、固定するとインフレ等に対応するのが難しいのではないかという意見があり、資金 第4期中期目標期間における運営費交付金検討 WG 座長から、「期中は配分ルールを変更しない」ことを強調する趣旨であったことの説明がなされ、誤解を招かない表現を検討する旨発言があった。

3 その他

令和8年3月31日をもって退任される学長から、一言ずつ挨拶があった。

○ 議長が閉会を宣した。

以 上

この議事録が正確であることを証するため、議事録署名人は次に記名押印する。

令和8年3月6日

議事録署名人（議長） 藤 井 輝 夫

議 事 録 署 名 人 越 智 光 夫

同 喜 納 育 江

一般社団法人国立大学協会
令和7年度 第1回 理事会 議事録

- 1 日 時 令和7年4月25日（金） 15：02～16：34
 - 2 場 所 学術総合センター 1階 特別会議室
 - 3 出席者 永田恭介（議長）、實金清博、藤澤正人、湊 長博、佐々木泰子、林佳世子、村田善則、西川祐司、松岡尚敏、春名展生、大竹尚登、梅原 出、牛木辰男、和田隆志、内木宏延、松尾清一、熊ノ郷淳、原田 省、河村保彦、仁科弘重、石橋達朗、小川久雄
 - 4 出席監事 田野俊一、伊藤正明
 - 5 その他の出席者 岡本幾子（会長補佐）、塩崎一裕（会長補佐）、越智光夫（会長補佐）
 - 6 議事の経過及び結果
 - 定款第32条第5項の規定に基づき、永田会長が議長として開会を宣言した。
 - 開会時点で理事22名が出席しており、定足数を満たしていることが確認された。
 - 議長から、令和7年4月1日付で新たに理事等に就任した方々に関して紹介があり、就任された理事等の挨拶があった。
- I 報告事項
1. 前回総会以降の事業報告

議長から、前回総会（令和7年3月5日）以降の事業報告を取りまとめた旨報告があった。
 2. 各委員会等からの報告

議長から、前回総会以降の各委員会等の活動状況を取りまとめた旨報告があった。引き続き、各委員会委員長から報告があった。

（1）仁科 教育・研究委員会副委員長から、以下のとおり報告があった。

 - ・1点目として、3月10日～3月21日に第4回就職問題懇談会がメール審議にて開催され、「令和8年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について」の申合せ及び企業への要請の内容について審議し、通

し番号20ページから35ページのとおり、3月21日付で申合せをとりまとめ、各大学へ周知するとともに、経済団体等への要請を行った。

- 内容については、3月に広報活動開始、6月に採用選考活動開始、10月に正式内定とする、現行と同様の日程を原則とした上で、2週間以上かつ卒業・修了年度に入る直前の春休み以降に実施される専門活用型のインターンシップを通じて、高い専門性を有すると判断された学生は、6月より前に、採用選考プロセスへの移行が可能とすることとなっている。また、障害のある学生の採用選考について新たに項目を設け、障害のある学生向けの募集・採用情報の公表を積極的に行うことを求める内容となっている。
- また、併せて政府においても同様の内容にて取りまとめられ、資料36ページのとおり同日付で経済団体等への要請が行われている。
- 2点目として、3月26日に第5回就職問題懇談会が開催され、就職・採用日程に関する今後の検討の方向性について議論した。
- 現状の課題として、就職・採用活動の早期化、長期化、それによる学生の学修時間への悪影響、及び企業側が学修成果を十分に評価できていないのではないかと、ということが挙げられ、これらの課題を踏まえた日程ルールの在り方について議論した。
- 議論の結果、採用選考活動は、在学期間中の学業期間以外の長期休暇、具体的には最終学年直前の春休み、最終学年の夏休み、最終学年の（卒業直前の）春休み、そして在学期間外（卒業後）を実施時期とすることが望ましいということ意見がまとまった。
- 就職問題懇談会として具体的な方向性を、夏ごろを目途に示せるように引き続き議論していく。

これに対し、實金 副会長から以下のとおり発言があった。

- オワハラなど様々な課題があり、色々な議論がされている中で、ルールを破る者に対して、例えば悪質な例は公開するなどの対策をとらなければ、今回決定されたことは実行されないのではないかなと思うが、就職問題懇談会の中ではそのような議論はなされなかったか。

続いて、議長から以下のとおり発言があった。

- 学生、企業等がルールを破った場合のことについて、就職問題懇談会の中で議論がなされていれば、確認の上その内容を次回理事会で報告願いたい。

(2) 藤澤 経営委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・3月の総会にて、人事労務小委員会による人件費等に関する調査のうち、人事院勧告に伴う対応等についての追加調査を行うことを報告したが、このたび、本追加調査について全大学から回答をいただいた。お忙しいところ、調査にご協力いただき感謝申し上げます。調査の結果については、4月22日に各会員大学へ提供した。
- ・また、あわせて依頼させていただいた人件費等、財務状況のシミュレーションデータについても、多くの大学から資料をご提供いただいた。あわせて御礼申し上げます。

(3) 松尾 事業実施委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・国立大学法人総合損害保険（国大協保険）への各大学法人の加入状況は、資料2-4-1のとおりである。

令和4年度以降、2度にわたり保険料の値上げ等により損害率の改善に努めてきたが、被害額が高額である火災事故が複数件発生しており、令和6年度も8件の火災事故が起きている。

ここ数年損害率が悪い状態が継続しており、一部の引受保険会社からは、「損害率の改善がない場合、令和8年度以降の引き受けに支障をきたすことがある」とご意見をいただいている。

今後、多額の保険金支払いをともなう火災事故が続くと、各法人でご負担いただく保険料が増加するだけでなく、引受保険会社からのご意見のとおり国大協保険の制度維持が危ぶまれる状況となる。

各法人においては、改めて、火災事故の防止に向けた取り組みの強化をお願いする。

- ・令和7年度より実施することとなった、「火災事故発生時の事故調査」について、各法人においては、資料2-4-2「新規火災事故発生時の事故報告及び現地調査」のスキームに基づき、国大協保険の対象となる可能性がある火災事故発生時には三井住友海上火災保険株式会社および国大協サービスへご報告いただくとともに、高額な損害が見込まれる火災事故が発生した場合や、事故原因が他機関でも注意が必要と考えられる場合等に調査を行うので、ご協力をお願いする。

(4) 林 政策研究所長から、以下のとおり報告があった。

- ・政策研究所が作成している「2024年 国立大学法人 基礎資料集」について、取りまとめを行った。別添資料2-5-1は、主に国立大学のための情報を掲載した一般公開用、別添資料2-5-2は国公立大学を比較した情報を掲載した会員限定公開用となっている。

本資料集は、国立大学協会のホームページに 4 月下旬に掲載予定のため、各大学における資料作成や IR 業務等に活用いただきたい。

(5) 寶金 第4期中期目標期間における運営費交付金検討ワーキンググループ座長から、以下のとおり報告があった。

- 前回の総会にて文部科学省から、第5期中期目標・中期計画期間に向けて、令和7年度中に「改革基本方針」が提示され、「第5期交付金在り方検討会」における議論が開始する予定が示された。
- 「第4期中期目標期間における運営費交付金検討ワーキンググループ」としても、第5期に向けて、運営費交付金に関する議論を進めてまいりたいと考えている。
- このため、運営費交付金に関する具体的な課題整理等を行うことを目的として、本ワーキンググループの下に、「運営費交付金に係る課題検討タスクフォース」を設置することとして、4月9日～4月14日に書面審議を行い、了承された。
- 課題検討タスクフォースの設置要項及び委員名簿は、通し番号56～57ページをご覧ください。
- 委員は、理事、事務局長、部長級で構成している。本日まで出席いただいている先生方の大学におかれても、委員として参加いただく方がいるため、ご協力をお願いします。

3. 各支部の活動状況

議長から、各支部の活動状況を取りまとめた旨報告があった。

4. 会長からの報告

(1) わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像の公表について報告する。

3月31日付けで「わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像」を公表した。公表にあたり、新たな将来像ワーキンググループ座長を務めていただいた梅原横浜国立大学長から一言いただきたい。

続いて、梅原新たな将来像ワーキンググループ座長から以下の発言があった。

- 先ほど永田会長からのご報告いただいたとおり、3月31日付けで「我が国の将来を担う国立大学の新たな将来像」を公表した。これまで、理事会、総会、昨年度のトップセミナー等の場で盛んなご議論と多くのご意見をいただいたこと、心より感謝申し上げます。
- いただいたご意見を真摯に反映し、2040年の国立大学の在るべき姿を示すことができる内容に取りまとまったと考えている。

- ・本「将来像」の宣言を、これからは具体的な施策として実施していくことが、国大協に求められていると思う。これからも「国立大学システム」として、各大学が協力して「知の総和」の向上に取り組んでいければと思う。

梅原新たな将来像ワーキンググループ座長からの発言は以上である。

約1年半に及ぶ議論を取りまとめていただいたこと、こころより感謝申し上げます。

なお、5月12日に開催される文科省の「国立大学法人等の機能強化に向けた検討会（第9回）」において本「将来像」に関するヒアリングが実施されることとなった。ヒアリングは私と梅原座長で対応する。

（2）研究セキュリティシンポジウムについて報告する。

3月12日（火）にJSTが主催した「研究セキュリティシンポジウム ～研究の自由、透明性、開放性と研究セキュリティの両立のために～」に出席し、文科省、内閣府、JSTやアメリカのNSFと議論が行われた。

私からは、通し番号96ページ 資料4-2に基づき、大学における研究セキュリティの現状と課題として、日本における議論の遅れや大学と政府が取り組むべきことについてそれぞれ認識が必要と発言した。

各大学におかれては研究セキュリティの確保に向けた動きについて今後ご留意いただきたい。

（3）財務省等との意見交換について報告する。

4月8日に私と、實金副会長、藤澤副会長、田中病院経営小委員会委員長にて、財務省主計局主計官などとの意見交換を行った。

その中で、大学病院の厳しい財政状況や若手を含めた研究環境などについて、意見が交わされた。

5. 国大協の人事異動について

村田常務から、資料5のとおり国大協の人事異動について説明があった。

Ⅱ 協議事項

なし

Ⅳ その他

1. 国立大学法人を巡る状況について

「令和7年度補正予算に向けて」、「令和8年度概算要求に向けて」等について、

意見交換が行われた。

○ 議長が閉会を宣した。

以 上

この議事録が正確であることを証するため、議事録署名人は次に記名押印する。

令和7年4月25日

議事録署名人（議長） 永 田 恭 介

議 事 録 署 名 人 寶 金 清 博

同 藤 澤 正 人

同 湊 長 博

同 佐々木 泰 子

同 田 野 俊 一

同 伊 藤 正 明

一般社団法人国立大学協会
令和7年度 第2回 理事会 議事録

- 1 日 時 令和7年5月28日（水） 15：10～16：28
 - 2 場 所 学術総合センター 2階 中会議場
 - 3 出席者 永田恭介（議長）、實金清博、藤澤正人、湊 長博、佐々木泰子、林佳世子、村田善則、西川祐司、松岡尚敏、藤井輝夫、春名展生、大竹尚登、梅原 出、牛木辰男、和田隆志、松尾清一、熊ノ郷淳、原田 省、河村保彦、仁科弘重、石橋達朗、兒玉浩明、小川久雄
 - 4 出席監事 田野俊一、伊藤正明
 - 5 その他の出席者 中野 聡（会長補佐）、岡本幾子（会長補佐）、塩崎一裕（会長補佐）、越智光夫（会長補佐）
 - 6 議事の経過及び結果
 - 定款第32条第5項の規定に基づき、永田会長が議長として開会を宣言した。
 - 開会時点で理事23名が出席しており、定足数を満たしていることが確認された。
- I 報告事項
1. 前回理事会以降の事業報告

議長から、前回理事会（令和7年4月25日）以降の事業報告を取りまとめた旨報告があった。
 2. 各委員会等からの報告

議長から、前回理事会以降の各委員会等の活動状況を取りまとめた旨報告があった。引き続き、各委員会委員長から報告があった。

（1）兒玉 入試委員長から、以下のとおり報告があった。

 - ・本日は、5月1日開催の入試委員会の内容のうち、3「国立大学の2027年度入学者選抜についての実施要領（案）」についてご説明する。
 - ・2027年度実施要領（案）については、事務局で案を作成後、事前に各大学へ意見照会のうえ、入試委員会で審議を行い、資料10のとおり案を取りまとめた。後ほど協議事項においてご審議をお願いする。

(2) 藤井 教育・研究委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・1点目として、4月30日に男女共同参画小委員会の専門委員会が開催された。2021年度から2025年度までを対象とする、現行アクションプランが今年度で最終年度を迎えるため、次期アクションプランの策定に向け、意見交換を行った。
- ・2点目として、各大学が授業料減免を審査する際の学生の経済的状況の確認方法を把握するため、実態調査を行っている。回答期間は6月13日までとなっているので、各大学においては、調査へのご協力をお願いします。調査結果は取りまとめの上、全体の集計結果を各大学へフィードバックする予定なので、今後の取り組みに役立てていただきたい。
- ・3点目として、5月22日に研究インテグリティ・研究セキュリティに関する専門調査会が開催され、研究インテグリティ・研究セキュリティをめぐる最新の動向について、内閣府及び文部科学省から説明があった後、意見交換を行った。詳細は後ほど、国際交流委員会からご報告いただく。
- ・また、4月25日に開催された第1回理事会において、實金副会長からいただいたご質問について回答する。
- ・就職・採用日程ルールを遵守しない企業が多数あることについて、就職問題懇談会でも学生の学修時間への悪影響があることから問題視している。
- ・就職・採用活動の実態としては、日程ルールを守らない早期化とそれに伴う長期化が問題となっており、就職問題懇談会全体として抜本的な改善が必要であるという認識から、現在、夏頃を目途に新たな採用日程ルールを示すことを目標に議論を進めている。
- ・また、オワハラやセクハラといった就職・採用活動におけるハラスメントも課題であり、要請にも記載済みではあるが、就職問題懇談会としてハラスメント抑止に向けた強いメッセージの発出についても引き続き議論していく予定である。

(3) 湊 国際交流委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・5月22日に国際交流委員会を開催した。
- ・「1.(1) 今後の国際交流事業について」
2025年度、2026年度の国際交流事業の実施計画について議論した。7月16日に開催予定の熊本大学をホスト校とする日台学長フォーラムについては、現時点で日本から国公立47大学76名、台湾から30大学51名、計127名の参加登録があったこと、また12月4日にはオンラインで、日独大学リーダー会議を「研究セキュリティ」をテーマに開催することを確認した。

- ・さらに同日、研究インテグリティ・研究セキュリティに関する専門調査会を開催した。

- ・「2.（1）国立大学協会の方針について」

内閣府、文部科学省をはじめ関連機関による研究インテグリティ・研究セキュリティの動向を踏まえ、内閣府が取りまとめる予定の手順書素案について、国大協として意見を提出することを確認した。また、5月26日に開催された内閣府主催の第2回「研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議」においては、国大協を代表して榎木専門調査会委員から、通し番号19ページ 資料2-3-1に基づき、大学における研究インテグリティ・研究セキュリティの現状と課題として、政府、資金配分機関、研究機関、研究者の各主体の役割・責任の明確化や研究セキュリティ確保のための体制整備への支援等の要望を伝えた。

- ・「3.終了した国際交流事業の方針について」および「4. 今後実施予定の国際交流事業について」

5月は多くの交流事業が開催され、国大協を代表して、藤澤副会長、牛木国際交流委員会副委員長、位田参与に各イベントにご参加いただいたことに感謝申し上げます。また、藤澤副会長においては、5月29日の日伊学長フォーラムで、国大協を代表してご挨拶いただくこととなっており、改めて御礼申し上げます。

（4）適格性審査会について、村田 常務理事から以下のとおり報告があった。

- ・資料2-5-1のとおり、各大学の理事候補者については、各大学等からの推薦等のあったものを、適格性審査会において候補者の適格性について審査し候補者名簿を作成するという流れで調整を行っている。令和6年度に審査した者の登用状況として、資料2-5-2のとおり、審査者数47名のうち国立大学法人の理事登用者数は12名となっており、この他に5名が事務局長等に登用された。

3. 各支部の活動状況

議長から、各支部の活動状況を取りまとめた旨報告があった。

また、東海・北陸地区支部代表校の松尾 東海国立大学機構長から以下のとおり発言があった。

- ・5月12日に開催された東海・北陸支部会議において会長選考にあたっての意見があったため、報告する。
- ・国大協会長は基本的に理事会において互選で選出されることになっている。そ

の際には、会員全員による意向投票の結果が参考とされるのが慣例である。

- この意向投票においては、事前に投票すべき候補者について、会員は十分な情報を持ち合わせておらず、特に国大協経験の浅い会員にとってはだれに投票すべきかわからないという意見がある。
- 前回の会長選の時にはこの点について、国大協で検討するよう東海・北陸支部会員から意見があったところであるが、今回の支部会議において改めて意見があったので、国大協事務局においては、意向投票の在り方について検討と説明をお願いしたい。

これに対し、村田 常務理事から以下のとおり説明があった。

- 当協会の役員改選については、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に則った当協会「定款」等に基づき実施している。当該法令上、理事会を設置する法人の場合、理事の中から代表理事（会長）を選定するのは、理事会の権限となっている。
- 仮に、総会での意向投票において「推薦」や「立候補」等を導入した場合、総会での実質的・直接的な選挙とみなされ、法律及び国大協として理事会設置法人を選択した定款の趣旨を形骸化させるとの指摘をうける恐れがある。
- 一方、投票に際しては、対象者の参考となる情報は必要なものであるので、支部推薦理事予定者の任期、再任の可否、専門分野等に加え、国大協における役職や会員名簿等を、総会当日に提供させていただく。

続いて、議長から、以下のとおり発言があった。

- 法律上の整理は村田常務理事から説明したとおりであり、ご指摘を踏まえた対応として、国大協における役職について情報を提供することとした。今後さらに会長選考のあり方を見直す場合には、「組織運営体制等検討 WG」等を設置し、総会における意向投票のあり方や理事会における互選方法の見直しについてもご議論いただく必要があると考えており、本件については次期執行部に引き継ぐこととしたい。

4. 会長からの報告

(1) 採用と大学教育の未来に関する産学協議会について報告する。

5月9日に開催された「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」において、2024年度報告書が取りまとめられ、同日付で公表されたので報告する。

現行体制での産学協議会の活動が2024年度までで終了となることに伴い、P42-48のとおり、これまでの活動総括が公表された。また、P49-57には、採用・インターンシップ分科会の検討成果がまとめられており、2024年度は「様々な選択に対応可能な採用」と「選択の多様化を実現するためのキャリア

教育のあり方」について議論された。

当日私からは、本協議会をとおして、産学では就職採用をとりまく課題や、これからの大学教育のあり方について十分に議論できたと認識しており、これからはこれをどう実現させていくかが重要なので、今後は行政も巻き込んだ産学官での議論も必要になるのではないかと発言した。

取りまとめられた報告書については、会員大学へ国大協事務局からも周知済である。また、資料4-2 P61のとおり、「「科学技術立国」に向けた国際的な研究者の交流促進に向けて」を産学協議会委員の連名にて公表した。

(2) 国立大学法人等の機能強化に向けた検討会（第9回）ヒアリングについて報告する。

文部科学省「国立大学法人等の機能強化に向けた検討会」において現在関係団体などへヒアリングが行われており、国大協に対しては3月31日に公表した「わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像」を中心に、5月12日にヒアリングが行われ、私と梅原 新たな将来像ワーキンググループ座長で対応した。ご多用のところご対応いただいた梅原座長には、この場を借りてお礼申し上げる。

当日は、はじめに梅原座長から資料4-3 P63により、国大協でのこれまでの検討経緯と、本「将来像」の概要についてご説明いただいた。

その後、私から資料4-4 P64～67により、「国立大学システム」を通じた教育・研究・社会貢献の展開による国立大学の機能の更なる強化について、取組の具体例を示しながら説明した。また、人口減少するわが国において2035年までに各国立大学、学部・研究科が行う「選択」の例として、「国立大学システム」の中で、教育・研究・社会貢献などの機能のうち、どのような機能を中心として、わが国の「知の総和」の向上に取り組むのかを、ステークホルダーとの間で、また、国立大学間で真摯なかつ十分な議論を行い、自ら選択することを示し、選択した機能を強化するための方策の具体例を示した。

検討会の委員からは、「国立大学システム」を国立大学がわが国の「知の総和」向上に資する取組を実践するための仕組みとして、好意的に評価する意見が寄せられた。また、特に相澤座長からは、今後は「国立大学システム」として取組を進めるうえでの、いわば「舵取り」をどうするのか、踏み込んだ議論を進めてもらいたいとの意見があった。

これから「国立大学システム」としてわが国の「知の総和」向上に向けて具体的に実行に移していく必要があると考えている。

なお、自民党の科学技術イノベーション戦略調査会が次期科学技術基本計画に関する議論を行っており、国大協にヒアリングを行いたいと連絡を受けている。日時は6月3日である。当日は、我が国の研究力低下の原因について「新たな将来像」を踏まえて私が説明を行う予定である。

(3) 令和 8 年度予算税制改正要望の意見照会について報告する。

「令和 8 年度国立大学関係予算の充実及び税制改正等」の要望書作成にあたり、全大学へ意見照会を行ったが、期日までに 66 機関より、合計 204 件のご意見を頂戴した。お忙しいところご回答いただき感謝申し上げます。

予算要望については、各大学の厳しい状況を反映し、人事院勧告に対応した運営費交付金の拡充や、施設整備費の拡充を求める声が多く寄せられた。

頂いたご意見は、来年度予算に向けた要望活動や、第 5 期に向けた運営費交付金の検討においても活用させていただきたい。

(4) 最近の CSTI の動向について、事務局経由で情報を受けたものを報告する。

統合イノベーション戦略 2025 について議論が進められており、6 月に閣議決定する見込みとのこと。内容としては、第 6 期基本計画の総仕上げとして、先端科学技術の戦略的な推進、知の基盤と人材育成の強化、イノベーション・エコシステムの形成を推進するとともに、第 7 期に向けた議論の内容も踏まえ、経済安全保障との連携強化、研究力の強化、人材の育成・確保、イノベーション力の向上を推進する方向性とのこと。

Ⅱ 協議事項

1. 支部推薦理事について

議長から、役員任期の満了に伴い、各支部に支部推薦理事の推薦を依頼したところ、資料 5 のとおり推薦があったことについて説明があった後、これを確認し、6 月 25 日開催の総会に諮ることとした。

2. 支部推薦の委員の所属委員会について

議長から、各支部に支部推薦の委員の選出を依頼したところ、資料 6 のとおり推薦があったことについて説明があった後、これを確認し、6 月 25 日開催の総会に諮ることとした。

3. 第 1 回通常総会の日程等について

議長から、6 月 25 日に予定している第 1 回通常総会の日程等について、資料 7 のとおり予定していることについて説明があり、これを確認した。

また、今回の通常総会は、役員の改選が予定されていることから会議の開催時間が 10 時 00 分からとなっている旨説明があった。

4. 役員選任の手続き等について

議長から、令和 7 年 6 月総会で行う役員選任の手続き等について、資料 8-1 及

び資料8-2のとおり実施する旨説明があった後、続けて村田常務理事から詳細について説明があった。

5. 令和6年度の実績報告について

議長から、令和6年度の実績報告について、資料9-1のとおり事業報告書、資料9-2のとおり決算報告書の案を取りまとめた旨報告があった後、続けて村田 常務理事から詳細について説明があった。

続いて、監事監査結果について、資料9-3の監事監査報告書に基づき伊藤 監事から報告があった。審議の結果、令和6年度事業報告書及び決算報告書を承認し、6月25日開催の総会に諮ることとした。

6. 国立大学の2027年度入学者選抜についての実施要領（案）について

兒玉 入試委員会委員長から、資料10のとおり、「国立大学の2027年度入学者選抜についての実施要領（案）」について説明があった。審議の結果、原案のとおり承認され、6月25日開催の総会に諮ることとした。

Ⅳ その他

1. 国立大学法人を巡る状況について

「概算要求」、「国立大学附属病院の経営等」、「文部科学省共済組合短期掛金（負担金）率引き上げの負担増」等について、意見交換が行われた。

○ 議長が閉会を宣した。

以 上

この議事録が正確であることを証するため、議事録署名人は次に記名押印する。

令和7年5月28日

議事録署名人（議長） 永 田 恭 介

議 事 録 署 名 人 寶 金 清 博

同 藤 澤 正 人

同 湊 長 博

同 佐々木 泰 子

同 田 野 俊 一

同 伊 藤 正 明

一般社団法人国立大学協会
令和7年度 第3回 理事会 議事録

- 1 日 時 令和7年7月18日（金） 15：10～16：51
- 2 場 所 学術総合センター 2階 中会議場
- 3 出席者 藤井輝夫（議長）、越智光夫、梅原 出、喜納育江、
林佳世子、村田善則、永田恭介、松田瑞史、富永悌二、三浦浩喜、
大竹尚登、佐々木泰子、横手幸太郎、松尾清一、和田隆志、伊藤正明、
湊 長博、熊ノ郷淳、塩崎一裕、佐古秀一、石橋達朗、小川久雄、
鮫島 浩、岡本幾子
- 4 出席監事 春名展生
- 5 その他の出席者 長谷山彰（会長補佐）、南谷佳弘（会長補佐）、
田野俊一（会長補佐）、中村和彦（会長補佐）、
小畑 誠（会長補佐）、竹村彰通（会長補佐）、
川合真紀（会長補佐）

6 議事の経過及び結果

- 定款第32条第5項の規定に基づき、藤井会長が議長として開会を宣言した。
- 開会時点で理事24名が出席しており、定足数を満たしていることが確認された。

I 報告事項

1. 前回総会以降の事業報告

議長から、前回総会（令和7年6月25日）以降の事業報告を取りまとめた旨報告があった。

2. 各委員会等からの報告

議長から、前回総会以降の各委員会等の活動状況を取りまとめた旨報告があった。引き続き、各委員会委員長から報告があった。

（1）永田 国際交流委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・「終了した国際交流事業について」

終了した国際交流事業については記載のとおりである。7月16日に JACUIE

（国公立大学団体国際交流担当委員長協議会）と FICHET（台湾高等教育国際合作基金会）の共催で、熊本大学をホスト校として「日台大学学長フォーラム」を開催した。日本からは 48 機関 97 名、台湾からは、政府を含め 34 機関 61 名計 82 機関 158 名が参加した。「日台大学間での学生・研究者の交流推進」、「地域産業界との連携」、「自然災害への大学の役割」、「高等教育における DX」という 4 つのセッションで構成され、それぞれのセッションを通じて両国の機関が持つ特色や強みを踏まえた議論が行われた。

ホスト校をお務めいただいた熊本大学の小川学長には改めて感謝申し上げる。

- ・「今後実施予定の国際交流事業について」

今後実施予定の国際交流事業としては、12 月 4 日に国大協と HRK（ドイツ大学学長会議）の共催で、日独大学リーダー会議を「研究セキュリティ」をテーマに開催を予定している。

（2）松尾 事業実施委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・ 1. 研修等事業について

資料 2-2（2）「令和 7 年度「国立大学未来共創シンポジウム」及び「レジリエント社会・地域共創シンポジウム」の採択結果について」ご説明させていただく。

応募のあった実施計画書について事業実施委員会にて採点を行い、その採点結果に基づいて、「国立大学未来共創シンポジウム」は 14 件中 8 件、「レジリエント社会・地域共創シンポジウム」は 20 件中 10 件を採択することに決定した。採択事業の詳細は資料 2-2-1 のとおりである。採択通知については既に応募大学へ発出している。

- ・ 2. 令和 7 年度国立大学法人総合損害保険について

今年度すでに複数件の火災事故が発生している。先日の総会でもご報告したが、「新規火災事故発生時の事故報告及び現地調査」のスキームに基づき、1 件の現地調査を実施した。

それに加え、新たにもう 1 件、現地調査を実施することとした。調査後に事故調査報告書を取りまとめ、各法人へ注意喚起のための共有を予定している。高額な損害が見込まれる火災事故が立て続けに発生しているので、各法人においては、より一層、火災事故の防止に向けた取り組みの強化をお願いする。

3. 各支部の活動状況

議長から、各支部の活動状況を取りまとめた旨報告があった。

4. 会長からの報告

（1）「わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像」の具体化に向けたWGの設置

についてご相談したい。

3月31日にまとめた「将来像」について、これを具現化していくために、スピード感をもって検討していくことが必要と考えている。

「将来像」実現のための国立大学システム検討WGを設置し、改革のために必要な条件整備や、特に、国立大学システムの実質化を図るための大学間の連携強化等のための方策を中心に検討いただきたいと考えている。

このWGにおいて、例えば、博士3倍に向けた大学間や大学と大学共同利用機関法人などの関係機関との連携による高度な人材育成や、質を担保した上で、各大学で進められているオンライン教材を相互提供するような枠組みの検討など、国立大学システムが具体的かつ有効に運用できる仕組みを検討したい。

改革のための工程表策定や、どのような制度改革・規制緩和が必要なのか具体的に検討いただき、これらに基づいて、今後関係省庁との折衝や、社会への打ち出しなどを行っていくことを想定している。

本WGは、「将来像」作成時と同様に、既存委員会に所属するのではなく、理事会直結の組織としてスピード感を持って検討を進め、テーマによりタスクフォースを設けて専門家による情報提供や助言を受けて議論を深めていきたい。

本日この後の意見交換の中で時間を取りご意見を伺いたい。設置要綱や構成員については、今後理事会、書面審議でご相談させていただいた上で決定し、11月の第2回通常総会でご報告する予定である。

(2) 国立大学病院令和6年度決算概要（速報値）について、報告する。

国立大学病院長会議から、国立大学病院の令和6年度決算概要（速報値）の情報提供があったので参考までに報告する。

資料4-1をご覧ください。

国立大学病院はこれまで懸命の経営努力を重ねてきたが、増収減益傾向が続き、ついに令和5年度は国立大学病院全体でもマイナスに転じた。令和6年度は人件費や診療経費等の費用の大幅な増加により、さらに状況が悪化している。

続いて、詳細について、横手 病院経営小委員会委員長から以下のとおり説明があった。

資料28ページのとおりに、損益ベースでは収益合計で前年度に比べて547億円増加したものの、費用は人件費と診療経費が増加し、費用合計で前年度に比べて772億円増加している。令和6年度の経常損益はマイナス285億円となっており、令和5年度のマイナス60億円より悪化し、深刻な状況である。

資料30ページの現金収支でも、国立大学病院の6割に当たる25大学病院で赤字となり、42大学病院でマイナス213億円の赤字見込みとなった。次期診療報酬改定は令和8年度となるため、このままでは令和7年度の赤字幅はさらに

増加することが想定され、厳しい経営状況を改善し、診療と教育研究を両立しながら、その機能の維持向上を図るための省庁を超えた確実な財政措置が急務となっている。

横手 病院経営小委員会委員長からの説明は以上である。

(3) 博士課程学生支援について、報告する。

資料4-2-1のとおり、今後の博士後期課程学生への支援事業について、現行の支援内容及び見直し等が検討されている。また、資料4-2-2のとおり、海外の優秀な若手研究者等の受入れについて、大学ファンドを活用した緊急的な措置として、令和7年度からの3年間で総額33億円の支援がなされる予定である。

本日この後の意見交換の中で時間を取り今後の博士課程学生支援について、ご意見を伺い、議論させていただきたい。

II 協議事項

1. 「国立大学の2026年度入学者選抜についての実施要領」の改訂について

梅原 入試委員会委員長から、資料5のとおり、「国立大学の2026年度入学者選抜についての実施要領」の改定について説明があった。審議の結果、原案のとおり承認され、11月7日開催の通常総会に諮ることとした。

2. 令和8年度予算における国立大学関係予算の充実及び税制改正について（要望）

議長から、令和8年度国立大学関係予算及び税制改正に関する要望について、資料6のとおり要望書案を作成した旨の報告があった後、続けて村田 常務理事より詳細について説明があった。

審議の結果、原案のとおり承認された。

IV その他

1. 国立大学法人を巡る状況について

「「将来像」実現のための国立大学システム検討WGについて」、「博士課程学生支援」等について、意見交換が行われた。

「将来像」実現のための国立大学システム検討WGについて、8月に開催されるトップセミナー等でも、意見交換をしていきたい旨の発言があった。

博士課程学生支援について、文部科学省とも情報共有を行いながら、引き続き議論していくこととなった。

2. その他

村田 常務理事から、資料7に基づき、国立大学法人職員必携（令和7年版）

が完成したため、各大学に発送する旨報告があった。

○ 議長が閉会を宣した。

以 上

この議事録が正確であることを証するため、議事録署名人は次に記名押印する。

令和7年7月18日

議事録署名人（議長） 藤 井 輝 夫

議 事 録 署 名 人 越 智 光 夫

同 梅 原 出

同 喜 納 育 江

同 春 名 展 生

一般社団法人国立大学協会
令和7年度 第4回 理事会 議事録

- 1 日 時 令和7年10月15日（水） 15：15～17：05
- 2 場 所 学術総合センター 2階 中会議場
- 3 出席者 藤井輝夫（議長）、實金清博、越智光夫、梅原 出、喜納育江、
林佳世子、村田善則、永田恭介、松田瑞史、富永悌二、三浦浩喜、
佐々木泰子、横手幸太郎、和田隆志、伊藤正明、湊 長博、塩崎一裕、
佐古秀一、石橋達朗、小川久雄、鮫島 浩、永田 敬、岡本幾子、
那須保友
- 4 出席監事 春名展生、受田浩之
- 5 その他の出席者 南谷佳弘（会長補佐）、田野俊一（会長補佐）、
中村和彦（会長補佐）、小畑 誠（会長補佐）、
竹村彰通（会長補佐）

6 議事の経過及び結果

- 定款第32条第5項の規定に基づき、藤井会長が議長として開会を宣言した。
- 議長から、大阪大学の坂口 特任教授がノーベル生理学・医学賞を、京都大学の北川 特別教授がノーベル化学賞を受賞されることが決定した旨報告があり、祝意が表された。
- 開会時点で理事24名が出席しており、定足数を満たしていることが確認された。

I 報告事項

1. 前回理事会以降の事業報告

議長から、前回理事会（令和7年7月18日）以降の事業報告を取りまとめた旨報告があった。

2. 各委員会等からの報告

議長から、前回理事会以降の各委員会等の活動状況を取りまとめた旨報告があった。引き続き、各委員会委員長から報告があった。

（1）梅原 入試委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・ 1. 筑波技術大学からの協議依頼について

本日は、令和 7 年 7 月 28 日（月）～8 月 4 日（月）に実施した書面審議の内容のうち、筑波技術大学からの 2 件の協議依頼「入学者選抜における試験種の募集人員の割合について」及び「共生社会創成学部の入学者選抜欠員補充第 2 次募集における出願条件の特例措置について」ご説明する。

まず筑波技術大学からの 1 件目の協議の依頼についてご説明する。筑波技術大学から、試験種ごとの募集人員の割合について協議の申し出があった。内容としては委員会報告に記載のとおりだが、国立大学の入学者選抜についての実施要領において、「学校推薦型選抜の募集人員については、学部・学科等募集単位ごとの入学定員に占める割合が、当該学部・学科等の総合型選抜の募集人員とあわせて 5 割を超えない範囲として、これを実施する大学・学部の定めるところによる」と定めており、これと異なる場合には、入試委員会が個別に対応することとしている。

今回、筑波技術大学の学校推薦型選抜・総合型選抜の募集人員が合わせて 5 割を超えることについて、入試委員会で審議した結果、筑波技術大学における出願資格が障害を有する者に限定されており、筆記試験等による選抜の困難さや受験者の数が極めて少数である等の特殊事情を持つことに鑑み、協議の内容について承認したのでご報告する。

次に 2 件目の協議の依頼についてご説明する。2 件目は、入学者選抜欠員補充第 2 次募集における出願条件の特例措置について協議の申し出である。内容としては委員会報告に記載のとおりだが、国立大学の入学者選抜についての実施要領において、欠員補充第 2 次募集の出願要件の 1 つとして、大学入学共通テストを受験することを定めているが、これと異なる場合には、入試委員会が個別に対応することとしている。

今回、筑波技術大学の欠員補充第 2 次募集においては、共通テストを課すことを出願条件としないことについて入試委員会で審議した結果、筑波技術大学における出願資格の特殊事情に鑑み、協議の内容について承認したのでご報告する。なお、本協議内容については、既に令和元年に協議の上認めているものの、令和 7 年度 4 月から新設された学部についても改めて協議したものである。

（2）湊 教育・研究委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・ 資料 16 ページ～22 ページをご覧ください。1 点目として、5 月 26 日付けで実施した「国立大学における授業料減免に関する実態把握調査」の調査結果を 8 月 4 日付けで各大学にご報告した。国立大学法人化以降、授業料減免制度については、各大学の判断基準により実施してるが、今回の調査結果に記載された他大学の取組なども参考にして、今後の事業の改善や見直しにご活用いただきたい。

- 併せて、資料 23 ページのとおり、この調査結果を踏まえて、文部科学省から 8 月 18 日付けで運営費交付金における授業料減免枠の考え方を整理して、『国立大学法人の業務運営に関する FAQ』に追加する旨の事務連絡が発出されていることをご報告する。
- 2 点目として、第 1 回男女共同参画小委員会を 10 月 6 日に開催した。内閣府および文部科学省から、政府における最新の動向について説明があった後、意見交換を行った。また、現行アクションプランが今年度で最終年度を迎えるため、次期アクションプラン策定に向けて議論を行った。
- 3 点目として、第 2 回就職問題懇談会が 7 月 29 日に開催された。当日は、例年、企業・大学等に向けて実施している「就職・採用活動に関する調査」の令和 7 年度の実施について報告があった。
- また、「就職・採用活動の在り方に関する今後の検討に向けた意見のとりまとめ」の素案について意見交換が行われた。就職・採用活動の早期化・長期化の現状を改善し、学修時間の確保、学生のキャリア観の醸成、就職活動におけるミスマッチ解消に向けて、採用選考活動は、卒業・修了年次に入る直前の春休み以降の各長期休業期間中に実施し、学期期間中は休日を含めて一切の採用選考活動を行わないことを基本的な方向性とされた。
- 後日、8 月 22 日付けで今後の検討の方向性がとりまとめられた。就職問題懇談会として、学生の学びと成長を第一に考え、大学等の立場から、「就職・採用活動の在り方」について検討の方向性を提案する本とりまとめをもとに、産学官の間で議論を行っていく。
- なお、第 1 回までは前教育・研究委員長であった藤井会長が参画されていたが、第 2 回からは後任として湊 教育・研究委員長が参画している。

(3) 永田 国際交流委員長から、以下のとおり報告があった。

- 「国際交流委員会での議論について」

国際交流委員会で協議した事項は主に 2 つある。

1 つ目は将来像実現に向けた検討についてである。国際交流委員会は「留学生のリクルート拠点」及び「日本語教育等の国内教育拠点の在り方」の 2 点について、8 月のトップセミナーで出た意見も踏まえた、国立大学システムとしての方向性に関する議論を開始した。

2 つ目は協定締結団体等との国際交流事業についてである。12 月 4 日にオンラインで開催する日独大学リーダー会議は、日本からは国立大学 31 大学 52 名の参加登録がされている。2026 年に開催予定のオーストラリアとの学長フォーラムでは広島大学にホスト校を引き受けていただくことが決まり、具体的な開催日時や場所について調整を進めている。加えて、2026 年に英国と、2027 年には韓国との国際交流事業を実施する計画で検討を重ねている。

(4) 越智 経営委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・経営委員会では、10月6日に第1回病院経営小委員会を開催した。当日の議論について、横手 病院経営小委員会委員長からご報告いただく。

続いて、横手 病院経営小委員会委員長から以下の発言があった。

- ・病院経営小委員会から報告する。
- ・10月6日に第1回病院経営小委員会を開催した。
- ・今回の病院経営小委員会では、文部科学省からの令和8年度概算要求（大学病院経営基盤強化）についてのご説明を踏まえ、意見交換を行った。
- ・また、国立大学病院長会議から令和7年度収支見込等についてのご説明を踏まえ、意見交換を行った。資料31 ページのとおり、令和6年度と比較すると、現金収支マイナスの病院は25病院から8病院増えて33病院となり、42病院合計の現金収支見込は▲126億円増加し、▲330億円となった。令和6年度の現金収支と損益収支差から、令和7年度の損益見込は▲400億円を超える可能性があり、さらに深刻な状況となっている。そのほか、支出増加の要因、人件費増の実態、厚生労働省で検討している特定機能病院の要件の拡大、特に大学病院を特別に扱うという考え方の現状について説明があった。
- ・また、資料39 ページのとおり、都道府県知事、学長、病院長等が参画するプラットフォームを作り、地域医療や大学病院を支えていくことの提案がなされている。
- ・次に、毎年継続的に実施している「附属病院の経営問題に関するアンケート」について、資料42 ページのとおり、国立大学協会やフィードバック後の各大学における活用状況、様々な調査依頼に対応している各大学の事務の負担軽減も考慮し、アンケートを廃止することが承認された。なお、今後は必要に応じて、法人全体の経営に関わる調査については、国大協と病院長会議の連名にて実施し、病院経営に関わる基礎的な情報等については、適宜病院長会議からデータを共有いただくこととなった。
- ・大学病院の経営状況は、既に厳しい状況である中、再開発の債務償還に加えて、人件費や物価の上昇を受けてますます悪化しており、来年度も更に厳しい状況が見込まれる。引き続き病院経営小委員会では、附属病院の諸課題に関する事項について、関係省庁から説明聴取・意見交換等を行い、各機関と連携しながら検討していく。
- ・病院経営小委員会からの報告は以上である。

横手 千葉大学長からの発言は以上である。

(5) 鯨島 事業実施委員会副委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・ 1. 令和7年度国立大学法人トップセミナーについて

「1 研修等事業について」に記載のとおり、8月28～29日に、「令和7年度国立大学法人トップセミナー」を開催し、70名の学長先生にご参加いただいた。

お忙しい中出席いただいた先生方には、御礼申し上げます。

- ・ 2. 令和7年度ユニバーシティ・デザイン・ワークショップについて

9月11日から9月13日に「ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ」を開催し、理事、副学長、学長補佐等68名の方にご参加いただいた。

本研修は将来の経営人材育成とマネジメント力向上及び参加者間のネットワーク構築を目的に開催しており、今年度は「2040年に向けた国立大学の将来像」をテーマとして、分科会及び全体討議を通して活発な議論がなされた。先生方においては、ぜひ参加者とお話しいただきたい。

- ・ 3. 令和8年度国立大学法人総合損害保険の基本方針の策定について

9月5日開催の保険運営委員会にて協議を行い、令和8年度に向けた「国大協保険の運営及び改善に関する意見書」がとりまとめられた。

これをもとに事業実施委員会にて資料2-6-1「令和8年度国大協保険基本方針」を策定したのでご報告する。

基本方針には、今年度より新たに「火災以外への事故防止の対策」の必要性について記載している。例えば漏水等の事故防止のための施設・設備の老朽化対策や、学生事故防止のための安全管理の徹底といった、火災以外への事故防止の対策の重要性についても記載している。

なお、基本方針については、来月11月7日開催の総会においても報告した上で、11月中旬を目途に各大学へ通知させていただくこととしている。

- ・ 4. 火災防止チェックリストの周知・活用状況報告について

資料2-6-3のとおり、各大学へは8月5日付けで「火災防止チェックリストの周知・活用をお願い」を発出し、9月30日を締切として火災防止チェックリストの周知・活用状況の報告をお願いした。各大学におかれましては、ご協力いただき御礼申し上げます。なお、集計結果は、次年度引受に向けた保険会社との協議に利用させていただく予定である。また、取りまとめ次第、各大学へも共有する。

- ・ 5. 新規火災事故発生時における現地調査について

4月25日に発生した東京科学大学における火災事故について、令和6年度に策定した「新規火災事故発生時の事故報告及び現地調査」のスキームに基づき、リスクマネジメント専門会社による現地調査を行い、資料2-6-4のとおり、火災事故調査報告書を作成した。調査報告書の内容について、村田常務理事からご説明をお願いする。

続いて、村田 常務理事から以下の発言があった。

東京科学大学において発生した火災事故に関する事故調査報告書について、簡潔にご説明する。

今回の火災事故は、被害想定額が約 1 億円と高額な保険金の支払いが想定される火災事故のため、6 月 24 日（火）にリスクマネジメント専門会社による現地調査を行った。

調査の結果、今回の火災事故は実験後廃棄物の処理方法が不十分であったため、出火した可能性が高いと考えられる。

また、損害の拡大要因としては、実験後の廃棄物が研究室に隣接した小部屋で保管されていたため、火災で発生した煤や煙により高額研究機器に損害があったものと考えられる。

今回の火災事故は、原因物質は異なっても、誤った廃棄物の処理方法や保管方法により、どのような研究内容でも起こりうるものであると考えられる。また、高額かつ重要な研究機器等の損害額拡大についても同様といえる。

この調査報告書は、追って各大学の国大協保険担当者へ共有するので、報告書を参考に、今一度学内での火災防止に向けた対策及び注意喚起をお願いしたい。今年度は、近年でも類を見ないほどの頻度で火災事故を確認しており、今後も火災事故が頻発する場合、次年度以降、保険料が増加するだけでなく、引受保険会社の撤退による国大協保険の制度維持が危ぶまれる状況も考えられる。各大学においては、火災事故防止の取組についてより一層の強化をお願いする。

村田 常務理事からの発言は以上である。

（6）梅原 ガバナンス制度改革ワーキンググループ座長から、以下のとおり報告があった。

- ・令和 7 年度分のガバナンス・コードに係る適合状況等の報告については、今月末までに報告書の作成、公表を行うことになっているので、ご対応をお願いする。
- ・また、令和 6 年度分の報告書については、各法人において公表いただいているが、この度、文部科学省の協力者会議において、当該報告書の確認が行われた。
- ・令和 6 年 7 月 1 日に改訂された、運営方針会議の責務についての原則や研究インテグリティ確保のための取組の部分を中心に、優良事例等をまとめた事例集が、通し番号 95 ページの通り、既に文部科学省から各法人に送付されている。

- ・事例集には、適合状況について十分に説明がなされていない事例も示されている。令和7年度分の報告書は公表後であっても、年度内は自主的に更新を行うことができるので、自大学における報告書の記載内容を今一度確認いただき、適宜ご対応くださるようお願いする。
- ・なお、修正を行った際には、当協会までご報告いただきたい。

(7) 資金 第4期中期目標期間における運営費交付金検討ワーキンググループ座長から、以下のとおり報告があった。

- ・運営費交付金に関する具体的な課題整理等を行うことを目的として、今年4月に、理事・事務局長、部長で構成された「運営費交付金に係る課題検討タスクフォース」を設置した。本タスクフォースは、これまでに5回開催し、運営費交付金の在り方をはじめとする諸課題の整理及び改善案の検討を進めてきた。
- ・本タスクフォースにおけるこれまでの検討状況は、資料2-8-1のとおりである。
- ・8月29日に文部科学省の「国立大学法人等の機能強化に向けた検討会」が「改革の方針」を公表した。その中で示された「運営費交付金の在り方の見直しに当たっての基本的な視点」に沿って、主な意見をご説明する。
 - ①基盤的な経費の期中の見通しを立てやすい配分ルール構築という視点について、運営費交付金の中でも基幹部分については予見性を確保するために、中期目標期間中のルール変更をしない制度設計が必要という意見や、基礎体力に当たる予算を確保しつつ、機能強化のために追加の予算措置が必要という意見などがあった。
 - ②シンプルな仕組みによる指標を基にした成果測定という視点について、共通指標は必ずしも教育研究の質向上のインセンティブとはなっていないという意見や、教育研究活動は法人評価で確認し、機能強化のためのプロジェクトを指標で成果測定することが望ましいという意見があった。
 - ③最低限必要な経費は物価等を対応させる仕組みという視点について、運営費交付金の基幹部分について、物価や人事院勧告を反映させる仕組みが必要という意見があった。
- 最後に、④その他の事項として、附属病院運営費交付金の適用や、物価上昇等を踏まえた施設整備予算の措置が必要という意見があった。
- ・国立大学法人等の機能強化に向けた検討会による「改革の方針」を受けて、今後、文部科学省が「改革基本方針」を提示し、「第5期運営費交付金在り方検討会」を立ち上げて、運営費交付金ルールの検討等を開始する予定となっている。
- ・平行して、国大協では、運営費交付金検討ワーキンググループ及び課題検討タスクフォースにおいて、継続的に検討会の議論を見据えながら、場合により検

討会に対して意見をすることを含めて議論を進める予定である。

3. 各支部の活動状況

議長から、各支部の活動状況を取りまとめた旨報告があった。

4. 会長からの報告

- (1) はじめに、「博士人材に関する産学協議会合」について報告する。9月16日に今年度の第2回会合が開催され、当日は「企業と博士課程学生のマッチング機能強化」、「教員も含めた人的交流の促進」、「社会人博士の拡大に向けた取組」について議論を行った。

今回の議論では、博士課程学生の長期有償インターンシップの拡充やコーオペ教育の導入、クロスアポイントメント制度の推進、社会人博士を拡大するために大学側及び企業側で今後取り組むべき対応について検討した。

当日私からは、長期有償インターンシップやコーオペ教育を活用して、産学が共に人材育成を行うこと、またその中で企業と博士人材のマッチング機能を強化していくことの必要性や、社会人博士の拡大に向けた方策として、キャンパス内に産学共同のラボを置くことで、企業での業務と調整しながら博士課程での研究を進められる体制の整備について発言した。

これまでの議論を踏まえ、今年度末に向けて「産学が目指すべき姿と具体的な取り組み」について取りまとめを行っていく。

今後も議論の状況に応じて情報共有する。

- (2) 8月27日（水）に、令和8年度における国立大学関係予算の充実及び税制改正等要望のため、越智 副会長、梅原 副会長とともに文部科学省を訪問し、武部 副大臣に要望書を手交した。その他、省内関係各所にも要望書を配布した。武部 副大臣からは、国立大学が置かれた厳しい状況をふまえ、予算についてしっかりと対応していく旨のご発言をいただいた。

- (3) 8月27日（水）に衆議院第2議員会館第4会議室において、「国公立大学振興議員連盟 第30回総会」が開催された。国大協からは資料4-2-1のとおり、国立大学の新たな将来像実現のための取組みや、その実現に向けて、運営費交付金の拡充・安定化等、国立大学関係予算の充実の必要性についてご説明をさせていただいた。そのほか、公立大学協会からの説明、文部科学省からも概算要求の検討状況について説明が行われ、全体を通じた質疑・意見交換が行われた。

続いて、資料4-2-2のとおり令和8年度予算における国公立大学法人関係予算の拡充等に関する決議が採択され、渡海会長から武部 文部科学副大臣へ決議書が手交された。

最後に、渡海 会長から「予算確保に向けて我々議員連盟としても努力していく。教育や研究開発に関する支出は投資として捉えて、将来の社会に対する人的投資の有用性を、大学の先生方には総知を集めて主張していただきたい。」というお言葉をいただいた。

当日は会場の都合により、会長・副会長にて対応させていただいた。お忙しい中出席いただいた越智 副会長・梅原 副会長には御礼申し上げます。

- (4) 令和8年度の概算要求では、運営費交付金は、物価や人件費の高騰に対応するため、今年度予算より632億円の増で要求がなされているところ、これは国立大学にとって、現下の危機的な状況を改善するための極めて重要な予算であることから、先般、各大学から地元の与党国会議員、知事等関係者へのご説明と支援のお願いを行っていただくよう、依頼させていただいた。各大学においては、お忙しいところご対応いただいております、感謝申し上げます。

また、10月10日（金）に、全国知事会の文教・スポーツ常任委員会委員長である、大村 愛知県知事を訪問し、国立大学はこれまでも各地方において知の拠点として地方創生に貢献してきたが、これからも一層その役割を果たす覚悟であることを説明し、地方国立大学をはじめとした国立大学全体がおかれた危機的な状況へのご理解とご支援をお願いした。

Ⅱ 協議事項

1. 「わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像」の具体化に向けた WG 及び TF の設置について

議長から、「わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像」の具体化に向けた WG 及び TF の設置について、以下のとおり説明があった。

- ・ 前回7月の理事会でも報告した「わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像」の具体化に向けて、理事会時におけるご意見や8月に開催したトップセミナーにおける議論などを踏まえて、資料5-1のとおり、新たなワーキングを立ち上げ、その下に、課題ごとに3つのタスクフォースを設置し、議論を開始することとしたい。
- ・ WGは課題やTFの検討内容の整理など全体調整や取りまとめを行う場としたいと考えている。その下に置かれるTFは、①人材育成、②教育連携、③地方創生をそれぞれテーマとして、具体的な議論をお願いしたい。
- ・ その他のテーマについては、例えば、留学生の入試の在り方については、入試委員会で、留学生のリクルート拠点や日本語教育の拠点については、国際交流委員会で議論をするなど、既存委員会において国立大学システムについて議論いただいたものを整理したい。
- ・ これらのテーマ以外についても、議論や検討を進める上で必要となる場合、

新たなTFを立ち上げるか、既存の委員会で議論を進めるかは、随時判断していきたい。

- ・資料5-2は、設置要綱となる。WGは、10名程度の委員で構成をしたいと考えているが、その下に置かれる3つのTFには、その他、学長等に参加をしてもらいたい。なお、TFに参加いただく学長等の方々については、大学の規模や置かれた立地などを加味した方方で構成したいと考えている。積極的な議論がなされることを期待している。委員名簿については、11月の総会で報告したい。

審議の結果、原案のとおり承認され、「わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像」の具体化に向けたWG及びTFを設置することとされた。また、委員名簿については、11月7日開催の通常総会で報告することとされた。

2. 第2回通常総会の日程等及び第3回総会の開催方法について

議長から、11月7日(金)に予定している第2回通常総会の日程等について、資料6-1、資料6-2のとおり説明があり、これを確認した。また、令和8年1月21日(水)に予定している第3回総会の開催方法について、会長が海外出張のため対面での開催が困難であることから、資料6-3のとおりオンライン形式での開催に変更したい旨説明があり、これを確認した。

また、地方開催の総会について、全国の学長等が地方に集まり懇親を深めるとともに、開催地の首長にご挨拶いただく等、国立大学のアピールや地域の活性化につながる一方で、当番大学の負担が大きいとの声があることから、地方開催の総会の在り方について、今後アンケートを実施する旨説明があった。

IV その他

1. 国立大学法人を巡る状況について

「博士課程学生支援」、「学士・修士5年一貫教育」等について、意見交換が行われた。

2. 国立大学システムによる大学BCPのあり方の協議と作成ガイドラインの策定に関して（提案）

東京大学 大学院情報学環 学環長 目黒教授から、国立大学システムによる大学BCPのあり方の協議と作成ガイドラインの策定に関して説明があり、意見交換が行われた。

また、議長から、今回ご提案いただいた内容について、国大協の中で時間をかけて検討を行い、必要に応じて理事会でも議論いただく旨説明があった。

○ 議長が閉会を宣した。

以 上

この議事録が正確であることを証するため、議事録署名人は次に記名押印する。

令和7年10月15日

議事録署名人（議長）	藤 井 輝 夫
------------	---------

議 事 録 署 名 人	寶 金 清 博
-------------	---------

同	越 智 光 夫
---	---------

同	梅 原 出
---	-------

同	喜 納 育 江
---	---------

同	春 名 展 生
---	---------

同	受 田 浩 之
---	---------

一般社団法人国立大学協会
令和7年度 第5回 理事会 議事録

- 1 日 時 令和7年12月12日（金） 15:50～17:00
- 2 場 所 学術総合センター 2階 中会議場
- 3 出席者 藤井輝夫（議長）、實金清博、越智光夫、梅原 出、喜納育江、
林佳世子、村田善則、永田恭介、松田瑞史、三浦浩喜、大竹尚登、
佐々木泰子、松尾清一、和田隆志、伊藤正明、塩崎一裕、佐古秀一、
小川久雄、鮫島 浩、永田 敬、岡本幾子、那須保友
- 4 出席監事 春名展生、受田浩之
- 5 その他の出席者 長谷山彰（会長補佐）、南谷佳弘（会長補佐）、
田野俊一（会長補佐）、小畑 誠（会長補佐）、
竹村彰通（会長補佐）、川合眞紀（会長補佐）
- 6 議事の経過及び結果
 - 議長から、急遽文部科学省より現在国会審議中の補正予算案等について説明の時間を設けてほしい旨の要請があったため、理事会開始前に「文部科学省による行政説明」の時間を設けたい旨の説明があり、了承された。
 - 「文部科学省による行政説明」が終了した後、定款第32条第5項の規定に基づき、藤井会長が議長として開会を宣言した。
 - 議長から、12月8日に発生した青森県東方沖を震源とする地震により被災された方々へ、お見舞いの意が表された。また、気象庁からは「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表されており、新たな大規模地震が発生する可能性があることから、対象地域の大学においては地震への備えを再確認し、政府・気象庁・自治体からの情報に引き続き注意するよう発言があった。
また、文部科学省からの現時点の報告として、本災害による国立大学への影響状況が共有され、ガラス破損等の物的被害は確認されているものの、物的・人的被害ともに学校管理下での大きな被害は報告されていない旨説明があった。
 - 開会時点で理事22名が出席しており、定足数を満たしていることが確認された。

I 報告事項

1. 前回総会以降の事業報告

議長から、前回総会（令和7年11月7日）以降の事業報告を取りまとめた旨報告があった。

2. 各委員会等からの報告

議長から、前回総会以降の各委員会等の活動状況を取りまとめた旨報告があった。引き続き、各委員会委員長から報告があった。

（1）梅原 入試委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・ 1. 中長期的課題検討 WG（第1回）について
国立大学の入学者選抜に関する中長期的課題検討 WG を、12月11日に開催した。詳しくは、本 WG 座長の松田先生からご報告いただく。

続いて、松田 同座長から以下の発言があった。

- ・ 昨日、第1回目を開催した本 WG では、その検討テーマを「外国人留学生選抜の在り方」として議論を開始し、WG の基本的方向性の確認及び、各大学が実施している外国人留学生選抜においての日本留学試験等の利用状況や渡日前入学制度の導入状況等について情報共有を行ったうえで、現状の外国人留学生選抜に対する課題点等について意見出しを行った。
また、各大学が実施している外国人留学生に対する個別試験の実施状況や各大学の好事例・課題点等の把握のため、アンケート調査を実施することとなった。
- ・ 国大協として「全学生の3割まで留学生の受け入れ拡大を図り、世界から多様な頭脳を我が国に導き入れる」という目標を掲げているので、その実現のためには、入り口となる入学者選抜が重要となってくる。
今後、データなどに基づきながら現状把握するとともに問題点を整理し、その問題点に対するアプローチ方法について、議論をすすめ、まとめ次第入試委員会にご報告していく。

松田 同座長からの発言は以上である。

（2）永田 国際交流委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・ 12月4日に HRK（ドイツ大学学長会議）と国大協の共催で開催した 2025 日独大学リーダー会議についてご報告する。本会議には、日本からは 32 機関 60 名、ドイツからは 40 機関 48 名、計 72 機関 108 名が参加し、「研究セキュリティ」をテーマに両国の最新動向や各大学での取組みについて、活発な意見交換が行われた。
ご登壇いただいた藤井会長、岡山大学的那須学長、東北大学、東京科学大学及

び京都大学の先生方、またご参加いただいた皆様には、この場をお借りして改めて御礼申し上げます。

- ・12月9日に開催した国際交流委員会について、ご報告する。

国際交流委員会では10月に開催した第2回国際交流委員会に引き続き、将来像実現に向けた「留学生のリクルート拠点」及び「日本語教育等の国内教育拠点の在り方」の2点について、集中的に議論を重ねた。

特に第3回委員会では、国立大学システムとして海外拠点に必要な現地学校のリサーチ等の機能や各関係機関との連携の在り方及び渡日前後の日本語・日本語文化教育に向けた既存のリソースの利活用等、具体の検討に入っている。

今後は、いただいたご意見を踏まえ、来年早めの時期に将来像実現のための国立大学システム検討ワーキンググループへの報告の作成に着手する予定である。

(3) 松尾 事業実施委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・1. 火災防止チェックリストの周知・活用状況報告について

8月5日付けで各大学へお願いしていた、火災防止チェックリストの周知・活用状況の報告について、資料 2-3-1 のとおりとりまとめた。詳細について、村田常務からご説明をお願いします。

続いて、村田 常務理事から以下の発言があった。

「国立大学向け火災防止チェックリスト」の学内周知及び点検での活用状況について、すべての機関からご回答をいただいた。各大学においては調査にご協力いただき感謝申し上げます。このたび集計結果をとりまとめたので、ご報告する。31 ページをご覧ください。

まず、火災防止チェックリストの学内周知の状況について、約7割の機関が周知しており、残りの機関も年度内には周知予定である。

次に、チェックリストを用いた点検状況について、集計が終わっていない機関を含む約37%の機関がチェックリストを用いた点検を実施し、約52%の機関が独自のチェックリストを用いた点検を実施しており、合計で89%の機関が点検を実施していることが確認できた。しかし、残りの11%の機関からは点検を実施していないという回答を得ており、当該機関においては、あらためて点検の実施をお願いします。

また、32 ページのとおり、チェックリストを用いて点検を実施した30機関のうち、約6割の機関が機関内のすべての研究室・事務室等で点検を実施していた。

次に、点検実施後の改善状況について、何らかの対策を行った機関は全体で70 機関となり、点検を実施した機関の約9割は、改善点が判明すると迅速に対応していただいていると考える。一方で、対策について現在検討中であるとした機関はそのほかの回答との重複を含め24 機関あり、早急な対策の実施をお願いします。

最後に、34 ページ以降であるが、各機関のその他の火災事故防止に向けた取組について分類ごとにご紹介している。各機関においては、火災事故防止のための取組の強化にご参考いただきたい。

この集計結果は、次年度引受に向けた保険会社との協議に利用させていただく予定である。また、1 月総会でもご説明のうえ、各大学へも追って共有する。

村田 常務理事からの発言は以上である。

点検後の改善状況について、いまだ検討中との機関も少なくはない状況であるが、このままでは引受保険会社の撤退による国大協保険の制度維持が危ぶまれるため、各機関においては火災防止に向けた取組の更なる強化をお願いします。

- ・ 2. 新規火災事故発生時における現地調査について

6月11日に発生した佐賀大学における火災事故について、令和6年度に策定した「新規火災事故発生時の事故報告及び現地調査」のスキームに基づき、リスクマネジメント専門会社による現地調査を行い、資料2-3-2のとおり、火災事故調査報告書を作成した。調査報告書の内容について、村田常務理事からご説明をお願いします。

続いて、村田 常務理事から以下の発言があった。

佐賀大学において発生した火災事故に関する事故調査報告書について、ご説明する。

今回の火災事故は、被害想定額が1億8千万円程度の、高額な保険金の支払いが想定される火災事故のため、7月29日にリスクマネジメント専門会社による現地調査を行った。

調査の結果、45 ページのとおり、今回の火災事故はタコ足配線により電源タップやケーブルが許容される電気容量を超過した状態で使用されていた可能性があり、過熱や延長コードの劣化等による電気配線の短絡（ショート）による可能性が高いと推察される。

また、損害の拡大要因としては、第一発見者から守衛への即座の連絡ができなかったことによる公設消防への通報遅延や、初期消火の際、すでに火災が進行

しており、火源を視認できず、的確な消火薬剤の噴射ができなかったこと等の要因により、消火に失敗したことが考えられる。

また、本件においては、火災のあった建物内に一人で利用できる消火栓が設置されており、屋内消火栓を使用していれば、被害を低減できたと考えられる。各大学・機構においては日常的に様々な実験・研究に伴い、数多くの電気機器を取り扱っている。したがって、いま一度各研究室等におけるコンセントや電源ケーブルの管理状況について、「火災事故防止チェックリスト」の活用と併せて再確認と点検が望まれる。

また、屋内消火栓については、たとえ設置されていても操作経験がなければ初期消火での使用が困難なため、消火器のみならず消火栓による放水訓練の実施も望ましいと考える。

この調査報告書は、1月総会にてご報告の上、追って各大学の国大協保険担当者へ共有するので、報告書を参考に、今一度学内での火災防止に向けた対策及び注意喚起をお願いする。

村田 常務理事からの発言は以上である。

(4) 林 政策研究所長から、以下のとおり報告があった。

・ 1. 研究成果報告書について

資料下にある通し番号 85 ページをご覧ください。

政策研究所にて委託していた調査研究について、「国立大学法人における寄付金獲得のための新しい制度・スキームに関する調査研究」および「国立大学大学院の領域横断的な人材養成実態に関する調査研究」において、それぞれ別添資料 2-4-1、別添資料 2-4-2 のとおり、研究成果報告書が提出された。報告書については、国立大学協会 会員専用 HP にて公表する。

・ 2. 政策研究所 研究会の開催について

成果報告書が提出された「国立大学法人における寄付金獲得のための新しい制度・スキームに関する調査研究」に関する成果発表会として、令和 8 年 2 月 17 日に「令和 7 年度第 1 回政策研究所 研究会」をオンラインで開催する。申込方法等の詳細は今後、各大学にお知らせするが、ご周知いただき、ぜひとも広くご参加くださるようお願いする。

3. 各支部の活動状況

議長から、各支部の活動状況を取りまとめた旨報告があった。

4. 会長からの報告

(1) 国公立大学振興議員連盟決議の財務大臣手交等について報告する。資料4-1-1をご覧ください。

8月27日(水)の第30回国公立大学振興議員連盟にて決議された「令和8年度予算における国公立大学法人関係予算の拡充等に関する決議」及び11月5日(水)の第31回議連総会で決議された「物価・人件費高騰への対応のための国公立大学法人関係の基盤的経費拡充等に関する緊急決議」について、11月10日(月)に、議員連盟の渡海 会長らが財務省へ赴き、片山 財務大臣に対し手交した。

当日は梅原 副会長と、佐々木 理事、横手 理事にご同行いただいた。お忙しい中ご対応いただき感謝申し上げます。

また、11月10日(月)に、公明党文部科学部会より令和8年度における税制改正・予算要望についてヒアリング依頼があり、林専務理事に国大協の要望書に沿って説明を行っていただいた。さらに、12月9日(火)には、日本共産党国会議員団から大学関係予算に関する政府への要望について懇談の依頼があり、こちらも林 専務理事・村田 常務理事にご対応いただいた。

(2) 令和7年度補正予算案等について、報告する。

「文部科学省による行政説明」において文部科学省から説明があったが、今回の補正予算案は各大学にとってもいづれか安心できるものであった。

これも、各大学から多くの国会議員、知事等の関係の皆様へご説明とご支援のお願いを行っていただいたことが一定の効果をもったものと考えている。各大学にはお忙しい中ご対応いただいていること、深く感謝申し上げます。

一方、これから令和8年度当初予算が正念場である。物価上昇分や人勧連動分は、本来なら当初予算で措置されるべきものであり、今後に向けて我々も後押ししていく必要がある。各大学においても、引き続き機会をとらえ、国会議員や知事、各大学の経営協議会のメンバー等に対するご説明等をお願いする。

(3) 将来像実現のための国立大学システム検討 WG におけるタスクフォースの設置について

資料4-3-1のとおり、11月26日に、「将来像実現のための国立大学システム検討WG」の下に、「人材育成」、「教育連携」、「地方創生」の3つのタスクフォース(以下、「TF」)を設置した。各TFの委員名簿は資料4-3-2のとおりである。

「人材育成TF」は和田 金沢大学長、「教育連携TF」は大竹 東京科学大学理事長、「地方創生TF」は中村 山梨大学長にそれぞれTFリーダーをお務めいただく。

TFには、「将来像」で示した国立大学システムを具体化・加速化させるために

必要となる個別テーマごとの課題の整理や、既存制度の改善案などの検討を進めていただくことになる。

令和8年6月の中間的なまとめ、令和9年3月の最終まとめに向け、国立大学システムとしての効果的・効率的かつ具体的な仕組みについて議論をすすめていくこととなるため、各委員にはご負担をおかけするが、精力的なご検討をお願いしたい。

TFでの検討開始にあたり、梅原WG座長から一言いただきたい。

続いて、梅原同座長から以下の発言があった。

とにかく成果をしっかりとあげたいと思っている。そのために、ワーキングのほうでも、それぞれのTF、各委員会で議論いただいたことを国立大学システムとしてまとめていきたい。

梅原同座長からの発言は以上である。

その他、以前ご提案をいただいていた附属病院や臨床研修等、医師養成については、既に経営委員会の下に病院経営小委員会があるので、まずはその中で、全国医学部長病院長会議や国立大学病院長会議とも連携しつつ、どのような形で議論するかも含め課題等について検討を進めていただきたい。

また、附属学校についてもご提案があったと承知している。そこで、まずは理事会等において、ご関係の先生方から附属学校を取り巻く状況を発表いただき、意見交換をして、どのような形で議論をするのかを検討したい。この後の「国立大学法人を巡る状況について」の中でも、ご意見があればいただきたい。

(4) 最近のCSTIの動向について、事務局経由で情報を受けたものを報告する。

11月28日に総合科学技術・イノベーション会議が開催され、資料4-4のとおり、第7期科学技術・イノベーション基本計画の方向性等について意見交換があり、高市総理からは、105ページのとおり、「我が国の『科学』を再興すべく、運営費交付金などの基盤的経費や、基礎研究への投資の大幅な拡充について検討してください」などの指示があったとのことである。

今後、基本計画（素案）を策定し、年度内に閣議決定を予定しているとのことである。

Ⅱ 協議事項

1. 定款の変更及び諸規則の一部改正について

(1) 定款の変更について

村田 常務理事から、資料5-1に基づき、定款の変更について説明があった。審議の結果、原案のとおり承認され、1月21日開催の総会に諮ることとした。

(2) 諸規則の一部改正について

村田 常務理事から、資料5-2、資料5-3に基づき、諸規則の一部改正について説明があった。

審議の結果、原案のとおり承認された。

2. 第3回総会の日程等について

議長から、1月21日に予定している第3回総会の日程等について、資料6のとおり予定している旨説明があり、これを確認した。

また、第2回通常総会で確認いただいたとおり、次回総会はオンライン形式での開催となる旨説明があった。

3. 地方総会の開催方法について

議長から、資料7に基づき、地方開催の総会の在り方についてのアンケート結果について説明があった。また、担当大学の業務負担や経費負担の軽減、各支部内での開催地の選定方法についてご意見があったことから、今後担当となる支部と国立大学協会事務局において検討を行っていきたいと考えている旨説明があった。

審議の結果、令和9年度以降の地方開催について、従前どおり各地区支部持ち回りで開催することが承認された。

なお、鮫島 宮崎大学長から担当大学の経費負担について状況が分かる資料を示してほしい旨発言があり、議長から本アンケート結果も含めて次回総会で報告することとしたい旨発言があった。

IV その他

1. 国立大学法人を巡る状況について

「附属学校を取り巻く状況」等について、意見交換が行われた。

○ 議長が閉会を宣した。

以 上

この議事録が正確であることを証するため、議事録署名人は次に記名押印する。

令和7年12月12日

議事録署名人（議長） 藤 井 輝 夫

議 事 録 署 名 人 寶 金 清 博

同 越 智 光 夫

同 梅 原 出

同 喜 納 育 江

同 春 名 展 生

同 受 田 浩 之

一般社団法人国立大学協会
令和7年度 第6回 理事会 議事録

- 1 日 時 令和8年2月13日（金） 15：10～16：57
- 2 場 所 学術総合センター 2階 中会議場
- 3 出席者 藤井輝夫（議長）、實金清博、越智光夫、梅原 出、喜納育江、
林佳世子、村田善則、永田恭介、松田瑞史、富永悌二、三浦浩喜、
大竹尚登、佐々木泰子、横手幸太郎、松尾清一、和田隆志、湊 長博、
熊ノ郷淳、塩崎一裕、小川久雄、鮫島 浩、永田 敬、岡本幾子
- 4 出席監事 春名展生、受田浩之
- 5 その他の出席者 南谷佳弘（会長補佐）、田野俊一（会長補佐）、
中村和彦（会長補佐）、小畑 誠（会長補佐）、
竹村彰通（会長補佐）、川合眞紀（会長補佐）
- 6 議事の経過及び結果
 - 定款第32条第5項の規定に基づき、藤井会長が議長として開会を宣言した。
 - 開会時点で理事23名が出席しており、定足数を満たしていることが確認された。

I 報告事項

1. 前回総会以降の事業報告

議長から、前回総会（令和8年1月21日）以降の事業報告を取りまとめた旨報告があった。

2. 各委員会等からの報告

議長から、前回総会以降の各委員会等の活動状況を取りまとめた旨報告があった。引き続き、各委員会委員長から報告があった。

（1）永田 国際交流委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・ 1月30日に開催した第4回国際交流委員会について、3点報告する。
- ・ 1点目は、将来像実現に向けた検討についてである。

国際交流委員会では12月に開催した第3回国際交流委員会に引き続き、将来像実現に向けた検討事項のうち、「留学生のリクルート拠点」について、集中

的に議論を重ねた。

特に第4回の委員会では、留学生と国立大学のマッチング機能について、既存の留学生入試制度の活用改善や利便性の向上等の意見があがった。また、広報活動に主体的に取り組む施策については、「日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業」の継続・拡大に向けた文科省への要望・提案や、当該事業の対象国以外の国・地域に必要な広報機能、関係機関やアルムナイとの連携の在り方について議論を行った。

- 2点目は、国立大学グローバル化アクションプラン（NUGLAP）の改訂についてである。

NUGLAPの当初の計画では、フォローアップ調査を毎年度実施することとしていた。しかし、2024年度中の本委員会において、フォローアップ調査の目的である、大学の国際化の進捗状況を適切に把握することに鑑み、3年に一度の実施が適当であると整理された。これに基づき、NUGLAPを改訂することを資料2-1-1のとおり承認した。

ただし、調査項目のうち「留学生受入れに係るプログラム」については最新の情報を公表するため、毎年度更新を行うこととした。

- 3点目は、KCUE（韓国大学協議会）との交流事業についてである。

KCUEとの交流事業は、JACUIEで2026年度以降に日本で開催することを決定し、国公私 of 各大学団体の会員大学宛てに、ホスト校の立候補を呼び掛けていた。この度、北海道大学から立候補の手が上がり、それを本委員会で承認した。今年度中にJACUIEで正式に決定する予定である。

（2）越智 経営委員長から、以下のとおり報告があった。

- 1月26日に第1回の経営委員会及び第2回人事労務小委員会、第1回財務・施設小委員会、第2回病院経営小委員会を合同で開催した。

まず、人事労務小委員会が例年実施している「障害者雇用及び高年齢者雇用に関する調査」については、事務局から調査結果の説明があり、了承されたので、近日中に調査結果を各会員大学へ提供する予定である。

本アンケート調査にご協力いただき、深くお礼申し上げます。

次に、令和7年度の職員統一採用試験実施状況について、試験を実施する各地区の幹事大学を代表して東京大学人事部長から説明を受け、意見交換を行った。職員統一採用試験については、受験者数の減少や大学独自採用実施機関数の増加などの課題を踏まえ、今後も見直しが必要であることを確認した。

また、国立大学病院の経営状況と今後の見込みについて、国立大学病院長会議理事・事務局長から、令和7年度補正予算及び令和8年度の施設整備費予算等について、文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部 計画課長から説明を受け、それぞれ意見交換を行った。

(3) 松尾 事業実施委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・ 1. 令和8年度研修等事業計画について

1月22日に事業実施委員会を開催し、来年度の研修事業計画については資料2-3-1のとおりとしたのでご確認ください。

トップセミナーの開催について、日程は8月27日から28日となっている。開催場所について、令和7年度は名古屋で実施したが、次年度は横浜での開催となる。前後日程について、ご配慮いただきたい。

- ・ 2. 国立大学法人総合損害保険（国大協保険）について

1月22日に開催の事業実施委員会において、令和8年度国立大学法人総合損害保険（国大協保険）のメニュー2～4の引受保険会社を決定し、1月28日付で各引受保険会社に決定通知を送付した。

なお、メニュー1については、保険会社4社による共同保険であるため、各保険会社に従前の共同引受割合にて共同引受の依頼を行ったところ、一部の保険会社から、現行の保険料レート水準では従前の割合での引受は大変厳しい状況にあるとし、引受割合について0.5%のシェアダウンの申し入れがあった。当該シェアダウン分については、各保険会社と現在調整を行っているところである。

現在、国大協保険制度は、保険会社からシェアダウンを求められるほど極めて厳しい状況にある。直近5年間で2度の保険料改定等を行い、損害率の改善に努めてきたところであるが、今年度も高額な火災事故が複数発生しており、依然として損害率は高い状態にある。今後も火災事故が続けば、今回と同様に保険会社からシェアダウンを求められる可能性は解消されない。制度を安定的に維持するためには、損害率の改善が不可欠であり、各法人等においては、火災事故の防止に向けた取り組みをこれまで以上に強化していただくよう、強く願う。

(4) 梅原 将来像実現のための国立大学システム検討ワーキンググループ座長から、以下のとおり報告があった。

- ・ 1月21日の第3回総会以降に開催したタスクフォース（以下、「TF」）について、各TFリーダーからご報告いただきたい。
- ・ はじめに、人材育成TF 和田 学長から願う。

続いて、和田 人材育成TF リーダーから以下の発言があった。

- ・ 人材育成TF（第2回）を2月10日に開催した。

- 当日は、「博士3倍」に向けて目指すべきゴールと、そのゴールを実現するための手段は何か考えられるか、議論を行った。
- ゴールとしては、博士人材の国際化が標準であることを大前提としたうえで、学生を主体としたものであることと、国立大学システムとして共通化できるものは共有し、大学間や大学共同利用機関、企業等と共同で博士人材を育成すること、学生は1つの大学に帰属しながら複数の大学から学位を出せる仕組みの構築を目指すこととした。また、こうしたことを実現するためには博士課程学生を「職」として位置づけ、地位と給与を確保することが必要であるというご意見もあった。このゴールを実現するための具体的な手段について、引き続き議論を行っていく。

和田 同リーダーからの発言は以上である。続いて、大竹 教育連携 TF リーダーから以下の発言があった。

- 教育連携 TF（第2回）を2月12日に開催した。
- 当日は、複数の大学で連携して教育を行う際の共修可能な知識とは何か、という点を中心に検討し、教育コンテンツ等のリソース共有化において、どのような具体的仕組みが国大システムを活用した機能として有効なのか、その仕組みは実現可能なのか、または既に実現しているのか、実現困難であればその理由は何なのかという観点で議論を行った。

大竹 同リーダーからの発言は以上である。続いて、梅原 同座長から以下のとおり発言があった。

- 理想的な部分と現実的な部分の端境で議論いただいていると思うが、令和8年6月の中間的なまとめに向けてしっかりと議論いただきたい。また、国際交流委員会等でも将来像実現に向けて議論いただいているので、情報共有しながら議論していただきたい。

これに対し、永田 国際交流委員長から、以下のとおり発言があった。

- 国際交流委員会での議論ではないが、JV-Campus というプラットフォームがあり、海外からの留学生向けに日本語学習のコンテンツをホームページで提供している。これは教育連携 TF にも関連するかもしれない。

これに対し、議長から以下のとおり発言があった。

- 既存の制度としてすでに動いているものを、上手く取り入れて活用していくこ

とで、一步踏み出すことができるということもある。ぜひ、各 TF 等で行われている議論についても、情報共有しながら前に進めていただきたい。

3. 各支部の活動状況

議長から、各支部の活動状況を取りまとめた旨報告があった。

4. 会長からの報告

(1) はじめに、博士人材に関する産学協議会合について報告する。資料4-1-1 をご覧いただきたい。

昨年度発足した「博士人材に関する産学協議会合」において、経団連と国公立大学の間で、博士人材の育成・活躍促進に向けた議論を重ね、2月10日に「博士人材が活躍する社会の実現に向けて-目指すべき姿と具体的な取り組み-」を取りまとめ、公表した。

本取りまとめは、大学と企業がこれからの時代に必要とされる人材像と育成環境をともに設計していくための第一歩と位置付け、37ページのとおり、産学が目指すべき姿や5年後の目標、今後取り組みが期待される事項を記している。

具体的には、2030年に向けて、博士号取得者数の増加やキャリアパスの拡大を大学側の目標としている。これは、昨年3月に公表した、「わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像」における、「博士号取得者数を3倍に増やす」という大きな目標とも合致するものである。各大学において、本取りまとめも活用し、それぞれの大学の特色に応じて取り組んでいただくことを期待している。

産学連携の具体的な取り組みの進め方については、51ページのとおり、ジョブ型の長期インターンシップの拡充や、コオプ教育やIndustrial PhD等の企業と連携した教育プログラムを2029年の運用開始に向けて調整していくことが記されている。

大学の具体的な取り組みの進め方については、53ページのとおり、博士拡充のための産学協働の環境整備、キャリア形成支援、大学院教育改革、大学の財源多様化の要望等を行っていくことが記されている。

大学の具体的な取り組みの進め方について、国大協からは、私と永田 顧問、佐々木 理事の3名が参加し、公大協・私大連・私大協とともに作成した。

また、本取りまとめを広く発信するため、3月7日(土)にシンポジウムが開催される。本件については、すでに1月の総会で案内しているが、引き続き申し込みを受け付けているので、各大学でも再度の周知と特に学生の参加をお願いしたい。シンポジウムの概要については、資料4-1-2のフライヤーをご覧いただきたい。

(2) 最近のCSTIの動向について、事務局経由で情報を受けたものを報告する。

令和 7 年 12 月 24 日に第 2 回日本成長戦略会議が開催され、成長戦略の検討体制について意見交換が行われたとのことである。

資料 4-2 のとおり 17 の戦略分野と 8 つの分野横断的課題についてそれぞれ対応を検討し、今年夏の成長戦略の取りまとめに向けて連携して取り組む予定とのことである。

分野横断的課題において、大学が主に関係する「新技術立国・競争力強化」「人材育成」分野の検討の方向性については 85～88 ページのとおりである。なお、「人材育成」分野の分科会には大竹 東京科学大学理事長が構成員として参画されとのことである。

II 協議事項

1. 理事の交代等について

(1) 理事の交代について

議長から、学長任期の満了に伴い三浦 福島大学長が、令和 8 年 3 月 31 日をもって理事を退任される旨説明があった。

支部推薦理事である三浦 福島大学長の後任理事について、本協会役員選任手続等に関する規程第 2 条第 3 項では、「支部推薦理事の任期中に学長の交代があるときは、当該大学の次期学長が支部推薦理事として残余の任期を務める」とある。

それに基づき、佐野 孝治 次期福島大学長予定者が、令和 8 年 4 月 1 日付けで学長に就任することを条件として、令和 8 年 4 月 1 日付けで本協会理事に就任することについて、3 月 6 日開催の第 4 回通常総会に諮ることとしたい。

新理事の任期については、国立大学協会定款第 25 条第 2 項の定めにより、令和 9 年 6 月に開催される通常総会の終結の時までとなる。

審議の結果、これらを承認し、3 月 6 日開催の通常総会に諮ることとした。

また、退任する理事から一言挨拶があった。

(2) 会長補佐について

議長から、学長任期の満了に伴い田野 電気通信大学長が、令和 8 年 3 月 31 日をもって会長補佐を退任される旨説明があった。

また、退任する会長補佐から一言挨拶があった。

(3) 理事の役割分担等について

議長から、令和 8 年 4 月 1 日に理事が交代することに伴う理事の役割分担の変更については、本協会の申合せに基づき、会長が後任者の業務執行の担当分野を指定する旨説明があり、資料 5-2 のとおり指定したことについて確認した。

2. 令和8年度事業計画および収支予算について

村田 常務理事から、令和8年度事業計画及び収支予算について、資料6-1および資料6-2に基づき説明があった。

審議の結果、原案のとおり承認され、3月6日開催の通常総会に諮ることとした。

3. 諸規則の一部改正について

村田常務理事から、資料7に基づき説明があった。

審議の結果、原案のとおり承認された。

4. 令和8年度総会及び理事会の日程について

議長から、資料8に基づき説明があった。また、令和9年1月20日（水）に予定している第3回総会の開催方法について、会長が海外出張のため対面での開催が困難であることから、オンライン形式での開催としたい旨の説明があり、これを確認した。

審議の結果、原案のとおり承認され、3月6日開催の通常総会に諮ることとした。

5. 令和7年度第4回通常総会の日程等について

議長から、資料9に基づき説明があり、これを確認した。

Ⅳ その他

1. 国立大学法人を巡る状況について

「新たな評価（学部等単位の評価）」、「博士人材」等について、意見交換が行われた。議長から、「博士人材に関する産学協議会合」の今後の進め方として、大学側の取組を具体的に実行していくために、国大協・公大協・私大連・私大協で調整し、大学側が継続的に議論する枠組みの立ち上げの検討について提案があり、これを確認した。

○ 議長が閉会を宣した。

以 上

この議事録が正確であることを証するため、議事録署名人は次に記名押印する。

令和8年2月13日

議事録署名人（議長） 藤 井 輝 夫

議 事 録 署 名 人 寶 金 清 博

同 越 智 光 夫

同 梅 原 出

同 喜 納 育 江

同 春 名 展 生

同 受 田 浩 之

入試委員会（令和7年度第1回）議事概要

日 時 令和7年5月1日（木） 15:00～15:30

場 所 オンライン会議（Zoom）

出席者 兒玉委員長、春名副委員長

松田、三浦、井関、池田、渡邊、寺野、太田、高田、谷澤、飯田 各委員

島田、大谷、西郡、植野 各専門委員

（国立大学協会） 林専務理事 村田常務理事・事務局長

（文部科学省高等教育局） 大学振興課大学入試室

片柳室長、梅木室長補佐、須貝入試第二係長

（大学入試センター） 山口理事長

〔議 事〕

1 入試委員会の新体制及び外部機関実施の協議会等への委員等の推薦について（報告）

事務局より資料 1-1～資料 1-2 に基づき、入試委員会の新体制及び外部機関実施の協議会等への委員等の推薦について説明があった。

2 令和7年度の入試委員会活動計画について（報告）

事務局より資料 2-1～資料 2-2 に基づき、令和7年度入試委員会活動計画について説明があった。

3 「国立大学の2027年度入学者選抜についての実施要領（案）」について

事務局より資料3-1～資料3-2に基づき、「国立大学の2027年度入学者選抜についての実施要領（案）」について説明があった後、意見交換を行った。審議の結果、原案のとおり了承され、本案で5月の理事会、6月の総会に諮ることとなった。

以上

入試委員会（令和7年度第2回）議事概要

日 時 令和7年10月21日（火） 16:00～17:30

場 所 オンライン会議（Zoom）

出席者 梅原委員長、松田副委員長、三浦副委員長、伊藤副委員長
長澤、松岡、井関、池田、林、寺野、太田、高田、上田、野出 各委員
島田、大谷、西郡、石井、宮本 各専門委員
（国立大学協会） 林専務理事 村田常務理事・事務局長

〔議 事〕

1 入試委員会の新体制及び外部機関実施の協議会等への委員等の推薦について

事務局より資料 1-1、1-2 に基づき、入試委員会の新体制及び外部機関実施の協議会等への委員等の推薦について説明があった。

2 令和7年度の入試委員会活動計画について

事務局より資料 2-1、2-2 に基づき、令和7年度入試委員会活動計画について説明があった。

3 「2024 年度以降の国立大学の入学者選抜制度-国立大学協会の基本方針-」において掲げた継続的検討事項について（中長期課題検討WG）

事務局より資料 3-1、3-2、3-3 に基づき、「2024 年度以降の国立大学の入学者選抜制度-国立大学協会の基本方針-」において掲げた継続的検討事項について説明があった。

4 東京藝術大学の入学者選抜試験実施日程に関する特例措置について（協議）

事務局より資料4-1、4-2、4-3、4-4に基づき、東京藝術大学の入学者選抜試験実施日程に関する状況について説明があった後、意見交換を行った。審議の結果、東京藝術大学における選抜の特殊事情に鑑み、原案のとおり了承された。

5 一般選抜の前期日程開始日について

事務局より資料5-1、5-2に基づき、一般選抜の前期日程開始日を2月25日とすることについての状況報告と、検討事項について説明があった後、意見交換を行った。

審議の結果、資料5-2にある各大学の事情等の妥当性については特に問題が無いと判断された。なお、2月25日を試験第1日目とすることは、コースや専攻等も含めたすべての選抜において実施されるものであるという認識について確認した。また、2月25日を前期日程試験第1日目とすることの改めの周知方法については、委員長一任として了承された。

6 次年度以降の実施要領の変更点について

事務局より資料6-1、6-2に基づき、次年度以降の実施要領の変更について説明があった後、意見交換を行った。

7 入試に関する要望書について

事務局より、資料7-1、7-2、7-3に基づき、国立大学協会に寄せられた要望書について説明があった。各要望書については、事務局より各大学へ情報提供することを確認した。

以上

令和7年度第1回国際交流委員会 議事概要

1 日 時：令和7年5月22日（木）10：00～11：00

2 開催方法：オンライン（Zoom 使用）

3 出席者：湊委員長

牛木、和田、穴沢、小川、佐々木、石崎、吉田、那須、喜納 各委員

4 議事の経過及び結果

議事に先立ち、定足数の確認を行った。

（1） 協定締結団体等との今後の交流イベント開催について

事務局から、2025 年度、又は 2026 年度以降の国際交流事業の実施計画について説明があった。2025 年度に開催する台湾高等教育国際合作基金会（FICHET）との交流イベントについて、開催日時や参加者数等の概要を確認した。ドイツ大学学長会議（HRK）との日独大学リーダー会議について、12月4日に開催すること、及びオーストラリア大学協会（UA）との日豪交流事業について、開催を 2026 年度に 1 年延期し、ホスト校及びテーマは順次立候補を募り調整することを了承した。韓国大学協議会（KCUE）については、6 月 6 日に JACUIE の会議を開催するにあたり、まず国大協の意見として KCUE との交流について 2026 年度以降、日本で開催する方針で意見をまとめた。英国大学協会（UUK）との交流については、2026 年度以降の開催について一度問い合わせを行う方向性で了承した。カナダ大学協会（UC）が万博開催期間中に来日する可能性があることを口頭で説明した。最後に最近の活動報告として、大阪・関西万博の各国パビリオンで開催されたイベント（オーストラリア、カナダ、イタリア）について報告した。

（2） その他

次回の開催については、事務局から改めて連絡する旨、説明があった。

以上

令和7年度第2回国際交流委員会 議事概要

1 日 時：令和7年10月7日（火）17：00～18：00

2 開催方法：オンライン（Zoom 使用）

3 出席者：永田委員長

那須、大竹、榮坂、春名、内木、本山、喜納 各委員

4 議事の経過及び結果

議事に先立ち、永田委員長から定足数の確認を行った後、事務局から改選後の委員の紹介があった。

（1）将来像実現に向けた検討事項について

事務局より、将来像の実現に向けた検討事項として、留学生のリクルーティング拠点や日本語教育等の国内教育拠点の在り方について、既存のリソース及びトップセミナー分科会で出された意見を踏まえ、国立大学システムとして戦略的に活用する方策についてご意見を募りたい旨説明があった。

その後、各委員から自大学の状況や課題について情報共有が行われ、留学生受入拡大や授業料の適正化、リクルート戦略・海外拠点整備、留学生支援体制（教育・キャリア・事務）などについて活発な意見交換が行われた。

今後、数回の委員会を開催し、アクションプランを策定していくこととなった。

（2）協定締結団体等との今後の国際交流事業について

事務局から、2025年12月に開催予定のドイツ大学学長会議（HRK）との日独大学リーダー会議について、現時点の参加大学数及びプログラム、また韓国大学協議会（KCUE）との日韓交流事業の経緯、ホスト校及びテーマの検討状況について報告があった。

また、2026年度のオーストラリア大学協会（UA）との日豪交流事業を広島大学をホスト校として開催すること、さらに英国大学協会（UUK）との日英交流事業を英国で開催することが了承された。

（3）その他

・2025 日台大学学長フォーラムに係る事後アンケート結果

事務局から、今年7月に開催した日台大学学長フォーラムに係る事後アンケート結果について報告があった。

・IAU Global Meeting

事務局から、IAU Global Meeting が2025年10月にルワンダで開催され、国際交流委員会委員及び専門委員への照会の結果、堀田専門委員にご参加いただくことになったことについて報告があった。

次の開催については、事務局から改めて連絡する旨、説明があった。

以上

令和7年度第3回国際交流委員会 議事概要

1 日 時：令和7年12月9日（火）9：00～11：00

2 開催方法：オンライン（Zoom 使用）

3 出席者：永田委員長

那須、大竹、榮坂、春名、牛木、内木、吉田、北野、喜納 各委員

大根田、織田、坪井、小幡、中内、堀田、福井、木暮 各専門委員

4 議事の経過及び結果

議事に先立ち、永田委員長から定足数の確認を行った。

（1） 将来像実現に向けた検討事項について

事務局より、将来像の実現に向けた検討事項として、留学生のリクルーティング拠点や日本語教育等の国内教育拠点の在り方について、資料1に基づき、説明があった。

その後、各委員・専門委員から文部科学省「日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業」の課題、各国立大学の海外拠点の活用方策、外部機関（JASSO、JICA、大使館等）との連携・協力要請、日本語・日本文化教育に関する拠点やコンテンツの活用等について活発な意見交換が行われた。

次回委員会では留学生のマッチングについて議論することとし、本日出された意見を踏まえ、具体的な施策や取組内容について文章化を進めることとなった。

（2） 将来像実現に向けた検討事項について

事務局より、資料2に基づき、「国立大学グローバル化アクションプラン—国際社会における共創へのリーダーシップを発揮するために—」（NUGLAP：National Universities Global Leadership Action Plan）の第1回目となる2024（令和6）年度フォローアップ調査結果について説明があった。なお、本委員会終了後、事務局からフォローアップ調査結果についてメールをお送りし、詳細についてご確認いただきご意見等あればご回答いただきたい旨の補足説明があった。

（3） その他

・2025 日独大学リーダー会議

事務局より、12月4日に開催した「2025 日独大学リーダー会議」について報告があった。

・国際大学協会（IAU）Global Meeting of Associations

事務局より、資料3に基づき、11月24日にルワンダのキガリで開催された国際大学協会（IAU）Global Meeting of Associations について報告があった。

次回の開催については、事務局から改めて連絡する旨、説明があった。

以上

令和7年度第4回国際交流委員会 議事概要

1 日 時：令和8年1月30日（金）11：00～12：10

2 開催方法：オンライン（Zoom 使用）

3 出席者：永田委員長

那須、大竹、小川、春名、内木、吉田、北野 各委員

大根田、織田、坪井、小幡、福井、木暮 各専門委員

4 議事の経過及び結果

議事に先立ち、永田委員長から定足数の確認を行った。

（1）将来像実現に向けた検討事項について

事務局より、将来像の実現に向けた検討事項として、留学生のリクルーティングに向けたマッチング（選抜・入試）や広報について、資料1に基づき、説明があった。

その後、各委員・専門委員から日本留学試験（EJU）の基盤の拡充の重要性、文部科学省「日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業」の課題や改善案、国立大学システムとしてのアルムナイの利活用、外部機関（JASSO、JICA、大使館等）との連携・協力要請、委員・専門委員が海外出張する際に国立大学全体を宣伝する案等について活発な意見交換が行われた。

（2）令和8年度国際交流委員会の事業計画（案）について

事務局より、資料2に基づき、令和8年度国際交流委員会の事業計画（案）として、将来像実現のための議論、研究セキュリティの検討、諸外国の大学団体との連携、UMAP やIAUへの参画などを継続・実施する旨の説明があり、意義なく了承された。

（3）その他

・国立大学グローバル化アクションプランー国際社会における共創へのリーダーシップを発揮するためにー（NUGLAP：National Universities Global Leadership Action Plan）の改訂について

事務局より、資料3-1に基づき、NUGLAPを公表後、国際交流委員会においてフォローアップ調査の実施方法を再検討した結果、大学全体の国際化の進捗把握を目的とする同調査は、毎年ではなく3年に1度実施することが適当と整理され、留学生受入に係る各種プログラムについては毎年更新することとされた。

これを踏まえ、現行NUGLAPに残る「フォローアップ調査は毎年実施」との記載を「3年に1度実施」へ修正するとともに、留学生受入に係る各種プログラムは毎年更新する旨を追記する改訂を行う旨の説明がなされ、意義なく了承された。

- ・韓国（KCUE）との交流事業に係るホスト校について

事務局より、資料 3-2 に基づき、第 2 回日韓大学学長フォーラムについて、北海道大学がホスト校として立候補しており、国立大学からの候補校として JACUIE に推薦したい旨の説明がなされ、意義なく了承された。

次回の開催については、3 月 10 日に開催予定である旨、説明があった。

以上

令和7年度第5回国際交流委員会 議事概要

- 1 日 時：令和8年3月10日（火）16：00～18：00
- 2 開催方法：オンライン（Zoom 使用）
- 3 出席者：永田委員長
大竹、榮坂、小川、春名、染矢、内木、本山、各委員
大根田、坪井、小幡、織田、堀田、福井 各専門委員

4 議事の経過及び結果

議事に先立ち、永田委員長から定足数の確認を行った。

（1） 外部関連委員会への委員の推薦について

事務局より、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）からの依頼に基づき、日本留学試験実施委員会委員の候補者として、本委員会専門委員の織田雄一教授を推薦する旨、資料1に基づき説明があった。審議の結果、これを承認した。

（2） 将来像実現に向けた検討事項について

事務局より、第2回国立大学の入学者選抜に関する中長期的課題検討WGにおいて議論された「マッチング（入試・選抜）」について、報告があった。

また、将来像実現のための国立大学システム検討WGへの報告書（案）について、資料2-1に基づき、説明があった。

その後、各委員・専門委員から報告書（案）について、留学生への教育・生活両面における支援体制に関する記載項目の追加や、入試出願プロセスの共通化・効率化に向けた具体的な提言など活発な意見交換が行われた。

本報告書（案）の修正については、本日の議論を踏まえ、委員長と事務局において詳細な文言調整を行った上で、改めて各委員・専門委員へ意見照会を行うこととした。なお、照会の結果、議論が必要な意見が多数寄せられた場合には、再度委員会を開催することとし、軽微な修正に留まる場合は委員長に一任とすることを承認した。

（3） 国立大学の宣伝用資料（プロトコール）初版の作成について

事務局より、資料2-2に基づき、各大学の特色を凝縮した配布用の宣伝資料（PDF版）をウェブコンテンツ（日本地図ナビゲーション等）の導入に先駆けて優先的に整備する旨の説明があり、異義なく了承された。

（4） その他

- ・【報告】第22回 JACUIE（書面審議）の審議結果について

事務局より、資料 3 に基づき、第 2 2 回 JACUIE（書面審議）の審議結果について報告があった。

- ・2025 日独大学リーダー会議の事後アンケート結果について

事務局より、参考資料 1 に基づき、2025 年 1 2 月に開催した「2025 日独大学リーダー会議」の事後アンケートの集計結果について報告があった。

次回の開催については、後日事務局より連絡がある旨、説明があった。

以上

令和7年度 第1回経営委員会・第2回人事労務小委員会・
第1回財務・施設小委員会・第2回病院経営小委員会（合同開催） 議事概要

日 時 令和8年1月26日（月） 14:00～15:45
場 所 オンライン会議
出 席 者 越智委員長、石橋副委員長、横手副委員長、熊ノ郷副委員長
西川、玉手、田中、中村、小畑、上本、藤澤、原田、谷澤、井戸 各委員
角田、村上、丸山、古田、尾田、大鳥、塩崎 各専門委員
（東京大学）岡部人事部長
（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部計画課）廣田課長
陪 席 者 （文部科学省高等教育局医学教育課） 多田大学病院支援室長
（大学改革支援・学位授与機構） 八田審議役、市川大学連携・支援部長、
向大学運営連携課長、谷口国立大学施設支援課長

- 議事に先立ち、越智委員長および各委員・専門委員の挨拶があった後、事務局から、資料及びオンライン会議の運用について説明があった。
- 越智委員長から委員の出席が過半数のため定足数を満たす旨の説明があった。

〔議事の経過及び結果〕

1. 「2025年度障害者雇用及び高年齢者雇用に関する調査」について

事務局から資料1に基づき、「2025年度障害者雇用及び高年齢者雇用に関する調査」の調査結果について説明があり、了承された。調査結果については近日中に会員・特別会員へ提供することとした。

2. 令和7年度における各小委員会の活動、令和8年度経営委員会事業計画、並びに各小委員会活動計画について

事務局から資料2-1及び2-2に基づき、令和7年度における各小委員会の活動報告、令和8年度経営委員会事業計画、並びに各小委員会の活動計画について説明があり、いずれも原案の通り承認された。

3. 令和7年度国立大学法人等職員統一採用試験について

試験実施地区の幹事大学を代表して、東京大学岡部人事部長から資料3及び参考資料3に基づき、令和7年度の国立大学法人等職員統一採用試験の実施状況等について説明があり、その後、意見交換を行った。

4. 国立大学病院の経営状況と見込について

国立大学病院長会議理事・事務局長として、塩崎専門委員から資料4に基づき、国立大学病院の経営状況と見込について説明があり、その後、意見交換を行った。

5. 国立大学法人の施設整備について

文部科学省廣田計画課長から資料5に基づき、国立大学法人の施設整備について説明があり、その後、意見交換を行った。

6. その他

事務局から参考資料4に基づき、文部科学省において実施された「研究者・教員等の雇用状況に関する調査」（令和7年度）の調査結果について報告があった。

以上

広報委員会（令和 7 年度第 1 回） 議事概要

日 時 令和 7 年 7 月 28 日（月） 10：00～12：00
場 所 Zoom によるビデオ会議
出席者 喜納委員長、佐々木副委員長、
石原、齋藤、榊、林、村田 各委員
西川、塩沢 各専門委員

議事の経過及び結果

議事に先立ち、委員長から、委員長、委員及び専門委員の交代について報告があり、委員長、委員及び専門委員から挨拶があった。

続いて事務局から資料 1 に基づき、本委員会の概要及び令和 7 年度の事業計画について説明があった。

また、委員長から、一般社団法人国立大学協会委員会規程第 5 条第 2 項により、佐々木委員及び岡本委員を副委員長に指名し、委員長不在時の副委員長の順序については、佐々木副委員長を第 1 順位、岡本副委員長を第 2 順位とする旨報告があった。

I 協議事項

1. 広報誌「国立大学」第 75 号（8 月発行）の編集について

資料 2 に基づく説明及び審議の結果、必要な修正を行った上で発行することとなった。修正が必要な場合には委員長一任のもと行うこととなった。

2. 広報誌「国立大学」第 76 号（11 月発行）の企画について

11 月発行予定の第 76 号（テーマ：グローバル人材の育成及び大学の国際化）について、資料 3 に基づく説明及び審議の結果、特集タイトルは原稿確認後、委員長一任とし、OPINION はタレントのパトリック・ハーラン氏へ、LEADER'S MESSAGE は、国立大学協会国際交流委員会より 2 名選出し対談形式で依頼することとなった。候補者の都合がつかなかった場合の変更等については、委員長に一任することとした。

また、Challenge!国立大学では、各国立大学にテーマに則した特色ある取組を募集することに決定した。

3. 広報誌「国立大学」第 77 号（3 月発行）の企画について

3 月発行の第 77 号について、資料 4 に基づく説明及び審議の結果、テーマは「リ

カレント・リスキリング教育」として、特集の方向性を引き続き検討することとなった。LEADER' S MESSAGE 及び OPINION の候補者については、委員会であった意見を踏まえ、事務局で検討することとなった。

4. 広報誌「国立大学」別冊 23 の校正について

資料5に基づく説明及び審議の結果、必要な修正を行ったうえで発行することとなった。

Ⅱ 報告事項

1. 国立大学協会一般ウェブサイトリニューアルについて

事務局より、国立大学協会一般ウェブサイトリニューアルについて、資料6に基づき報告があった。

以上

広報委員会（令和 7 年度第 2 回） 議事概要

日 時 令和 7 年 11 月 4 日（火）10：00～11：15
場 所 Zoom によるビデオ会議
出席者 喜納委員長、佐々木副委員長、岡本副委員長、
長谷山、榊、林、村田 各委員
加藤、西川、塩沢 各専門委員

I 協議事項

1. 広報誌「国立大学」第 76 号（12 月発行）の編集について

資料 1 に基づく説明及び審議の結果、タイトルを「国際社会と共に歩む大学の挑戦」に決定し、原案のとおり発行することとなった。修正が必要な場合には委員長一任のもと行うこととなった。

2. 広報誌「国立大学」第 77 号（3 月発行）の企画について

3 月発行の第 77 号（テーマ：リカレント・リスキリング教育）について、資料 2 に基づく説明及び審議の結果、LEADER'S MESSAGE は北海道国立大学機構の長谷山彰理事長と同機構のリカレント・リスキリング責任者による対談、OPINION はタレントのエド・はるみ氏と富士通の平松氏浩樹氏の対談をお願いすることとなった。候補者の都合がつかなかった場合の変更等については、委員長に一任することとした。

Challenge!国立大学については、今後大学に取組を照会することとし、掲載大学の選考については改めて当委員会にて決定することとした。

また、タイトルは内容がある程度固まってから議論することとした。

3. 広報誌「国立大学」第 78 号（7 月発行）の企画について

7 月発行の第 78 号について、資料 3 に基づく説明及び審議の結果、テーマは「大学院教育改革」として、特集の方向性を引き続き検討することとなった。LEADER'S MESSAGE 及び OPINION の候補者については、事務局で検討することとなった。

II 報告事項

1. 令和 7 年度国立大学法人等広報担当者連絡会について

事務局より、令和 7 年度国立大学法人等広報担当者連絡会について、資料 4 に基づき報告があった。

2. 国立大学協会一般ウェブサイトの新デザインについて

事務局より、国立大学協会一般ウェブサイトの新デザインについて、資料 5 に
基づき報告があった。

以上

広報委員会（令和 7 年度第 3 回） 議事概要

日 時 令和 8 年 3 月 5 日（木）9：30～11：00

場 所 Zoom によるビデオ会議

出席者 喜納委員長、岡本副委員長、日比野、石原、日詰、林、村田 各委員
加藤、西川、塩沢 各専門委員

I 協議事項

1. 広報誌「国立大学」第 77 号（3 月発行）の編集について

資料 1 に基づく説明及び審議の結果、タイトルを「学びは終わらないー大学と共に歩むリカレントの道一」に決定し、原案のとおり発行することとなった。修正が必要な場合には委員長一任のもと行うこととなった。

2. 広報誌「国立大学」第 78 号（7 月発行）の企画について

7 月発行の第 78 号（テーマ：大学院教育改革）について、資料 2 に基づく説明及び審議の結果、LEADER'S MESSAGE は熊本大学の小川久雄学長と鹿児島大学の井戸章雄学長による対談、OPINION は人間文化機構の木部暢子機構長と自然科学研究機構の川合眞紀機構長の対談をお願いすることとなった。候補者の都合がつかなかった場合の変更等については、委員長に一任することとした。

Challenge！国立大学については、令和 7 年度 FLAGs に採択された 6 大学に寄稿を依頼する。

3. 広報誌「国立大学」第 79 号（11 月発行）の企画について

7 月発行の第 79 号について、資料 3 に基づく説明及び審議の結果、テーマは次回の広報委員会にて引き続き検討することとなった。LEADER'S MESSAGE 及び OPINION の候補者については、事務局で検討することとなった。

II 報告事項

1. 国立大学協会ウェブマガジンの企画について

事務局より、ウェブマガジンの企画について、資料 4 に基づき報告があった。

以上

令和7年度第1回事業実施委員会 議事概要

日 時 令和8年1月22日（木）10:00～11:45
場 所 Zoomによるオンライン会議
出席者 松尾委員長、鮫島副委員長、永田副委員長、
千葉委員、太田委員、石崎委員、宮下委員、受田委員、飯田委員

〔報告〕

（1）令和7年度研修等事業報告について

事務局から、資料1に基づき、令和7年度研修等事業について報告があった。併せて、資料2～4に基づき、新任学長（就任予定者）セミナー及び新規理事・事務局長就任予定者研修会の実施に向けた進捗状況の報告があった。

（2）国立大学法人総合損害保険について

事務局から、資料5～6に基づき、国立大学法人総合損害保険の基本方針に基づく火災事故防止に向けた取り組みについて報告があった。

〔議事〕

（1）令和8年度国立大学法人総合損害保険メニュー1における引受保険割合の変更及びメニュー2、3、4における引受保険会社の決定について

事務局から、資料7に基づき、メニュー2、3、4における令和8年度国立大学総合損害保険引受保険会社について説明があった。続いて、メニュー1の引受保険割合について、一部の保険会社からシェアダウンの申し入れがあったこと、及びシェアダウン分の引受については、現在調整中である旨の報告があり、その後意見交換を行った。

意見交換後、メニュー2、3、4の引受保険会社については、原案のとおり承認された。

なお、メニュー1の引受保険割合については、引き続き事務局にて保険会社との調整を行い、調整後、本委員会にて書面等により審議を行うこととなった。

（2）令和8年度事業実施委員会事業計画（案）について

事務局から、資料8に基づき、令和8年度事業実施委員会事業計画（案）について説明があった後、意見交換を行い、原案どおり承認された。

（3）令和8年度研修等事業計画（案）について

事務局から、資料9～21に基づき、令和8年度研修等事業計画（案）について説明があった後、広く意見交換を行った。各研修の講師候補については、委員の意見を踏まえ、委員長と事務局において検討していくことで承認された。

なお、研修事業の講演者等について、本委員会後も推薦者がいる場合は事務局まで連絡いただきたい旨、委員長から発言があった。

（4）その他

国立大学協会が実施する研修事業等について、広く意見交換を行った。

以上

令和7年度第1回 政策研究所運営委員会 議事概要

- 1 開催日時 令和8年2月25日(水) 14:00～14:20
- 2 開催方法 WEB会議 (Zoom会議)
- 3 出席者
参加：喜納委員長、佐古委員、千葉委員、日詰委員、濱中委員、水田委員、
米澤委員、戸渡委員、林(佳)委員、戸渡委員、村田委員
欠席：大田委員、林(隆)委員、吉武委員

4 議事の経過及び結果

＜議題1＞ 令和8年度活動計画(案)について(資料1)

事務局より、令和8年度活動計画(案)について、資料1に基づき説明を行った。審議の結果、原案のとおり了承された。

＜議題2＞ 調査研究のあり方の検討について(資料2-1、2-2、2-3)

事務局より、調査研究のあり方の検討について、資料2-1に基づき、政策研究所が担うべき役割や、その基盤となる調査研究のあり方について、これまでの活動の適切性や成果を整理するとともに、今後求められる機能に照らして検討する必要があるとして、政策研究所運営委員会の下に「調査研究のあり方に関するワーキンググループ」(以下、WG)を設置して政策研究所のあり方も含めながら検討を行いたい旨が提案された。続けて、資料2-2に基づき、WGの趣旨や構成等の説明を行った。また、WGの委員案についても資料2-3に基づいて提案があった。

審議の結果、政策研究所運営委員会のもとに「調査研究のあり方に関するワーキンググループ」を原案のとおり設置し、政策研究所のこれまでの活動の適切性や成果を整理し、調査研究のあり方について検討を進めることとなった。

＜報告事項1＞2025年度国立大学法人基礎資料集及び参考資料【会員限定】の作成について

事務局より、2025年度国立大学法人基礎資料集及び参考資料【会員限定】の作成について資料3に基づき報告を行った。

＜報告事項2＞ その他

事務局より政策研究所が委託している調査研究について、現状の説明があった。

Ⅲ 意見、提言、要望書等

資料

- 1 国立大学法人等の機能強化に向けた検討会（第 9 回）ヒアリング資料
- 2 予算・税制改正要望書
- 3 令和八年度予算における国公立大学法人関係予算の拡充等に関する決議
- 4 物価・人件費高騰への対応のための国公立大学法人関係の基盤的経費拡充等に関する緊急決議
- 5 第5期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会（第 2 回）ヒアリング資料



わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像【概要】

＜国立大学の決意と本「将来像」が目指すもの＞

資料 1

資料 3 - 1

国立大学の目指すこと

深刻な少子化が大きな課題となる中、

- ◆ わが国の発展を支える「知の拠点」として、これからも常に、**わが国の「知の総和」向上に貢献**
- ◆ 国立大学全体を「**国立大学システム**」と認識し、自らが社会変革に関わることへの覚悟と戦略をもって**イノベーティブな日本社会の創造に挑戦**

大幅な18歳人口減少が始まる2035年までに、

本将来像を実現させる柔軟な制度構築や規制の見直しなどの教育施策が必要

国立大学の「決意」

- (1) ・ 地方及び女子進学率向上させ、意思と能力のある**すべての者が高等教育を享受する意識を持つ体制を構築**する
・ 学生定員の外枠化等も活用して、留学生受入れを3割に拡大し、**多様な頭脳を導入**する
- (2) ・ 世界最先端研究を目指す大学を中心に学部定員の大学院定員への振替により**博士号取得者数を3倍に増加**させる
・ 公的部門や産業界等と協力して**博士人材が活躍できる環境・条件を醸成**する
- (3) ・ 各道府県に設置された地方大学は、大学間連携を図りつつ**学部及び大学院の構成と定員を見直す**
・ 地方自治体や産業界と連携して地方創生の主導的役割を果たし、**人口流出抑制に貢献**する
- (4) ・ 関係各省と協働して**大学病院の研究環境整備・研究者処遇を適正化**させる
・ 初中教育の教員の質の高度化に取り組む
- (5) ・ 研究への潤沢な資金と研究者の確保、特に**研究者全体の層を拡張**する
・ 研究施設・設備や研究支援スタッフ等の**研究環境を高度化**させる
- (6) ・ 統合の可能性も視野に入れた連携と再編を通じて、大学自身と「**国立大学システム**」の力を強化・増大させる
・ 国公立大学間の連携による**高等教育全体のレベルアップ**や、地方自治体や地域産業界との連携を通じて**地方創生を主導**する
・ **女性の活躍促進**と、障害ある者等を含む**共生社会を実現**させる

上記「決意」を実現するため、国立大学は個々の特色を生かした上で、**有する教育・研究・社会貢献に関する機能の最大化**を総体としても果たしていく

有する機能のうちのどの機能を中心として、わが国の「知の総和」の向上に取り組むかを、ステークホルダーとの間で、また、国立大学間で**真摯かつ十分な議論を行い、国立大学自らが選択**

- ✓ 国立大学の**存在意義は社会の発展と国民の幸福**にあり、**活動の受益者は国と国民全体**
- ✓ その意識を高め、**国及び社会が国立大学への財政支援を積極的に行う必要**がある

国立大学への財政的基盤の確保は、わが国社会の高度化につながる未来への投資！

わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像

令和 7 年 3 月 3 1 日



わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像

国立大学の決意と本「将来像」が目指すもの

資源に恵まれないわが国にとって、科学技術の振興と経済・産業の発展こそがそれらの正のスパイラルを加速する原動力である。それらを支え、動かすのは人材であることから、深刻な少子化はわが国の大きな課題である。教育、研究、社会貢献を基本機能としてわが国の発展を支える「知の拠点」たる国立大学は、これからも常に、新たな知を生み続けるとともに、社会が求めるところを理解し、果敢にかつ確実にその活動を強化し、わが国の「知の総和」の向上に貢献する。国立大学は、2040 年を想定した本「将来像」に基づいて、国立大学全体を個々の力の積算のみでなく、集団としてより次元の高い「国立大学システム」と認識し、自らが社会変革に関わることへの覚悟と戦略をもって、イノベティブな日本社会の創造に挑戦する。そのためには、大幅な 18 歳人口の減少が始まる 2035 年までに、本「将来像」の実現を可能とする教育施策が必要である。

今後、わが国は、急速な人口減少と産業競争力の低下を抑制し、ウェルビーイングな社会を実現するために「知の総和」を増大させる必要があるが、その中で、国立大学には、わが国全体の知のレベルを向上させること、産業のイノベーションに繋がる先端研究を推進すること、地域活性化・地方創生に係わることが求められる。

本「将来像」が国立大学の決意として目指すところの概要は以下のとおりである。

- (1) わが国の「知の総和」を増大させるため、地方及び女子の大学進学率を一層向上させ、意思と能力あるすべての者が高等教育を享受するという意識を持ち、そのための体制を構築する。同時に、学生定員の外枠等も活用して全学生の 3 割まで留学生受入れの拡大を図り、世界から多様な頭脳をわが国に導き入れる。
- (2) 多様な分野における世界最先端研究を遂行する大学を中心に、学部定員の大学院定員への振替により、博士号取得者数を 3 倍に増加させる。併せて、公的部門や産業界等と協力して博士人材が活躍できる環境や条件を醸成する。
- (3) 各道府県に配置された地方大学の大学数を減少させることなく、大学間連携も図りつつ学部および大学院の構成と定員を見直す。地方大学は、地方自治体や地域産業界との連携によって地方創生に主導的役割を果たし、地方における人口流出を抑えこむことに大きく貢献する。
- (4) 大学病院における研究環境の整備や研究者の処遇については、文部科学省・厚生労働省と協働し適正化を図る。教員養成に関しては、国が「わが国の教育」とは何かを示した上で、初等中等教育の教員の質の高度化に取り組み、次世代人材の育成に寄与する。

- (5) 研究への潤沢な資金と研究者の確保が必要であり、特に、研究者全体の層を広く厚くすることが最も重要である。また研究施設・設備や研究支援スタッフ等の研究環境の高度化を図る。
- (6) 各国立大学は、統合の可能性も視野に入れた様々な連携と再編を通じ、各大学自身とその総体である「国立大学システム」の力を強化・増大させる。また国公立大学間の様々な形の連携を通じて、わが国の高等教育全体のレベルアップを図り、さらに地方自治体や地域産業界との連携を通じて地方創生を主導していく。さらに、「知の総和」の重要な構成要素である女子学生や女性研究者・教員の活躍を促進し、また障害のある者等を含む共生社会の実現を目指す。

国立大学は、各地域の歴史・地域性などを背景にし、多様な発展を遂げてきた知の拠点であり、その機能のさらなる強化が求められている。各大学は、自らの使命を深く理解し、その本質を見極めた上で、学部や大学院の在り方を再構築するとともに、教育・研究体制の改革と定員の適正化を進めなければならない。

全国に 85 ある国立大学は、それぞれの設置の目的、立地、歴史などによって果たしている役割が異なる。これら 85 の国立大学がその特色を生かした上で「国立大学システム」として社会の変革を牽引するためには、期待されている役割と有する機能の最大化を、個々の大学のみならず総体として果たしていかなければならない。

国立大学が有している機能としては、①世界レベルの学術研究を推進する機能、②新技術開発や産業のイノベーションにも繋がる先端研究を推進する機能、③わが国の産業を支える優秀な人材を輩出する機能、④社会の多様な活動に参画できる人材を育成する機能、⑤初等中等教育に係わる教員を養成する機能、⑥医療人材を養成し、先端医療や地域医療に貢献する機能、⑦外国人留学生を受け入れ、わが国のダイバーシティ向上に貢献する機能、⑧地域産業や地域の活性化など広く地方創生に係わることのできる人材を輩出する機能などがあり、各大学はこれらの中の全部または複数の機能を果たしている。

本「将来像」を実現するために各大学は、これらの機能のうちのどの機能を中心としてわが国の「知の総和」の向上に取り組むのかを、ステークホルダーとの間で、また、国立大学間で真摯なかつ十分な議論を行い、自ら選択していく。

国立大学の存在意義は社会の発展と国民の幸福にあり、教育・研究をはじめとする国立大学の活動の受益者は国と国民全体である。その意識を高め、国及び社会が国立大学を支える財政支援を積極的に行う必要がある。以上のような国立大学の進化と発展には運営費交付金をはじめとする国による財政的基盤の十分な確保が必須であり、それは、わが国社会の高度化につながる未来への投資なのである。

わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像

目 次

序論	2
1. わが国の未来へ向けて	2
2. わが国の再興に向けての国立大学の挑戦	2
3. 多様性とグローバル化の将来社会	5
I. わが国のさらなる飛躍に向けた国立大学の挑戦	6
1. 国立大学スピリットと新たな理念－国立大学としての使命－	6
2. 「システム」としての国立大学	6
II. 将来に向けた具体的方策	8
1. 人材育成による「知の総和」の増大	8
(1) 人材育成の高度化	8
(2) グローバル化と多様性の社会に向けて	10
2. 研究力の向上	13
3. 地方創生への国立大学の貢献	15
4. 「国立大学システム」の活用	16
おわりに	19
補論	20

序論

1. わが国の未来へ向けて

わが国は、明治維新に欧米の思想や文化、システムを取り入れて近代国家制度を構築し、驚異的な発展を遂げた。さらに、戦後復興の中で、民主主義国家を再建し、人口の増加と目覚ましい経済成長により奇跡的な復興を遂げ、Japan as No.1 ともいわれるに至る国家となった。その中で、国立大学は、戦後のわが国の復興と発展の基盤として、すべての都道府県に配置されることにより、全国民に普く高等教育の機会を供給し、国の発展の柱となる優秀な人材の育成と産業の発展の基礎となる科学技術の研究に中心的役割を果たしてきた。

現在の世界では、科学技術の発展は人類に大きな恩恵をもたらす一方で、その発展した科学技術によって人類の活動が急激に拡大し、温暖化をはじめとする地球規模の課題を生み出し、人間生活の基盤を揺るがしつつある。同時に、国際関係は、戦後の安定的状態に揺らぎを生じ始めるとともに、先進国の少子化と人口減少に対して、グローバルサウスの諸国では人口爆発と食糧危機が予想されている。ここにおいて、持続可能性と多様性を基にしたレジリエント（強靱）な社会の構築・維持が求められるところである。

翻ってわが国をみれば、「失われた 30 年」と言われる長期的な経済停滞期を経て、深刻な少子化による人口減少社会を迎えようとしている。この状況においてわが国がこれからも世界に冠たる国家であり続け、様々な課題の解決に挑戦し、豊かで平和な世界を先導していくためには、過去の経緯に囚われず、社会を支える優秀な人材の育成と、広く厚い研究の層に裏打ちされた世界の最先端を行く科学研究の推進を、これまで以上にアグレッシブに展開することが不可欠である。国立大学は、これまでもわが国の発展の礎となり、様々な社会課題の解決に大きく貢献してきたが、今、こうした内外の状況を打破し、「知の拠点」として「世界に冠たる日本」を支え作り上げる原動力となり、挑戦や革新が各所で起こる国への変革を牽引する覚悟を持たなければならない。

国立大学協会は、すでに 2018 年に 2030 年頃の将来を想定して「高等教育における国立大学の将来像」を発表している。今回の将来像は、国立大学法人化 20 年の機会に、改めて国立大学が、2040 年の社会を念頭に、これまでとは異なる新しい理念と価値観の下で、わが国及び世界をリードし、人類の輝ける未来の構築に主導的に関わることを決意して、その新たな将来像を提示するものである。ここに示す将来像を現実のものとするためには、それが痛みを伴うものであったとしても国立大学の大きな決断と行動が必要である。それこそが「世界に冠たる日本の国立大学」として、わが国の「知」の総力を発揮して、わが国と世界の輝く未来を構築するための必須条件と確信している。

2. わが国の再興に向けての国立大学の挑戦

国立大学の使命は、帝国大学令（明治 19 年 3 月 2 日勅令第 3 号）及び大学令（大正 7 年 12 月 6 日勅令第 388 号）では「国家」のためと記され、国立大学法人法（平成 15 年法律第

112号)では「国民」、「我が国」のためと記されている。また、教育基本法(平成18年12月22日法律第120号)では、大学は、「社会の発展のために寄与するもの」とされた。

国立大学のこうした使命と位置づけの下で、国立大学協会の策定した「高等教育における国立大学の将来像」(平成30年1月26日)に基づき、国立大学は、わが国における世界に伍する研究拠点であり、地域の中核拠点であることを旗印に、教育研究を革新してきた。しかし、AIの進化を見るまでもなく変化のスピードは想像以上に早く、社会はグローバル化し、これまでの延長線上では対処しえない数々の課題を抱えている。国立大学は、今、新たな将来に向けて、激動する「社会」のための存在へと進化していこうとしている。

わが国は、「失われた30年」を経て、研究力、経済力、国際化など数多くの分野で自信を失くし積極性に欠けているように思われる。同時に、わが国は少子化による急激な人口減少を迎え、多発する自然災害に苛まれている。その中で、国立大学は、人を育て、科学技術の発展を牽引し、豊かな日本社会を創生するためのエンジンとなり、グローバル化推進、地方創生の推進、研究力強化などの様々な課題に挑戦する。それが、豊かな将来を求める世界で、わが国が存在感を示す国となる基盤である。この将来像が念頭に置いている「2040年」には、人口の35%が65歳以上¹となり、経済産業、科学技術のみならず、社会保障等の様々な局面でも対応が求められる。こうした状況の下にある「2040年」を迎えても、わが国の社会が創造的であり続け、人類社会にとって大きく貢献する将来を実現すること、それが、国立大学が総力を挙げて今後取り組むべき「挑戦」の目標である。中央教育審議会の将来推計によれば、現在の大学学部進学者の多くを占める18歳人口は2035年から激減する予測²となっている。こうした取組が実効性を生むためには、その2035年までに、必要な教育施策を講じねばならない。

わが国の基幹的インフラである国立大学は、これまでも、共通の根本的な使命を共有しているだけでなく、互いの信頼に基づいて、課題や目標に対して一丸となって挑戦してきた。国立大学が主体となって実施してきた大学入学試験制度である共通一次、センター試験、共通テストや、大規模災害などに要請を受けて国立大学病院などから迅速に派遣されるDMAT(災害派遣医療チーム Disaster Medical Assistance Team)などは、その例である。将来においてもわれわれ国立大学は、課題に対して明確な目標を共有し、その目標に挑戦し続ける。日本の豊かな未来にとどまらず世界の豊かな未来の創造のためには、国立大学総体による貢献が不可欠であり、大学院教育・研究機能と学部教育機能の二つの視点に立脚して、全国規模で学部及び大学院の定員をわが国の人口減に応じた適正な規模に調整しつつ、その総体機能を向上させる方策を考案し、実行することで、わが国及び世界の将来を望ましい姿に先導していく。

¹ 文部科学省 中央教育審議会 我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～(答申)(中教審第255号) 関係データ集(1)、人口の推移と将来推計

² 文部科学省 中央教育審議会 我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～(答申)(中教審第255号) 関係データ集(1)、18歳人口(男女別)の将来推計

少子化による人口減少に対しては、「知の総和」の増大のため、学びの可能性を広げ、個々の能力を引き出し大きく拡張して、学びの質の向上を目指す。その方策は、例えば、現在全国立大学で年間約1万人の博士号取得者数³を、多様な分野において世界最先端研究を行う大学⁴における学士課程定員の大学院定員への振替等により、2040年には3万人に増加させるなどがある。

さらに、国立大学による「知の伸展・拡大」には、多様な背景を持つ者たちが集うキャンパスが求められ、留学生、社会人、ジェンダー不均衡などに関わる課題を解決する方策でなければならない。それは同時に、多様性と包摂性を認める社会のグローバル化への指針となるものでなくてはならない。具体的には、例えば、現在学部・大学院併せて7.9%⁵である留学生比率を、世界から多様な頭脳をわが国に導き入れ、また留学生定員の外枠化等も活用して2040年には30%以上とすること、また、現在37.4%⁶となっている女子学生比率を2040年には可能な限り50%に近づけることを目指す。

国立大学は、これまでもわが国全体の、そして各地域の文化、社会、経済を支える拠点であり、産業、教育、医療、福祉などに十全の責務を負っていく覚悟を表明している。人口移動や減少により小学校や中学校の消滅が地域社会の活力を失わせた事実を重く受け止め、各都道府県に配置されている国立大学は、学部構成及び学部定員の見直しを進めつつも、自治体、産業界などと協働して地方創生を推進していかなければならない。そのため、各大学は、地域に貢献するためにこれまで行ってきた取組とその成果を可視化し、地域自治体・住民等に明示することで、国立大学の取組を地域自らが評価するための情報提供を行い、その評価に基づいて、地域の知の拠点としての国立大学が地方創生に十全の役割と責任を果たしていく。

わが国の研究力は、国際社会での相対的な位置が降下してきている。わが国から発信される学術論文の約半数を担う国立大学として、これまでにない研究力強化・向上策と努力が必要である。目標は、Top10%補正論文数を、2040年にはシェア5%、順位5位以内に向上させることである。そのためにまず、若者たちに研究の魅力や喜びを浸透させ、研究者志望の博士課程進学者を拡大して、研究者の層の厚みの伸長とその中からのリーディング研究者の育成と増加を進める。また、国際頭脳循環や国際共同研究を推進し、研究の国際性を高めるとともに、研究者の自由な移動と往来を促進し、研究者の流動性の拡大を図る。さらには、研究支援人材の充実等による研究者が研究に専念できる時間の確保や研究インフラの高度化等の研究環境の充実も進める。国立大学が率先して研究力強化に取り組み、わが国全

³ 文部科学省 学位授与状況調査（2021年度）

⁴ ここでいう「大学」は、一大学内で複数の分野において世界をリードする研究を行っている場合に限らず、特定の分野で特定の学部や研究科、専攻が世界と肩を並べる研究を行っている場合には、当該学部、研究科、専攻を指す。

⁵ 国立大学協会 国際交流委員会「国立大学における教育の国際化の更なる推進について」第11回フォローアップ調査

⁶ 文部科学省「学校基本調査」（2023）より国立大学協会事務局作成

体の研究力向上を目指す。

3. 多様性とグローバル化の将来社会

将来のわが国の社会は、「多様性 (diversity)」と「包摂 (inclusion)」を基本理念とし、人、モノ、情報が地球上をあたかも国境無きかのように移動・移転し、国家間の関係が一層緊密となり、さらには地球自体が人間活動の基本的単位となるグローバル化社会である。それは同時にこれまでの固定的な構成要素からなる社会ではなく、人々が起源、特性、価値観や生活様式など異なる要素をもって共に存在する多様性社会でもあって、この「多様性とグローバル化社会」が 2040 年の社会の特徴を表わしている。多様性に富む社会は、様々な種別・属性を持った人々が暮らし、その関わり合いの中から新たな発想や斬新な視点をもたらす。人々が互いにそれぞれの違いや考え方を尊重し、自由が確保された安心・安全な環境の中で創造的な活動を生み出す社会である。それは、予測困難な将来にも対応可能な人材を生み出す社会であり、様々な変化にレジリエントな社会でもある。この自由で安全でレジリエントな社会の中で、大学による学術研究が、教育を通じた人材育成が、さらに地域、社会への貢献が展開し、それが社会そのもののさらなる発展につながるのである。

2040 年に到達するわが国の多様性社会は、これまでのわが国のありようからしてみれば大きな変化、そしてある意味での社会変革を必要とする。これを牽引するのは、知の中軸であり、教育・研究・社会貢献を通じてこれまでわが国の発展を牽引してきた国立大学の責務である。教育は新たな社会を構築する人材を育成するものであり、また研究は新たなものにチャレンジし、新たなものを生み出す活動である。この二つの機能を通じて社会を新しいもの、すなわち多様性社会としていくことこそが社会貢献である。

加えて 2040 年の社会はグローバル化社会である。大学においては、海外の大学、研究者等との共同研究や研究交流が日常化し、外国人研究者が日本人研究者と同一ラボで肩を並べて研究し、またキャンパス内で口角泡を飛ばす様な議論が英語をはじめとする外国語も交えて行われている。外国人留学生も全学生の 3 割を占めることが想定され、日本人と外国人が日本語のみならず外国語でコミュニケーションをとり、英語等の外国語で行われる授業も通常の状態となる。さらに日本で学んだ多くの留学生が卒業・修了後に、一方で母国に戻りわが国との懸け橋となり、他方で日本にそのまま残って就職し、わが国の発展に寄与する「高度知的人材」としてわが国の発展と豊かな生活を共に支える者となる。それは同時に、日本から学生や研究者が多く海外へ留学し、また海外の大学等と交流することが日常となる。さらには、わが国で学んだ留学生がノーベル賞を受賞するような将来を描かなければいけない。

このようにして、「多様性とグローバル化の社会」は、大学全体、とりわけ国立大学から始まるといっても過言でない。国立大学自体が多様性とグローバル化を象徴的に示すことによって社会全体の多様性とグローバル化を牽引する。

I. わが国のさらなる飛躍に向けた国立大学の挑戦

1. 国立大学スピリットと新たな理念－国立大学としての使命－

国立大学法人は、「…国民の要請にこたえ…、…高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図る」⁷ことを目的として、それぞれの理念やビジョンなどを策定し、「国」及び「国民」全体を念頭において教育、研究、社会貢献を行っている。「国」、「国民」及び「社会」のため、内外における様々な状況に対し、最大の利益を確保し、社会の安寧と繁栄の下で、人々が幸福で豊かな生活を送ることができるよう努める。これが、「国立大学スピリット」である。国立大学としての使命感であるといってもよい。例えば、DMAT のように災害時に「国立大学が、求めに応じ積極的に医療や調査等の支援組織を派遣する」のは、国民を守り社会に貢献するという志のもとで、国の危機的状況に対して自発的に行動し、チーム力を発揮し、叡智を結集して難題を解決する潜在的な優れた力が国立大学に備わっているからである。

明治維新の近代産業化による発展と、戦後の高度経済成長という2度の「大きな発展」を経験したわが国が、地球環境・気候変動問題、エネルギー・食料・資源問題、そして世界の平和と安全の不安定化、という世界の共通課題をいかに解決していくのか。さらに、少子化による人口減少、産業・社会の発展に不可欠なイノベーション、国際的競争力の向上など、国内の諸課題をどのように克服していくのか。科学技術・イノベーション基本計画等に見えるわが国の科学技術政策に基づき、国の「発展」の中核を担ってきた国立大学は、強靱なスピリットによって、これらの課題解決と将来計画を用意し、国立大学全体の持つ「高度な『知』によるイノベーション」を基軸として、「明日の社会」の構築を目指す。

国立大学は、このスピリットの下で、それぞれが異なった強みを持ち、多面的な連携を推進しつつ、多彩な発展を目指す。大規模研究大学から地域に大きく貢献する地方中・小規模大学まで、また最先端科学技術を世界的にリードする大学から、子供たちを育てる教員を養成する大学・学部、さらに特定の分野で力を発揮する大学など、全体が多様化する中で、個々の国立大学が、教育力、研究力、そしてイノベーション力を向上させて社会に貢献する。それは一つの大きな「システム」ともいえるべき「群」として、総合力を発揮するのである。

2. 「システム」としての国立大学

国立大学スピリットは、国立大学全体としての集団的な矜持でもある。それは、個々の力の積算のみでなく、集団としてより次元の高い「知の総合力」を発揮する。かかる「個」と「集団」を合わせた国立大学全体の在り方を「国立大学システム」と呼ぶ。それは共通のスピリットに基礎を置く柔軟な集合体であり、全国性、国際力と多様性、独自性と連携、そして集団力という4つの特性をもつ。

⁷ 国立大学法人法第一条

まず、国立大学は、全国どの地方にも高等教育を普く享受できるという「全国性」をもつ。これは最も基礎的な存在意義であり、全国各都道府県に存在することに留まらず、国立大学が知の拠点として地方の発展に貢献することを意味する。これが「知の総和」につながる。

次に、国立大学は、わが国の発展を目的とし、世界の中でのわが国の発展を前提にしており、「国際力と多様性」を擁している。国立大学は個々にまた全体として世界をリードする研究を行うべき世界的研究拠点である。研究者は国境を越えて往来し、国際共同研究を組織・実施し、研究のアイデアや思考は世界を飛び回る。ノーベル賞学者を多数輩出している中核が国立大学であることに鑑みれば、国立大学は研究の高度な潜在力（potentiality）を持ち、国内、国際を問わず、国公私を横断し、産官学をつなぐ共同研究の枠組みを構築することが可能である。

国際力は教育においても発揮されうる。これまでも国立大学は優秀な外国人留学生を多く受け入れ、学位取得後は、本国での活躍はもとより、わが国に定着して様々に活躍している。人口減少時代に入るわが国にとって、これまで以上に留学生の受入れ、定着を通じてわが国全体の知の総量が拡大される。それはまた多様性社会の構築につながる。

国立大学は、それぞれが個性や特徴を持ち、「独自性」を発揮して、教育、研究に注力していると共に、各地域の状況に合わせて地方創生に取り組む。この独自性を基礎的な力として、国立大学は様々な形で連携関係を組む。それは、地域の特徴を生かした連携から全国的な連携まで、また教育から産学官連携まで、様々な目的や種類がある。例えば四国5国立大学間の「知のプラットフォーム形成事業」、教員養成系大学・学部間の連合教職大学院、「東海・信州国立大学連携プラットフォーム(C²-FRONTS)」などの国立大学間の連携・協働体制に加えて、山梨県や山口県その他のように、国公私の区別を超えた大学間連携も構築されている。大学間連携の流れは今や全国的な規模であり、かつ共通性から異種間の相互補完的なものへ、さらにより高次の飛躍を遂げるための統合に至るまで、様々な形態が姿を見せている。

これら特性の先に、国立大学全体の「集団力」がある。集団としての国立大学の力は、地域や分野等を超えて、全国立大学間、さらに国公私も含めたわが国の全大学間の集団を構築し、集団力はいかなく発揮されることになる。集団力の伸長なくしては、この少子化と人口減少の時代に、効率的で効果的な教育・研究・社会貢献は見込むことができない。それは現在の様々な連携の延長線上に築かれる一方で、大学間統合も含む新しい国立大学の形を産む可能性も含んでいる。諸外国で大規模な大学再編が進むなか、わが国で、少子化時代の国立大学がその集団としての力を発揮し、国立大学全体の力を飛躍的に高揚させるのは、これから2040年までの新しい発想と発展意欲とにかかっている。これまで独自性を生かして力をつけてきた各国立大学が、全体として様々な形で集団としての対応と展開を進めて行くこと、これこそが「国立大学システム」の持つ集団力である。

Ⅱ．将来に向けた具体的方策

社会における「知の総和」が「人口×能力」であれば、少子高齢化が進行した 2040 年のわが国においては、大学入学年齢期人口の減少のみならず、日本全体の著しい人口減により「知の総和」の減少が生じる。国立大学にとっての将来課題の中心は、かかる将来状況の中でわが国の「知の総和」をいかに維持し、さらに増大させるか、ということである。現在の大学学部進学者の多くを占める 18 歳人口は 2035 年以降激減する予測となっている。すなわち、この課題への対応には、2040 年以降の状況を見据えつつ、遅くとも 2035 年までには、対策の道筋をつけ、行うべきことを明確にしておく必要がある。これからの国立大学は総力を挙げて、ここに示した考え方や方向性を、段階的かつ計画的に実現していく。わが国の発展の基礎をなす国立大学は、強い意思と決断力をもってこれにあたる覚悟である。

1. 人材育成による「知の総和」の増大

(1) 人材育成の高度化

国立大学による「知の総和」の維持・増大に向けた方策の中軸は、「人数」変数の減少を想定したうえで、いかに「能力」変数を拡大させるかということに他ならない。すなわち「人材育成」である。

その第一は、大学が育成する人材の高度化である。すなわち修士・博士人材の拡大が社会全体のレベルアップとなる。国立大学は、国民に広く高等教育の機会を保障する段階から、高等教育を受けた人材のさらなる高度化へと段階を進めなければならない。そのためには、従来の研究者養成を目標とした博士課程に加えて、「特定の専門分野を超えて社会の複雑な課題への解決策を提示できる者に与えられる国際的な能力証明」として博士の学位を位置づけ、大学も、博士課程での教育研究が学生に社会のあらゆる場で活躍できる能力を育成するものへと転換する必要がある。さらにそうした高度な汎用能力を持つ人材、つまり「高度職業人」を社会が受け入れ、活躍の場と機会を与えるよう、産官学で連携して進める。

博士課程学生の約 7 割が在籍する国立大学⁸は、こうした新しい博士人材育成を先導する役割を担う。国立大学は、博士号取得者数を 2040 年には現在の約 3 倍の 3 万人に拡大していくとともに、人口減少に応じた国立大学全体における学部定員と大学院定員のバランスの適正化や一部国立大学における大学院重点型への移行を進めることとなる。

このような「新たな将来を切り拓き、社会の新生に寄与する高度な汎用的能力等を修得させる」課程としての博士課程においては、分野横断的な学位プログラム、様々な分野へのインターンシップ、企業・官公庁等との共同研究・共同教育、さらには企業在籍のまま企業のニーズや課題に対応した研究の計画・策定・実施など、研究と実務・実業を横断する学位取

⁸ 文部科学省 中央教育審議会 我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）（中教審第 255 号）関係データ集(2)、課程別・設置者別在学者比較（在学者数）

得制度も組み込むことが求められる。また複数大学が連携して学位を授与する共同教育課程、幅広い博士課程教育を反映した「学術」博士号の活用等、博士課程教育の改革と刷新を実現する。これらを通じて、博士課程の多様かつ魅力的なロールモデルを構築する。あわせて、多様な発想力、一貫した論理力、広角的な汎用力等の博士の学位に備えるべき能力を養うため、修士、博士各課程を異なる大学で学修・研究する、いわゆる「アウトブリーディング」制や、体系性を重視した修士・博士5年一貫制など、様々な教育・研究制度を設けて、多様なフィールドで活躍することを推奨する。

かかる博士人材の活躍の場を拡大するため、一方で大学側が、博士号取得者の備える能力を明確に提示し、他方では社会、とりわけ経済・産業界側でもこうした博士人材の採用や博士号に値する適切な処遇の下で能力の活用を抜本的な形で積極的に進める必要がある。その基盤には、政府による博士教育・博士人材支援の継続と拡大がなければならない。

加えて、修士課程の充実も必要となる。社会科学分野では従来から専門職大学院を整備しており、これを大幅に拡大していくことが求められよう。また分野によっては、現代の高度社会においては学部卒レベルでは十分な基礎力を確保できない場合もあり、例えば工学分野等における学士・修士一体型教育等のようなカリキュラム編成や、新たな高度専門職養成大学院の設置、さらに修士段階で学部卒レベルを超えて身に付けることができる能力の可視化、教職大学院における学校経営や学級運営、高度教育手法等の充実・開発など、修士への進学を将来の職業人としての能力の伸長につなげることも重要である。加えて、これらに対応して、雇用側の認識や活用体制の整備、適切な処遇の確保が不可欠である。附随して、修士課程学生に対する給付型の支援の拡充も不可欠である。

「知の総和」増大のもう一つの方策は、大学生人口の増加、すなわち大学進学率の拡大である。これは、一方では、大学入学年齢期の若者の進学率を拡大することである。大学進学率は地域や家庭の経済状況、また性差によってなお大きな差がある。すべての国民が家計の憂いなく高等教育を享受できるためには、進学率向上に有効な施策であった「修学支援新制度」のような、より幅広い修学支援制度を充実させなければならない。

他方では、大学進学対象者を、これまでの日本人18歳人口中心主義から脱却して、より広範な層から学生を集め、様々な背景を持つ学生の多様な可能性を開花させる教育へ展開することが、グローバル化と多様性の社会における「知的能力の増大」になる。とりわけ留学生の大幅な拡大や社会人対象の柔軟な入学制度、障害のある学生への効果的配慮体制等により、入学者の多様化と増加は可能となる。

加えて、教育内容に関しても、専門分野に既定された教育でなく、現代の科学技術が様々な分野の知識、技術、文化の複合体であること、また科学技術が社会へのインパクトや社会との相互作用を持つこと等に鑑みて、文理横断型教育やSTEAM教育は不可欠であり、同時に教育の内容や体系の進化・革新を推進する。

これと同時に、知識重視の入試から理解力と応用力、自己発信力、文化理解等、多様な視点での入学者選抜を行うと共に、「十分な能力を修得した者のみを世に送り出す」厳格な出

口管理を行う。これには、高等教育に対する社会や産業界の理解や、入学試験・定員制度の理念・認識の再構築が必要になる。

これらの取組を進めるにあたっては、進学者の多様化に伴う学力の多様化への対応も想定せねばならない。高等学校時点での学習内容や身に付けている知識、その理解度や習熟度が異なる学生が、卒業時に一定以上の能力を身に付けるためには、多様な学生に対応したカリキュラムの整備が必要になる。初等中等教育で提唱されるのと同様に、個別最適化された教育プログラム、カリキュラムの実現のため、授業科目の編成や履修の仕方の工夫がこれまで以上に求められることとなる。これは、ギフテッドのような特定分野で飛びぬけた人材に早期に高度な教育を提供する際等にも必要とされる考え方である。

また、専門人材の育成の観点で、医療分野では、大学病院が診療・教育・研究の3機能を担っており、臨床人材の育成と地域医療・高度先端医療の保障、そして研究者の養成と医学研究の展開を進める役割は、大学病院でなければならぬ。この3機能を合理的に割り振ることのできる体制が必要である。そのため大学病院は、基本的に研究に軸足を置いて、診療に関しては高度医療を中心とする体制を構築する。この体制の中で、大学病院の医師・研究者を増員し、次代を担う高度人材を育成するため研究環境の整備と研究者の処遇の適正化を確保する。大学病院は同時に地域医療の中核であるが、地域の公的病院との連携を拡大・強化して、機能を分担する体制とする。

特に研究者育成の側面では、若手医師における診療と研究の両立や研究マインドの醸成、適切な処遇に配慮した新たな臨床研修制度が構築されていなければならない。また地域病院への医師の派遣や最先端医療を担う医療チームとそのための設備・機器等の十分な手当てがなければならず、診療科による医師の偏在も解消する必要がある、これには文部科学省と厚生労働省、地方自治体、さらに医師会等との効果的な協働による対応が必須である。それらを通じて大学病院の財務基盤を強化し、若い研究人材の誘導と確保さらに効率的な研究指導を通じて、研究成果の積み上げと新しい研究の開発・展開を進めていく。

（２）グローバル化と多様性の社会に向けて

2040年の社会は「グローバル化社会」であり、グローバル化の強力な推進が「知の総和」増大のさらなる方策である。グローバル化は、少子化の時代における国家的事業といつてよい。かかる認識の下に国立大学は「知の拠点」としてグローバル化を進めるのであり、国全体及びそれぞれの置かれた地方の立場から、グローバル化を牽引していくこととなる。それは国全体のグローバル化につながり、社会変革を促し、国の新たな発展を推進する。

2040年の社会は多様性の社会でもある。社会全体が多様性を包含した社会へと発展していく中で、大学においても、外国人のみならず、女性、社会人、障害者等が、当然に学生・教職員としてそれぞれの場で学修、研究や業務を行い、キャンパス自体が多様性を象徴する場ともなろう。その時、国立大学は、全国、そして各地域で、多様性の進展とそれによる知の高度化を牽引する役割を果たす。

「グローバル化」は、まず国立大学における留学生比率3割を目指して、留学生受入れの拡大を図る。「3割」という数値は、クリティカル・マス（critical mass）ともいわれ、これを超えると集団の意思決定において無視できない存在になる。留学生3割とは、大学による人材育成が、その内容、量、質、そして制度のすべてにわたって大きく飛躍するということである。3割実現のためには、まず入学制度の国際標準化が大きな意味を持つ。つまりわが国の社会制度に合わせた4月入学のみでなく、秋入学制度の導入や留学生本国での履修内容や学習能力のレベル評価など、これまでの大学入学試験制度とは異なるグローバル化対応の入試環境整備を積極的に進めなければならない。

大幅に留学生を増加させるためには、わが国の大学で学ぶことの特徴や利点を訴求し、世界中から多様な頭脳をわが国に導き入れることが必要となる。併せて、定員が留学生を増加させる制約となることのないよう、希望する大学においては留学生を定員の外枠として取り扱うことができるような定員の仕組みの柔軟化も進める必要がある。

教育においては、留学生3割化は留学生向けに特化するカリキュラム構築のみを意味せず、すでに国際水準にある従来の日本人学生対象の教育内容のさらなる高度化を目指す。併せて世界共通語としての英語による授業が、日外双方の学生にとって不可欠である。他方で、学修や研究が日本語を介するまたは日本や日本語を対象とする科目や内容もあり、日本語・日本文化教育も不可欠であり、かつ高度で、場合により専門的内容をも含まなければならない。

同時に、日本人学生の海外留学の積極的推進が必要である。2040年にはリアルにまたバーチャルに国境なく人の往来が日常となる。それに伴い、日本人の海外での活躍は常態となることが予想されるから、日本人学生の留学への取組の進展に国等からの質・量ともに強力な支援方策が必要である。海外留学を躊躇させる理由となっている就職不安に対しても、企業等が、海外留学経験が本人の能力を大幅に覚醒・拡張することを認識し、そうした人材の積極的な採用・活用を展開していくことが不可欠であり、それが採用企業の発展につながる。グローバル力は社会のあらゆるところで求められるのである。

また、留学生の卒業・修了後の国内定着はグローバル化をさらに進めるものであり、既存の文部科学省「留学生就職促進プログラム」等の事業を一層発展させる取組が必要である。企業も、留学生、日本人を問わず、優秀な学生の採用を進め、特に国際水準のジョブ・ディスクリプションと処遇が不可欠である。留学生の受入れ、送り出し等を総合的に推進していくことは、わが国のみならず、相手先の国の発展にも貢献することとなる。これらの取組を国立大学も協力して実現していく。

国立大学自身も運営のグローバル化や世界展開を進める。外国人正規教員の採用・活用や海外有識者からの助言はもとより、学長や理事クラスも含め大学経営・運営に外国人を採用することも有効な施策である。いうまでもなく、わが国の高等教育行政へのグローバルな視点のより積極的な導入は不可欠となろう。

グローバル化と並んで、多様性を高めるには、大学構成員全体における女性の割合を高め

るとともに、社会人学生、障害のある学生や教職員の受入れも推進する。女性割合については、わが国はこれまで男性中心の社会であり、いわば知の総量の 1/2 しか有効利用していなかったに等しい。女性の参画・活躍のためには様々な施策が必要であるが、まず、教職員・研究者（大学院レベルも含む）の「キャリア」の継続および向上のため、出産から子育て、親の介護、夫婦共同生活等に対する様々な効果的支援策等を通じた女性の在職及び研究環境の確保・強化が不可欠である。2040 年には、こうした取組が功を奏し、ポジティブ・アクションも発展的に解消していることが、強く望まれる。大学キャンパス内での保育所、託児所の開設、出産休暇と共に男性も含む育児休暇の取得、出産子育てに伴う就業・研究状況の維持、子育て後の復帰等の様々な場面で、就労・復帰が容易で実効的な労働・研究条件を整備することが、「知の総和」の重要部分を占める女性活躍の基盤である。国立大学はこれを率先して保証しなければならない。これらは各人のワーク・ライフ・バランスを確保して、安定した豊かな生活を確保したうえでの女性活躍の必須条件となる。

女子の進学率、特に理系学部への進学率の向上も重要課題である。2023 年時点で 37.4% に留まる国立大学の女子学生比率を 50% に近づけるため、女子学生を対象とした修学支援や入学枠の設定など、様々な形態のポジティブ・アクションが考えられるが、これらも 2040 年には男女差のない社会が到来することを目指す取組である。

障害のある学生の受入れについてはいわゆる障害者差別解消法の趣旨も踏まえ、障害のある学生が、要望等を支障なく大学に伝え、合理的配慮等のもと適切に学べる環境を目指し努力を続ける。

社会人は、一方で通常の大学進学のと同時に、学び直しやキャリア・アップのためのリカレント教育・リスキリングのための入学者としても想定する。伝統的に高校からの進学層が中心であったわが国にとって、これからの社会における「知の力」の発揮には、人生の中でいつでもいかなる教育も受けることができなければならない。社会人が新しい職種に進むためのリカレント教育については、入学に際して通常の入学試験に依拠することなく、社会人向けの定員数や入学考査を定めることになろう。入学後のカリキュラムは、社会人に対して一定の便宜を図ることとなろうが、基本的には通常の基礎及び専門の学部教育、さらには当該社会人の学力に応じてより高度な大学院教育・研究の機会を提供することになる。

リスキリングに関しては、特に大学院課程を対象に、特定の学術領域を中心に、関連分野も含めた高度な知識や思考法の修得によりキャリア・アップにつながるプログラムを開講する。受講者の状況に合わせて、より柔軟な受講制度を整備する。例えば、科目等履修制度の充実に加えて、単位制履修証明プログラムやマイクロクレデンシャル (micro-credential) 制、大学間の単位互換等、質を確保しつつ在職のままの受講を容易にする制度を確立する。こうした大学院教育の多様化と充実は学位の価値を高めることにもなる。

リカレント教育・リスキリングは、「社会全体の知の厚みを増す」ものであり、受講者側にある「受講時間の確保の困難さ」や「費用負担」について、政府、自治体、企業等と連携した経済的、心理的障壁の減少を図る取組が必須である。

2. 研究力の向上

国立大学は、世界最高水準の研究・教育を行うことを目的として設置され、現在でもわが国の学術研究の中核を担い、世界最先端の研究をはじめ各分野にわたって様々な研究を行っている。しかしながら近年は、Top10%補正論文数のシェアと順位共に右肩下がりの状況にある。2020-2022年時点でのTop10%補正論文数はシェア1.8%、順位13位(2020-2022年平均)⁹である。国立大学は、2040年にはシェア5%、順位5位以内に向上させることを目指し、研究力向上に向けて邁進しなければならない。

わが国の研究力の向上には、世界をリードするまたは世界に伍する最先端、最高度の研究を行うと同時に、富士山のごとく幅広くかつ厚い層の裾野を備えたものでなくてはならない。そして、国の研究の中軸を担う国立大学では全体として世界最高水準の研究が行われ、またそれにふさわしい最高水準の研究成果を見込むべきものである。そのためには、多様な分野において世界最先端研究を行う大学をコアとした研究人材の育成、URAや研究技術職員等の十分な配置、高度・大規模・先端的研究も可能な施設・設備等の充実した研究インフラ、そして国内・国際に広がる分野横断的な共同研究や独創的な基礎・応用研究などの充実した研究態様が国立大学システムを貫通して整えられなければならない。それには、国による十分な基盤的研究費の保障が不可欠であるとともに、科学研究費補助金や国その他からの研究補助金やその他の競争的研究費の充実も不可欠である。

こうした取組の前提となるのは、研究者全体の層を厚くすることである。その意味で若手研究者の育成は不可欠である。一つには、学部段階で研究の面白さや楽しさを伝えまた体験させて大学院へ誘い、その後に修士・博士課程で幅広い視野と焦点を定めた博士論文の完成へのプロセスの充実、加えて国際学会参加や海外機関での研究も視野に入れる。学位取得後のポスドク期が研究者としての出発点であり、研究費も含む適切な研究環境の中での研究継続・展開、さらに海外での研究機会の提供などが確保される体制を大学が担わなければならない。この時期の国及び大学からの支援は不可欠で、それがその後の研究成果と評価にもつながる。また、その後の研究職への採用機会、研究資金や研究環境の裏付け等の確保も必須である。国立大学がかかる条件を若手研究者に満たし、安定したキャリアパスを提示することができてこそ、わが国の研究水準は確実に向上する。

次に、研究者の流動性の拡大である。これは、人と知の循環を意味し、多様なバックグラウンドを持つ研究人材が研究や実務の場をリアルにまたバーチャルに往来し交流することは、研究に深みと新味を与え、研究の発展と飛躍をもたらすものとなる。国内・海外を問わず研究者の自由な移動や、海外の研究者等の招聘等のほか、移動を容易にするための人事制度や居住・滞在上の便宜などの条件や体制の整備も不可欠である。優秀な研究者は国立大学全体で受け入れるとの意識が不可欠であり、囲い込み等の制限的な慣行は打破する。この点

⁹ 文部科学省科学技術・学術政策研究所 科学技術指標 2024、調査資料-341

で、一人ひとりの「知」の有効活用の観点から、クロスアポイントメント制度や所属機関間の往来を、大学間だけではなく、大学と企業、政府機関・自治体の間などで導入することも推進する。特に産業界との連携は、純粹の研究を旨とする国立大学の研究を社会実装・実用化に導き、研究自体の拡大と高度化にもつながる。これにより、国立大学への社会実務部門の高度知的資源の活用・包含を図り、わが国の研究力を向上させる。同時に、これによって企業側にも基礎的・長期的研究の重要性を認識させ、共同研究に反映する。

研究及び研究者の国際性もまた重要な要素である。国際共同研究の推進、外国人研究者の受入れ拡大、日本人研究者（特に博士課程在籍者を含む若手研究者）の積極的な在外研究、研究者と研究機関の国際人材交流、オープンサイエンス化による研究成果の世界発信等、様々な方策を進めることとなる。その際には、国際頭脳循環や産学連携の国際展開等もまた必要となる。

また、これらすべてに影響を及ぼすのは、施設設備、労働環境、支援体制等の研究インフラであり、それらは研究自体を左右する。ネイチャー誌の論説 (Editorial) でも、「研究者には、もっと考える時間が必要」¹⁰と述べられている。国立大学においては、大学教員・研究者が、教育や学内業務、外部資金の獲得・執行・報告等に時間を割かれ、加えて働き方改革によって研究時間への十分な割り振りも難しくなった。特に医学分野では、診療行為に多くの時間が必要で、研究時間が極めて少なくならざるを得ない状況がある。この問題は、短期的には DX や業務自体のシェア、個人からチームでの働き方への変更等、様々な工夫を駆使することで研究時間の捻出が可能となるだろう。それに加えて今後 2040 年までの間に行うべきは、研究の質の向上と効率化である。そのために、研究者の管理業務や事務作業の削減、URA や研究・実験の準備等の研究に付随する業務等を担当する技術職員の採用拡充・効果的配置や効率的な施設・設備整備や共用体制などの研究環境基盤の充実と高度化を通じて、研究者が研究に専念できる環境を構築しなければならない。

とりわけ医学・生命科学分野の研究力向上は、世界で日本が誇る最先端分野であり、国の発展と同時に国民の健康と福祉に大きく貢献する。この分野は、大学における基礎研究と大学病院における臨床研究、そして医療・製薬関連企業等との連携研究である。基礎研究については、未来を見通した地道な息の長い研究として、国立大学の担うべき分野であるが、同時に国や社会がかかる基礎研究を経済的に支援し、また奨励する姿勢が核となる。また、大学病院における研究は、研究室での研究を人に適用するプロセスである。これらの研究を成功につなげるためには、医師・研究者以外にも研究支援人材、施設、設備や機材等も十分に確保することが必要となる。同様な条件は、他の医療系の分野や獣医学分野でも当てはまり、各分野での人材育成は同時に研究の発展と並行して進めなければならない。

わが国の研究力の向上には、国立大学を中心に、文部科学省のみでなく、関係省庁も含む国の総合的な支援体制の下で、以上で述べたような研究振興の取組が不可欠である。

¹⁰ The International Journal of Science, Nature Vol.631 25 July 2024

3. 地方創生への国立大学の貢献

国立大学は、すべての都道府県に設置され、日本全国で普く高等教育の機会を提供することが大きな目的であり、地方国立大学はそれぞれの地方の経済発展や人材の育成に大きく貢献してきている。しかし、少子化・人口減少の状況は、日本全国均一的ではなく、地方からの人口流出と大都市圏への流入超過により、地方の人口減少率が拡大の一途をたどることが予想される。国立大学は、各地方において知の拠点としての役割を強化することにより、知的総力の向上と社会経済力の増強を目論み、地方における人材の活躍の場と機会を拡張する役割を果たす。

国立大学は多様な機能を持つ多面的な組織体であり、高度な知の集積、地域に必要な人材の養成・供給及び高度化、研究成果の地域での実用化や実装等を通じて知の拠点としての役割を担い、立地する各地域の経済産業の展開と活性化や新しい発展の方向と方策を提示して、「地方創生」に導くことが強く期待される。また教育大学・教育学部による各県の初等中等教育の教員養成や医科系大学・学部が担う地域医療の拠点の役割も欠かすことのできない存在意義である。加えて、地域のより根源的な部分への貢献、すなわち政策立案やその実施・評価、地域住民の意識や行動の把握等に対する人文・社会系領域の役割も重要である。

さらに地方国立大学のグローバル化は、留学生の受入れや学生の国際交流による「世界に繋がる窓口機能」をも果たし、その地域産業の海外展開や外国人材の導入・育成等、地域のグローバル化に中心的な役割を演じることになる。特に、留学生や海外人材を包摂する新たな地域コミュニティの形成、地域の文化や課題に対する知識や理解の醸成において、大学の教職員・学生をコア・アクターとして、大学の知的リソースを効果的に活用した地域活性化において大きな役割を担うことが求められていく。

地方国立大学の地方創生への貢献は、「どの地域にも共通に想定できる形態」があるのではなく、各地域の歴史、文化、産業、人口、さらには国立大学以外の大学や高等専門学校等の設置状況などによって、異なっている。また、地域の大学進学率や大学の収容力、地域外への流出の状況等も、各都道府県単位で大きく異なる状況にある。地方国立大学は、こうした状況を踏まえて学部構成や学部定員を見直すことも必要となる。そのうえで、産業の隆興、雇用の増加、スタートアップの創出、卒業・修了生の地域定着等の取組は各地域の状況によりその表出の仕方は様々であり、地域ごとに最適な形態を見出しつつ、その取組が十全に行われるだけの機能や人材は維持しなければならない。

そこでは2方向の連携が考えられる。一つは国立大学と地域の自治体及び産業界との連携である。特に各都道府県、市町村との密接な連携がその地域の活性化に極めて効果的な役割を果たしている例が少なくない。もう一つは、公私立大学と国立大学との連携である。地方から都市圏への人口流出は大学進学時にも発生する。設立趣旨の異なる高等教育機関が一体となって、そこで学び地域で活躍する魅力を学生に的確に伝え、学生も含めた形で地域と目の細かい協働を組み上げることで、隙間のない地方創生が実現する。

国立大学附属病院は、研究・教育と同時に、地域医療の要であり、住民の健康維持こそは地方創生の基盤でもある。しかし大学病院のみに地域医療の重責を課することは、大学病院の負担過重にもつながるが、地域の医療水準の向上にはつながらない。それゆえ、大学病院は、自治体や地域の病院と効果的かつ効率的な連携体制を築き、病院経営の効率化と地域医療水準の維持・向上を進める。

こうして、地域における国立大学の効果的な協働への取組が、地域の産業の隆盛と雇用の創出を図り、18歳人口へ将来の可能性と幅広い選択肢を提示することになり、もって人口の定着と維持につながる。

4. 「国立大学システム」の活用

これまで述べたような様々な取組は、基本的には各国立大学の自覚的かつ発展的な意識とアイデア・デザインと行動形態の発揚を前提としている。しかし同時に、国立大学は総体として一つのシステムであるとの認識とそれに基づくある種の集団的取組や活動が、個別の特性を生かした活動を包含し、総体でなければ発揮できないような成果や効果を生み、また発展させる。「国立大学システム」は、国立大学が置かれた現在の極めて困難な限界的状況から、すべての国立大学が総体として、わが国の発展と豊かな未来のために立ち上がる強い決意と責任感から生まれてきた意識である。以下に述べるのは、現在試みられ、または検討の対象となるいわば過渡的な取組の例であり、継続に値し、発展が期待される。しかし、2040年の将来に向けては、これらの継続・発展はもとより、さらに効果的で意義のある「システム」としての発想や試み、取組が全国立大学あげて考案、実現されなければならない。

【教育分野】

少子化と人口減少に対して「知の総和」を向上させるには、人材の能力増大が必須条件である。これには、一方で学士課程における教育の質の向上と、他方で修士・博士課程における教育・研究指導の高度化が不可欠であり、そのため国立大学は、多様な連携によりまたシステム全体として、教育リソースの充実と質の向上そして高度化を進める。

- ・教員養成、医師養成等の機能ごとに連携し、モデルコアカリキュラムを共有しているが、さらに授業の共同開発や共同実施、カリキュラムの一部共通化等を進める。
- ・単位互換制度や大学等連携推進法人制度等における連携開設科目等の活用により、各地域で必要な人材養成のコンテンツや必要な人材の共有を図り、効率的・効果的な教育の実践を実現する。
- ・国立大学間、あるいは地域の大学間で共通教育や分野の基礎となる授業科目の共通化を図り、相互に提供し、さらに単位互換や連携開設科目等の活用を進めて、教育リソースの効率的な活用及び地域単位での教育の質の保証等の効果を上げる。
- ・留学生の受入れに関して、海外でのわが国及び国立大学の周知、留学生の募集（リクルーティング）、入学前・入学後の日本語・日本文化教育等の課題がある。これを解決する方法

として、海外拠点を持つ大学がその国の「日本の国立大学への留学を希望する者」を募り、希望する分野等によって適切な進学先に振り分けることや、来日後の日本語教育に当たって教育関係共同利用拠点の留学生支援施設等を活用した教育コンテンツやプログラムの共通化を図る等の方策が考えられる。こうした形で国立大学が協力して留学生受入れに取り組むことで、受入れを大幅に拡大し、国立大学全体として留学生比率3割の実現を目指すことができる。

【研究分野】

- ・国際卓越研究大学のような世界と伍する研究大学がクラスターの核となり研究大学群を形成し、世界のリーディング研究大学・機関との連携や国際共同研究、研究成果やリソースの共有、様々な研究大学群を結ぶネットワークの構築、全国的・世界的なプラットフォームの形成と世界展開が見込まれる。これにより、わが国全体の研究力の飛躍的向上につながる。さらに参加大学がその成果等を地域に還元していくことで地域への貢献やさらに全国的波及も見込む。
- ・一人ひとりの研究者・教員の「知」の有効活用と普及を目指して、大学間、大学と企業間、大学と自治体間などでクロスアポイントメント等による人材流動性を高め、新しい人材活用制度を設計する。リモートワークなどの新たな就業形態、年俸制や柔軟な雇用・労働条件等、大学内外の優秀な人材を往来させ活用を加速する制度を組み上げる。
- ・内外の大学・研究機関間での研究者の移動や、若手研究者の積極的な海外渡航、海外の研究者等の招聘等の地域を超えた人の流動性を高め、それにより研究レベルの高度化を図る。このような人の流動性向上措置は、同時にわが国の多様性の拡大につながる。

【社会貢献】

- ・地方においては、国立大学は一方で都府県単位内での企業や自治体との連携と同時に、県境を超えた広域での課題解決のために複数の国立大学や公私立大学の連携、さらに産業や地域特性等を踏まえた一定のエリアで人と知を共有し、大学群で地域や社会を支える取組を行う。こうした取組は広域圏内のコンソーシアムや地域連携プラットフォームの形態をとり当該広域全体の振興につなげる動きである。
- ・レジリエンスの観点から、近年の大規模地震や豪雨などの災害に対応するため、地方国立大学は従来から地域の防災・減災に関する研究・教育・啓発活動や医学部・附属病院による災害対応医療等の取組を行ってきているが、同時に他地域へも災害救援支援等の目的で活動を広げる場合がある。それにより、わが国全体を俯瞰した時に機能する「ネットワーク型レジリエンスシステム」を構築する。国立大学は、このネットワークの結節点として機能し、各地域の「レジリエンスインフラ」としての役割と共に、国立大学同士の連携・協力によって、わが国全体での災害対応能力の確保・展開ができる。

「国立大学システム」は様々な課題への対応を有効に進める手立てとなりうる。多様な連携を行いながら、今後も各県一大学以上を堅持しつつ、シナジー効果により知の総和を増大させる「国立大学システム」は、わが国の将来を考えるうえで様々な課題への対応を図る方策として、きわめて有効である。

さらに、こうした国立大学間連携や国公立大学間連携が進展した先には、大学等連携推進法人や一法人複数大学等による経営統合や国立大学の再編につながる可能性もある。すでに一法人複数大学では、その構成大学間で目的や課題の共通化や効果的解決が容易となり、効率的で効果的なマネジメントを強力に進めている。一方、大学等連携推進法人については、新しい法人の設置のハードルや連携開設科目の開設という機能的障壁を乗り越え、大学のリソースを結集し、より高度で強力なレベルの連携を構築するため、必要な法令の改正やガバナンス・マネジメント権限の付与が必要である。これにより「システム」の意義が明確となり、国立大学が群として全体の能力を拡大し、教育・研究・社会貢献のそれぞれにおいて、効果的な貢献ができる。このシステムを応用すれば、留学生の受入れや日本語教育等の共通課題について効果的な対応が可能であるが、そのためには、教育関係共同利用拠点制度を進化させるなどの政策的配慮も重要である。

国立大学は、これから大規模研究大学や地域に密着して発展に貢献する大学など、様々な進化していく。この多様化の中で、国立大学は、それぞれが個性を発揮しつつ、同時に全体が一つの柔軟な「システム」として活動することによって、わが国社会の変革と豊かな未来の創造・発展、さらには平和で安寧な国際社会の構築に向けて、意義深い貢献を目指している。しかしそれは、国の確実で実効的な支援によって裏打ちされなければ不完全なものとなる。また地方自治体や産業界はもちろん、文化の担い手たる国民一人ひとり等、様々なステークホルダーが、国立大学に対する信頼と期待を寄せるとともに、国立大学全体の進む道に対して理解と支援が不可欠となる。

おわりに

この将来像では、少子化と人口減少の進行するわが国において、国立大学が各個に、また相互連携を図り、国立大学総体として望ましい将来社会の実現を牽引する覚悟と挑戦について述べた。

国立大学が教育・研究等を通じてこのような役割を果たしていくためには、その費用は誰が負担すべきなのかという論点が生じる。それを学生/保護者や社会、政府等がそれぞれの程度負担するか、修学支援等の施策や公財政の特徴等も踏まえたうえで、高等教育が社会を支え、また社会が高等教育を支えて相互に発展していくためにはどのような形が望ましいのか、検討を進めていく必要がある。

その際、国立大学の活動に対する適切な対価が支払われているかという観点でも検討を望むものである。公益性の高い活動は国立大学の本務であるが、地域や社会の求めに応じ大学病院の機能を高度化し、その運営に不足する経費を教育研究の予算から補填せざるを得ないということは健全ではない。同様に、学生に対する支援が充実しても、それは家計負担への補助であり、国立大学の収入が増加する話ではない。国立大学の機能強化のためには、国立大学に配分される教育研究経費の充実が必要なのである。

国には、そもそも教育を含む国立大学の活動は、だれが受益者であり、だれが費用を負担するのか、という基本的認識を明らかにし、そのうえで、わが国における寄附文化の未成熟な状況、各地域において大学が果たす役割等を踏まえつつ、運営費交付金の在り方も含め、どのような考え方で、どこまで国が責任を持ち、どれだけの負担を学生や保護者、社会に求めるのか、真摯に検討されることを望む。

国立大学は、いまや単に研究・教育のみではなく、産業、経済、福祉、文化等の様々な分野で社会貢献に力を発揮している。このことに鑑み、文部科学省はもとより、国立大学の活動に関連する各省庁や地方自治体と多様なエンゲージメントを持ち、連携を拡大・強化し、わが国全体の発展に尽くす意思を表明するものである。

この将来像で記載した内容、及び現在の国立大学が置かれている財政的な状況も踏まえつつ、わが国の将来のためにも、国立大学は、これまで以上に社会全体からの十分な理解と信頼を得るように努めていく。そのうえで、国立大学が社会の変革を牽引し、輝ける将来を実現するため、国や社会の側にも将来を見据えた政策の立案や各種の検討を進め、そして国立大学への支援をさらに強めていただくことを期待したい。

（補論）国立大学の役割と機能

本将来像を取りまとめるにあたり、現在国立大学が果している役割と機能についても議論を行った。これらの議論は本文の背景に存在する考え方であることから、その主な内容について以下、「補論」としてまとめる。

国立大学協会では、2021 年の提言「第 4 期中期目標期間へ向けた国立大学法人の在り方について－強靱でインクルーシブな社会実現に貢献するための 18 の提言－」において、国立大学の使命として次の 6 点を整理した。

- ① 世界最高水準の研究・教育の実施
- ② 重要な学問分野の継承・発展
- ③ 知の循環と社会への還流
- ④ 全国的な高等教育の機会均等の確保
- ⑤ 新たな価値を創造し、社会基盤の構築を先導する人材を育成・輩出
- ⑥ 地方創生の中核として地域・産業界と連携し多様な社会課題に対応

これは、国立大学法人法第一条の目的に基づき国立大学の使命を定めたものである。これに加え、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める大学全体の目的、教育、研究、及び社会貢献の 3 つの基本機能がある。以下、その基本機能に基づき、国立大学が果している役割と機能について整理する。

（１）教育による人材育成

国立大学は、高等教育を通じてわが国社会の発展、ひいては国際社会に貢献する人材を育成する。戦後に新制大学として設置された国立大学は、その所在地方における高等教育の機会の提供とそれを通じたわが国の戦後復興と国力の発展を中心的目的としていたが、平成以降の大学教育改革を通じ、社会の期待とニーズに応える人材の養成に取り組むこともまた基本機能とみなされるようになった。一方で社会の側からの人材養成ニーズも多様かつ高度化しており、国立大学は、その時々またその地域に対応した人材の育成のためのプログラムや制度を構築することも同時に求められている。

2040 年の社会を想定すると、国立大学における教育は、初等中等教育から高等教育を通じたより効果的な高等教育体制の構築、新しい能力開発を志向する学士課程教育、博士人材の育成と社会における活躍を目指す大学院教育、そして社会に開かれたリカレント・リスキリング教育の 4 つの点での展開を目指していくこととなる。

① 連続的な教育体系の構築とその全国展開

国立大学は、戦後に新制大学として各都道府県に少なくとも一つ設置され、わが国の戦後復興と発展に向けての人材育成と地方の発展を促進することを目的として、高度な教育の

場を提供することを基本的な機能としてきた。特に、初等中等教育の教員を育成するために、各都道府県に教育大学または教育学部が開設され、全国の小、中、高等学校において質の高い初等中等教育を行うことを可能とし、一方で高等教育機関たる大学から初等中等教育への知の伝達と、他方で初等中等教育からの高等教育を見通した知識と考察能力の習得が行われる。現在の教員養成は課程認定による開放制となっており、国公私の大学においてそれぞれ教員養成が行われるようになっているが、このような大学による教員養成機能を組み込んだ連続的人材育成体制こそ、わが国が全国に展開し発展させてきた教育体制であり、将来にわたってもその基本的な構造の維持と機能の向上を図っていくことが不可欠であると言える。

また、教育の内容は、学術の発展と進歩に伴い進化する。例えばプログラミング教育、情報科目の必修化、探究型学習の導入と展開等の新しい内容は、高等教育機関である大学においてより深く進んだ内容の知識と応用力の修得プログラムが提供される。そのため、上記のような全国で教育機会の均等を図るという哲学と、それを具現化した大枠の構造は継承しつつ、個々の制度や仕組みは学問研究の進展とその成果に応じて柔軟に改善を図るべきである。

国立大学は、上記のようなわが国の教育制度全体を俯瞰しつつも、初等中等教育における非日本語話者への対応や教員の働き方という課題に率先して対応すべきであり、また、新たな教育内容への対応、教育手法の導入、研究力を身に付けた教員の輩出等の教員の資質向上等の新たな方策を検討し、わが国全体の教育の質の確保と向上に努め、わが国の教育全体を力強く支える役割を担う。それに加え、人材不足や維持・運営コストの増加に対応しつつ、教員養成課程を持つ大学同士で連携しリソースを相互に補完する、コンテンツの共有を図る等の連携のさらなる推進を積極的に行い、教職大学院を通じた教員の資質・能力の一層の向上を図るなど、わが国の教育システムの維持・発展を先導する役割が求められる。

② 学士課程教育の再構成：文理融合、STEAM 教育、分野横断的教育

学部段階の教育内容の面では、時代の変化に対応した教育パラダイムの転換、すなわち、学修者本位の教育の実施が求められるようになって久しい。これは知識重視型教育から能力（コンピテンシー）重視型の教育への転換であると言われるが、決してコンピテンシーだけを身に付ければ良い、というものではなく、個々人の将来が予測困難となり、また知識へのアクセスの容易化、知識の陳腐化速度の増加等を踏まえ、過度な知識偏重から脱却することの必要性を説いていることに留意が必要である。

学部段階の教育は、従来の確立した各学問分野(discipline)の基礎を学修して、卒業後社会で活躍するための理解力と論理力、思考力を養うことが基本である。と同時に、日進月歩の学問研究は、既存の学問体系を横断的に貫く思考方法や分析手段、論理展開を創造することがしばしばであるから、学部段階においても、既存の学問体系を縦軸とし、そのうえで、横断的・混合的な思考や分析、価値を横軸とする教育が構想され実施されなければならない。

文理融合型や文理横断型のプログラムや科目の履修、また誰もが現代社会の基盤をなす最先端の科学技術の現段階を把握し、同時に理系人材も人文・社会・芸術系分野を学修して社会における科学技術の位置づけと役割を理解する STEAM 教育、さらに様々な分野を横断する内容の教育などはこれからの時代に不可欠である。

高等学校までの教育もアクティブ・ラーニングや探究型授業の導入によりその性質が変化の中で、学士課程教育も、時代に即した変化に対応するとともに、高度人材需要の高まりを見据え、論理的思考や課題発見等の大学院段階で一層重要となるアカデミック・スキルを身に付ける場となるように変容する必要がある。国立大学は、学士課程教育を見直し新たなスタンダードを形成していく役割を担うこととなる。

③ 大学院教育の充実

わが国の将来は、質の高い学士課程教育を基盤として、大学院教育により、従来のような研究者養成のみならず、社会のあらゆる分野で活躍する高度専門人材を輩出することにかかっている。これは同時に少子化による人口減少に対応した「知」の質の向上でもあるが、わが国は旧来より指摘されているとおり、人口に占める修士・博士の学位取得者の割合が低く、その観点からも、わが国全体で大学院教育の抜本的な強化を図る必要がある。

その中でもわが国の博士号取得者のおよそ7割を輩出している国立大学は、大学院における修士及び博士人材の量と質の増加・向上及び活躍の場の多様化により、人口減少により減少が危惧される「知の総量」を大きく拡大する主力としての役割を担うこととなる。

人材育成の高度化の観点からは、「修士進学が一般的ではない分野における修士進学者の増」、及び、「修士進学が一般化している分野での博士進学増」という分野ごとのアプローチと、加えて「研究人材としてアカデミアに進む者」と「高度人材として社会に出て活躍する者」、あるいは「どちらの道にも進む可能性を持つ者」という育成目的の違いを考慮する必要がある。

これは大学内部においても分野ごとに状況が異なり対応は困難を極めるが、これまでの国立大学の博士課程はほぼ研究者養成であることを踏まえれば、「博士課程において、高度人材として社会に出て活躍する者を輩出する」という目的を掲げ、そのためにそれぞれの大学、研究科、専攻、あるいは分野において、まず何から取り組むべきかを段階的に考えることが妥当である。

また、研究力の低下が課題とされる現状では、博士課程における研究者養成の充実、高度化を図る必要がある。異なる大学院の院生同士の交流や、博士課程進学時に視野を広げ知見を高める観点から自大学以外への進学を勧奨することなども、研究力強化の観点から検討する必要がある。

④ リカレント・リスキリング教育

人生 100 年時代を迎えると言われる中で、人々は職業人生の中で新たな知識や能力を獲

得してより高度な職責を果たし、また新たな領域への転換や挑戦により自らの「知」の多様化によって広範な可能性を手に入れる。社会もまたこれによって生産性の向上と労働の在り方を革新していく可能性を手に入れる。

大学では、社会全体の労働力の再生産・再構成に資するリカレント・リスキリング教育においても、その高度な専門性や学術の知見を活用することが期待される。このためには、労働・生産の場である社会と知の宝庫であり教育現場である大学等との往還がより活発にならなければならない。大学には、こうしたリカレント・リスキリング教育を推進し、大学と社会の知が循環することによって社会全体の知の高度化を図り、もって社会構造の革新を推し進めていく役割を果たす必要がある。

（２）研究力強化による課題解決と社会の発展、産業の振興、経済成長

研究は、「知」の基盤であり、社会の進歩・変革の源である。わが国の社会経済の発展の基盤を支え、産業競争力の源泉となってきた科学技術の基盤は、国立大学を中心として展開されてきた研究活動である。わが国が将来にわたり国際的な競争力を維持し向上させていくため、国立大学は、将来にわたりその研究機能を通じて複雑化する社会課題の解決や社会の一層の発展等に対する原動力となり、国立大学全体の研究力の強化を図ることでわが国全体の研究力を向上させなければならない。

① 国立大学全体と個々の国立大学の研究力強化

わが国の知の中軸である国立大学の研究力は、あらゆる分野の研究が基礎研究から応用研究まで広い裾野を形成し、その上に世界最先端・最高度の研究の頂がそびえることが理想である。世界をリードする研究、あるいは最高度の研究の成果を生み出すためには、そこにたどり着くまでの膨大な実験や試み、失敗を積み重ね、その試行錯誤の蓄積がある時セレンディピティにより世界の頂点に押し上げられる。その頂上に至るまでに積み上げられる大小様々な研究はいずれもが世界を目指す研究であるべきである。そうした頂上を目指す研究者集団が国立大学を構成するのであり、それが国立大学全体の、ひいてはわが国全体の研究力を示すことになる。そのためには、いずれの分野、いずれの場であっても、世界水準の学術研究となることを目指し、研究者が意欲とプライドを持って研究に従事できるよう努める必要がある。

国立大学全体の研究力の強化のためには、個々の国立大学が高度な研究能力を擁して、それぞれの特性や強みを生かす分野において世界を目指す研究を推進しつつ、他の国立大学等と連携・協働して他の大学が特性や強みを持つ分野の研究をサポートする体制をとる、効果的な役割分担による連携協働体制の構築が不可欠である。

大規模な卓越した研究力を持つ大学には世界最高水準の研究機関としてその研究レベルをわが国全体に浸潤させる役割、すなわち、常に最先端の研究を推し進めわが国全体の研究をリードし、優秀な研究人材を育成して研究者層の高度化と重層化を図る責務がある。また

地方を中心とした国立大学は、一方で最高水準の研究大学と連携して特色ある研究の推進と基盤的研究力を確保すると同時に、地域創生事業や高大接続により様々な研究分野の魅力を地域や後に続く世代に伝える必要がある。

もう一つ重要なことは、基礎研究と応用研究、それに社会実装をつなぐことである。そのためには、それぞれの国立大学において適切な基礎研究環境を整備し、次世代の研究者育成に取り組むとともに、国立大学全体として大規模な基礎研究拠点の構築も志向し、現代の科学技術の特徴ともいえる様々な分野や研究の混合や組合せが生じるよう、多くの分野の研究者が同じ拠点に集まる状況を意図的に構築し、応用研究へとつなげていくことが必要である。

社会実装については、上記の基礎研究と応用研究が有機的に結合する大学という場において企業等との共同研究や産学連携を進め、即時に社会的価値を生み出す研究成果の活用や、大学とは異なる企業の発想や視点により研究に新しい広がりを与える可能性を追求していく役割もまた必要となる。

ここまで述べたように国立大学全体の研究力強化のためには、大規模研究大学と地方大学の研究基盤の維持・発展と、基礎研究・応用研究・社会実装が関連し効果を発揮する体制の構築を進めていくことが必要である。そのために各国立大学は、その特性と強みに合わせて当該分野の優秀な研究者の確保と研究条件をレベルアップし、他大学・研究機関や企業との連携、そして研究者の集積を進めることとなるが、それが全国に波及し、国立大学総体としての研究力や研究者の育成力を強化することになるためには、研究者が自由に移動できる流動性、すなわち mobility の確保が必要となる。

このように国立大学には、全体と個々の研究水準の向上に取り組み、そのうえで、産業界との連携や地域における自治体との連携・協働を通じ、大学の研究力を、地方創生の取組や産業振興といった、社会そのものを支える活動に連結させるような役割が求められることとなる。ただし、すべての国立大学が、あらゆる分野で同じように研究を行うという従来の方式では、むしろ知の分散が起き、国立大学全体のスケールメリットが生かせなくなることは留意が必要であり、この点で国立大学全体の中で適切な役割分担が行われることがまた必要となる。

② 最先端の研究の基盤確立と研究支援

新たな産業の創出や、国際競争の激しい業界において最先端の研究を進めその成果を産業に反映させていくためには、大学における学術研究の推進だけではなく、研究成果の社会実装や消費者のニーズに合わせた産業投資等も必要となる。国家レベルの戦略に基づき、「ヒト・モノ・カネ」を集中的に投下する体制を構築して、国がリードする形で学術研究と産業が一体となった産業振興・地域振興が成果を上げることは明らかである。そこでは国立大学は、学術側の中心的存在として参加し、研究戦略の構築、研究の推進、人材の供給等、主導的な役割を担うことになる。

最先端研究は注目を浴びるがゆえに、資金や人材、研究条件が集中しやすい。しかし、こうした産学官金民が一体となって進める大規模なプロジェクトを強力に推進し、また一過性のものに終わらせないためには、国立大学は知の中軸として、基盤的・裾野的研究ネットワークの構築、次世代の研究を支える研究人材の育成、関連する基礎研究や萌芽的研究の支援、最先端研究のさらなる発展・展開のために必要な他分野人材の投入や研究者同士の交流、実地またはバーチャルな研究拠点の形成等、知の中軸である国立大学なればこそ可能な取組を推進し、研究力の集積・集中を進める役割を担う。国立大学はこうした取組を通じて国立大学全体の研究力の集中、集積を進めるとともに、その効果がわが国全体の研究力の向上に波及することとなる。

（３）社会貢献

① 人材育成と学問研究の拠点としての貢献

国立大学は、国民の要請にこたえて、高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るために設置されており、知識基盤としての役割を担い、優れた人材の育成、先端研究の推進、地域への貢献等を通じてわが国全体の成長発展に寄与することを責務としている。すなわち国立大学は、国民全体の共有財産としてわが国の発展のために貢献し続ける責務を負うものである。すなわち、国立大学はその存在自体が社会的任務を帯びており、したがって、教育・研究に加えて社会貢献は主要な役割の一つである。

これまで国立大学は、全体として教育研究を通じて国家に貢献してきたが、中でも専門人材養成、特に医師等養成と教員養成は、国の政策等と結びついて進展してきた領域である。専門人材の養成と当該学問分野の学術研究の推進の双方を、国が附属病院や附属学校を整備し、国立大学が人材養成を担うことでわが国そのものの根幹を支えてきた。

法人化以降もこうした専門人材養成機能は、依然として国立大学が担う重要なミッションとして存在している。少子高齢化や地方の衰退という社会構造の変化等により、医療や教育全体で生じるようになってきた新たな課題は政府や都道府県が中心になって対策等が進められているが、これらの分野において国立大学は政策等に連動し実際の取組を行うのみならず、引き続き、必要な人材を求められる水準で養成していく役割を担うこととなる。国立大学全体に求められる学術研究の推進に加え、医学分野では、附属病院の機能が地域医療の基盤として組み込まれ、また教育分野では附属学校における初等中等教育の実践が地域の教育インフラとして機能し、地域住民の生活そのものを直接支える役割も担い、大学本体の機能とは異なる形での地域貢献ともなっている。

加えて直近では、医学分野では、大学及び大学病院において、医師、教員、研究者の３つの役割を一人で担う医学部所属の教員が労働時間を大幅に超過して多大な業務を担うのではなく、医師や教員、医療スタッフ等を増員しようとする働き方改革が推進されており、超過勤務の抑制や増員分の人件費の確保等の課題が生じている。一方で大学病院には高度な医療の提供やそれに伴う大規模な設備等投資が求められており、これに薬価の高騰や施設

設備整備費の不足が加わり、一層の経営圧迫が引き起こされる状況が続いている。

また、初等中等教育分野においても、同様の働き方改革による附属学校自体の人件費等の増加が経営を圧迫する中で、プログラミング教育等の新たな手法の導入や、非日本語話者への教育等の時代の変化に対応した、質の高い教員を送り出すための教育改革が進められている。また、それを取り巻く状況として小中学校における教員不足等の課題も生じており、教員養成大学・学部を含めた初等中等教育関係者で、サステナブルな初等中等教育の仕組みを構想していく必要もあろう。

こういった特殊な状況を踏まえ、特に医療、教育分野においては、国等の決定に従うというだけではなく、課題検討等の政策の形成過程から、大学特有の課題等の意思決定への反映等を企図した行動が求められるとともに、高等教育行政や大学本体に対しても医療や教育の課題を共有し、理解を求める必要が生じてくる。

② 所在地域に対する国立大学の役割

国立大学の地域貢献は、これまでも様々な形があった。一県一国立大学の原則による高等教育の普及はもとより、無医大県解消、師範学校を継承した各県における教員養成、地域産業の振興のためのシンクタンクの機能等の役割を果たし、結果、国立大学は各地域において高度な知の集積、地域に必要な人材の養成・供給及び高度化、研究開発を通じた地域産業の創生や発展を促す地域の枢要な社会インフラとして機能してきた。国立大学は各都道府県に置かれ、各地方に対する貢献が当初から期待されていた。特に法人化後はこの点の認識が深まり、各地方で国立大学が核になって地方創生が広がっている。各国立大学は特に地域の自治体や企業等との関係強化に積極的に乗り出してきており、これは今後さらに拡大され、様々な形の地方創生が実現することになる。産業界との関係でも、共同・委託研究等の従来からの形態を超えて、リカレント・リスキリング教育を通じたわが国の労働市場の再編成や大学人と実務家の流動性の活発化により、教育・研究内容の高度化や実践的内容の充実の途が開かれ始めている。さらに街と人々のために大学と社会の垣根を取り払う革新的な方策が現れ始め、大学が街や人々を受け入れるのではなく、大学が街に出ていくことが、地域のひいてはわが国の新たな発展段階を生み出そうとしている。

これから求められるのは、より広範で積極的な地方への貢献、地方創生施策への大学の機能のより直接的な活用等の、さらなる地方創生への貢献である。それにはいくつかの方向が考えられる。

第1は、人文社会科学・芸術系も含めた自治体や産業界、一般市民団体等との連携や協働活動である。例えば、政策立案やその実施・評価、地域住民の意識や行動の把握等の将来の地域のあるべき姿につながる貢献がありえる。

第2は、地方とグローバル化の連関がある。今後国立大学は、より多くの留学生を受け入れ、さらには多数の海外人材が地方に在住する時代となり、彼らの地域コミュニティへの包摂（inclusion）や新しいコミュニティの形成が生じる。ここにおいて国立大学は、地域から

見ればグローバル化の窓口的役割を担い、また、地域に親しみを持つ高度人材の供給元となるといった、グローバル化時代の新たな役割を果たすことになる。そうした地方と大学の共生的グローバル化は地域産業のグローバル化にも産業やビジネスのグローバル展開の可能性を高める。またグローバル企業のその地方への進出をも誘発するとともに、地域を多様性社会へ変容させる一助ともなる。このように大学は地域・地方のグローバル化や、多様性社会の実現を推進する役割をも担うこととなる。

第3に地方の文化に根差した地域活性化につながる。それぞれの地方にはそれぞれの文化がありまた伝統がある。こうした文化的要素は、大学の持つ知的リソース、すなわち人(教職員と学生)、研究成果、地方人材のための教育、そして開かれたキャンパスを通じて、地域文化の継承や地域コミュニティの維持、活性化に効果的な役割を果たすことになる。地方の大学で学ぶ者が、地域の伝統や文化を理解し、地域に愛着と誇りを持ち、街のにぎわいを生み出すような活動に参画するなどの、ひとづくり、まちづくりの観点からの地方創生への貢献も期待できる。大学は知の拠点であると同時に、文化の拠点でもある。文化のない国家や地方は永続しない。その意味でも地方国立大学は地方の文化、そして日本の文化の担い手でもなければならない。

(参 考)

わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像に関する ワーキンググループの設置について

令和5年10月13日

理 事 会 了 承

1. 趣旨

これまで国立大学協会では平成30年1月、「高等教育における国立大学の将来像（最終まとめ）」を公表し、現在の国立大学が持つ機能を最大限に発揮できる環境を整備しつつ、将来の状況に対応できる準備を確実に進める必要があるとして、第3期から第5期にかけての中期目標期間について展望した。その後、令和3年6月には、第4期中期目標・中期計画期間に向けての決意を示した「第4期中期目標期間へ向けた国立大学法人の在り方について一強靱でインクルーシブな社会実現に貢献するための18の提言」を策定・公表し各国立大学が積極的に取り組んでいるところである。

しかしその後、日本、そして世界において、当時想像しえなかった状況の変化が起こっている。コロナ禍やウクライナ情勢をはじめとする世界規模での地政学的リスクが増大し、大規模災害が頻発している。これら地政学的緊張、災害そしてパンデミックは、社会の大変革を起こしうる3要素と言われ、それがまさに同時多発的に発生している未曾有の時代である。このような時代の転換点を迎え、世界的な様々な課題への抜本的な解決策を各国が模索しているなか、日本が主導権を握る場面は少なく、世界における存在感を急速に失いつつある。

また、国内においては経済成長の停滞、想定を上回るスピードで進む少子高齢化と社会保障の持続可能性確保、地域間格差の解消、持続可能なエネルギーへの転換など、我が国の将来に大きく影響する課題が山積している。

加えて、現在の国立大学は、戦後、教育の機会均等を図るため新制国立大学が設置されたことに遡るが、右肩上がりの未来を描いた時代は過ぎ去り、今や日本の将来を危惧する状況に直面している。

こうした状況を打開し、日本の国力を底上げし、地球規模の課題解決に貢献する基盤となるのは、日本を支え世界をけん引する高度人材であり、その人材育成の中核を担っているのは国立大学に他ならない。国立大学には自らこれからの果たすべき役割・在り方を示すことが必要となっている。新たな社会状況の変化を受けて、これからの国立大学の在り方について、変えるものは何か、変えてはならないものは何か、不易流行の原理をもとに改めて問い直す時期を迎えている。さらに、国立大学の経営に大きな影響を及ぼす様々な急激な社会状況の変化を踏まえて、これからの国立大学に求められる役割等を改めて確認し、国からの支援の在り方を含め、基礎的な考え方を整理する必要がある。これらのことから、第5期以降、中期目標期間を超えて中・長期的な施策を検討するため、理事会の

下に「わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像に関するワーキンググループ」（以下「WG」という。）を置く。

2. 役割

- ① 「高等教育における国立大学の将来像」で示した方策の達成状況を検証するとともに、ポストコロナ社会における高等教育及び国立大学の在り方に関する基礎的な考え方を整理すること。
- ② 国立大学関係予算の充実に向け、政府等に働きかけるための具体的な施策を検討すること。
- ③ 上記①～②に関して、検討結果等を取りまとめ、理事会に報告すること。

3. 構成

WGは、次の各号に掲げる委員で構成する。

- ① 副会長
- ② 会長の指名する会員代表者 若干名
- ③ 専務理事及び常務理事
- ④ 本WGには、座長の指名により、本WGの役割に関し専門的な知識・経験を有する専門委員を置くことができる。

4. 運営等

- ① WGに座長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- ② WGの会議は、座長が招集し、議長となる。
- ③ WGでの検討に際し、必要に応じて、学識経験者等の意見を聴くことができるものとする。
- ④ 会議の具体的運営等については、WGが定めるものとする。

5. 設置期間

このWGは、令和5年10月13日に設置し、令和9年6月の通常総会終結のときまで存続するものとする。

6. 会議出席謝金

専門委員及び学識経験者等には、会議出席謝金を支払う。

7. その他

- ① 検討結果については必要の都度理事会に報告し、理事会が適切に処理する。
- ② WGの庶務は、本協会事務局が担当する。

わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像に関する
ワーキンググループ 委員名簿

座 長	梅 原 出	横浜国立大学長
副 座 長	仁 科 弘 重	愛媛大学長
委 員	寶 金 清 博	北海道大学長
//	藤 澤 正 人	神戸大学長
//	湊 長 博	京都大学長（令和6年10月以降）
//	佐々木 泰子	お茶の水女子大学長
//	穴 沢 眞	小樽商科大学長
//	玉 手 英 利	山形大学長
//	和 田 隆 志	金沢大学長
//	吉 田 和 弘	岐阜大学長
//	岡 本 幾 子	大阪教育大学長
//	塩 崎 一 裕	奈良先端科学技術大学院大学長
//	中 島 廣 光	鳥取大学長
//	小 川 久 雄	熊本大学長
//	位 田 隆 一	国立大学協会専務理事
//	村 田 善 則	国立大学協会常務理事
//	大 野 英 男	東北大学長（令和6年3月まで）
//	益 一 哉	東京工業大学長（令和6年9月まで）
オブザーバー	永 田 恭 介	筑波大学長

わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像に関する
ワーキンググループ 検討期間・開催回数

令和5年11月 ～ 令和7年2月 計17回開催



一般社団法人 **国立大学協会**

The Japan Association of National Universities

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2丁目1番2号(学術総合センター4F)

TEL 03 (4212) 3506

URL <https://www.janu.jp/>



国立大学協会

The Japan Association of National Universities



わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像【追加説明】

＜国立大学の決意と本「将来像」が目指すもの＞

国立大学協会
会長 永田 恭介

資料 3－3

国立大学の目指すこと

深刻な少子化が大きな課題となる中、

- ◆ わが国の発展を支える「知の拠点」として、これからも常に、**わが国の「知の総和」向上に貢献**
- ◆ 国立大学全体を「**国立大学システム**」と認識し、自らが社会変革に関わることへの覚悟と戦略をもって**イノベーティブな日本社会の創造に挑戦**

大幅な18歳人口減少が始まる2035年までに、

大学設置基準の改定など

本将来像を実現させる柔軟な制度構築や規制の見直しなどの教育施策が必要

国立大学の「決意」

- (1) ・ 地方及び女子進学率向上させ、意思と能力のある**すべての者が高等教育を享受する意識を持つ体制を構築する⇒入試制度の抜本見直し**
・ 学生定員の外枠化等も活用して、留学生受入れを3割に拡大し、**多様な頭脳を導入する⇒留学生受入の大幅拡充**
- (2) ・ 世界最先端研究を目指す大学を中心に学部定員の大学院定員への振替により**博士号取得者数を3倍に増加させる⇒博士課程大幅拡充**
・ 公的部門や産業界等と協力して**博士人材が活躍できる環境・条件を醸成する⇒経済界との連携で博士人材活躍の具体的方策の実践**
- (3) ・ 各道府県に設置された地方大学は、大学間連携を図りつつ**学部及び大学院の構成と定員を見直す⇒定員制度の理念・認識の再構築**
・ 地方自治体や産業界と連携して地方創生の主導的役割を果たし、**人口流出抑制に貢献する⇒地域構想推進PF(仮称)への積極的な参画**
- (4) ・ 関係各省と協働して**大学病院の研究環境整備・研究者処遇を適正化させる⇒卒後臨床研修の抜本見直しと新たな制度の構築**
・ 初中教育の教員の質の高度化に取り組む⇒**次世代人材育成に寄与**
- (5) ・ 研究への潤沢な資金と研究者の確保、特に**研究者全体の層を拡張する**
・ 研究施設・設備や研究支援スタッフ等の**研究環境を高度化させる⇒若手研究者への支援強化(研究費配分、ポスト・研究時間確保)**
- (6) ・ 統合の可能性も視野に入れた連携と再編を通じて、大学自身と「**国立大学システム**」の力を強化・増大させる
⇒**連携・再編の促進**
・ 国公立大学間の連携による**高等教育全体のレベルアップ**や、地方自治体や地域産業界との連携を通じて**地方創生を主導する⇒地域構想推進PF(仮称)や地域研究教育連携推進機構(仮称)への積極的な参画**
・ **女性の活躍促進**と、障害ある者等を含む**共生社会を実現させる**

上記「決意」を実現するため、国立大学は個々の特色を生かした上で、**有する教育・研究・社会貢献に関する機能の最大化**を総体としても果たしていく

有する機能のうちのどの機能を中心として、わが国の「知の総和」の向上に取り組むかを、ステークホルダーとの間で、また、国立大学間で**真摯かつ十分な議論を行い、国立大学自らが選択**

- ✓ 国立大学の**存在意義は社会の発展と国民の幸福**にあり、**活動の受益者は国と国民全体**
- ✓ その意識を高め、**国及び社会が国立大学への財政支援を積極的に行う必要**がある

国立大学への財政的基盤の確保は、わが国社会の高度化につながる未来への投資！

『国立大学システム』を通じた教育・研究・社会貢献の展開

国立大学システム

国立大学は、特性を持つ個別大学の集まりだけでなく、地域や分野を超えて、国立大学の集団として、効率的・効果的な成果・効果を生む、より次元の高い総体としてのシステムである。

このことを自ら認識し、覚悟と戦略を持って、日本社会の創造に挑戦

以下は、現在試みられ、また検討の対象となる過渡的な取組み例であり、今後も継続・発展が見込まれる。大学の枠を超えた効果的で意義あるシステムとして、より高度で強力なレベルの連携を構築・発展させていくためにも、機能的障壁を乗り越えるための柔軟な制度の構築・規制の見直しやガバナンス・マネジメント権限の付与などが必要。併せて、公私立大学との連携も強化。

取組の例

教育分野	研究分野	社会貢献
○連携課程	○オープン・ファシリティ化	○広域圏コンソーシアム
○オンラインプラットフォーム	○クロスアポイントメント・配偶者帯同雇用	○地域研究教育連携推進機構(仮称)
○留学生リクルート協働	○海外組織との協働	○ネットワーク型レジリエンスシステム構築
○入学試験改革	○医学：卒後研修の改革	
○日本語・日本事情教育拠点		

これらの取組の発展により、国立大学の教育・研究・社会貢献の機能の更なる強化が可能となる

『国立大学システム』を通じた教育・研究・社会貢献の展開

取組の具体の例

教育分野	研究分野	社会貢献
○授業の共同実施、カリキュラムの一部共通化 ⇒四国の国立大学間で全国初「連携教職課程」のような取組を展開 ○地域で必要な人材育成のコンテンツや必要な人材の共有 ⇒国際オンラインプラットフォーム(JV-Campus)のような取組を展開 ○単位互換や連携開設科目等の活用 ⇒科目のナンバリングを共通化 ○海外拠点校を持つ大学の留学生進学先の振分け、日本語教育の教育コンテンツやプログラムの共通化 ⇒海外拠点の共有化、留学生リクルートに向け在外公館や在外施設の抜本的活用、留学生向け日本語教育等の集約化	○世界のリーディング大学院との連携、国際共同研究、研究成果やリソースの共有、研究大学群を結ぶネットワークの構築、全国的世界的プラットフォームの形成と世界展開 ⇒研究施設・設備の共用化によるネットワーク化 ○クロスアポイントメント等による人材流動性の向上、年俸制や柔軟な雇用条件等による優秀な人材の往来活性の加速化 ⇒配偶者帯同雇用等を大学間で連携させる人材活用システムの構築等 ○若手研究者の海外渡航、海外研究者の招聘等で地域を超えた流動性拡大 ⇒研究者リクルートに向け在外公館や在外施設の抜本的活用	○県単位の企業・自治体との連携や広域の課題解決に資する広域圏内コンソーシアムや地域連携プラットフォームによる国立大学間、公私立大学との連携 ⇒地域構想推進PF(仮称)や地域研究教育連携推進機構(仮称)による積極的連携 ○従来からの災害医療等の取り組みを他地域へも災害救援支援等の目的で広げ、わが国全体を俯瞰したネットワーク型レジリエンスシステム構築 ⇒令和6年能登地震におけるDMAT等の医療支援や学校教育支援のような取組を展開



これらの取組の発展により、国立大学の教育・研究・社会貢献の機能の更なる強化が可能となる

人口減少するわが国において 2035年までに各国立大学/学部・研究科が行う「選択」の例

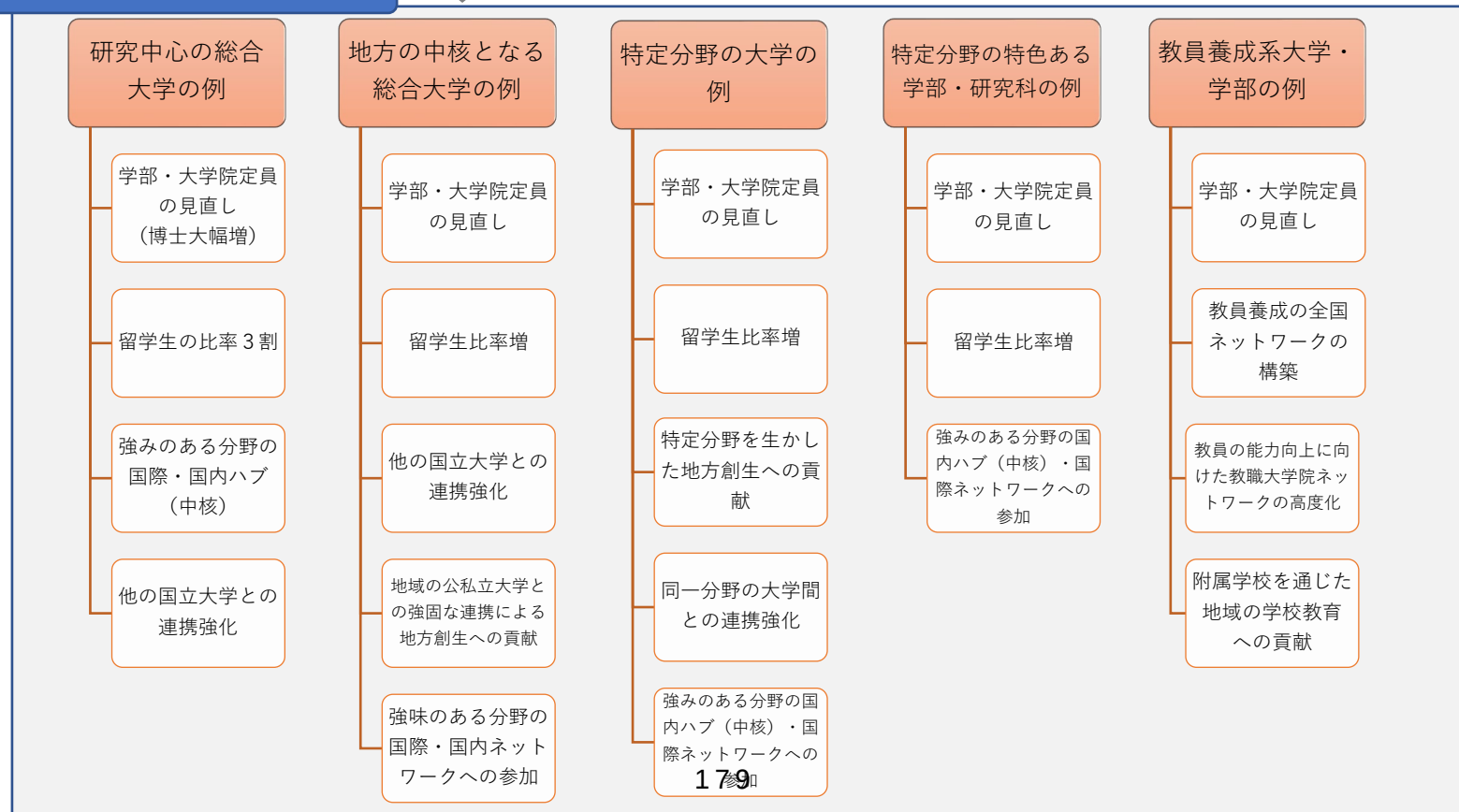
国立大学は、『国立大学システム』の中で、教育・研究・社会貢献などの機能のうち、どのような機能を中心として、わが国の「知の総和」の向上に取り組むのかを、**ステークホルダーとの間で、また、国立大学間で真摯なかつ十分な議論を行い、自ら選択**

設置基準の改定など

- ① 学生定員の見直し・学部・大学院間の定員の振り替え（学生定員の取り扱いの柔軟化が必要）
- ② 統合の可能性も視野に入れた様々な連携と再編

国立大学システムを活用して
役割を明確化・機能を強化

選択した機能を強化するための方策の例



国大協企画第 23 号
令和 7 年 8 月 27 日

文部科学大臣
あべ 俊子 殿

一般社団法人 国立大学協会
会 長 藤 井 輝 夫

**令和 8 年度予算における国立大学関係予算の充実及び
税制改正等について(要望)**
— わが国の将来を担う国立大学であるために —

国立大学は創設以来、高い能力と見識を備え未来を創造する人材の育成と、高度で先端的な研究の推進に中心的役割を果たしてきました。とりわけすべての都道府県に設置されることで、全国的な高等教育の機会均等を確保するとともに、世界最高水準の教育、最先端の科学研究の推進、基幹となる学問分野の継承・発展、さらには世界で活躍するグローバル人材の育成といった役割を担ってきました。

わが国は今、急速な少子高齢化と人口減少に加え、複雑な国際環境のもと、地政学的リスクに伴うエネルギーや原料価格の上昇や円安を背景とした物価高騰に見舞われるなど、様々な課題に直面しています。このような状況においても、わが国が持続可能な成長を遂げ、豊かな社会を実現していくためには、成長を支える高度人材の育成や若手や女性を含む多様な人材の受入れ、社会人のリカレント教育・スキリングなどの重要な責務を担っている国立大学への投資を大幅に拡充させ、わが国全体の知の総和を維持・向上させることで、それぞれの地域における拠点機能を強化するとともに国際競争力を飛躍的に増大させることが重要です。

国立大学は、2025 年 3 月に発表した「わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像」で、これまで独自性を生かして力をつけてきた各国立大学が、「国立大学システム」として様々な形で集団としての対応と展開を進め、教育・研究・社会貢献の一層の機能強化を図るという決意を表明しました。しかし、それを実現し、イノベーティブな日本社会の創造に挑戦していくためには、さらなる支援が不可欠であることから、次の内容を要望します。

I 基盤的経費の拡充

国立大学が今後も国民の期待に応え、**優秀な人材を輩出していくための未来への投資として、基盤的経費である運営費交付金の拡充**を求めます。法人化以降、運営費交付金は減額されたままであり、各国立大学は消費税率や社会保険料の上昇など義務的経費増への対応を余儀なくされ、さらに光熱費や物価の上昇と円安なども加わり、実質的に予算が目減りし続け、基盤的経費を大きく圧迫しています。また、公務員給与改定についての人事院勧告と同等の処遇改善を図る財政措置もなく、厳しい経営をさらに圧迫しています。このような状況下で国立大学は外部資金等の自己収入増などの経営努力も進めてきましたが、その財務状況は危機的であり、既に限界は超えています。この解決のため、**運営費交付金の拡充を強く求めます**。さらに、今後の国立大学システムの機能を深化させるための諸活動に向けた経費の支援も要望します。

また、国立大学のキャンパスやその施設設備は、地域における人材育成拠点、産学連携のハブ、医療拠点のみならず防災拠点としての役割をも果たしています。**地域や産業界と連携・共創する拠点となるイノベーション・commons（共創拠点）の実現に向けて、施設整備費補助金や施設設備の維持管理経費の拡充**を求めます。特に、昨今の資材高騰等による工事費増大への対応は急務です。

国立大学附属病院については、地域のリーディング・ホスピタルであり、また地域医療の最後の砦であることから、研究基盤設備や医療機器の継続的な更新等、診療と教育・研究機能の維持向上を図るため、大学病院の特性を考慮した省庁の垣根を越えた確実な財政措置を強く求めます。あわせて、教育・研究・診療機能の質の担保に向けた医師の働き方改革を実現するために**必要な財政支援と柔軟な制度運用**を要望します。

国立大学附属学校については、地域の学校のモデル校として、公立学校との人事交流を図りながら、地域全体の初等中等教育の質向上に貢献しており、附属学校に対しても、近年の物価と人件費の上昇を踏まえた学校教育の機能強化を図るための財政支援が必要です。

加えて、基礎から応用まであらゆる学術研究の独創性と多様性を堅持し、発展させることは我が国の研究振興の根幹であり、それを支える**科学研究費助成事業等の競争的資金の拡充**をお願いいたします。

II 重点政策による支援強化

技術革新と社会の変化が急速な現代社会において、博士人材は新たな知を創造し、社会にイノベーションをもたらすことができる重要な存在です。このため、国立大学は今後、博士号取得者数を3倍に増加させる決意ですが、**優秀な博士人材の輩出と活躍促進のためには、修士も含めた大学院生に対する支援の拡充**が不可欠です。また、博士号取得後の活躍のため、**産官学の連携による博士人材の活躍の場の拡充に対する支援**もお願いいたします。授業料後払い制度の本格的な導入など、教育費の一層の負担軽減を進めることは、博士拡充の一助となるに違いありません。

一方、全都道府県に設置された国立大学は、高等教育の機会均等と、地域を支え

る重要な役割を担ってきました。そうした国立大学の知的基盤の多様性と層の厚さを一層強化するため、J-PEAKS への継続的な支援が可能となるよう予算の拡充等、長期的で安定的な支援措置を求めます。

これは、「強い」経済と「豊かな」生活環境の基盤に支えられる多様性の好循環が「新しい日本・楽しい日本」を創るという、「地方創生 2.0」の目指す姿とも通底します。これらを含め、地方の人材活躍の場と機会を拡張する地方国立大学の人材育成機能の強化を図る取組に対する財政支援は、非常に重要なものと考えます。

あわせて、昨今の国際情勢の変化を踏まえた緊急的な措置に加え、国際的な頭脳循環確立の観点から、学生や若手研究者の海外派遣費や滞在費等の支援について円安・物価高騰に対応する拡充を求めます。また、グローバルキャンパス整備のための支援や外国人留学生の国内定着促進に向けた就職支援などの取組への支援も要望いたします。

研究セキュリティの確保は安全確保上重要な課題であり、先端科学技術研究の発展のために早急な体制整備が必要です。このため、研究インテグリティ・研究セキュリティ確保のための体制整備や専門人材育成に対する支援を要望いたします。

さらに、研究力と国際競争力の強化のためには、国際的なジャーナルへのアクセスと論文の発表が必須ですが、ジャーナル購読料・掲載公開料の高騰による負担に対応するため、国としての交渉体制の構築を求めます。加えて、研究費による掲載公開料の支援や大学が効率的な包括契約を可能とするための支援、さらに、機関リポジトリの充実など論文のオープンアクセス化への継続的な支援を要望いたします。

Ⅲ 規制緩和等

各国立大学がその個性や強みを生かして教育・研究・社会貢献を展開するためには、規制緩和を含む各種の制度的・法的基盤の整備・充実が必要です。喫緊の課題は、学生の定員管理に関する問題です。なかでも、今後、受入れの拡大が目指される留学生について、柔軟な収容定員管理の取扱いの実現が重要です。また、学部及び大学院を通じた定員管理の柔軟化も求めます。国立大学の入学者選抜を、知識偏重型から多様な視点での選抜に見直しつつ、十分な能力を習得した者のみを社会に送り出す厳格な出口管理を行います。そのためにも社会や産業界の理解や入学者選抜や定員管理の理念・認識の再構築が必要です。

また、経営に関しては、国立大学自らが外部資金、自己収入等の拡充や資産の効果的活用・運用により財源を多様化し、さらなる経営効率化を実現することが必要なため、寄附された不動産の売却手続きや個人から寄附を受けた現物資産の換金・費消に関する規制等の緩和についてもお願いするものです。

Ⅳ 税制改正

寄附税制については、個人寄附のさらなる拡大を図るため、税額控除の対象について一層の緩和を行い、教育・研究活動全般（附属病院における教育・研究活動を含む）の支援へと拡大することをお願いいたします。

また、産学連携を加速化させるため、研究開発税制における特別試験研究費税額控除制度の拡充も要望いたします。

要 望 事 項 一 覧

I 基盤的経費の拡充

- 1 近年の物価・人件費の上昇等を踏まえた国立大学法人運営費交付金の拡充
- 2 国立大学施設整備費補助金及び施設設備の維持管理に必要な経費の拡充
- 3 国立大学附属病院が厳しい経営状況を改善し、診療と教育研究を両立しながら、その機能の維持向上を図るための省庁の垣根を越えた確実な財政措置
- 4 地域全体の初等中等教育の質向上に貢献する国立大学附属学校に対し、近年の物価・人件費の上昇等を踏まえた、学校教育の機能強化を図るための財政措置
- 5 科学研究費助成事業をはじめとした競争的資金の拡充

II 重点政策による支援強化

- 1 優秀な博士人材の輩出と活躍促進のため、大学院生に対する支援の拡充及び産官学の連携による博士人材の活躍の場の拡充、教育費負担軽減のための授業料後払い制度の本格的な導入の検討
- 2 J-PEAKSへの継続的な支援が可能となるよう予算拡充による地域中核・特色ある研究大学への支援
- 3 「地方創生2.0」を踏まえ、地域の知の拠点としての役割を担い、更に地方の人材活躍機会を拡張する役割を果たす地方国立大学への支援
- 4 国際的な頭脳循環確立の観点から、学生や若手研究者の海外派遣への支援の拡充、国内外の研究者や優秀な留学生の受入れにも魅力あるキャンパスの整備及び留学生の国内定着促進に必要な就職支援等に対する支援の拡充
- 5 研究インテグリティ・研究セキュリティ確保のための体制整備や専門人材育成に対する支援
- 6 国際的なジャーナルへのアクセス及び論文発表機会の確保のため、掲載公開料の継続的な支援や大学が効率的な包括契約を可能とするための支援などの論文のオープンアクセス化への継続的な支援

III 規制緩和等

- 1 留学生収容定員管理や学部・大学院の定員管理等、柔軟な定員管理の実現
- 2 厳格な出口管理へ転換を図るための入学者選抜や定員管理の見直し・再構築
- 3 寄附された不動産の売却手続きや個人から寄附を受けた現物資産の換金・費消に関する規制等の緩和、その他経営効率化に必要な規制緩和の速やかな実現

IV 税制改正

- 1 個人寄附金に係る税額控除の対象を教育・研究活動（附属病院における教育・研究活動を含む）全般への支援に拡大
- 2 研究開発税制に関して、特別試験研究費税額控除制度の拡充

令和八年度予算における国公立大学法人関係予算の拡充等に関する決議

我が国は、急速な少子化や人口減少に伴う労働力の減少、物価の高騰、頻発かつ激甚化する自然災害など様々な課題を抱えている。このような中、国民一人ひとりが豊かさや幸せを実感できる持続可能な成長を可能とするためには、未来を創造する人材の育成や世界最先端の研究の推進、リスキリング・リカレント教育の提供などを担う国公立大学への財政投資を大幅に拡充し、教育・研究力及び国際競争力を飛躍的に強化することが重要である。国立大学においては、それぞれの特性と強みを生かしつつ、多様な連携と国立大学システムとしての活動を通じて、シナジー効果を生み出していくことも必要である。

また、我が国が国際社会をリードし、世界の平和と安定に貢献していくために、国公立大学は一層教育・研究・社会貢献の機能強化を図り、卓越した教育・研究力を基盤として、世界や地域、社会の課題の解決に貢献する博士をはじめとした人材を輩出するとともに、昨今の国際情勢の変化を踏まえた緊急的な措置に加え、国際頭脳循環を促進する観点から、外国人を含む多様な優秀な研究者や学生が切磋琢磨できる環境を醸成する必要がある。そのためにも、キャンパスのグローバル化を進めると共に、地域の連携・共創拠点であり、感染症や災害の発生時には、医療体制や防災・減災の対応拠点にもなる国公立大学の施設・設備の整備・充実を図る必要がある。

各地域の国公立大学においては、地域の高等教育へのアクセス確保を図るとともに、地方創生のためのイノベーション拠点として、その強みを発揮するための財政支援と、地域や自治体・産業界、他大学との連携の強化がこれまでに必要である。さらに、地域全体の初等中等教育の質向上と教員養成機能を支える附属学校における機能強化のための支援も重要である。

国公立大学附属病院においては、高度先進医療の提供や医療人材の育成等の病院機能と教育研究機能の両立を図ってきたが、極めて厳しい経営状況により、その機能の維持が危機に直面している。その中でも、医師の働き方改革を着実に進め、医師の派遣をはじめとした地域医療への貢献を継続し、地域医療の最後の砦としてもリーディング・ホスピタルとしてもその機能・役割を最大限発揮し続けるために、制度の柔軟な運用と省庁の垣根を超えた強力な財政支援が不可欠である。

各大学は、置かれている状況に危機意識を持ち、自らの果たすべき役割の実現のためにマネジメント改革を行うことが求められる。その上で、国は、国公立大学が責務を十分に果たせるよう、あらゆる機会を通じて予算を確保し、次の事項についてさらに万全を期すべきである。

- 一、近年の物価高騰、円安、人件費等の増加などの影響による危機的な財務状況を改善するため、国立大学法人運営費交付金や施設整備費補助金等の基盤的経費の拡充と安定化による世界と地域に貢献する国公立大学への支援
- 二、国際頭脳循環確立の観点から、グローバル人材育成の強化や高等教育の更なる国際化のため、日本人学生・若手研究者の海外派遣及び外国人研究者・留学生受入れの双方の支援強化や国内定着促進に必要な支援に対する財政措置
- 三、地域の産業や社会、生活基盤を支える人材を育成し、地域をリードする国公立大学への支援
- 四、優秀な博士人材の輩出と活躍促進のため、大学院教育を改善するための支援の拡充、大学院生に対する支援の拡充や授業料後払い制度の学部段階への本格導入の検討も含めた教育費負担の軽減策の一層の推進
- 五、研究活動の基盤となる学術研究を幅広く支える科学研究費助成事業等の拡充
- 六、国公立大学附属病院における、医療提供体制強化や教育・研究機能の充実と医師の働き方改革の推進を可能とするために必要な財政支援及び柔軟な制度運用に加え、附属病院の特性を考慮し、診療報酬を含めた省庁の垣根を越えた確実な財政措置
- 七、教育・研究の基盤であり、地域や産業界との共創や災害時の防災拠点となる国公立大学が、同時にグローバル化に向けて外国人留学生や研究者にも魅力あるキャンパスとなるための施設整備費補助金や設備に係る財政支援の抜本的拡充
- 八、産学連携の推進及び自己資金、自己収入等の拡充、資産の効果的活用・運用により財源を多様化するための規制緩和を含む各種の制度的・法的基盤の整備・充実

右決議する。

令和七年八月二十七日

国公立大学振興議員連盟

物価・人件費高騰への対応のための国公立大学法人関係の 基盤的経費拡充等に関する緊急決議

法人化以降、国立大学を支える運営費交付金や施設整備費補助金といった基盤的経費は減額されるとともに、足元の物価・人件費の高騰によって実質的な目減りが生じ、法人運営に甚大な影響を与えている。こうした物価高対策は、政府が最優先で取り組む事項であると表明しており、国公立大学に係る基盤的経費についても、政府において検討されている経済対策にも盛り込むべきである。

国立大学は、基礎研究を通じて我が国の科学技術・イノベーションを牽引する存在であり、本年のノーベル生理学・医学賞、ノーベル化学賞の受賞は、国立大学の場地道に積み重ねられた研究の成果である。加えて、国公立大学は、地域の将来を担う人材輩出に重要な役割も果たしている。

また、国公立大学附属病院においては、高度先進医療の提供等の診療機能と教育研究機能の両立を図ってきたが、極めて厳しい経営状況により、その機能維持が危機に瀕しており、地域医療が崩壊しかねない状況である。

我が国は、急速な少子化や人口減少に伴う労働力の減少、物価高騰、頻発かつ激甚化する自然災害など様々な課題を抱えている。このような未来への不安を希望に変え、強い経済を作るためには、その基盤となる優れた科学技術力が必要であり、イノベーションを興すことができる人材の育成や世界最先端の研究の推進などを担う国公立大学への財政投資を大幅に拡充し、教育・研究力及び国際競争力を飛躍的に強化することが不可欠である。

国は、このような状況下で国公立大学が責務を果たせるよう、次の事項について、令和七年度補正予算を含めた強力な支援を講じること。

一、近年の物価高騰、円安、人件費等の増加などの影響による危機的な財務状況を改善するため、国立大学法人運営費交付金や施設整備費補助金等の基盤的経費の拡充による世界と地域に貢献する国公立大学への強力な支援

二、国公立大学附属病院における、医療提供体制強化や教育・研究機能の充実を可能とするため、附属病院の特性を考慮した診療報酬水準への抜本的見直しや、人件費等のランニングコストを含めた省庁の垣根を越えた財政措置の大幅な拡充

右決議する。

令和七年十一月五日

国公立大学振興議員連盟

第5期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会
ヒアリング資料

国立大学の機能強化と将来像実現に向けた 運営費交付金の在り方について

令和8年3月24日
一般社団法人国立大学協会
会 長 藤井 輝夫
副会長 寶金 清博



本日の構成

- 国立大学の役割と将来像実現に向けて P3
- 第5期中期目標期間に向けた国立大学法人等
運営費交付金の在り方について P10
- 参考資料 P19



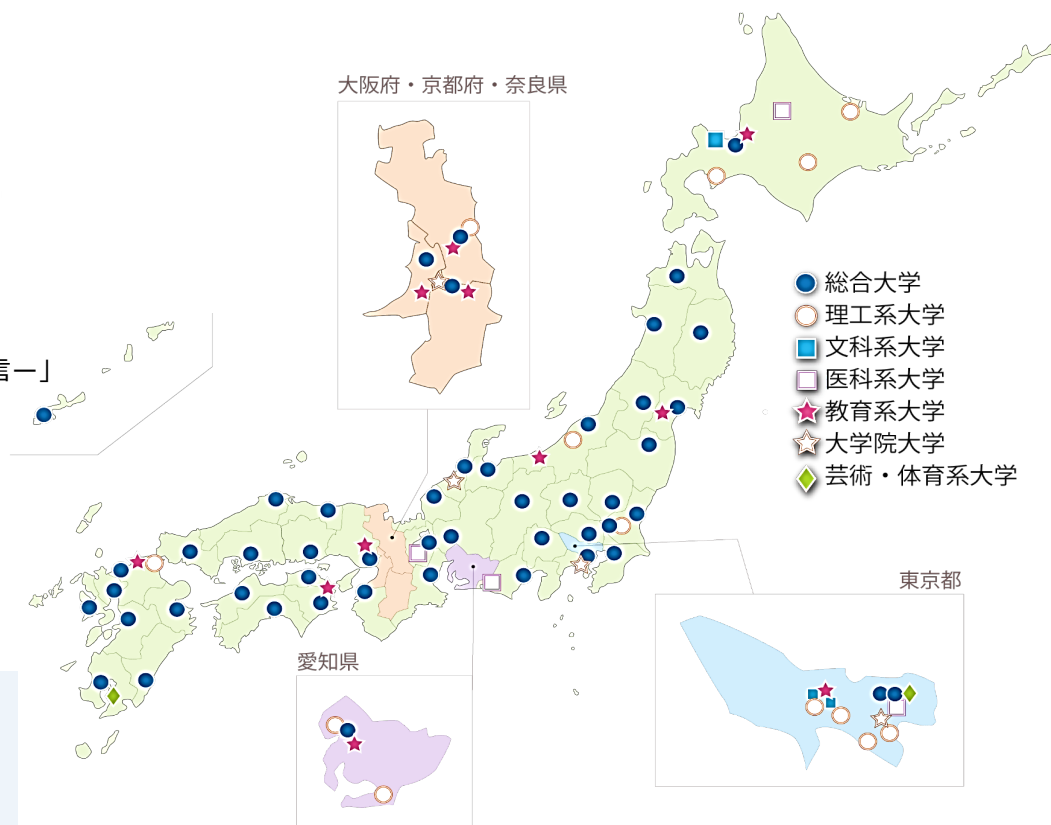
国立大学の基本的な役割

- 世界最高水準の研究・教育の実施
- 重要な学問分野の継承・発展
- 知の循環と社会への還流
- 全国的な高等教育の機会均等の確保
- 新たな価値を創造し、社会基盤の構築を先導する人材を育成・輩出
- 地方創生の中核として地域・産業界と連携し多様な社会課題に対応

「第4期中期目標期間へ向けた国立大学法人の在り方について
—強靱でインクルーシブな社会実現に貢献するための18の提言—」
(令和3年6月 国立大学協会) より

参考 国立大学法人法 第一条

この法律は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運営について定めることを目的とする。





わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像【概要】

＜国立大学の決意と本「将来像」が目指すもの＞

令和7年3月31日
国立大学協会

国立大学の目指すこと

深刻な少子化が大きな課題となる中、

- ◆ わが国の発展を支える「知の拠点」として、これからも常に、**わが国の「知の総和」向上に貢献**
- ◆ 国立大学全体を「**国立大学システム**」と認識し、自らが社会変革に関わることへの覚悟と戦略をもって**イノベティブな日本社会の創造に挑戦**

大幅な18歳人口減少が始まる2035年までに、

本将来像を実現させる柔軟な制度構築や規制の見直しなどの教育施策が必要

国立大学の「決意」

- (1) ・ 地方及び女子進学率を向上させ、意思と能力のある**すべての者が高等教育を享受する意識を持つ体制を構築**する
・ 学生定員の外枠化等も活用して、留学生受入れを3割に拡大し、**多様な頭脳を導入**する
- (2) ・ 世界最先端研究を目指す大学を中心に学部定員の大学院定員への振替により**博士号取得者数を3倍に増加**させる
・ 公的部門や産業界等と協力して**博士人材が活躍できる環境・条件を醸成**する
- (3) ・ 各道府県に設置された地方大学は、大学間連携を図りつつ**学部及び大学院の構成と定員を見直す**
・ 地方自治体や産業界と連携して地方創生の主導的役割を果たし、**人口流出抑制に貢献**する
- (4) ・ 関係各省と協働して**大学病院の研究環境整備・研究者処遇を適正化**させる
・ 初中教育の教員の質の高度化に取り組む
- (5) ・ 研究への潤沢な資金と研究者の確保、特に**研究者全体の層を拡張**する
・ 研究施設・設備や研究支援スタッフ等の**研究環境を高度化**させる
- (6) ・ 統合の可能性も視野に入れた**連携と再編**を通じて、大学自身と「**国立大学システム**」の力を強化・増大させる
・ 国公立大学間の連携による**高等教育全体のレベルアップ**や、地方自治体や地域産業界との連携を通じて**地方創生を主導**する
・ **女性の活躍促進**と、障害ある者等を含む**共生社会を実現**させる

上記「決意」を実現するため、国立大学は個々の特色を生かした上で、**有する教育・研究・社会貢献に関する機能の最大化**を総体としても果たしていく

有する機能のうちどの機能を中心として、わが国の「知の総和」の向上に取り組むかを、ステークホルダーとの間で、また、国立大学間で**真摯かつ十分な議論を行い、国立大学自らが選択**

- ✓ 国立大学の**存在意義は社会の発展と国民の幸福**にあり、**活動の受益者は国と国民全体**
- ✓ その意識を高め、**国及び社会が国立大学への財政支援を積極的に行う必要**がある

国立大学への財政的基盤の確保は、わが国社会の高度化につながる未来への投資！

将来像実現のための国立大学システム検討WG及びTFについて

国立大学が、それぞれの特性と強みを活かしつつ、全体としてシナジー効果を生み出し、わが国の社会変革と豊かな未来の創造・発展に貢献していくため、国立大学全体を「国立大学システム」として捉え、その具体的な実現に向けた検討を行うため、将来像実現のための国立大学システム検討ワーキンググループを置く。また、議論すべきテーマに応じて、その下にタスクフォースを置き、具体的な議論を行う。

将来像実現のための国立大学システム検討WG

WG座長：梅原副会長（横浜国立大）

- 課題や検討内容の整理などの全体調整
- TFや既存委員会での検討結果の取りまとめ

人材育成TF

TFリーダー：和田学長（金沢大）

- 博士課程人材育成に向けたシステムの具体化
- 国内大学等間の共同学位や連携課程の拡大や展開
- Industrial PhDやCo-op等による産業界との連携による人材育成の拡大

教育連携TF

TFリーダー：大竹理事長（東京科学大）

- 連携して教育実施が可能となるシステムの具体化
- 教育コンテンツのオンライン共有化の拡大や展開
- マイクロクレデンシャルやデジタルバッジの共有・具体化

地方創生TF

TFリーダー：中村学長（山梨大）

- 国立大間や公私立大との地域における連携システムの具体化や連携の拡大・展開
- 大都市圏の大学と地方大学の連携による活性化への取り組み
- 地域文化の浸透を図る取り組みの共有と全国展開

入試委員会や国際交流委員会等の既存委員会においても将来像実現や国立大学システムに係る関連事項の検討を実施

（検討スケジュール案）

- ◆ R 8. 1以降 各TFで具体的な議論を開始（既存委員会においては、既に議論実施中）
- ◆ R 8. 6頃 WGとしての中間まとめ ⇒ R 9 概算要求や規制緩和要望へ（検討が進んだ事項から先行実施）
- ◆ R 9. 3頃 WGとしての最終まとめ ⇒ R 10 概算要求や規制緩和要望へ（第5期開始に向け具体的実施）
- ◆ R 10. 4 第5期中期目標期間（R10（2028年）～R16（2034年））開始



国立大学と大学共同利用機関、国立研究開発法人との連携

国立研究開発法人

内閣府

日本医療研究開発機構

総務省

情報通信研究機構

文部科学省

物質・材料研究機構
防災科学技術研究所
量子科学技術研究開発機構
科学技術振興機構
理化学研究所
宇宙航空研究開発機構
日本原子力研究開発機構

厚生労働省

医薬基盤・健康・栄養研究所
国立がん研究センター
国立循環器病研究センター
国立精神・神経医療研究センター
国立成育医療研究センター
国立長寿医療研究センター

経済産業省

産業技術総合研究所
新エネルギー・産業技術総合開発機構

国土交通省

土木研究所
建築研究所（茨城）
海上・港湾・航空技術研究所

環境省

国立環境研究所（茨城）

国立大学法人

47都道府県にひろがる
85の国立大学

公立大学・私立大学

大学共同利用機関法人

人間文化研究機構

国立歴史民俗博物館
国文学研究資料館
国立国語研究所
国際日本文化研究センター
総合地球環境学研究所
国立民族学博物館

自然科学研究機構

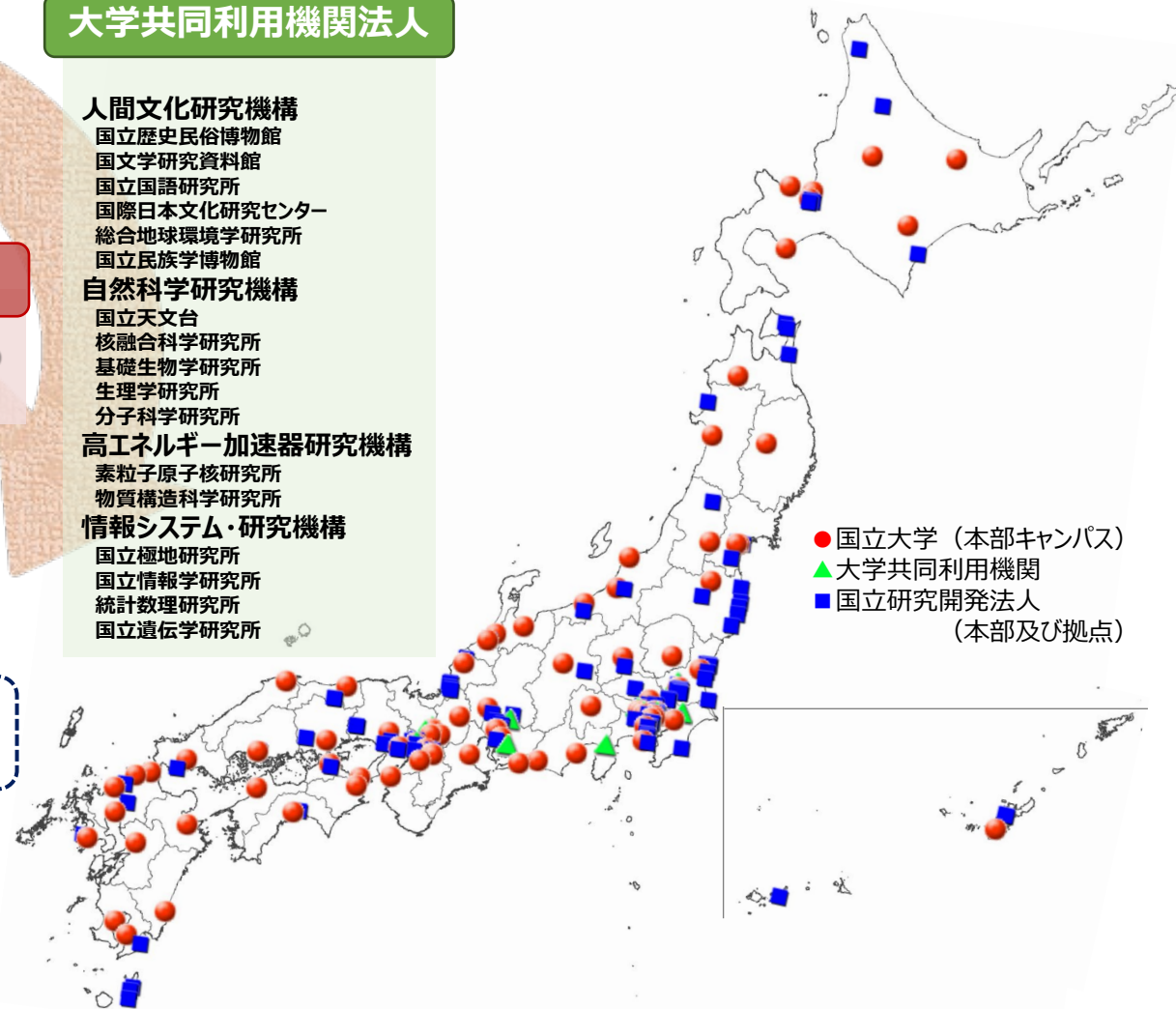
国立天文台
核融合科学研究所
基礎生物学研究所
生理学研究所
分子科学研究所

高エネルギー加速器研究機構

素粒子原子核研究所
物質構造科学研究所

情報システム・研究機構

国立極地研究所
国立情報学研究所
統計数理研究所
国立遺伝学研究所



国立大学は、「国立大学システム」を活用した大学間の連携に加え、**大学共同利用機関法人や、国立研究開発法人とも連携し、人材育成及び全国的な研究ネットワーク**を形成していく



国立大学の改革への取組み —機能強化に向けた国立大学同士の連携の例—

国立9大学理学部による広域連携（2025.12～）

国立9大学の理学部が「国立大学システム」を具現化する広域連携の一つとして連携協定を締結。各大学が有する多様な資源を相互に活用し合い、教育にとどまらず、研究や社会共創など幅広い分野で相互補完と相互強化を図る。

教育面では9大学の教員を高度人材バンクと位置付け、各大学で開講が困難となった科目などに対し、他大学から非常勤講師を派遣しやすくする仕組みの構築が進められている。今後は教育・研究・社会連携を有機的に結び付け、全国規模での大学連携の新たなモデル事業を創出していくことを目指す。

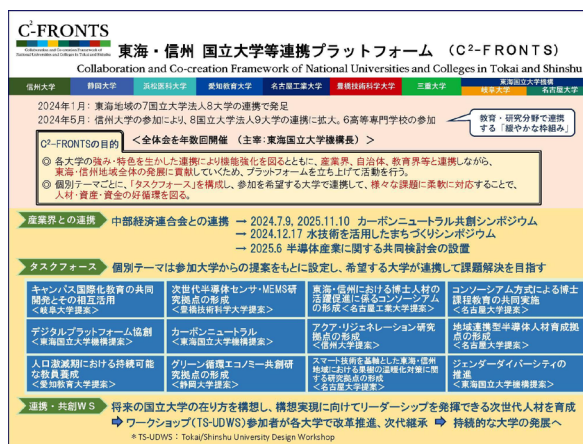


（出典）9大学プレスリリース資料（2025年12月1日）より

東海・信州 国立大学等連携プラットフォーム (C2-FRONTS) (2024.1～)

7国立大学法人8大学と6国立高等専らによる連携プラットフォーム。
産業界・自治体・教育界でゆるやかにつながりながら、研究・産業の連携、教育・学生交流面での連携、国際交流・留学生の受入れなどでの連携、大学運営に関する共通基盤の整備などを中心に情報交換と討議を行い、諸課題の解決と地域全体の人材・資産・資金の好循環を目指す。

C2-FRONTS : Collaboration and Co-creation Framework of National Universities and Colleges in Tokai and Shinshu
（※信州大学は2025年5月参加、6高専は2025年6月から正式参加）



（出典）東海国立大学機構ホームページより



（出典）四国地域大学ネットワーク機構ホームページより

一般社団法人 四国地域大学ネットワーク機構 (2021.3～)

四国5国立大学で2021年3月設立、2022年3月には広域ブロック全域では全国初となる「大学等連携推進法人」の認定を受けた。人口減少社会を見据え、それぞれの大学が持つ強みと独自性を活かすとともに、各大学の教育研究リソースの相互活用もしながら、四国地域国立大学の教員養成機能の強化を図り、地方創生を牽引できる人材育成に取り組んでいる。



国立大学の改革への取組み —各大学の特筆すべき大学改革の取組み事例—

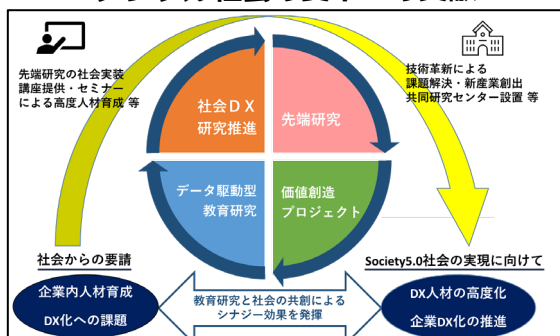
熊本大学—半導体研究を核とした大学改革、地域課題解決への貢献

スピード感ある改革と、ステークホルダーとの連携により、半導体・デジタル人材や課題解決・イノベーター人材の育成、異分野融合研究による地域産業の発展に貢献。

- 情報融合学環、工学部半導体デバイス工学課程の設置（令和6年度）
- 半導体・情報数理専攻【修士・博士】の設置（令和7年度）
- 共創学環、附属学校国際クラスの設置（令和8・9年度）
- くまもと3D連携コンソーシアム設置による産学官金連携を通じた地域産業の振興
- 半導体リスキリングセンターを活用した半導体人材の育成及び地域貢献



デジタル社会の変革への貢献



滋賀大学

—データサイエンスを軸とした社会共創拠点機能強化の取組み

日本をアップデートするデータサイエンス高度基盤人財育成を通じて、学術研究・人材育成・社会実装の好循環システムを目指す。

- データサイエンス×リベラルアーツによる文理横断・融合教育
- 2024年度以降、データサイエンス研究科の定員を倍増以上に拡大し、高度データサイエンス・AI専門人材育成機能を強化
- 企業から派遣される社会人大学院生の受入れや、企業向けオーダーメイドプログラムの提供による柔軟で高度なリスキリング教育

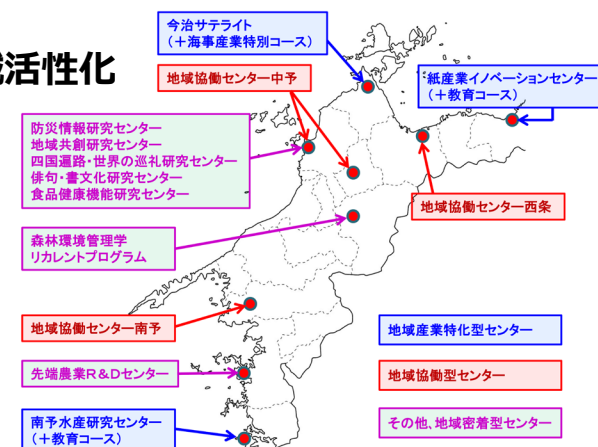
愛媛大学—地域密着型センターの展開による地域産業イノベーションと地域活性化

愛媛大学方式：当該地域の状況に応じて、地域密着型センター（地域産業特化型センター、地域協働型センター）を配置し、地域に密着した中核機能を愛媛県内全域で発揮。

【主な取組み（例）】

- 地域産業特化型センター（南予水産研究センター、紙産業イノベーションセンター）では、学生・教職員がそれぞれ40～50人常駐・居住し、技術開発と人材育成を同時に展開。
- 今治サテライトでは、造船に特化した技術開発と人材育成。社会人大学院学生を受け入れ、企業等の課題を解決。地域のステークホルダーとの交流によるキャリア教育の展開。

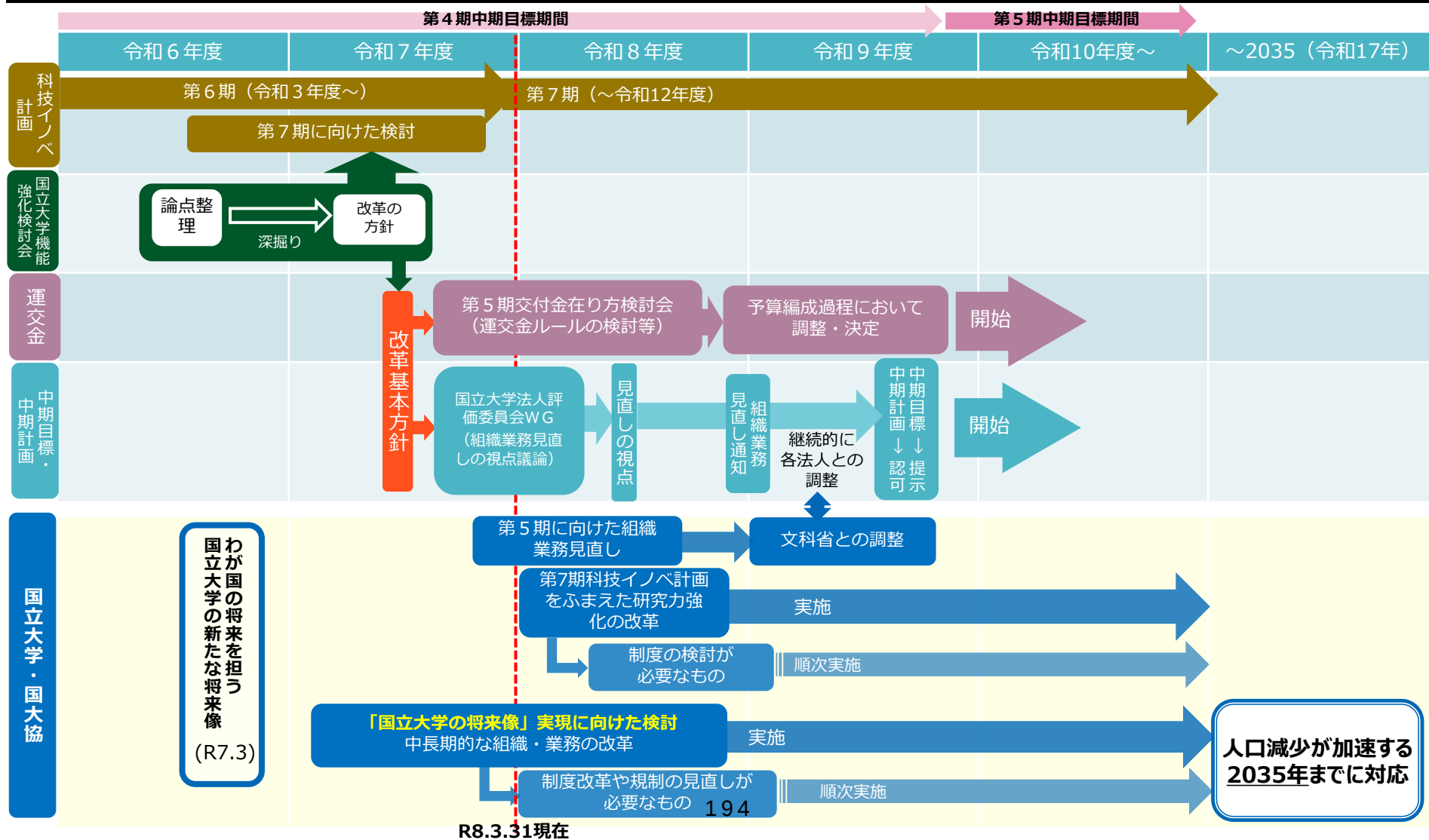
→「地域における知の拠点」として、地域未来戦略にも貢献





我が国の研究力再生に向けた国立大学改革のスケジュール（イメージ）

- 科技イノベ計画の動きや文部科学省の国立大学の機能強化に向けた検討の動きを踏まえつつ、早急に可能な部分から改革を開始。
- 国立大学は令和7年度以降、自らの機能のうち、どのような機能を中心に取組むかをステークホルダーとともに、検討し、選択。そのことを通じて、役割や機能を明確化。



第5期中期目標期間に向けた国立大学法人等 運営費交付金の在り方について



国立大学に対する財政支援のあり方

【国立大学法人等の全体としてのミッション】

- ① 不確実な社会を切り拓く**世界最高水準の研究の展開とイノベーションの牽引**
- ② 変化する社会ニーズに応じた**高度専門人材の育成**
- ③ **地域社会を先導する人材の育成と地域産業の振興**

—国立大学法人等改革基本方針（令和7年11月4日）

国立大学が国民の期待にこたえ、わが国の発展を支える知の拠点として、イノベティブな日本社会の創造に貢献していくためには、一過性・時限的な経費ではなく、**基盤的財源として国立大学の経営を支える運営費交付金を十分に確保し**、施設整備費も含めた**安定的かつ機動的な措置が必須**。

国立大学法人等運営費交付金

文部科学大臣の定める中期目標とそれに基づく中期計画の**着実な実行**
及び基礎研究・学術研究の**基盤となる財源**

それぞれの目的・性格の違いを踏まえた措置が極めて重要

施設整備費

5か年計画（R3～7年度）の整備目標に対する老朽改善整備率が51%にとどまる。**急激な建設資材高騰・労務費の上昇等に対応した継続的な予算措置が必要。**

競争的資金

教育研究環境の革新や高度化を図るもの。基盤的経費との目的・性格の違いをふまえたベストミックスによるデュアル・サポートが重要。**時限的経費**であり、**長期的視点で取り組むべき課題への対応は困難。**

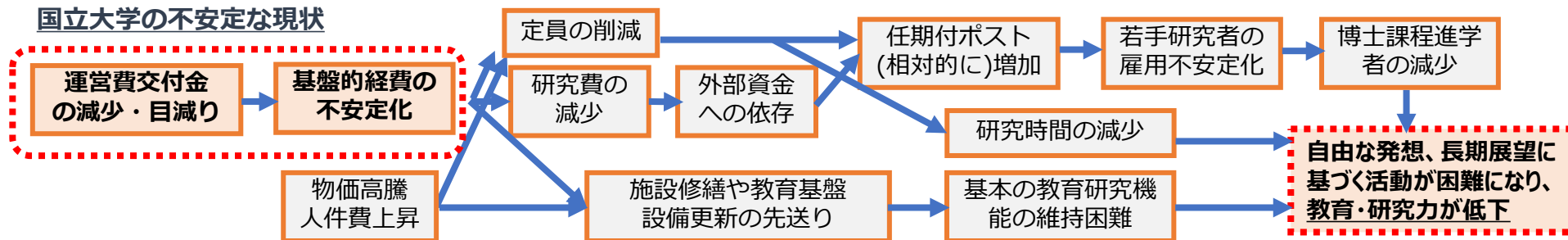
運営費交付金の在り方に関する視点①ー改革基本方針に対する考え方

＜運営費交付金の在り方の見直しに当たっての基本的な視点＞

- ① 各法人が掲げるミッションや機能強化の方向性の沿った活動に安定的に取り組むことができるよう、基盤的経費の配分額について中期目標期間中の見通しを立てやすい明解な配分ルールを構築すること

ー国立大学等改革基本方針（令和7年11月4日）別添

国立大学の不安定な現状



意見・要望

目先の対応に汲々とする現状を打破し、各大学の戦略的な先行投資により教育・研究力の向上へ！

1. 中期目標期間を通じた運営費交付金の充実と予見性・安定性の確保

大学を安定的に運営し、新たな課題に積極的に挑戦していくには、中長期的な視点に立った財務戦略のもと、優秀な教職員を安定的に雇用し、施設設備を充実させ、教育研究環境の基盤を整えることが不可欠。

2. 明解な配分ルールの構築

各法人が先の見通しが立てやすくなることで、戦略的な財務戦略に基づく大学運営が可能となる。
現在の算定方法は複雑で、学内構成員への説明にも困難を伴うため、明解なルールが必要。

【配分ルール構築に当たっての留意点】

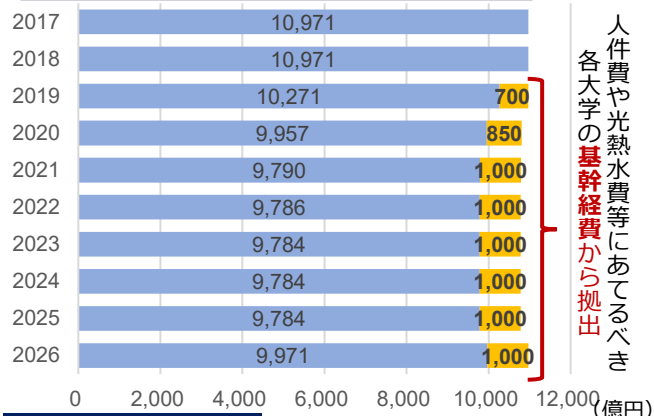
- ・ 期中における予見性と安定性を阻害するような配分ルールの変更は避けるべき。
- ・ 各大学のおかれた立地や規模、附属学校の状況などの諸条件の違いに配慮されたルールであること。
- ・ 「知の総和答申」をふまえた規模の適正化を行った場合でも、中期目標期間中は大学経営の安定性が保たれる仕組みが必要。
- ・ 中期目標期間をまたぐ目的積立金の早期承認と執行の柔軟化も戦略的な大学経営のためには必要。

運営費交付金の在り方に関する視点②ー改革基本方針に対する考え方

<運営費交付金の在り方の見直しに当たっての基本的な視点>

- ② 各法人が掲げるミッションや機能強化の方向性に応じた取組の成果について、指標等を基に何らかのインセンティブを持たせる仕組みを入れるとともに、その成果を測るに当たっては、大きな改革を進める観点と、シンプルな評価の仕組みとする観点を持つこと
- ー国立大学等改革基本方針（令和7年11月4日）別添

運営費交付金と共通指標による配分



現行の「成果を中心とする実績状況に基づく配分」の課題

- 各大学が基幹経費から財源を拠出し、評価によって配分額が毎年変動する仕組みであるため、法人運営の安定性を阻害し、戦略的な大学経営を困難にしている。
 - 大学では短期的な指標の向上に終始し、真に教育・研究の質向上につながっているか不明である。
 - 各大学が一律に指標向上に舵を切るとは、国立大学の特性である多様性を損ないかねない。
 - 教育に関する指標については、すでに大学間での差がつきにくくなっている。また、前年より高い成果をあげてもランキングづけの結果減額されることがある。
- **共通指標により大学の変革が促された側面も一部にはあるが、経営の安定性に与えたマイナスの影響は大きいと考えられる。**

意見・要望

1. 国立大学システムによる「共創」を推進する中、各大学による奪い合い（競争）によるゼロサムゲームではなく、**基幹経費の外枠にて、高い成果を上げた大学へのアドオン（上乘せ）によるインセンティブ経費**とすることが、国立大学の意欲的な改革と機能強化に対する大きな牽引力となる。
2. 大学を序列化させ、成果が上がっているのにマイナス査定となる大学を生む仕組みではなく、成果そのものによる評価がなされるべきである。
3. 大学経営の安定性・予見性のためには、**シンプルな仕組みと、期中に評価方法の変更がされないことが重要。**
4. 評価指標・対象範囲については、年度毎の評価は**経営改革や研究に関する指標に限定**すること、**国立大学法人評価の結果の活用**、地域全体の人材育成及び地域活性化の貢献に対するインセンティブ、さらに、大学が組織的に取組む**教育研究事業の終了後**における高評価の取組みの**自走化と改革の継続を促す支援等を期待したい。**

第5期の評価・インセンティブの在り方については、評価を受ける側である国立大学との十分な話し合いのうえで新たな仕組みが構築されることを望む。

運営費交付金の在り方に関する視点③ー改革基本方針に対する考え方

<運営費交付金の在り方の見直しに当たっての基本的な視点>

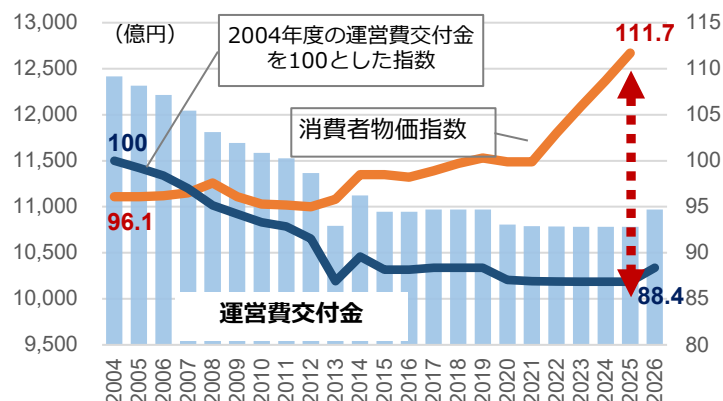
- ③ 最低限必要と考えられる教育研究活動をベースとした経費については、社会経済状況の変化に左右されず活動ができるよう、物価等の変動に対応させる観点も含め、安定性をより向上させた仕組みとすること

ー国立大学等改革基本方針（令和7年11月4日）別添

第3期以降、運営費交付金は下げ止まり、令和8年度予算案では前年比で過去最大の増額となったが、物価・賃金の上昇トレンドには追いついておらず、円安や建設費高騰もあり、**実質的に目減りが継続**。海外依存度が高い研究用消耗品の価格高騰も顕著。

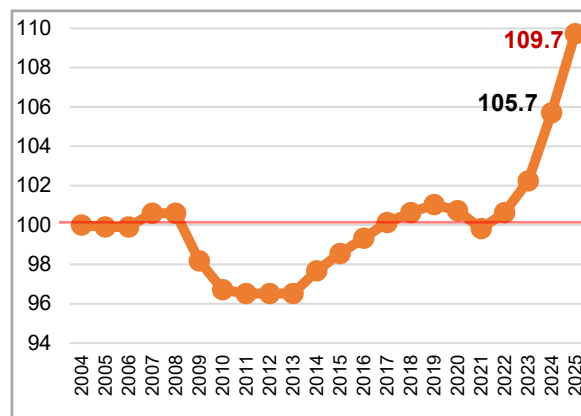
運営費交付金と物価上昇率の関係

消費者物価指数は生鮮食品等の影響も考慮した総合の値で、2020年度を100とする（総務省統計より）
ただし2025年度のみ1～12月の平均



人事院給与勧告の状況（2004年＝100）

国家公務員に係る人事院給与勧告の状況（行政職（一））職員の平均年間給与の増減率

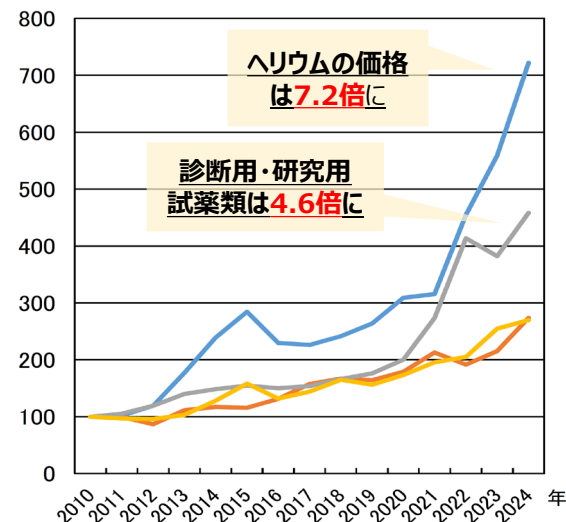


（出典）人事院資料をもとに国立大学協会事務局作成

※ヘリウム：極低温や超電導等、様々な物理学実験や核磁気共鳴装置（MRI）等で必須の消耗品

研究用消耗品の単価の時系列変化

（2010年の価格を基準（100）とした場合の変化）



（出典）「科学技術指標2025」文部科学省科学技術・学術政策研究所

意見・要望

運営費交付金の中でも基幹となる経費については中期目標期間中は固定としたうえで、インフレ基調下においては、高等教育に係る費用が急騰していることも踏まえて、消費者物価以外の指数も用いた**物価や人事院勧告の動向を反映させる仕組みの構築**を求める。

国立大学法人の施設整備のあり方

【各大学の共通課題】

物価上昇に伴う建設工事費の高騰に加え、施設・設備の老朽化の進行による維持管理費・修繕費の増加、使用停止した施設や樹木の老化による倒木などの安全対応や各種法令対応などの課題が先送りできない深刻な状況となっており、各大学共通の経営を圧迫する大きな要因となっている。

老朽化の進行：目先の人件費や光熱水費等の義務的経費を優先せざるを得ない状況から、老朽化対策が後回しになってしまう傾向。老朽化による事故頻発で安全面に大きな課題。

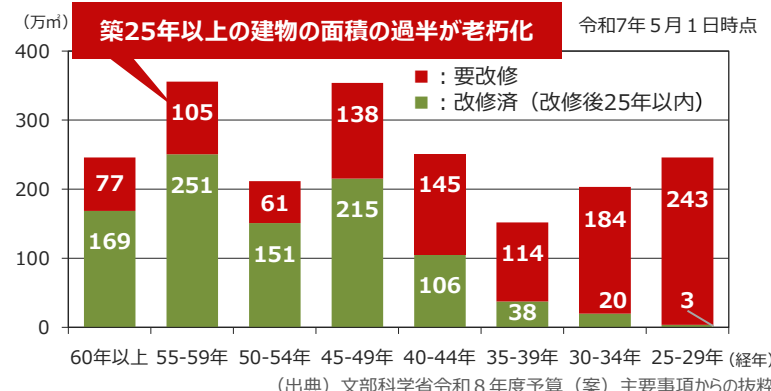
物価高騰・建設費高騰：入札不落の発生や、積算単価に基づく要求額と実際の予定価格との乖離により大学の持ち出し負担大。

解体撤去の壁：不要建物の解体撤去費が捻出できず、安全管理上の問題のみならず、土地の有効活用・ダウンサイジングを進めるうえでの障害となっている。

意見・要望

1. 「国立大学法人等施設整備5か年計画」等に基づく施設整備費と運営費交付金の連携による双方からの支援の拡充により、**目下の施設老朽化への早急な対策**が必要。
2. 補正予算頼みとしない予算組みによる計画的な施設整備の推進と、物価・建設費高騰に応じた積算単価の見直しも必要。
3. 性能維持改修については、**大学全体の施設老朽化等の状況を踏まえ、施設整備費において各大学に裁量的予算として配分**し、各大学の戦略や緊急性に応じて柔軟に対応できる支援が必要。あわせて施設整備費における**営繕等に係る部分も含めた柔軟な支援**も必要。
4. 現行の「**不用建物工作物撤去費※**」の措置対象範囲の拡大や、土地の貸付け・売却による収入が難しい地方大学にも配慮した土地活用支援策も望まれる。（※現行のルールでは解体撤去費の措置対象は法人化以前から不用であったものに限定されている）
5. 各大学での計画的な修繕を行うために、**減価償却引当特定資産**について、**資産の更新だけでなく修繕を目的とした引当も可能にする等の規制緩和も考えられる。**

国立大学法人等施設の経年別保有面積



国立大学の附属病院への支援について

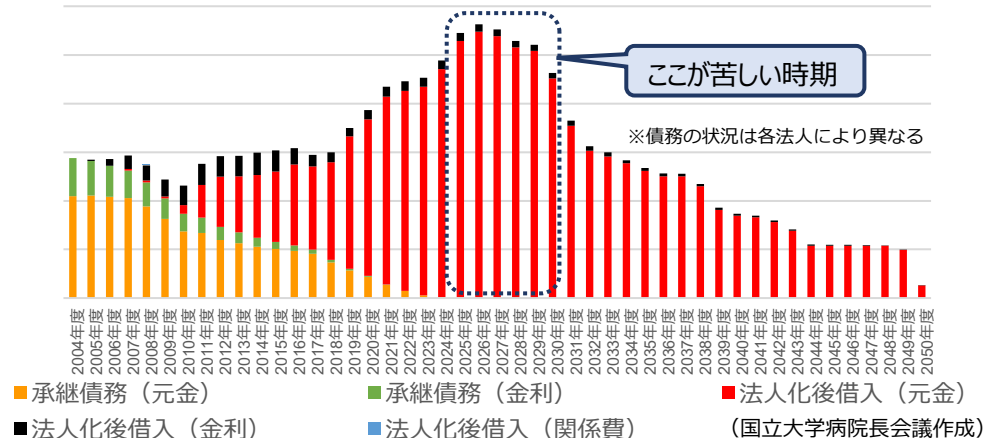
【附属病院の経営状況】

- ・ 医療の高度化に伴う高額な医薬品・医療材料の使用量増加と価格高騰
- ・ 働き方改革と人事院勧告の影響による人件費増加
- ・ 物価高騰や賃金増加による業務委託費や保守費用の増加

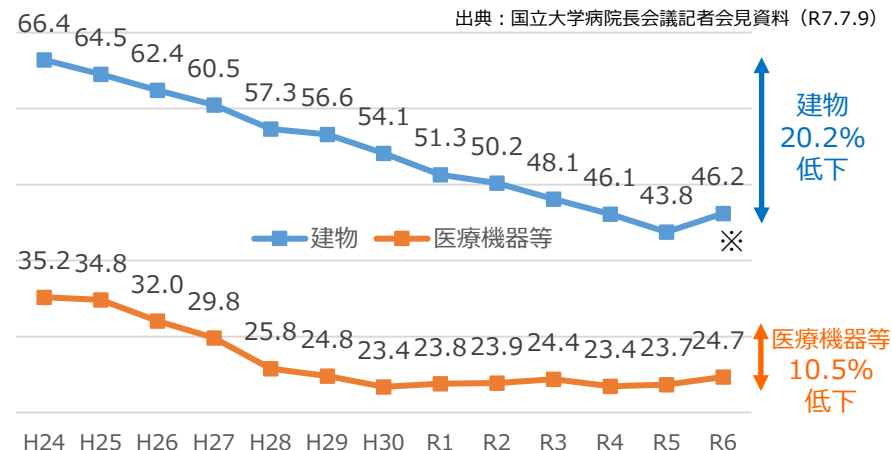
令和7年度補正予算と診療報酬プラス改定で「当座」を下支え

⇒ 特に、病院の建替費用の高騰等に伴う借入金の償還経費が大きな負担となり、再開発に支障
⇒ その結果、施設・設備費の抑制により、建物と機器の老朽化が深刻化し安全な医療実現の危機

A大学病院における債務償還額の推移



価値残存率（建物・医療機器等）



意見・要望 一地域二一ズを踏まえた構造転換と持続可能性へ

1. 附属病院の高度な教育・研究を支える基盤に対する恒常的な支援の拡大が必要。
2. 再開発に伴う借入金の債務償還については、返済期限の延長等のピークカット策や、**一時的に附属病院を対象として運営費交付金にて支援する仕組み**等のセーフティーネットの構築が望まれる。
3. 附属病院は、高度な診療・地域医療への貢献とともに、高度医療人材の養成、先進医療の研究開発等の教育研究も重要な使命であることから、**施設整備に対する国の支援と貸付けの割合の見直し※**や、**教育研究に資する施設設備等に対する支援の拡充**も必要。

(※公立病院は通常50%公費負担)

まとめー国立大学法人等運営費交付金の在り方について

各国立大学は次期中期目標期間に向けてミッションや機能強化の方向性に沿った活動を積極的に進めていくこととなるが、それらは、安定性と予見可能性を持った運営費交付金が措置されているからこそ可能となるものである。

安定性と予見可能性の確保は、不安定な財政基盤により前に進みにくかった各大学における2040年を見据えた改革を後押しすることになり、自ら改革を進める上で将来への先行投資として活用することにも繋がる。

併せて、大学が自らの意思をもって改革を進めるためにも、各大学にとって基盤となる部分が十分に確保されたうえで、令和8年度政府予算案において措置された教育研究の機能強化の取組みを支援する経費のような、各大学が裁量を発揮できる経費を措置する仕組みも重要となる。

そして、国立大学全体が「国立大学システム」総体として、競争ではなく「共創」によりわが国の新たな未来へ貢献していこうとする中で、国立大学間の連携や協働を促す予算的な後押しは、大きな力となる。

さいごに—イノベーティブな日本社会の創造に向けて

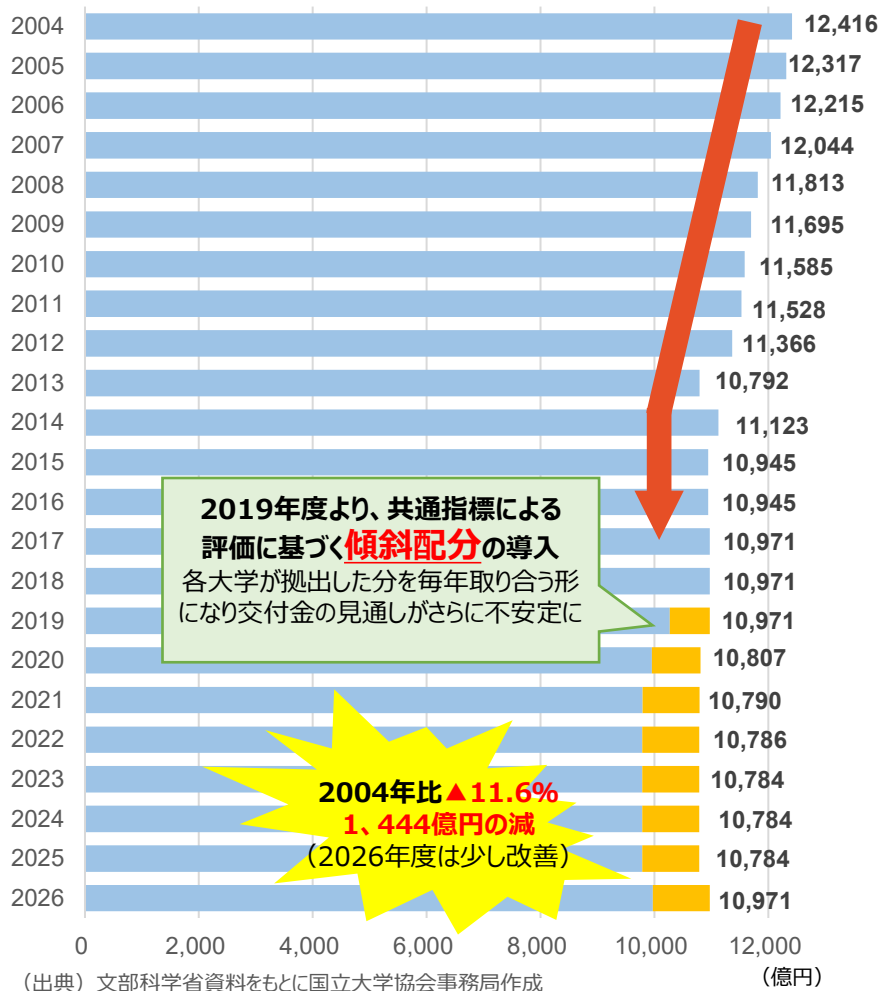
国立大学の存在意義は、社会の発展と国民の幸福にあり、教育・研究をはじめとする国立大学の活動の受益者は、国と国民全体であることをふまえると、高等教育機関への財政支出は、わが国社会の高度化につながる未来への投資である。

個々の大学がそれぞれ自律性を発揮し、国立大学として基盤的機能は果たしつつ、特色ある発展を目指すことで、総体としての国立大学システムがより強固なものとなり、わが国の発展を支える「知の拠点」として、イノベーティブな日本社会の創造に資するよう、不断の改革を続けていく。

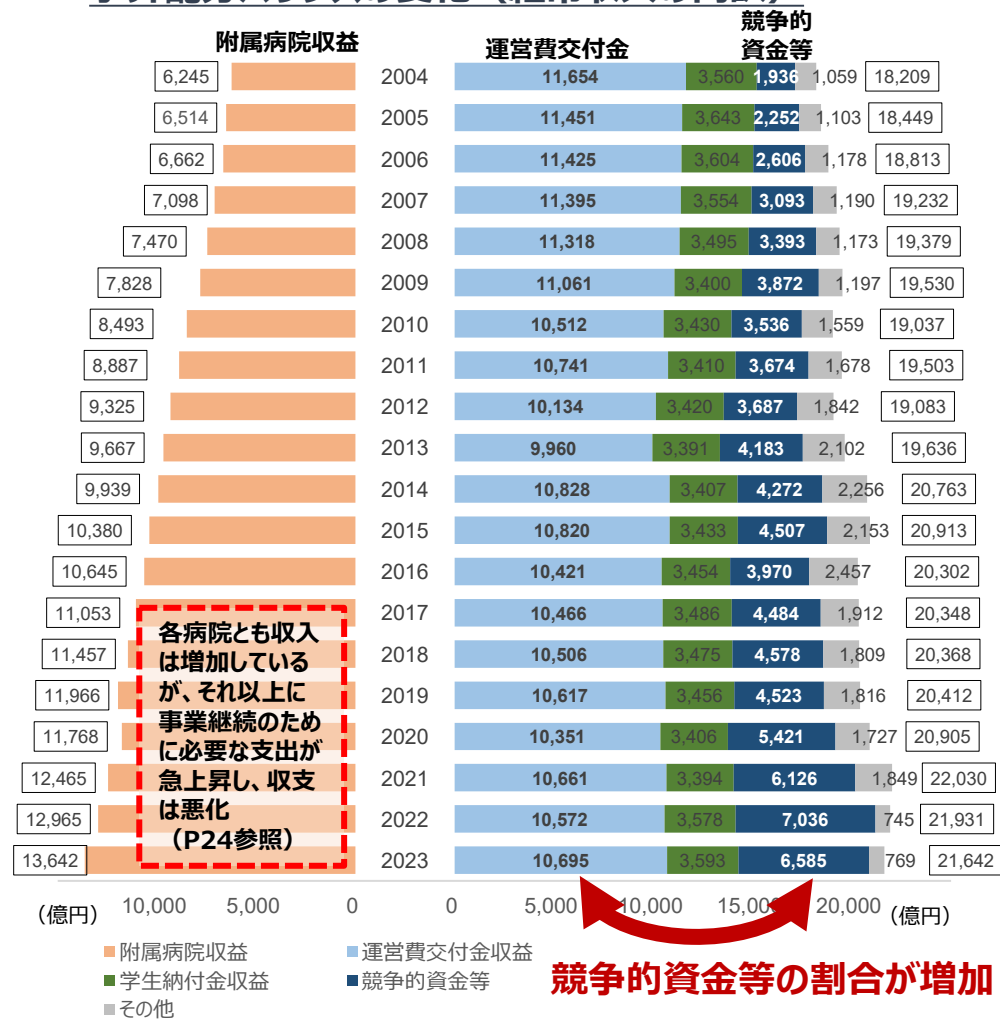
參考資料

参考資料－予算関係

国立大学法人運営費交付金の推移



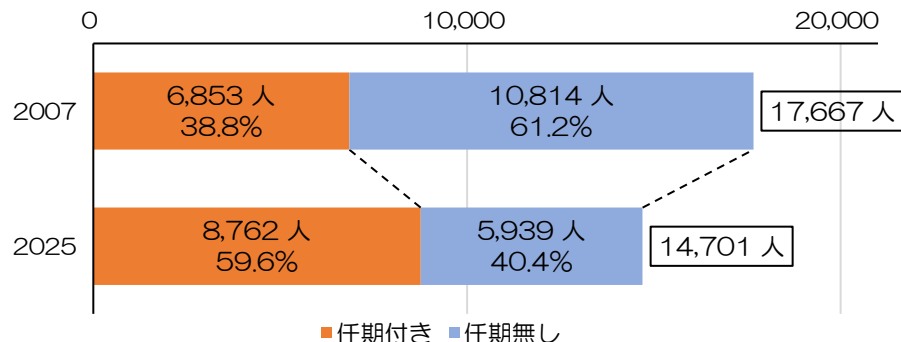
予算配分バランスの変化（経常収入の内訳）



運営費交付金は減少傾向の一方、競争的資金等が増加。

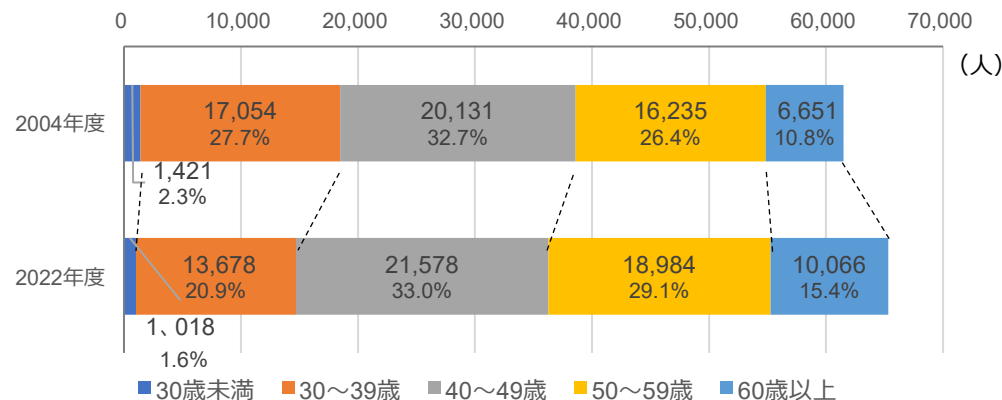
参考資料－国立大学の教員の状況

国立大学の40歳未満教員の雇用状況



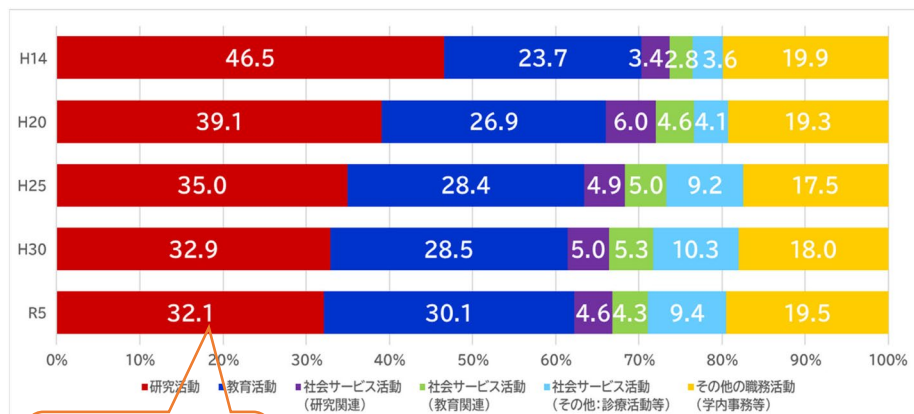
(出典) 国立大学協会 教育・研究委員会 男女共同参画小委員会『国立大学における男女共同参画推進の実施に関する追跡調査報告書』より国立大学協会事務局作成 (注) 各年5月1日付の数値

国立大学の年齢別教員数



(注) 割合については、値を四捨五入しているため、各区分の合計が100%にならない場合がある
(出典) 文部科学省「学校教員統計調査」(各年度)より国立大学協会事務局作成

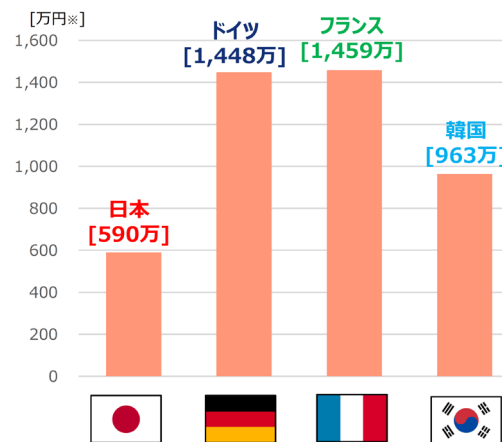
大学等教員の職務活動時間割合の推移



研究活動に
充てられる時間が
減少している

(出典) 文部科学省「令和5年度大学等におけるフルタイム換算データに関する調査」

大学の研究者の1人あたり人件費

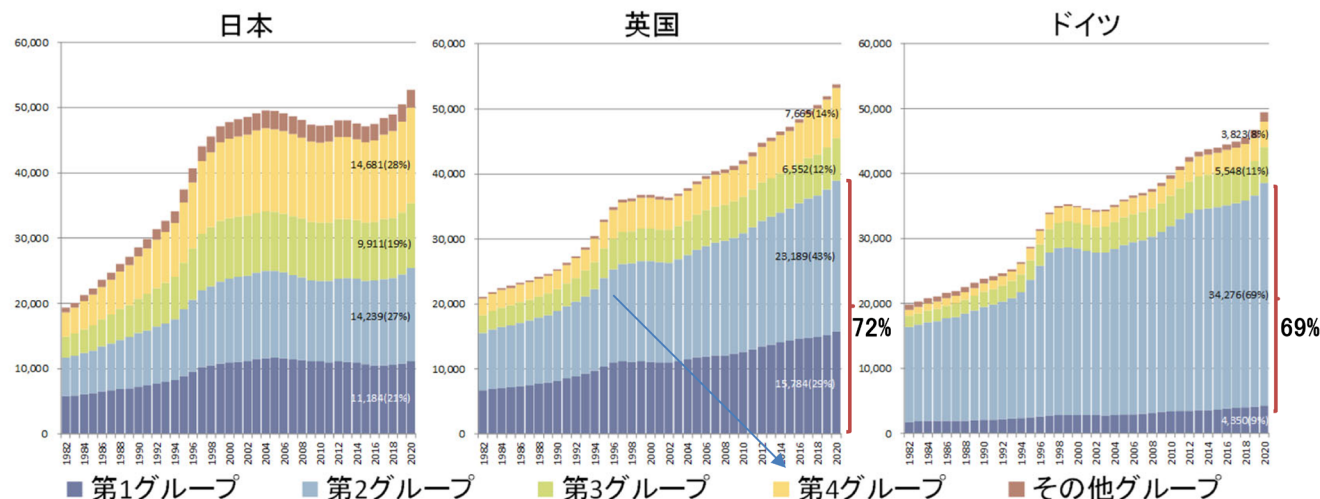


(出典) NISTEP「科学技術指標2024」およびOECDデータを基に文部科学省において作成。通貨はOECD購買力平価換算。人件費はFTE換算として計上。日本と韓国は2022年、ドイツは2020年、フランスは2019年のデータ。

研究力強化には、基盤的財源にて研究人材を安定的に確保し、研究時間を増やすことが必要。

参考資料－大学グループ別の研究力の状況

日英独の大学等部門における大学グループ別論文数の推移



論文算出の主要セクターである第1G・第2Gは国立大学が多く占める。
※ () 内は国立大学の数

(注1) Article, Reviewを分析対象とし、分数カウント法により分析。3年移動平均値(2020年は、2019～2021年の3年平均値)である。
クラバート社 Web of Science XML (SCIE, 2022年末バージョン)を基に、科学技術・学術政策研究所が集計。

大学グループ	論文数シェア(2017-21年)	日本	英国	ドイツ
第1G	4.0%以上 (日本の上位4大学が4.0%以上であることを設定した)	4 (4)	5	2
第2G	1%以上～4.0%未満	14 (11)	21	34
第3G	0.5%以上～1%未満	28 (16)	16	14
第4G	0.05%以上～0.5%未満	133 (36)	63	33
合計数		179	105	83
(参考) 各国の全大学数		807	295	422

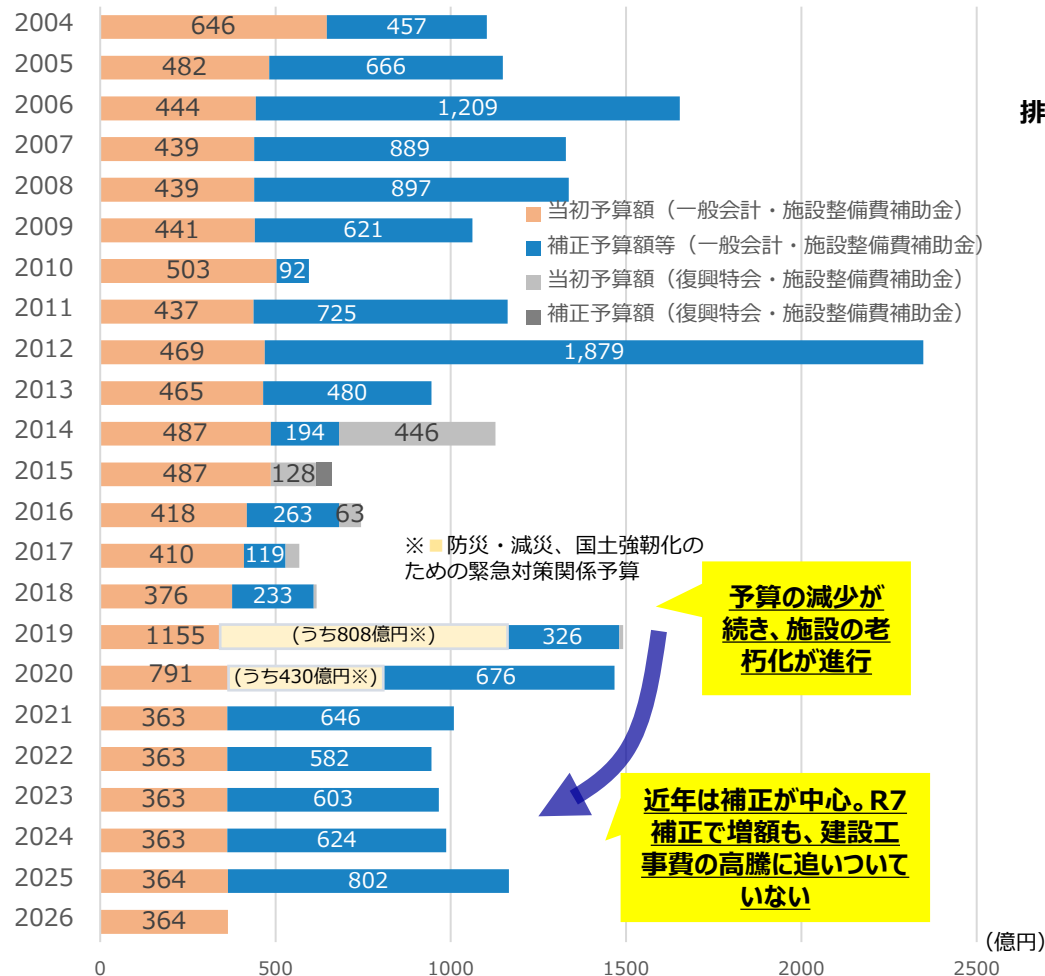
(注1) 自然科学系の論文数シェアに基づく分類である。ここでの論文数シェアとは、各国の大学等部門の全論文数(分数カウント法)に占めるシェアを意味する。
(注2) 本文中や図表中では、グループのことをGと表記することがある(例:第1グループを第1Gと表記)。
(注3) 参考として掲載した各国の全大学数は、文部科学省「諸外国の教育統計」令和5年(2023)年版から数値を引用した。
(注4) ドイツの全大学数は、専門大学(ファッハホー・ホシューレ(Fachhochschule, FH))、総合大学(一部、工科大学、医科大学を含む)、教育大学、神学大学、芸術大学を含めた数である。

(出典) 文部科学省 科学技術・学術政策研究所、研究論文に着目した日英独の大学ベンチマーキング2023、調査資料-340、2024年6月

- 英国やドイツは、規模の大きな第1、第2Gで大学等部門の論文の約7割を算出している。
 - 日本は、第1～第4までの各Gが同程度の論文数規模をもつ。第4Gは、規模の小さな大学が多いが、個々の大学の論文数を合計すると、他のグループと同様に、わが国の研究力に貢献しているといえる。
- ➡わが国の研究力強化には、上位に続く大学の層の厚みの形成も重要である。

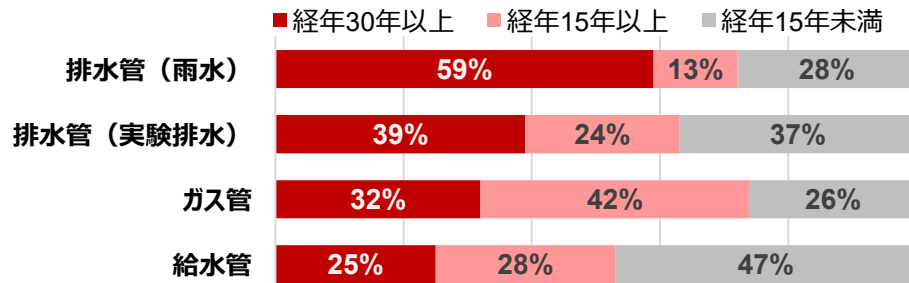
参考資料－施設整備費関係

国立大学法人等施設整備費予算額の推移（国費相当分）



ライフラインの老朽化状況

2025.5.1時点



（出典）文部科学省国立大学法人等施設実態報告書より国立大学協会作成

国立大学法人等の主要配管（給水管・ガス管等）の長さは3,926kmであり、このうち2,496km（63.6%）が法定耐用年数（15年）を超過している。



腐食して破損・落下の危険性が高い排気ダクト



配管の腐食（給排水管）



扇風機

空調機が設置されていない学生実験室

近年の建設工事費・資材費の高騰に予算が追いついておらず、施設の老朽化が深刻な状況。大規模災害時には地域の防災拠点の機能も担う国立大学のキャンパスの安全・安心の確保は喫緊の課題。

参考資料－大学病院関係

国立大学病院の令和7年度収支見込

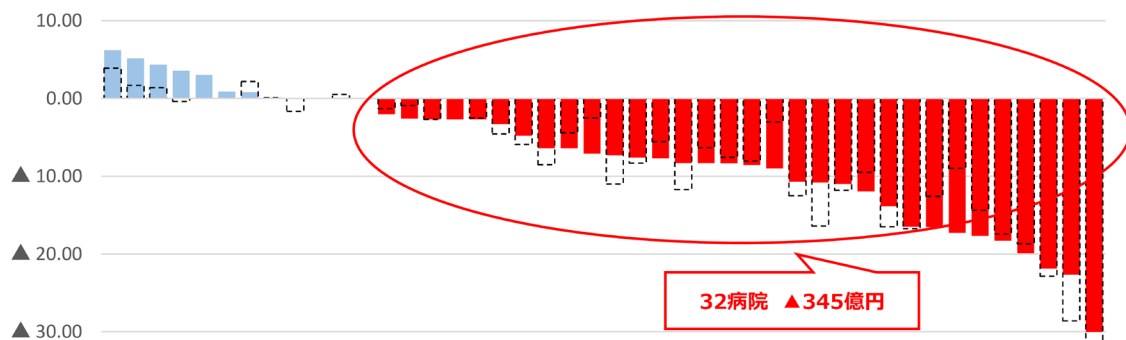
44病院の現金収支見込は▲321億円

【うち、約7割の32病院が収支マイナスの見込み(▲345円)】

結果として、全体合計は、赤字

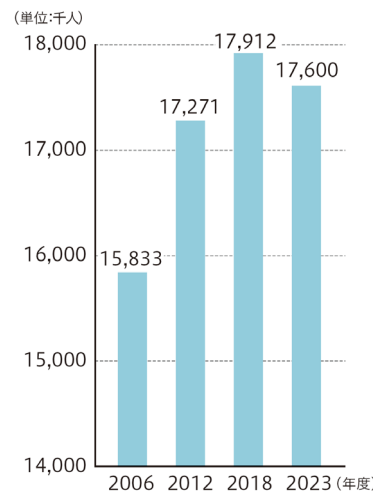
(億円)

(出典) 国立大学病院長会議記者会見資料 (R7.12.19)

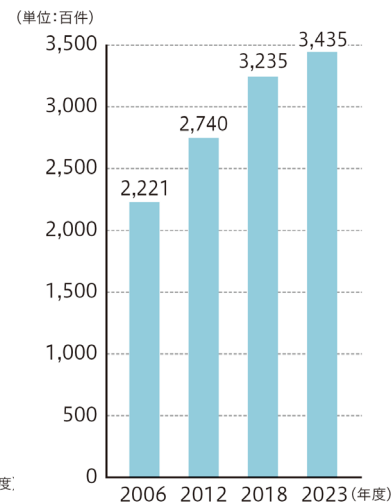


※令和7年11月21日現在 令和7年人事院勧告の影響額を含む 大学本部からの支援額は含まない

外来患者延数の推移

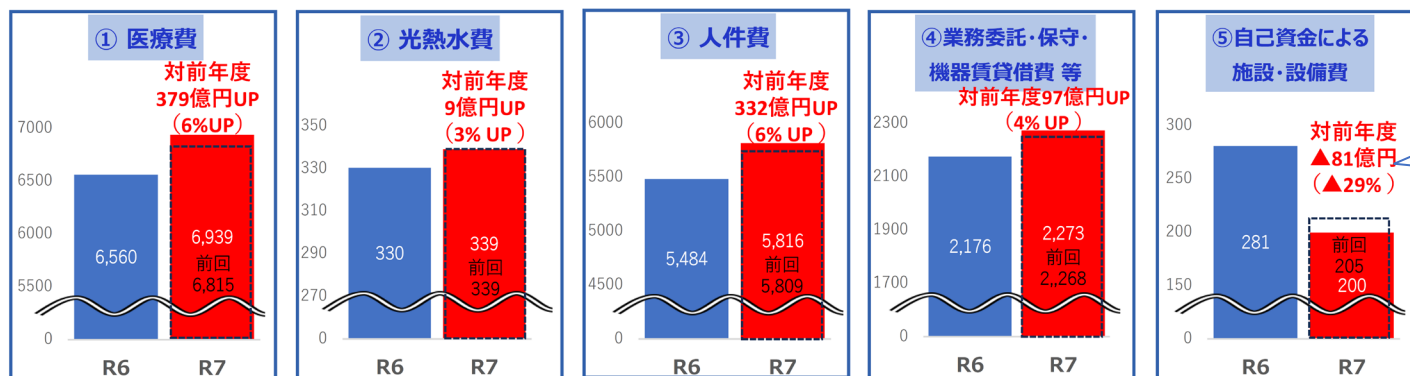


手術件数の推移



(出典) 文部科学省・国立大学病院データベースセンター提供資料より国立大学協会事務局作成

経費の増加により昨年度より施設・設備費の更新を先送りして対応



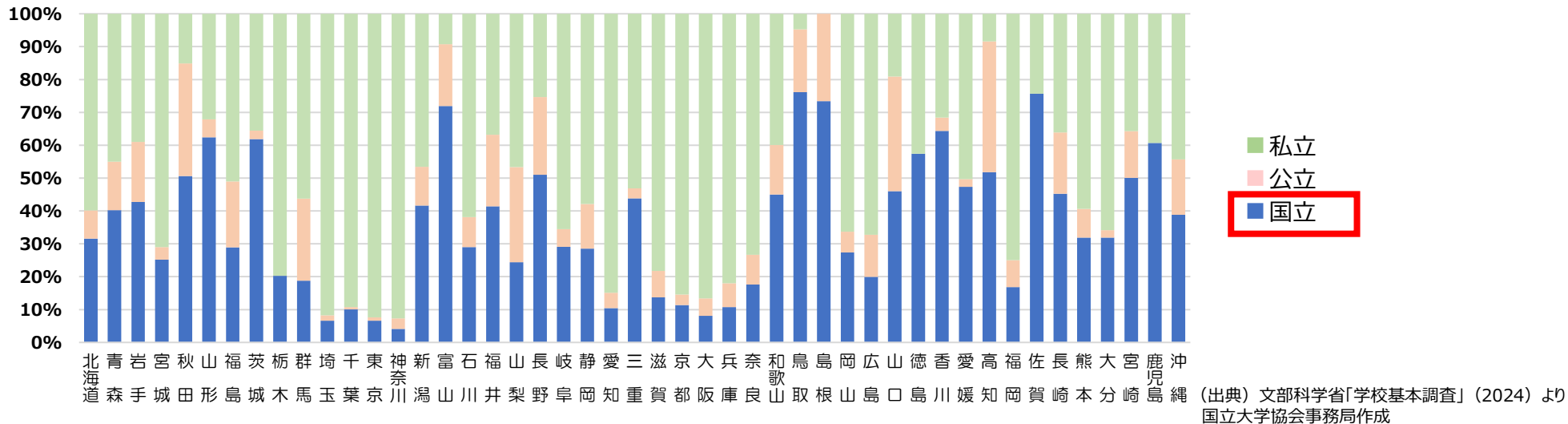
経費の増加により施設・設備費をさらに抑制

(出典) 国立大学病院長会議記者会見資料 (R7.12.19)

法人化後、国立大学病院は経営努力を続けてきたが、近年の経費の増加により令和5年度以降は全体の収支が赤字に転落。

参考資料－地方創生と国立大学

都道府県別の学生数比率（学部）



都道府県・市町村職員採用者数 大学別ランキング（人）

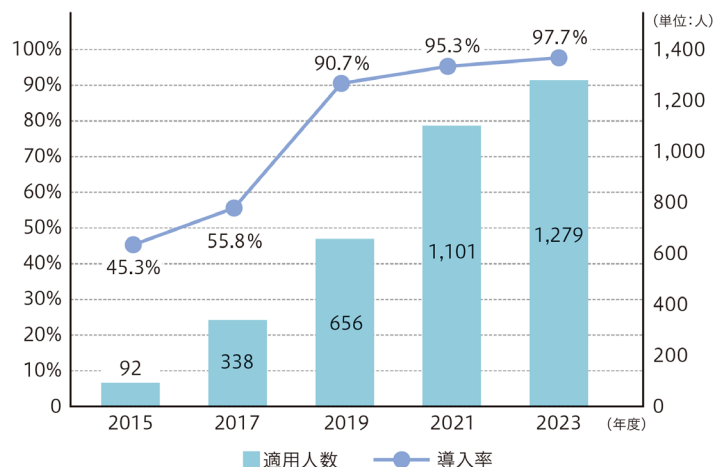
北海道・東北		関東（東京以外）		北陸・甲信越		東海		中国・四国		九州・沖縄	
山形大	131	埼玉大	141	新潟大	255	名古屋大	165	岡山大	173	鹿児島大	212
北海学園大	130	茨城大	139	金沢大	202	愛知大	163	愛媛大	146	福岡大	142
東北大	112	千葉大	138	富山大	138	静岡大	160	広島大	131	熊本大	131
岩手大	107	神奈川大	119	信州大	130	南山大	128	鳥取大	126	宮崎大	111
弘前大	107	高崎経済大	105	都留文科大	96	名城大	114	島根大	97	琉球大	105
北海道教育大	103	宇都宮大	101	富山県立大	46	中京大	102	香川大	95	佐賀大	102
東北学院大	94	群馬大	68	福井県立大	44	三重大	100	山口大	88	西南学院大	90
秋田大	63	白鷗大	67	福井大	38	岐阜大	89	松山大	81	長崎県立大	86
東北福祉大	61	独協大	60	山梨大	37	愛知教育大	86	高知大	69	北九州市立大	85
名寄市立大	56	埼玉県立大	57	金沢工業大	35	中部大	76	広島修道大	63	熊本県立大	77

（出典）朝日新聞出版『大学ランキング2026』
2025年4月発行

とくに地域における国立大学の役割は大きく、人材育成・産業創出のための地域の要となっている。

参考資料－人事給与マネジメント改革等の取組み

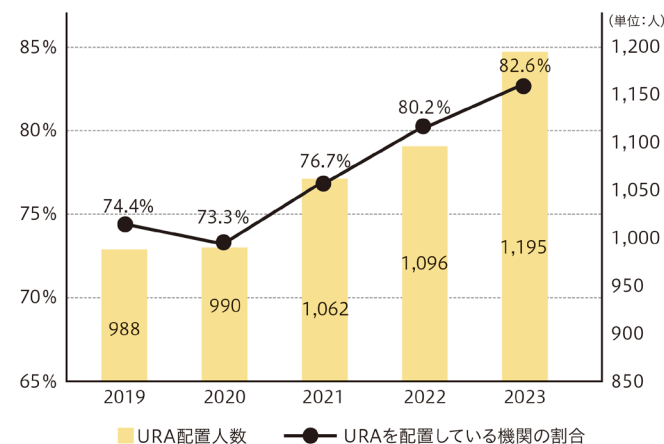
国立大学等における クロスアポイントメント制度実施状況



(注) 導入率は86国立大学における割合、適用人数については86国立大学・4大学共同利用機関法人での人数

(出典) 導入率については文部科学省『大学等における産学連携等実施状況について』（各年度）より国立大学協会事務局作成。適用人数については文部科学省公表資料より国立大学協会事務局作成。

国立大学のURAの配置状況



(出典) 文部科学省『大学等における産学連携等実施状況について』（各年度）より国立大学協会事務局作成

(注) 「URA」は「URA配置支援補助金」「研究大学強化促進費」で雇用されているか、経費を問わずURAとしての業務に専念専従させている者、及び全業務時間の半分以上をURAとしての業務に従事させている者とする。

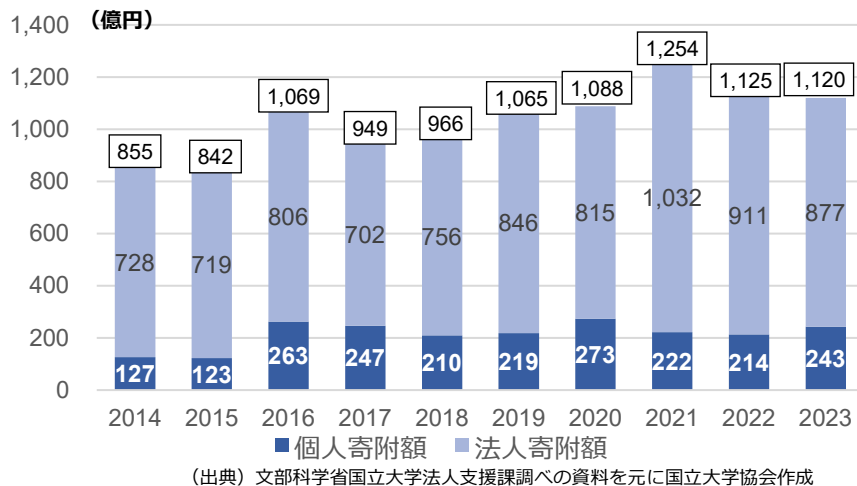
人事給与マネジメント改革－岡山大学の取組み事例

- 新たに常勤理事に任命された者は理事業務に専念し、兼業としての教育研究等を禁止。プロ経営者として法人経営を担う。（2026年度～）
- 将来の常勤理事を育成するシステムを構築（2028年度までに実施）－教職員が常勤理事になる前に高度専門職のUA（University Administrator）職を兼任し、UA制度によって常勤理事候補者を育成する。（教員から直接常勤理事には就任できない）
- 准教授、講師、助教の採用及び講師、助教から准教授、講師への昇任については、原則として博士号取得後15年以内（医学、歯学又は獣医学に係る博士の学位取得者で、学位取得後に医師法、歯科医師法又は獣医師法に定める臨床研修を修了した者については学位取得後17年）の者を対象とする（ライフイベント等の考慮あり）（出典）岡山大学HP新着ニュース2025.4.23付,2026.2.5付

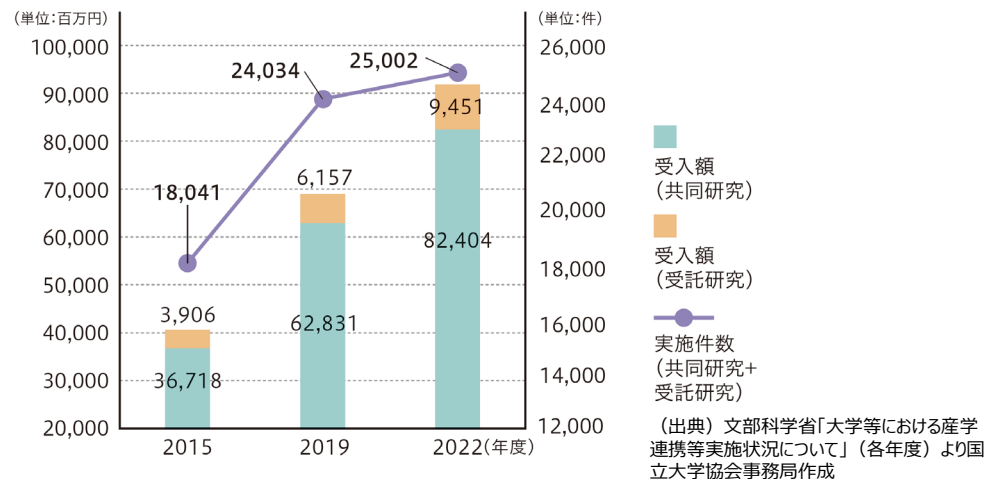
クロスアポイントメントの拡大や、様々な改革の取組みが進められている。
URAの配置も拡大しているが、良い人材を安定的に雇用するための財源の確保が課題。

参考資料－外部資金の状況

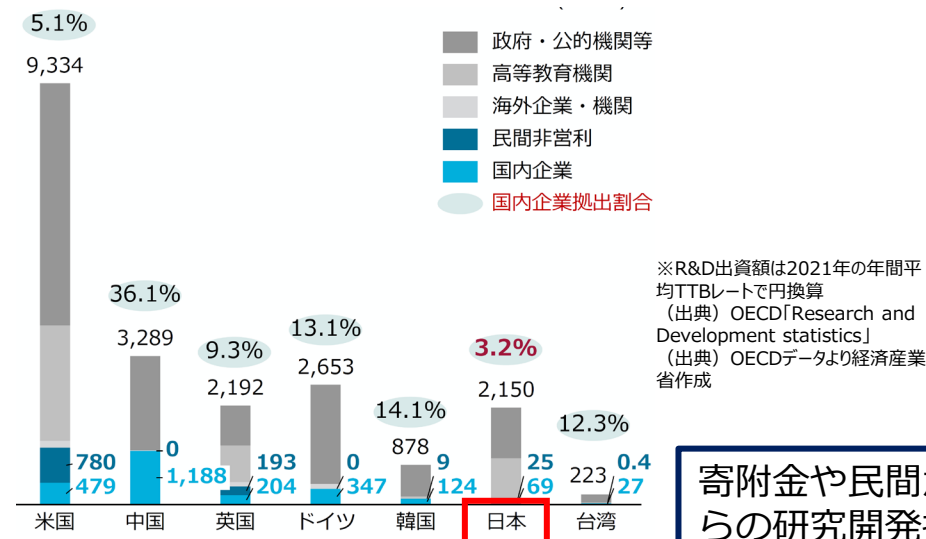
国立大学法人への寄附の状況



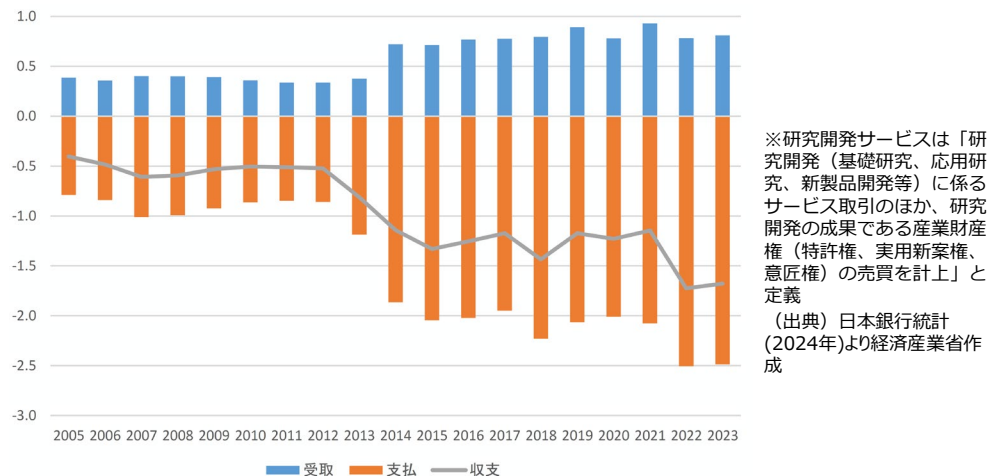
国立大学等における民間企業等との共同研究・受託研究実施件数及び研究費受入額



高等教育機関のR&D支出および国内企業による拠出割合 (2021年)



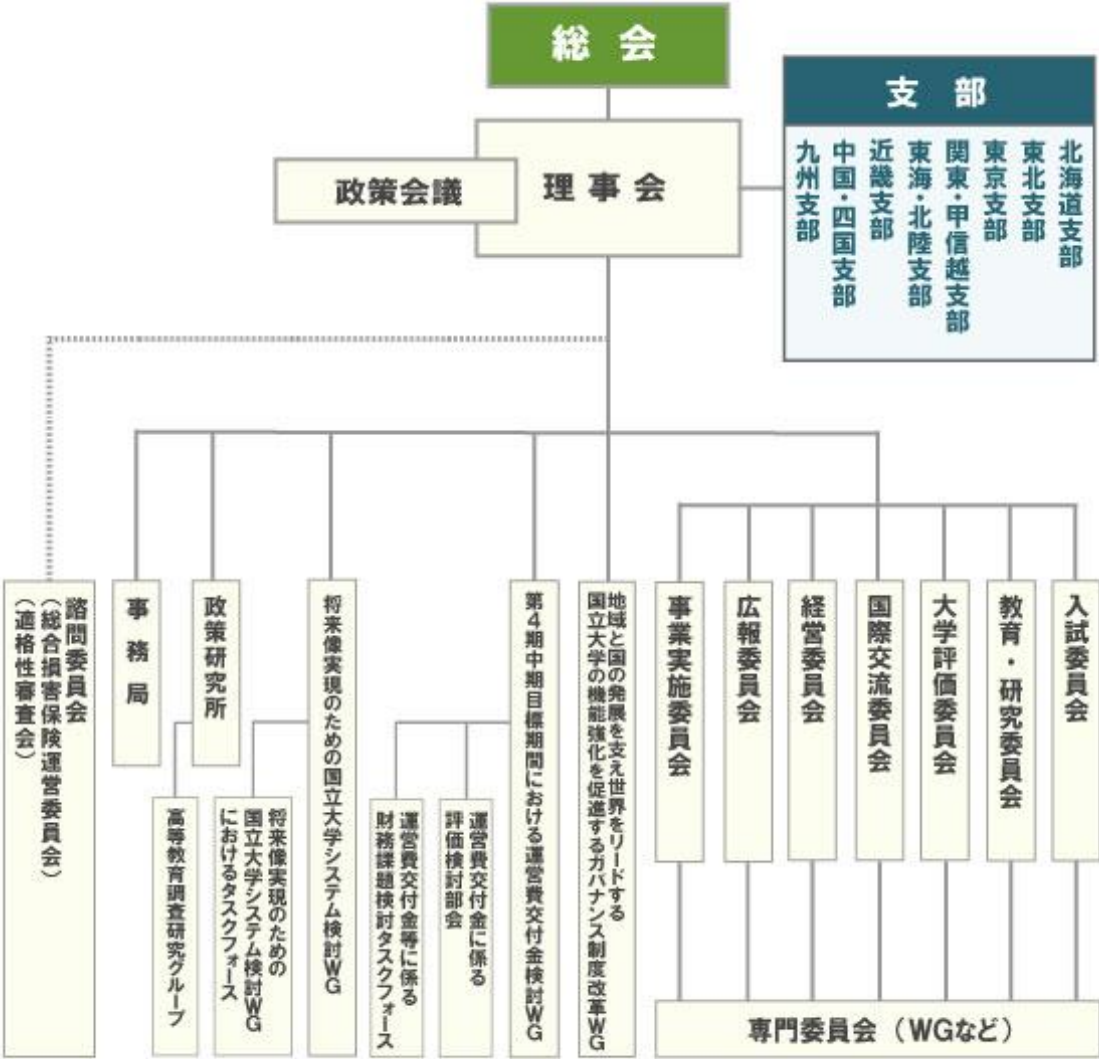
研究開発サービス収支の状況



寄附金や民間からの資金も増加傾向にあるが、諸外国に比べ、企業からの研究開発投資は少ない。

Ⅳ 令和7年度 国立大学協会概要

(1) 国立大学協会組織図



会 員 名 簿

(2) 会員及び学長・機構長一覧(令和7年4月～令和8年3月)

会員(法人名)	学長等	会員(法人名)	学長等	会員(法人名)	学長等
北海道大学	寶金 清博	埼玉大学	坂井 貴文	奈良国立大学機構	榑 裕之
北海道教育大学	田口 哲	千葉大学	横手 幸太郎	奈良教育大学	宮下 俊也
室蘭工業大学	松田 瑞史	横浜国立大学	梅原 出	奈良女子大学	高田 将志
北海道国立大学機構	長谷山 彰	総合研究大学院大学	永田 敬	奈良先端科学技術大学院大学	塩崎 一裕
小樽商科大学	穴沢 眞	新潟大学 (～令和8年1月31日)	牛木 辰男	和歌山大学	本山 貢
帯広畜産大学	長澤 秀行	新潟大学 (～令和8年2月1日)	染矢 俊幸	鳥取大学	原田 省
北見工業大学	榮坂 俊雄	長岡技術科学大学	鎌土 重晴	島根大学	大谷 浩
旭川医科大学	西川 祐司	上越教育大学	林 泰成	岡山大学	那須 保友
弘前大学	福田 眞作	山梨大学	中村 和彦	広島大学	越智 光夫
岩手大学	小川 智	信州大学	中村 宗一郎	山口大学	谷澤 幸生
東北大学	富永 悌二	富山大学	齋藤 滋	徳島大学	河村 保彦
宮城教育大学	松岡 尚敏	金沢大学	和田 隆志	鳴門教育大学	佐古 秀一
秋田大学	南谷 佳弘	北陸先端科学技術大学院大学	寺野 稔	香川大学	上田 夏生
山形大学	玉手 英利	福井大学	内木 宏延	愛媛大学	仁科 弘重
福島大学	三浦 浩喜	静岡大学	日詰 一幸	高知大学	受田 浩之
東京大学	藤井 輝夫	浜松医科大学	渡邊 裕司	福岡教育大学	飯田 慎司
東京外国語大学	春名 展生	東海国立大学機構	松尾 清一	九州大学	石橋 達朗
東京科学大学 (理事長)	大竹 尚登	岐阜大学	吉田 和弘	九州工業大学	三谷 康範
東京科学大学 (学長)	田中 雄二郎	名古屋大学	杉山 直	佐賀大学 (～令和7年9月30日)	児玉 浩明
東京学芸大学	國分 充	愛知教育大学	野田 敦敬	佐賀大学 (～令和7年10月1日)	野出 孝一
東京農工大学	千葉 一裕	名古屋工業大学	小畑 誠	長崎大学	永安 武
東京芸術大学	日比野 克彦	豊橋技術科学大学	若原 昭浩	熊本大学	小川 久雄
東京海洋大学	井関 俊夫	三重大学	伊藤 正明	大分大学	北野 正剛
お茶の水女子大学	佐々木 泰子	滋賀大学	竹村 彰通	宮崎大学	鮫島 浩
電気通信大学	田野 俊一	滋賀医科大学	上本 伸二	鹿児島大学	井戸 章雄
一橋大学	中野 聡	京都大学	湊 長博	鹿屋体育大学	金久 博昭
政策研究大学院大学	大田 弘子	京都教育大学	太田 耕人	琉球大学	喜納 育江
茨城大学	太田 寛行	京都工芸繊維大学	吉本 昌広	(特別会員)	機 構 長
筑波大学	永田 恭介	大阪大学	熊ノ郷 淳	人間文化研究機構	木部 暢子
筑波技術大学	石原 保志	大阪教育大学	岡本 幾子	自然科学研究機構	川合 眞紀
宇都宮大学	池田 宰	兵庫教育大学	森山 潤	高エネルギー加速器研究機構	浅井 祥仁
群馬大学	石崎 泰樹	神戸大学	藤澤 正人	情報・システム研究機構	喜連川 優

(3) 役員、委員会委員等名簿（令和7年4月～令和8年3月）

役員等（理事・監事・会長補佐）
（令和7年4月1日～令和7年6月25日）

理事（会 長）	永田 恭介	筑波大学長
理事（副会長）	寶金 清博	北海道大学長
理事（副会長）	藤澤 正人	神戸大学長
理事（副会長）	湊 長博	京都大学長
理事（副会長・会長指名）	佐々木 泰子	お茶の水女子大学長
理事（専務理事・会長指名）	林 佳世子	前東京外国語大学長
理事（常務理事・会長指名）	村田 善則	国立大学協会事務局長
理事	西川 祐司	旭川医科大学長
理事	富永 悌二	東北大学長
理事	松岡 尚敏	宮城教育大学長
理事	藤井 輝夫	東京大学長
理事	春名 展生	東京外国語大学長
理事	大竹 尚登	東京科学大学理事長
理事	梅原 出	横浜国立大学長
理事	牛木 辰男	新潟大学長
理事（会長指名）	和田 隆志	金沢大学長
理事	内木 宏延	福井大学長
理事	松尾 清一	東海国立大学機構長
理事	熊ノ郷 淳	大阪大学長
理事	原田 省	鳥取大学長
理事	河村 保彦	徳島大学長
理事（会長指名）	仁科 弘重	愛媛大学長
理事	石橋 達朗	九州大学長
理事（会長指名）	兒玉 浩明	佐賀大学長
理事	小川 久雄	熊本大学長
監事	田野 俊一	電気通信大学長
監事	伊藤 正明	三重大学長
会長補佐	中野 聡	一橋大学長
会長補佐	岡本 幾子	大阪教育大学長
会長補佐	塩崎 一裕	奈良先端科学技術大学院大学長
会長補佐	越智 光夫	広島大学長
会長補佐	浅井 祥仁	高エネルギー加速器研究機構長

役員等（理事・監事・会長補佐）
（令和7年6月25日～令和8年3月31日）

理事（会 長）	藤井 輝夫	東京大学長
理事（副会長）	寶金 清博	北海道大学長
理事（副会長）	越智 光夫	広島大学長
理事（副会長）	梅原 出	横浜国立大学長
理事（副会長・会長指名）	喜納 育江	琉球大学長
理事（専務理事・会長指名）	林 佳世子	前東京外国語大学長
理事（常務理事・会長指名）	村田 善則	国立大学協会事務局長
理事・顧問	永田 恭介	筑波大学長
理事	松田 瑞史	室蘭工業大学長
理事	富永 悌二	東北大学長
理事	三浦 浩喜	福島大学長
理事	大竹 尚登	東京科学大学理事長
理事	佐々木 泰子	お茶の水女子大学長
理事	横手 幸太郎	千葉大学長
理事（会長指名）	永田 敬	総合研究大学院大学長
理事	松尾 清一	東海国立大学機構長
理事	和田 隆志	金沢大学長
理事	伊藤 正明	三重大学長
理事	湊 長博	京都大学長
理事	熊ノ郷 淳	大阪大学長
理事（会長指名）	岡本 幾子	大阪教育大学長
理事	塩崎 一裕	奈良先端科学技術大学院大学長
理事（会長指名）	那須 保友	岡山大学長
理事	佐古 秀一	鳴門教育大学長
理事	石橋 達朗	九州大学長
理事	小川 久雄	熊本大学長
理事	鮫島 浩	宮崎大学長
監事	春名 展生	東京外国語大学長
監事	受田 浩之	高知大学長
会長補佐	長谷山 彰	北海道国立大学機構理事長
会長補佐	南谷 佳弘	秋田大学長
会長補佐	田野 俊一	電気通信大学長
会長補佐	中村 和彦	山梨大学長
会長補佐	小畑 誠	名古屋工業大学長
会長補佐	竹村 彰通	滋賀大学長
会長補佐	川合 眞紀	自然科学研究機構長

入試委員会

(令和7年4月1日～令和7年6月25日)

【委員長】

兒玉 浩明 佐賀大学長

【副委員長】

春名 展生 東京外国語大学長

原田 省 鳥取大学長

【委員】

松田 瑞史 室蘭工業大学長

三浦 浩喜 福島大学長

井関 俊夫 東京海洋大学長

池田 宰 宇都宮大学長

中村 宗一郎 信州大学長

渡邊 裕司 浜松医科大学長

寺野 稔 北陸先端科学技術大学院大学長

太田 耕人 京都教育大学長

高田 将志 奈良女子大学長

谷澤 幸生 山口大学長

飯田 慎司 福岡教育大学長

【専門委員】

葛岡 英明 東京大学教授

根岸 雅史 東京外国語大学世界言語社会教育センター特任教員

島田 康行 筑波大学教授

大谷 奨 筑波大学教授

西郡 大 佐賀大学教授・アドミッションセンター長

植野 真臣 電気通信大学教授

入試委員会

(令和7年6月25日～令和8年3月31日)

【委員長】

梅原 出 横浜国立大学長

【副委員長】

松田 瑞史 室蘭工業大学長

三浦 浩喜 福島大学長

伊藤 正明 三重大学長

【委員】

長澤 秀行 帯広畜産大学長

松岡 尚敏 宮城教育大学長

井関 俊夫 東京海洋大学長

池田 宰 宇都宮大学長

林 泰成 上越教育大学長

寺野 稔 北陸先端科学技術大学院大学長

渡邊 裕司 浜松医科大学長

太田 耕人 京都教育大学長

高田 将志 奈良女子大学長

上田 夏生 香川大学長

兒玉 浩明 佐賀大学長（令和7年9月30日まで）

野出 孝一 佐賀大学長（令和7年10月1日から）

【専門委員】（令和7年7月25日から）

葛岡 英明 東京大学教授

島田 康行 筑波大学教授

大谷 奨 筑波大学教授

西郡 大 佐賀大学教授・アドミッションセンター長

植野 真臣 電気通信大学教授

石井 秀宗 名古屋大学・教授教育基盤連携本部

アドミッションG・高大連携Gグループ統括長

宮本 友弘 東北大学教授

教育・研究委員会

(令和7年4月1日～令和7年6月25日)

【委員長】

藤井 輝夫 東京大学長

【副委員長】

仁科 弘重 愛媛大学長

富永 悌二 東北大学長

西川 祐司 旭川医科大学長

【委員】

田口 哲 北海道教育大学長

福田 眞作 弘前大学長

大田 弘子 政策研究大学院大学長

石原 保志 筑波技術大学長

中村 和彦 山梨大学長

若原 昭浩 豊橋技術科学大学長

吉本 昌広 京都工芸繊維大学長

本山 貢 和歌山大学長

三谷 康範 九州工業大学長

永安 武 長崎大学長

【専門委員】

辻 佳子 東京大学環境安全研究センター教授

竹内 比呂也 千葉大学副学長（教育改革・学修支援）

後藤 弘子 千葉大学理事・副学長

束村 博子 名古屋大学名誉教授、大学院生命農学研究科特任教授

江藤 みちる 三重大学大学院医学系研究科講師

尾上 孝雄 大阪大学理事・副学長

上林 憲雄 神戸大学大学院経営学研究科教授

平尾 元彦 山口大学教育・学生支援機構キャリアセンター教授

小代 哲也 岡山大学理事・事務総長

船守 美穂 国立情報学研究所情報社会相関研究系准教授

小林 雅之 桜美林大学教育探究科学群長・特任教授、東京大学名誉教授

吉田 素文 熊本大学大学院生命科学研究部教授

教育・研究委員会

(令和7年6月25日～令和8年3月31日)

【委員長】

湊 長博 京都大学長

【副委員長】

富永 悌二 東北大学長

和田 隆志 金沢大学長

塩崎 一裕 奈良先端科学技術大学院大学長

【委員】

田口 哲 北海道教育大学長

福田 眞作 弘前大学長

大田 弘子 政策研究大学院大学長

永田 敬 総合研究大学院大学長

中村 宗一郎 信州大学長

杉山 直 名古屋大学長

吉本 昌広 京都工芸繊維大学長

森山 潤 兵庫教育大学長

仁科 弘重 愛媛大学長

三谷 康範 九州工業大学長

永安 武 長崎大学長

【専門委員】(令和7年7月14日から)

辻 佳子 東京大学環境安全研究センター教授

齊藤 美佳子 東京農工大学大学院工学研究院教授

竹内 比呂也 千葉大学副学長(教育改革・学修支援)

尾上 孝雄 大阪大学理事・副学長

上林 憲雄 神戸大学大学院経営学研究科教授

岡田 真理子 和歌山大学経済学部准教授

小代 哲也 岡山大学理事・事務総長

鍋山 祥子 山口大学副学長(ダイバーシティ推進担当)

平尾 元彦 山口大学教育・学生支援機構キャリアセンター教授

吉田 素文 熊本大学大学院生命科学研究部教授

船守 美穂 国立情報学研究所情報社会相関研究系准教授

小林 雅之 桜美林大学教育探究科学群長・特任教授、東京大学名誉教授

大学評価委員会

(令和7年4月1日～令和7年6月25日)

【委員長】

寶金 清博 北海道大学長

【副委員長】

熊ノ郷 淳 大阪大学長

小川 久雄 熊本大学長

【委員】

長澤 秀行 帯広畜産大学長

南谷 佳弘 秋田大学長

田野 俊一 電気通信大学長

中野 聡 一橋大学長

横手 幸太郎 千葉大学長

永田 敬 総合研究大学院大学長

日詰 一幸 静岡大学長

森山 潤 兵庫教育大学長

大谷 浩 島根大学長

佐古 秀一 鳴門教育大学長

金久 博昭 鹿屋体育大学長

【専門委員】

林 隆之 政策研究大学院大学教授

両角 亜希子 東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策コース教授

大学評価委員会

(令和7年6月25日～令和8年3月31日)

【委員長】

寶金 清博 北海道大学長

【副委員長】

小川 久雄 熊本大学長

佐古 秀一 鳴門教育大学長

【委員】

穴沢 眞 小樽商科大学長

南谷 佳弘 秋田大学長

田野 俊一 電気通信大学長

中野 聡 一橋大学長

坂井 貴文 埼玉大学長

鎌土 重晴 長岡技術科学大学長

若原 昭浩 豊橋技術科学大学長

竹村 彰通 滋賀大学長

大谷 浩 島根大学長

河村 保彦 徳島大学長

金久 博昭 鹿屋体育大学長

【専門委員】(令和7年7月9日から)

林 隆之 政策研究大学院大学教授

両角 亜希子 東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策コース教授

国際交流委員会

(令和7年4月1日～令和7年6月25日)

【委員長】

湊 長博 京都大学長

【副委員長】

牛木 辰男 新潟大学長

和田 隆志 金沢大学長

【委員】

穴沢 眞 小樽商科大学長

小川 智 岩手大学長

佐々木 泰子 お茶の水女子大学長

石崎 泰樹 群馬大学長

吉田 和弘 岐阜大学長

塩崎 一裕 奈良先端科学技術大学院大学長

那須 保友 岡山大学長

北野 正剛 大分大学長

喜納 育江 琉球大学長

【専門委員】

林 香里 東京大学理事・副学長

Benton Caroline F. 筑波大学ビジネスサイエンス系教授

織田 雄一 岡山大学学術研究院共通教育・グローバル領域
グローバル人材育成院教授

坪井 望 新潟大学副学長

小幡 浩司 福井大学国際地域学部教授

中内 茂樹 豊橋技術科学大学特命理事・副学長

堀田 泰司 広島大学名誉教授

福井 清 徳島大学学長特別補佐

石原 昌英 琉球大学国際地域創造学部客員研究員

国際交流委員会

(令和7年6月25日～令和8年3月31日)

【委員長】

永田 恭介 筑波大学長

【副委員長】

那須 保友 岡山大学長

大竹 尚登 東京科学大学理事長

【委員】

榮坂 俊雄 北見工業大学長

小川 智 岩手大学長

春名 展生 東京外国語大学長

牛木 辰男 新潟大学長（令和8年1月31日まで）

染矢 俊幸 新潟大学長（令和8年2月1日から）

内木 宏延 福井大学長

吉田 和弘 岐阜大学長

本山 貢 和歌山大学長

北野 正剛 大分大学長

喜納 育江 琉球大学長

【専門委員】（令和7年7月10日から）

Benton Caroline F. 筑波大学ビジネスサイエンス系教授
（令和7年11月30日まで）

大根田 修 筑波大学副学長（令和7年12月1日から）

坪井 望 新潟大学副学長

小幡 浩司 福井大学国際地域学部教授

中内 茂樹 豊橋技術科学大学特命理事・副学長

堀田 泰司 広島大学名誉教授

織田 雄一 岡山大学学術研究院共通教育・グローバル領域
グローバル人材育成院教授

福井 清 徳島大学学長特別補佐

木暮 一啓 琉球大学理事・副学長

経営委員会

(令和7年4月1日～令和7年6月25日)

【委員長】

藤澤 正人 神戸大学長

【副委員長】

石橋 達朗 九州大学長

大竹 尚登 東京科学大学理事長

【委員】

榮坂 俊雄 北見工業大学長

玉手 英利 山形大学長

田中 雄二郎 東京科学大学長

國分 充 東京学芸大学長

太田 寛行 茨城大学長

小畑 誠 名古屋工業大学長

伊藤 正明 三重大学長

竹村 彰通 滋賀大学長

上本 伸二 滋賀医科大学長

越智 光夫 広島大学長

上田 夏生 香川大学長

井戸 章雄 鹿児島大学長

【専門委員】

角田 喜彦 東京大学理事

木下 孝洋 東京外国語大学理事・事務局長

大淵 学 高知大学理事・事務局長

八田 弘 大学改革支援・学位授与機構審議役

大鳥 精司 千葉大学医学部附属病院長

塩崎 英司 国立大学病院長会議理事・事務局長

経営委員会

(令和7年6月25日～令和8年3月31日)

【委員長】

越智 光夫 広島大学長

【副委員長】

石橋 達朗 九州大学長

横手 幸太郎 千葉大学長

熊ノ郷 淳 大阪大学長

【委員】

西川 祐司 旭川医科大学長

玉手 英利 山形大学長

田中 雄二郎 東京科学大学長

國分 充 東京学芸大学長

中村 和彦 山梨大学長

小畑 誠 名古屋工業大学長

上本 伸二 滋賀医科大学長

藤澤 正人 神戸大学長

原田 省 鳥取大学長

谷澤 幸生 山口大学長

井戸 章雄 鹿児島大学長

【専門委員】(令和7年7月17日から)

角田 喜彦 東京大学理事

村上 良行 東京海洋大学理事・副学長

丸山 浩 千葉大学理事・事務局長

古田 和之 九州大学理事・事務局長

尾田 史郎 大分大学理事・事務局長

大鳥 精司 千葉大学医学部附属病院長

塩崎 英司 国立大学病院長会議理事・事務局長

広報委員会

(令和7年4月1日～令和7年6月25日)

【委員長】

佐々木 泰子 お茶の水女子大学長

【副委員長】

河村 保彦 徳島大学長

松岡 尚敏 宮城教育大学長

【委員】

長谷山 彰 北海道国立大学機構理事長

日比野 克彦 東京藝術大学長

鎌土 重晴 長岡技術科学大学長

齋藤 滋 富山大学長

杉山 直 名古屋大学長

岡本 幾子 大阪教育大学長

榊 裕之 奈良国立大学機構理事長

林 佳世子 専務理事・前東京外国語大学長

村田 善則 常務理事・事務局長

【専門委員】

加藤 美砂子 お茶の水女子大学理事・副学長(総務・理系女性育成・創立150周年事業・同窓会)

藤崎 圭一郎 東京藝術大学美術学部教授

山崎 一希 茨城大学広報・アウトリーチ支援室副室長・主幹専門職

広報委員会

(令和7年6月25日～令和8年3月31日)

【委員長】

喜納 育江 琉球大学長

【副委員長】

佐々木 泰子 お茶の水女子大学長

岡本 幾子 大阪教育大学長

【委員】

長谷山 彰 北海道国立大学機構理事長

日比野 克彦 東京藝術大学長

石原 保志 筑波技術大学長

齋藤 滋 富山大学長

日詰 一幸 静岡大学長

榊 裕之 奈良国立大学機構理事長

林 佳世子 専務理事・前東京外国語大学長

村田 善則 常務理事・事務局長

【専門委員】(令和7年7月17日から)

加藤 美砂子 お茶の水女子大学理事・副学長(総務・理系女性育成・創立150周年事業・同窓会)

西川 朋子 文部科学省「トビタテ!留学JAPAN」広報・マーケティングチームリーダー
文部科学省広報戦略アドバイザー

塩沢 真理子 東京科学大学アントレプレナーシップ教育機構特任教授
Succeed 代表取締役
元文部科学省広報戦略アドバイザー

事業実施委員会

(令和7年4月1日～令和7年6月25日)

【委員長】

松尾 清一 東海国立大学機構長

【副委員長】

内木 宏延 福井大学長

梅原 出 横浜国立大学長

【委員】

千葉 一裕 東京農工大学長

坂井 貴文 埼玉大学長

林 泰成 上越教育大学長

野田 敦敬 愛知教育大学長

宮下 俊也 奈良教育大学長

受田 浩之 高知大学長

鮫島 浩 宮崎大学長

【専門委員】

吉武 博通 学校法人東京家政学院理事長、筑波大学名誉教授

森 朋子 学校法人桐蔭学園 桐蔭横浜大学長

宮川 勉 名古屋工業大学副理事・事務局長

東 高之 大学改革支援・学位授与機構管理部長

事業実施委員会

(令和7年6月25日～令和8年3月31日)

【委員長】

松尾 清一 東海国立大学機構長

【副委員長】

鮫島 浩 宮崎大学長

永田 敬 総合研究大学院大学長

【委員】

千葉 一裕 東京農工大学長

太田 寛行 茨城大学長

石崎 泰樹 群馬大学長

野田 敦敬 愛知教育大学長

宮下 俊也 奈良教育大学長

受田 浩之 高知大学長

飯田 慎司 福岡教育大学長

【専門委員】(令和7年9月1日から)

吉武 博通 学校法人東京家政学院理事長、筑波大学名誉教授

森 朋子 学校法人桐蔭学園 桐蔭横浜大学長

宮川 勉 名古屋工業大学副理事・事務局長

薄井 賢次 福井大学総務部長

国立大学法人総合損害保険運営委員会
(令和7年4月1日～令和7年6月25日)

(国立大学法人等関係者)

【座 長】

角田 喜彦 東京大学理事

【副座長】

米田 保晴 信州大学名誉教授

【委 員】

米澤 聡司 北海道国立大学機構理事・事務局長

織田島 孝広 三重大学副理事・事務局長

小幡 泰弘 京都大学理事

金岡 京子 東京海洋大学教授

岩澤 政寛 銀泉リスクソリューションズ株式会社前代表取締役社長

国立大学法人総合損害保険運営委員会
(令和7年6月25日～令和8年3月31日)

(国立大学法人等関係者)

【座 長】(令和7年9月5日から)

角田 喜彦 東京大学理事

【副座長】(令和7年9月5日から)

小幡 泰弘 京都大学理事

【委 員】

米澤 聡司 北海道国立大学機構理事・事務局長

織田島 孝広 三重大学副理事・事務局長

山本 仁 大阪大学安全衛生管理部教授

安井 俊晃 香川大学教授

島本 恵一郎 銀泉リスクソリューションズ株式会社取締役

政策研究所運営委員会

(令和7年4月1日～令和7年6月25日)

【委員長】

佐々木 泰子 お茶の水女子大学長

【委員】

大田 弘子 政策研究大学院大学長

佐古 秀一 鳴門教育大学長

千葉 一裕 東京農工大学長

日詰 一幸 静岡大学長

金子 元久 東京大学名誉教授

木谷 雅人 国立大学協会参与

戸渡 速志 国立大学協会参与

小林 信一 広島大学高等教育研究開発センター長・特任教授

濱中 義隆 国立教育政策研究所高等教育研究部長

林 隆之 政策研究大学院大学政策研究科教授

水田 健輔 大学改革支援・学位授与機構教授

吉武 博通 学校法人東京家政学院理事長、筑波大学名誉教授

米澤 彰純 東北大学グローバル戦略室教授

林 佳世子 専務理事・政策研究所長

村田 善則 常務理事・事務局長

【研究所顧問】

山本 健慈 国立大学協会参与

政策研究所運営委員会

(令和7年6月25日～令和8年3月31日)

【委員長】

喜納 育江 琉球大学長

【委員】(令和8年1月1日から)

林 佳世子 国立大学協会政策研究所長・専務理事

大田 弘子 政策研究大学院大学長

佐古 秀一 鳴門教育大学長

千葉 一裕 東京農工大学長

日詰 一幸 静岡大学長

濱中 義隆 国立教育政策研究所高等教育研究部長

林 隆之 政策研究大学院大学政策研究科教授

水田 健輔 大学改革支援・学位授与機構教授

吉武 博通 学校法人東京家政学院理事長、筑波大学名誉教授

米澤 彰純 東北大学 国際戦略室副室長・教授

村田 善則 常務理事・事務局長

戸渡 速志 有限会社国大協サービス社長



一般社団法人 国立大学協会

The Japan Association of National Universities

住 所：〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-1-2
学術総合センター4階
National Center of Sciences Bldg.4F
2-1-2 Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0003, Japan

T E L：03-4212-3506
+81-3-4212-3506

Website：https://www.janu.jp/

E-mail：soumu@janu.jp